

官報 号外

昭和五十二年四月二十二日

○第八十回 参議院會議録第十号

昭和五十二年四月二十二日(金曜日)

午前十時八分開議

○議事日程 第十号

昭和五十二年四月二十二日

午前十時開議

- 第一 国際農業開発基金を設立する協定の締結について承認を求めるの件(衆議院送付)
- 第二 千九百七十二年の海上における衝突の予防のための国際規則に関する条約の締結について承認を求めるの件(衆議院送付)
- 第三 国際農業開発基金への加盟に伴う措置に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)
- 第四 日本放送協会昭和四十八年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書並びにこれに関する説明書
- 第五 農業改良助長法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)
- 第六 農業改良資金助成法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)
- 第七 沖繩の弁護士資格者等に対する本邦の弁護士資格等の付与に関する特別措置法の一部を改正する法律案(衆議院提出)
- 第八 恩給法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)
- 第九 国立学校設置法及び国立養護教諭養成所設置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○本日の会議に付した案件

一、裁判官弾劾裁判所裁判員及び豪雪地帯対策審議会委員の選挙

- 一、国家公務員等の任命に関する件
- 二、昭和五十二年度の公債の発行の特例に関する法律案(趣旨説明)
- 三、雇用保険法等の一部を改正する法律案(趣旨説明)

一、領海法案及び漁業水域に関する暫定措置法案(趣旨説明)

以下 議事日程のとおり

○議長(河野謙三君) これより会議を開きます。

この際、欠員中の裁判官弾劾裁判所裁判員、豪雪地帯対策審議会委員各一名の選挙を行います。

○井上吉夫君 各種委員の選挙は、いずれもその手続を省略し、議長において指名することの動議を提出いたします。

○久保巨君 私は、ただいまの井上君の動議に賛成いたします。

○議長(河野謙三君) 井上君の動議に御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(河野謙三君) 御異議ないと認めます。

よって、議長は、裁判官弾劾裁判所裁判員に内藤三郎君を、豪雪地帯対策審議会委員に塚田十一郎君を、

それぞれ指名いたします。

○議長(河野謙三君) この際、国家公務員等の任命に関する件についてお諮りいたします。

内閣から、日本放送協会経営委員会委員に伊藤義郎君、田部長右衛門君、花村仁二郎君、村井八郎君、横田信夫君を任命することについて、本院の同意を求めてまいりました。内閣申し出のとおり、これに同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(河野謙三君) 過半数と認めます。よって、これに同意することに決しました。

○議長(河野謙三君) この際、日程に追加して、昭和五十二年度の公債の発行の特例に関する法律案について、提出者の趣旨説明を求めたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(河野謙三君) 御異議ないと認めます。坊大蔵大臣。

〔國務大臣坊秀男君登壇、拍手〕

○國務大臣(坊秀男君) 昭和五十二年度の公債の発行の特例に関する法律案の趣旨を御説明申し上げます。

御承知のとおり、五十年春を底に回復過程をたどってきたわが国経済は、昨年夏以降回復の足取りがやや緩慢化しており、失速が懸念される状況にはないものの、景気回復をさらに力強く、かつ確実なものとする必要があると考えられます。また、わが国財政は、一般会計歳入予算の約三割を公債金収入により賄うという、諸外国にも例を見ない異常な事態に立ち至っております。このような現状に顧み、昭和五十二年年度予算は、景気の着実な回復と国民生活の安定を図るとともに、財政の健全化に努めるといふ二つの課題を達

成することを主眼として編成いたしました。

ところで、昭和五十二年年度においては、歳入面では、中小所得者の負担軽減を中心とする所得税減税を行う一方、現行税制の仕組みの中で当面の経済運営の方向と矛盾しない範囲内において増収措置を講ずることとしたしましたが、なお十分な租税収入を期待できない状況にあります。

他方、歳出面では、さきに申し述べました財政の課題にこたえていくためには、財政体質の改善合理化を図るとともに、社会経済情勢に相応した適切な予算規模を確保する必要があります。

このような歳入歳出面の状況に顧み、昭和五十二年年度においても、同年度の特例措置として、前年度に引き続き、財政法の規定による公債のほかに、特例公債によらざるを得ないと考えるものであります。

このため、昭和五十二年年度の一般会計歳出の財源に充てるため、国会の議決を経た金額の範囲内で特例公債を発行できるとする法律案を提案するものであります。

しかし、このような措置はあくまで特例的な措置であり、特例公債に依存する財政からできるだけ速やかに脱却することが財政運営の要諦であることは申すまでもありません。政府としては、財政の健全化を実現するよう全力を尽くす決意であります。

以上、昭和五十二年年度の公債の発行の特例に関する法律案の趣旨について御説明申し上げます。次第であります。(拍手)

○議長(河野謙三君) ただいまの趣旨説明に対し、質疑の通告がございます。順次発言を許します。竹田四郎君。

〔竹田四郎君登壇、拍手〕

○竹田四郎君 私は、日本社会党を代表して、ただいま議題となりました昭和五十二年年度の公債発行の特例に関する法律案について質疑を行います。総理初め、関係大臣の明確な御答弁を求めます。

質問の第一点は、福田総理の政治責任についてであります。

あなたは、昭和四十年不況に直面し、時の大蔵大臣として、初めて国債発行をあえて行いました。このことよって、企業も個人も貯蓄を持つゆとりある生活、財政新時代を謳歌いたしました。景気が回復して、最後の高度成長時代を迎えました。わが党の先輩議員の正当な警告と反対にもかかわらず、いわゆる火種論と称し、国債発行を続けました。戦時経済を克服し確立された財政民主主義をうたった財政法第四第一項に公然と挑戦をいたしました。税制民主化、公平、公正化をかたがり捨てて、不公正税制を温存、拡大させたのであります。

二千億円で発足した国債発行額は六千億円の間に、そして好況によって一時三、四千億円に低下したものの、再び一兆円台、二兆円台にも雪だるま式に激増し、昭和五十年代には特別国債にまで拡大して五兆円台に、昨年は七兆円、そして本年は八兆四千八百億円となり、国債を抱いた財政から国債に取りつかれた財政に変質しました。福田さん、あなたがちよっと借用した財政法第四第一項のただし書の小鬼は、ついに財政法という怪物にまでなつてしまいました。一般会計の国債依存率は先進国の約二倍を超え、最高の三割近くにもなつてしまいました。この間、福田総理は、政府及び与党の重要な地位にあり、政策や予算を左右し得る立場にあつたのであります。財政運営の戒めも正当な警告も聞かず、国債発行の推進役を務めてまいりました。昭和五十五年年度には国債残高五十五兆円が予想されるに至つたことは、財政運営の放漫と失敗の責めを免れるわけにはまいらぬと思ひます。総理は、自画自賛した財政新時代が、そしてまた「総理の福田」が間違つていたことを率直に認めるべきであると思ひますが、自己反省の弁があるのかどうか、明確にしていただきたいと存じます。

第二点は、今後の危険な展望についてであります。

特別国債がこれだけ多額に累積し、今後継続されることとなると、国債元利の償還等に充てる費用、すなわち、国債費の公債金収入に占める割合もぐんぐん大きくなってきております。昭和五十一年度で二二・九％、五十二年度は二七・七％となり、五十五年年度では七割と試算されており、将来はもっとふえることも予想されます。償還のための国債発行という自転車操業的な悪循環の危険があります。すでに五十一年度の国債費が一兆七千億円、国民一人当たり一萬六千円、五十二年年度には二兆三千億円、国民一人当たり約二万円、そして五十五年年度には一人当たり四万円を借金返済に充てることとなります。一般会計の中のシェアも八・二％にまでなつております。これでは財政硬直化を免れることはできませんし、新規事業に振り向ける予算もきわめて窮乏になることは必然で、反面、ようやく芽を出してきた福祉の切り捨てや、あるいは間接税増徴という最も安易な道を突く走る危険性、国民生活を圧迫する危険を大きくはらむことになり、それがそうした心配を国民に決して与えないと総理は断言することができません。明快な、国民の納得できる答弁を求めます。

第三に、赤字財政からの脱却、赤字国債からの訣別の明確な計画とその実行方法を示されたい。大蔵省は昨年二月、財政収支試算表を提出されましたが、一年もたたぬうちにほごになり、本年改訂案を出されました。これも実行計画ではなく、手がかり程度のものと坊大蔵大臣は言われまじ。朝令暮改の以上のものであります。昭和五十五年年度までに赤字国債をゼロにするためには、年率二〇・九％の増収増を要するわけになります。しかも、名目成長率は一五ないし一二％を前提としております。世界景気も国内景気もその見通しが立てにくいとき、これは大増税であります。歳出面でも、ふえることはあつても減ることはありません。二八％の支持率しかない福田内閣が、この大増税を実現する力を持っているかどうか、お答えいただきたい。

坊大蔵大臣は、予算委員会において、本年の夏の税制調査会に諮問すると答えられました。国民の関心も大きいので、選挙を通じて討議できるよりの大綱を国民に示すことが真の民主主義と言ふべきだと思ひますが、大蔵大臣の答弁を求めます。

また、この増税法案は一般に付加価値税などの大衆課税、間接税に重点を置かれるのか、増税の内容、方法を同時に明確にされたいと存じます。

第四点は、このような財政危機打開のために、何にも優先して不公平税制の一大改革を執行すべきであると思ひますが、政府の決断をお尋ねいたします。

政府は、赤字財政の責任をもちばら不況にかぶせていますが、私は、不公平税制を、高度成長経済の中で放置してきた積弊だと断じないわけにはまいりません。東京都の新財源構想研究会の報告によると、引当金制度、受取配当益金不算入制度など、法人税法上の優遇税制及び準備金制度、特別償却制度などの租税特別措置による法人課税並びに利子・配当などの所得課税の優遇税制、これらには不公平税制の代表的のものであります。この是正によつて、五十二年二兆七千億円、五十三年度三兆三千億円、五十四年度三兆八千億円、五十五年四兆四兆三千億円の増収増が期待されると算になっております。政府の試算ですと、五十三年度には約四兆円の増収増を必要とすると言われております。東京都の報告三兆円余の不公平税制は正分とはほぼ匹敵するものであり、政府の必要財源の確保可能ということになり、有効な赤字財政打開の道と言わなければなりません。これに対し、政府は、東京都の報告にけちをつけるだけでなく、財界筋と一緒に、不況の折でもあり、景気回復をおくらせる心配もあるからと、開き直つた反論をしておりますが、まことに身勝手な言い分と言わなければなりません。大企業擁護の古い体質の発言であつて、許されないものであります。

不公平税制の是正の主張は、不当な優遇措置をやめ、国民が平等に、公正に納税しようとするものであつて、特定のものに過酷な負担を求めるものではないと思ひます。大企業ほど実質租税負担率が軽いという逆進や、業種別の負担の不均衡を是正することだけで、相当多い財源の確保になるということではありません。一刻も早く不公平、不公平な税制を改めない限り、政府の指向方向について国民の理解は得られませんが、赤字財政の脱却も、内外の厳しい経済情勢の克服も不可能になつてしまつてまいりましょう。福田総理の一大英断を望むものであります。

第五に、国債管理政策についてであります。

政府資金調達についての政府の姿勢は、御用金調達のつもりであります。金融市場の状況とは別個に、大量に、安価に、かつ優先的に、人為的な孤立した市場で、割り当て式に、押しつけ的に調達をしております。したがつて、利子は低く、発行価格は高価格水準を維持するなど、きわめて統制的な調達であります。また、国債消化のためには、その資金を人為的につくり出してあります。政府、日銀の介入がきわめて多いのであります。これではキャピタルロスを生ずる結果にもなり、国債の流動化も進みませんし、景気が少しでも回復すれば、民間資金を圧迫するから、マネーサプライの過剰を生み、インフレをすぐに顕在化させることとなります。国債残高が今日ほどふえてまいりますと、いままでの統制的、強権的調達方法では、金融政策の効果や機能まで台無しにしてしまふこととなります。政府資金の調達、国債発行の諸条件を弾力化し、金融市場で調達する市場原理尊重型に転換すべきであります。政府、日銀の介入をやめるべきであります。このことは、同時に、国債発行に対し財政インフレを解消し、歯どめの装置をつくることを意味します。国債管理政策の大転換を図るべきであると思ひますが、御答弁をいただきたい。

最後に、五十二年年度予算成立、公共事業の前倒

し、公定歩合の-%引き下げ、電力等の民間設備投資の繰り上げにもかかわらず、下半期の景気の停滞が懸念されております。民間設備投資は一向に蘇生せず、国際経済の危機が深化することが明らかになるにつれ、政府・自民党、財界の中から、参議院選挙後に大型補正予算を組むべきだとの声が上がってきております。五十二年年度予算成立直後にすぐ大型補正とは、政府の経済見通しと運営の誤りに対するきわめて痛烈な皮肉だと思ひますが、一方、国民に対する無責任な態度と言わざるを得ません。あるいは先進国首脳会議への牽制であろうかとも思われますが、総理は大型補正予算を組むつもりがあるのかどうか、そしてその際、さらに国債発行額を追加するつもりがあるかどうかお尋ねして、私の質問を終わります。(拍手)

〔国務大臣福田起夫君登壇、拍手〕

○国務大臣(福田起夫君) お答え申し上げます。私が公債発行の元祖であり、今日の公債政策の困難をもたらした元凶ではないか、そういうようなお話ですが、私は、公債性悪説というものはとりません。これは時に財政運営上きわめて有効な効果を発揮する、こういうふうな説を堅持してまいってきておるわけでありまして、事実、昭和四十年から四十五年、あの間は、戦後三十二年の間でわが国の経済が最も安定しておった時期であります。ただ、今回の石油ショック、これとにかく四十九年の経済、これはマイナス成長になる。また物価は二六%も上昇する。国際収支は百三十億ドルの赤字となる。これにどうやって対処するかという、公債を発行するはかばかはない。ところが、突如公債を発行するというようなことになったら、私は相当国民は不安を持った。こういふふうに思ふのです。しかし火種があった。公債がすでに発行されておった。それが増額されただけであるというところから、国民も公債になれておる。そういうことから、私は、四十九年のあの石油ショック、あの対策といたしまし

て公債政策は非常に大きな役割りを尽くした。こういうふうな思ふのであります。ただ、公債の発行額がとにかく八兆数千億円に上ると、こういうことになり、これが続くということになると、これは私はゆゆしい問題を引き起こすと、こういうふうになると思ひますので、これはどうしても縮減をしなければならぬ。五十五年までには少なくともいゆる赤字公債だけはやめていきたいと、こういうふうな思ふのであります。さて、そうすれば、どうやって公債をそういうふうには減らすんだということになります。これはやっぱり歳入の抑制、これを考えることが一つであります。同時に、それだけでは足らない。どうしても増税という問題もこれも考えなければならぬ、そういうふうな思ひます。

増税につきましては、財政がある程度拡大されるということにならなければ、これはやっぱり弱い者、小さい者の立場というものが低成長下では救われぬです。そういうことをやるためには、どうしてもある程度の公債発行は必要であり、また同時に、公債発行を減らすためには増税も必要である、私は、国民はこれを理解してくれ、かように考えます。

それから不公平税制、いわゆる不公平税制につきましては、これはこの間の五十二年度予算、この修正問題がありました。あの過程でも野党から提起された問題でありまして、ああいう議論を踏まえて、不公平税制の是正、これには積極的に取り組んでいくという考え方でございます。それから、きのう、おとといから公共事業の本格的な施行段階に入っておるわけでありまして、それからさらに、金利の引き下げ政策をとり出した。これで私は、日本経済はもう的確に立ち直ると、こういうふうに見ておるのであります。補正予算を必要とするかというふうな話がありますが、これは必要はないと、それまでに景気は立ち直ると、こういう見解でございます。

〔国務大臣坊秀男君登壇、拍手〕

○国務大臣(坊秀男君) 総理の御答弁と重複しないように、私に残された答弁を申し上げます。質問者によりまして、いづれ増税をせよなるまい、その増税をするのならば、参議院選挙前にひとつ態度をはっきりして、それを公表するようにと、こういうお話を伺います。御意見のとおりに、いまの日本の財政、経済の情勢から考えますと、これはいづれ増税において相当の増収を確保しなければならぬ事態に相なっておりますことは、ひとつ御了承を願いたいと思ひます。そこで、どういふふうな具体的な増税の改正をやるかということにつきましては、これは去年の半ばから税制調査会に相談をしまして、いま税制調査会では鋭意これについて検討を重ねております。できるだけ広く、税の分野におきまして、直接税、間接税、それから資産課税といったような、すべての分野におきまして、いろんな材料を粗上に乗せまして検討していただいておりますが、しからば、その租税の中からどういったようなものを取り上げて、これを組み合わせて日本の国の租税体系をつくるかということにつきましては、今日まだその結論は得ておりません。恐らくは、ことしの秋ごろには大体のめどがつくものと思ひます。私に考えております。したがって、そういうことなめどがつかないまま、これは何といたしまして、政府がこれをやるというふうなことはできませんから、何といたしましては国民の皆さんに、一応のそのめどを、概要をお示し申しまして、そうしてこれに対して選択をお願いする。すなわち、国会の議員の皆さん方に大体の骨組みをお示しをし、そうしてだんだん積み上げていきたいと思います、こういうことでございますので、今日いかなる税を採用しようとするか、今まではいいないことをひとつ御了承願いたいと思ひます。

それから租税の公正は、これはきょうに始まったことではなく、いつもこれは考えていかなければならないこととしまして、租税特別措置等

につかしましては、五十一年、五十二年におきまして不正の点を引き続き是正をしていって。今後この問題につきましては、先般、野党の皆さんから一兆円減税のときにもお話がございましたけれども、これは野党の皆さん方の御意見というものも十分承りまして、できるだけその趣旨に沿ってまいりたいと、かように考えておりますけれども、租税特別措置法の中の――不正税制というもので、租税特別措置法ができておるのでございませぬ。たとえば公費防止につきましても、中小企業につきましても、租税特別措置法によりまして相当程度の軽減をいたしておるということもひとつ御理解を願いたい。租税特別措置法を仮に整理いたしまして、その整理によって生み出される金額というものが、来るべきわれわれの考えております税制改正の際の大きな財源となるには、それほど大きなものでない。東京都の試算もございませぬけれども、この試算につきましては、税制調査会においても、これは税制改正に際して実際的にこれを材料として考えていくには不適当な部分がたくさんあると、こういうふうなこととございませぬ。

それから、総理が大体お答えになりましたが、補正予算等につきまして、これは総理がお答えになりましたが、大きな補正予算を組むんじゃないかというふうなお話でございませぬが、これはやはり現在の予算を執行して、そしてだんだん実行していった後で、これは秋になってどうしても組まなければならないか、あるいは組む必要がないかというところでございまして、いませつかく予算を成立させていたその直後において、補正予算を組むんだ組まないんだというふうなことはなく、やはりそのときの日本の国の財政、経済の事情に即して最も実情にマッチした予算を組むというところであるならば、今日からその約束はこれではできないと、こういうことに相なります。それから、公債の発行条件等についてお触れになりましたが、公債の発行条件は、従来からその

時々のやはり金融情勢、その他の公社債とのバランス、流通市場の動向、財政負担に及ぼす影響等を勘案いたしまして、弾力的に決定することとさせていただきます。今後とも発行条件の決定に当たりましては十分これらの観点に配慮しながら公債を発行していくと、こういう方針でまいりたいと思っております。

以上お答え申し上げます。(拍手)

○議長(河野謙三君) 竹田四郎君。

「竹田四郎君登壇、拍手」
 ○竹田四郎君 ただいまの総理並びに大蔵大臣の答弁について、特に参議院選挙後におけるところの大型補正予算を組むという、この点については、明らかに総理は、景気がよくなるから補正予算を組む必要はない、こう言っておられるにもかかわらず、大蔵大臣の方は、景気の趨勢を見なければいままの段階でどうにも言えない、こういうことで、明らかに私は、これは内閣の景気見通しに対する誤りをまた再びここで犯しているという感じを深くするものであります。これでは本当に景気がよくなつていくのかどうか、これすら私どもは安心して今日の財政経済の運営を政府に任しておくことはできない、このように感じざるを得ないのであります。これは速やかにひとつ内閣において、今後の景気動向が一体どうなのか、それに対応するいままでの予算あるいは財政投資の、あるいは民間の設備投資の繰り上げの問題、あるいは金利をさらに考えなければならぬのか、あるいは海外経済との関連、こうしたものをもう一回詰めて、そして速やかにひとつ国民に示さなければ、今後の国民自体の生活設計もつきませんし、いま一番困っているところの中小企業、これが一体どういう方向に経営を進めていくかという方針も出てこない、私はこのように考えざるを得ないわけでありまして、これは本日回答ができないというのであれば、早速そういう根拠を含めて、ひとつ政府の統一見解を国民に示していただきたい。この点について、はっきりとひと

つ答弁をお願いしたいと思います。(拍手)

〔国務大臣福田赳夫君登壇、拍手〕

○国務大臣(福田赳夫君) お答えいたします。

本年度の経済は、これは展望してみるときに、どうも設備投資の不振ということを実は心配しておるんです。つまり、高度成長下で設備が非常に拡大された、それに対する需要が石油ショック以来低迷しておる。しかし、やっと需要も盛り上がってまいりまして、まあまあいよゆるデフレギャップと言われるものもその幅が非常に縮小されてきておるのであります。普通の景気回復という過程におきましては、これは何と言つても、設備投資が起る、設備投資主導型になるんです。その設備投資を誘導するその機械はどうやってつくるかといふと、金融を緩める、それで足りない場合には財政上のことを使つて、こういうことになりまして、今日は、設備投資を刺激する、そういうために、金融の方はもう量的にはあり余る状態でありまして、これを使うというわけにいかぬ。しかし、企業が三年越しの低成長でありますので非常にくたびれておる、その金利負担に悩んでおるといふので、金融政策は、この企業の金利負担を低減するという方向の作用としてこれをしり押しできると、こういう状態でございます。個人消費は私は堅実に伸びていくと、こういうふうな思ひます。また、住宅投資はこれは非常に活発だと、また貿易も、その勢いは昨年ほどの状態ではありませぬけれども、堅調であります。そういう中において、設備投資だけが展覧が余りはつきりしない。その設備投資をどういふふうにして刺激するかという、いま申し上げました金融による金利負担の軽減、これもいささかの力はあるだろうと思ふ。

しかし、決定的に言いますと、やっぱり財政です。そこで、五十二年の予算は、御承知のとおり、主力を公共投資に置いた。公共投資は、これは実質九・九％の伸びを示すわけです。平均成長率は六・七％だと。そういう中で公共投資、これ

が景気を引っ張る、こういうために公共投資の伸びは九・九％、これは実質です。そういう性格の予算にしたわけです。それが実施される。公共投資の額は実に十兆円です。その十兆円の公共投資の七割を上半期に集中して契約段階まで持っていく。しかも、その七割の中の七割、つまり五兆円です。これを四月・六月中に発注すると、こういうことになる。これは私は、経済に對しまして相当刺激的な効果を持つてある、こういうふうな思ひます。そういう際に、建設資材、そういうものの値上がりの傾向が、これはまあ恐れられるわけですが、これに十分配慮をして、個別物資のその需給、価格の動向を十分監視いたしまして、インフレを起さず、とにかく景気は上昇に向かう。そういうことになりまして、財政が下半期におきまして、これが幾らか量が少なくなると申しましたが、それを設備投資等において補うと、こういうことにもなり、いまこの段階におきまして、私も、参議院選挙が済んだら大型補正予算を提出して景気対策に備えるんだというふうな考え方は持っております。ただ、お断りしておきますけれども、さあ災害があつたとか、ああいういんな事象で、予備費をもちましてこれが対処し切れないという、これはなしませんよ。しかし、景気対策のために参議院選挙直後において大型の補正予算というふうなことはあり得ませんから、これは、はっきり申し上げます。(拍手)

○議長(河野謙三君) 鈴木一弘君。

〔鈴木一弘君登壇、拍手〕

○鈴木一弘君 私、ただいま提案されました昭和五十二年年度の公債の発行の特例に関する法律案に對し、総理大臣並びに大蔵、厚生両大臣に若干の質問をいたすものであります。

ついて伺います。

第一に、公共事業の上半期集中執行について伺います。

昭和五十二年の公債の発行の特例に関する法律案は、単に五十年代前期経済計画を財政収支というフィルターにかけた数値を示したものに過ぎないとしておりますが、財政収支についての見通しを財政当局が行つたものである限り、当然のことな

政府は、三月三日に昭和五十五年までの財政収支試算を国会に提出いたしました。一体、この収支試算の性格はいかなるものでありますか。財政収支試算についてのこれまでの答弁において、

次に、財政収支試算について伺います。

がら、財政計画ないし財政収支のガイドラインとしての性格を持つものと考えざるを得ませんが、どうか。

また、見通しやガイドラインとするならば、試算に掲げられている税収の確保、歳出における具体的構想がこの試算と同時に国会に提出されなければならぬと思いますが、その構想を明確にしたいのであります。

第三に、この試算では昭和五十五年度には赤字国債発行をゼロにするとの見解が示されています。

総理自身も、昭和五十五年度の赤字国債発行はゼロを明言されておりますが、これは、この収支試算の性格と同様に単なる希望的な意見といったものなのか、あるいは国民に対しての公約と解してよいものなのか、明確にしたいのであります。

第四に、この収支試算では、昭和五十四年度、五十五年度における振替支出の伸びが、それまでの対前年度比一六・九％より一三％台に落ち込んでおります。

この振替支出の大部分は社会保障関係費であり、この伸び率が落ち込むということは福祉の後退となるおそれがあると思はれるのであります。

また、この一三％台の伸び率は、国民総生産の伸び率と同じであり、その点から見ると、財政面からの所得再配分は今後においては行わないということを示していると思はれますが、あわせて答弁をお願いいたします。

第五に、財政再建についてお尋ねいたします。

政府は、昨年度、五十二年度は財政再建の初年度にしたいということから、今年度の国債発行は昨年度の当初予算の七兆二千七百五十億円を上回らないことを目標にしたはずであります。結果は、一兆二千億円も大幅にオーバーしており、これは、政府の言う財政再建とは異なる見せかけのものでしかないということを示して示している以外の何物でもありません。つまり、財政再

建の第一歩とも言える歳入面を見ても、長年言われてきた不公平税制に対しては一部は改めましたが、そのほとんどは五十三年度以降とし、また歳出についても、国民の納得のいく徹底した洗い直しを行った形跡は見られないのであります。総理は、この財政再建に対して、いかなる方法をもって国民の合意を得た再建を行おうとされているのか、その対策と決意を示していただきたいのであります。

次に、国債自体についてお伺いします。

第一に、赤字国債発行に対する政府の姿勢についてお尋ねいたします。

国債発行は政府にとって最も安易な財源獲得の道であるだけに、その発行に当たっては、財政法で厳しく禁じられている精神にのっとり、慎重でなければなりません。しかるに、政府は、昭和五十五年度から五十四年度までの五年間にわたって巨額の赤字国債を発行しなければならぬと申しておられますが、そのような借金財政に至らぬためには、まさしく政府の経済政策の誤りの結果にはかなりません。政府の試算でも、放漫な国債発行によって、昭和五十五年度末では国債発行残高は実に五十五兆円、国債費も四兆七千億円以上に上り、今年度の倍以上となります。まさに財政硬直化のための大きな要因となることを示しております。

したがって、国債は、建設国債にしろ赤字国債にせよ縮小し、財政硬直化を防ぐべきであります。しかるに、政府は、建設国債を十年余にわたって発行し、さらに赤字国債も昭和五十年から続けて発行してまいりました。これをそのまま続けてはいけぬはずであります。国債発行の歯どめとして一体何を考えているのか、姿勢をお伺いしたいのであります。

第二に、この財政特例法案の持つ権限についてお尋ねいたします。

昨年私が本院の大蔵委員会において指摘した点であり、この法律案には、赤字国債の発行限度額が明記されておられません。この点について

財政制度審議会でも検討されたようであり、赤字国債の発行を必要最小限にとどめるためには、この法律案の権限はあくまでも当初予算に盛り込まれた発行限度額四兆五百億円に限るべきことを明記しておくべきであります。そうでないと、一たん赤字公債の発行ができるというこの法律案を通せば、補正予算で幾らでも赤字国債の新規発行ができることになり、これは、今後同一年度内で法律を通せば予算で幾らでも国債をふやして発行できることになり、明らかに健全財政主義に反するばかりか、国会の審議権をも弱めてしまうものであります。

また、財政制度審議会の報告では、仮に特例公債法にも発行限度額を規定するとすれば、その額は予算総額と同一にならざるを得ないと述べており、はからずもこの法律案の権限は補正予算にまで及ばないようになり、これを示してあります。

私の主張する赤字国債発行についての国会の審議権を確保するためには、本法律案によって発行する赤字国債は、あくまでも当初予算においてのものであることを明確にすべきであると思はれますが、総理大臣並びに大蔵大臣の明確な答弁をお願いいたします。

最後に、国債管理政策についてであります。

公定歩合の再引き下げに関連して、五月より長期金利の引き下げが言われておりますが、国債についてもその金利を下げる考えなのかどうか、国債の発行条件を市場の実勢に合わせる件についてはどのように考えていくのか、明確にしたいのであります。ただいま弾力的にというだけであり、さらに詳しく御答弁をいただきたいと思います。

本来、金利というのは自由化すべきものであるとの意見がございます。いまだに戦時経済に引き続いての金利統制を政府はしているわけであり、また、戦後は永久に終わらないという事になるというわけであり、この金利の自由化問題についてはどのようにお考えに

なっているのか、お伺いをいたしました。私の質問を終わります。(拍手)

(国務大臣福田赳夫君登壇、拍手)

○国務大臣(福田赳夫) 答へ申し上げます。公共事業費の上期集中をやるが、これで下半期はどうなるんだと、下半期において補正予算を編成するということになるのじゃないかというお話でございますが、このことにつきましては、竹田さんに対して先ほど二回にわたって申し上げたとおりでございます。私は、いまわが国の経済を見ても、まあ設備投資意欲、これが出るといふか、こういうところが問題になってきておると思うのです。しかし、デフレギャップが非常に大きいという時代であり、これは、いろいろな工夫はいたしましたが、なかなか設備投資意欲は起りません。しかし、デフレギャップの幅が非常に狭くなってきております。そういう状態の今日この際、公共投資を行って需要を喚起するということになりますれば、設備投資意欲も起り、また、その他の経済需要も着実に前進すると、こういうふうに見えておりますので、五十二年六・七％の実質成長というのを目標としておるわけであり、これは実現できる。また、上半期にそういう刺激を与えれば、経済諸活動が下半期におきましては活発化したとして、そして財政におきましては、こ入れをするという必要はなくなるであろう、こういうふうに見えておる次第でございます。まあ上半期施行、施行と言いますが、これは例年大体六五％ぐらいはやっておるのです。今度はそれを七三％とすると、まあ非常に高い水準ではございますけれども、そこまで引き上げたい、こういうこともまた一つつけ加えて申し上げさせていただきます。

次に、財政収支試算の性格の問題でございますが、これは予算委員会でもしばしば申し上げておるわけでございますが、決して財政の計画を示しておるわけでもない、また、財政の見通しを示しておるわけでもない、

昭和五十二年四月二十二日 参議院会議録第十号 昭和五十二年年度の公債の発行の特例に関する法律案(趣旨説明)

す。今後財政運営を機動的にやってみて、その際
の重要な目安資料と、こういう意味合いを持って
おるものであります。これを横目で見ながら、そ
の年その年の具体的な施策を進めていくと、こう
いうふうにいいたしたいと思っております。した
が、いまして、これを国会に提出して御審議を願
うんだというふうな性格のものとは考えておりま
せん。しかし、予算審議の何らかの参考資料とい
うことで予算委員会にはこれを配付しておる次第
でございます。

それから、五十五年度におきましていわゆる特
例公債をゼロにする、こう言っておるが果たして
そういうことをかたく実行するかというお話で
ございますが、ぜひそれはやってみないと、こう
いうふうなことをおるのではありません。と、かく
兆五千億というふうな公債がもうずっと続いて
いくというふうなことであります。これはもう
財政から日本社会を転覆するといふような事態に
なりかねない。そういうことを考えますときに、
まず第一段階といたしまして、特例公債だけはこ
の両三年のうちにはひとつなくさなきゃならぬだ
ろう、こういうふうな考え、その目標時点を五十五
年度といたしておるわけでありまして。

そういうためには一体どういふふうにするのか
と、こういうお話でございますが、やっぱり私
は、一方において行財政の整理という問題が必要
である、こういうふうな考えをおるんです。高度
成長下で行財政が非常に膨大化しておる。しか
し、この行財政を縮減するということは、私は
なかなかむずかしいと思っております。やっぱり、教
育を拡大しなきゃならぬ、福祉政策を進めなきゃ
ならぬ、そういう問題がある。また、国債費もふ
えてくるわけでありまして。地方自治団体に對する
対策も充実しなきゃならぬという問題もある。で
すから、財政をいまの規模より縮減するといふ
ことは、これは私はむずかしいと思っておりますが、
それをいままでのような調子で伸びていくといふ
ことをなるべく行財政整理によって抑える、こう

いう構えがどうしても必要である。かように考え
ております。

同時に、国民の負担、いまわが国の負担は国際
水準から比べますと非常に低い水準であります
が、いわゆる不公平税制の是正等もこれもやらな
きゃならぬわけでございますが、同時に、新し
い負担を国民に求めるというための努力もしなけ
ればならぬ。両々相まちなして財政の再建に努力
をいたしたい、かように考えておるわけでありま
す。

それから、公債に対する基本的な認識、態度は
どうか、と、かく公債発行政策をとっておるとい
うこと、それ自体が誤りじゃないかというふうな
御指摘でございますが、これも先ほど私が申し
上げたところでございますが、私は公債性悪
説というものはとらないのです。四十年からず
と公債が出てきておる、そういうふうなことで、
本当に私は救われる面があったと思っております。
もし、ああいう状態がなしに突如として公債八兆
円を出すんじゃないようなことがあったら、これ
は国民に対して大変な不安を与えたことであ
ろう、こういうふうな思っておりますが、要は、国債政
策は節度を持たなければならぬ。私は、いま今日
この状態は節度を超えている状態である、あの財
政法第四条に決めておるあの基準、これが節度の
限界である、こういうふうな考えるのであります
が、あの限界まではなるべく早くこれを変えてい
かなきゃならぬということを財政運営のなかめと
したい、かように考えておる次第でございます。

なおまた、この特例公債の発行限度を法定すべ
しという話であります。これはもう従来ずっと
予算をもって定める額というところでお願いして
おりますので、まあ、そういう御提案も一つの議論
でございますし、いままでの財政、法
令、予算の扱いの慣行、そういうものを考えま
すときに、特にこの際改めてそういう方式を新た
に採用をするという必要はなかるうと、私はかよ
うに考えております。(拍手)

〔国務大臣坊秀男君登壇、拍手〕
○国務大臣(坊秀男君) 総理から御答弁がありま
したが、私に残されておりますのは、金利の自由
化ということについての問題であつたらうと思
います。資金の効率的な配分と景気の調整の有効性
を確保するためには、金利機能をより一層活用す
るためには金利を自由化したらどうかと、こうい
う御意見のあることは私もよく承知いたしてお
ります。しかしながら、金利全般を自由化すると
金利の競争が非常に激化する結果、中小金融機
関の経営が非常に困難に陥るようなおそれが今日
のところではあるほか、大口預金の金利が小口預
金の金利を上回るといふようなことになる。そ
れから住宅ローン金利や中小企業向けの貸出金利
が割り高となるほどの、現時点では必ずしも国民
の納得を直ちに得がたいような事態が生ずるおそ
れがあると思っております。したがって、金利の
自由化は将来のこれは大事な問題でございます。
将来の検討課題であると思いたして、現在
は、必要な規制はやっぱり残しつつ、金利水準が
できるだけ弾力的に動くようにするといふこと
が、これが大事なことでないか。自由化よりも
弾力化といふことの方が、これが適当なことではな
かるうかと、かように考えております。

以上でございます。(拍手)
〔国務大臣渡辺美智雄君登壇、拍手〕
○国務大臣(渡辺美智雄君) お答えを申し上げま
す。
政府が参考資料として出された財政収支試算、
これをごらんになりました。五十四年、五十五年
度の振替支出が一三〇%に落ち込んでくる、これ
は福祉の後退につながるのか、財政面からの所
得の再配分を行わないのかというふうな趣旨の御
質問でございます。私も、実は高度経済成長か
ら低成長になってまいりまして非常に厳しい局面
を迎えておるといふことは、十分に認識をいたし
ております。しかし、いま総理大臣からお話がご

さいましたように、財政収支の試算というものは、
このとおり計画してびしっとやるといふもの
ではなくて、これは単なる当面の財政事情の参考
の目安であるといふようなお話もございました。
社会保障を充実させる、振替所得を増大させる、
こう申しましたも、しよせんは財政と裏表みたい
なところが非常に大きいわけでありまして、ま
して国の財政の中で二〇%を占めるといふような
社会保障費を持っておりますと、やはり財源の問
題というものと無関係にそれはできないことであ
ります。したがって、やはり健全な経済成長を
図って財源の確保を図ることが政府全体としては
最優先の道であらうと、こう考えるわけござい
ます。そういうふうな中で、今後とも社会保障の
充実という問題についてはこれは努めてまいりた
い。したがって、これだけのことで社会保障の後
退はなっておらない。この試算そのものを見ま
しても、全体の経費の伸び率というふうなものよ
りも振替所得の伸び率の方が多いわけでありま
すから、これは具体的に考えていかなければなら
ないので、私どもとしてはできる限りその充実
に努めてまいりたいと、かように考えておる次第
でございます。(拍手)

○議長(河野謙三君) 近藤忠孝君。
〔近藤忠孝君登壇、拍手〕
○近藤忠孝君 私、日本共産党を代表いたしま
して、総理並びに大蔵大臣に質問いたします。
政府は、この財政特例法案によって本年度もま
た四兆五百億円の赤字公債を発行しようとして
おります。建設公債を含めて国債発行額は八兆
千八百億円で、昨年に続き予算総額の三〇%とい
う異常な事態であります。政府は、不況対策のため
だからやむを得ないなどと述べております。けれ
ども、わが国に比べて不況のはるかに深刻なイギ
リスでさえ、インフレ防止を重視いたしまして、
昨年度予算の国債依存度は一六・八%、フランス
は今年度も国債発行はゼロであり、アメリカは一

んで言うけれども、もう大企業も中小企業も対立して存在するものじゃないんです。一体ですよ、これは。大企業が育たないで中小企業が育つはずはありませぬ。中小企業が育たぬで大企業が安定するはずはないんです。私は、その大企業本位のそういう高成長率なんということを考えておるわけでもありません。

また、どうもアメリカへ行つて、カーター大統領に押しつけられてきて、そういう高い水準の政策をとるんじゃないかというふうなお話でございますが、そんな卑屈な考え方は持つておりませぬ。むしろアメリカの方を、もう少し景気政策をとれと、こっちの方から要請しているのであつて、もう全く逆な見方をしておることを申し上げさせていただきます。

また、郵便貯金の金利引き下げを選ぶべきでないというお話でございますが、この問題はとにかく重要な問題でありまして、いま郵政当局において慎重に検討中でありまして、その検討の結果を待つて結論を出したい、かように考えております。

それから、預金の目減り対策が必要じゃないか、こういうお話でございますが、一番いま大事なことは何かというと、やっぱり景気の回復だ。景気の回復というのと、やっぱり公共事業が大事だと。公共事業に次いで大事であるものは何かというのと、やはり企業における金利負担の軽減、こういう問題だと。そうすると、どうしたつて、この貸出金利を下げるということを考えようとするれば、預金金利の引き下げというのを考えない限りそれは限度のある問題です。やっぱりかなり実質的な貸出金利の引き下げというのをやる以上、これはもうどうしても預金金利の引き下げをしなきゃならぬ。しかし、おっしゃるとおり、目減りという問題もありませんから、社会保障対象者、こういう方々の預金に對しましては、これを預金利子の引き下げをしない、これを据え置きとするというふうな特別の配慮などを払うとも

に、一番大事なことは、やっぱり物価です。物価の安定、これを進めなければならぬ。

私は、五十一年度のこの物価、もう本当に残念だと思つておるんです。これは三月時点における全国前年比が八・九％でありまして、皆さんが九・二とか言いますが、そうじゃないんです。八・九％であります。八・九％。これは異常寒波が非常に大きな影響を起しているんですよ。それから電電の料金の引き上げ、国鉄の引き上げ、これも影響を起しておりますけれども、臨時的に大きく影響を起しておりますのは異常寒波なんです。それで八・九％というふうな高い水準になりましたけれども、それだけに、その高いところから比べると、この五十二年度のこの物価というものは、それだけ数字的には案になるわけですからね。そこへもつてきまして、また円価値の高騰、これもじわじわと物価水準に影響を起してくる、こういう問題もあり、また五十二年にいたしますれば、電電の料金の影響というのものはないです、これは。また国鉄の運賃引き上げにしましても、五〇％というのじゃないんです。いまお願いしているだけでも一九％というふうなことでございまして、公共料金の圧力というものは軽減される。私は七・七％というところを見通して申し上げておるのではありませんが、この実現につきましては明るい展望を持つておるのでありまして、この明るい展望をそのとおり実現をさせるといふことが最大の目減り対策である、かように考えております。

それから、大量に国債を発行するのでインフレに繋がらないかという御懸念でございまして、これを野方図にこのような状態を続けておられますと、これはインフレ、それはもう必至です。そこで私は非常に苦心を起しているんです。皆さん方が一兆円減税をせいとずいぶん言つた。それに對しまして私は頑強と言われるまでに抵抗を示した。それなんかも、そのことを考えているからなんです。この国債は、どうしても五十五年ぐ

らにしなければならぬ、こういうふうにお考えしておりますが、そう言いつても、この数年間多額の公債発行という時代でありまして、やはり公債の発行、これをどういうふうな円滑に消化していくかというのを慎重に考えなければなりません。けれども、それには財政、これはやはりいままでのような高度成長財政じゃだめです。やはり行財政の整理、これをかなり思い切つてやらなければならぬ。同時に、ある程度の負担を国民にもお願いしなければならぬ。同時に、金融政策、これは日本銀行が主として中心となりますが、その辺りオペレーション、買いオペレーション、その辺りも非常に注意深くやつていかなければならぬところである、こういうふうにお考えしております。

まあとにかく、しかし一番かなめは物価対策でありますから、物価対策につきましては、これはもうあらゆる努力をいたしまして目標の実現に邁進したい、かように考えております。

それから、いわゆる不正税制、それから補正予算を組むかというふうなことでございまして、先ほど皆さんにお答えしたとおりであります。赤字公債は追加するかというふうなお話でございますが、補正予算はいま組む考えはございませぬ。このこととございませぬから、当然、本年度においでたいたいまの赤字公債を増発しなければならぬという要案は考えられませぬ。

それから最後に、私が今日の財政経済の状態につきまして非常に責任があるというおしかりでございますが、先ほど申し上げましたように、公債は、これはもう財政経済運営上非常に有効な手段なんです。これは私は決して悪いものとは思いません。ですから、発行を始めてからの日本の経済というものは、世界から日本経済の奇跡とまで言われたような状態じゃありませんか。しかし、石油ショックでこの異常な事態が出てきたわけでありませぬ。しかし、石油ショック後といえども、三年ちよつとになりますけれども、いま世界

じゅうの国がほとんど石油ショックで混乱を起しているんです。発展途上国なんかはもう本当に説明もできないくらいな窮状でございませぬ。さあ、それから先進工業国はどうかと言いますと、これもた非常な混乱が多々ある。その中で、世界では三つの機関論論というのが言われておるんです。日本とアメリカと西ドイツだ、こう言つておるんです。その中の一つと言われるくらいな状態にいま日本の国はあるんですよ。石油ショックの直後は二六％の物価上昇、国際収支百三十億ドルの赤字です。戦後初めてマイナスの成長だ、そういうふうな状態だつたが、今日この時点はどうですか、五十一年。もう国際収支は世間から非難されるくらい四十億ドルの赤字である。物価はどうかと言いますれば、卸売物価は四・六％、非常に安定した基調だ。ただ、消費者物価が季節的要因などで上がつておる、これはあります。しかし、経済の成長はどうかと言つて、五十一年度におきましては、これも世界最高の五・六％と、こういうこととございませぬか。これは、責任はどうかと言われませぬけれども、私はとにかく日本の経済社会のために全力を尽くしたつもりであり、客観的にはそう評価されておると、こういうふうにお考えしております。(拍手)

〔国務大臣坊秀男君登壇、拍手〕

○国務大臣(坊秀男君) 総理の御答弁と重複を避けながら御答弁を申し上げます。

金利を引き下げるに当たりました。国債の利率というものは、先ほど申し上げたように、国債の利率というものは、先ほど申し上げましたとおり、その時々々の経済、金融情勢やあるいは公社債市場等、そういうふうなところの事情を、これをはつきりとかまえたがら決めていくというものでございませぬけれども、今度の金利の引き下げによりまして預金金利が大幅に下がつてくるというふうなことに相なりますれば、これは国債の利率を變更していく一つの大きな要因となる、これは間違いないと思つてございませぬ。

ん。そういうことでやってまいりたいと、かように考えております。

それから、国債を発行することが直ちにインフレにつながる、こういうお話もございましたけれども、五十二年の予算というものは、これは日本の現在の経済力にふさわしい予算をつくりまして、それに伴って公債を大量に発行いたしておりますけれども、この公債発行ということが直ちにインフレにつながるということではないと思っております。さようなことのないように金融等について十分気をつけてまいりたいと思っております。

それから、日銀に公債を無制限に買い上げさせるといふことがインフレにつながるんじゃないかと——無制限に買い上げれば、もちろんさういふおそれはございませぬけれども、いわゆる日銀の買いオペレーションというものは、これは日本の国内における国債のはんらんというふうなことを、日本銀行券が過剰に流れていくということ、これを調節するために、日銀といたしましては金融の調節のためにこの買いオペをやるといふこと、これは、これは私に、かえって角をためて何とかを殺すというふうなこともこれあること、ございませぬから、そのときどきの日銀の買いオペといふものは、これはやはりやることが金融の健全を図っていくためには必要であると、かように考えます。

それから増税についてでございますが、先ほどお答え申し上げましたとおり、この問題については具体的になんかというものをどう増税していくか、どう改正していくかというものは、今日の段階におきましては、まだこれが決められておりませんけれども、ことしの秋ごろには一応のめどがつくというふうに相なりますから、そのときにはぜひ御指導、御批判をお願い申し上げます。かように考えております。

不公平税制につきましては、これはもういずれにいたしましても税制改正の常心を得べき真髓だ

と私は心得ております。常に税制は公正なものでなければならぬというふうな見地に立ちましまして、それでその税制改正に当たってまいりたいと、かように考えております。

ただ、一つ申し上げておきますことは、租税特別措置法の中には不正税制があるんじゃないかと——むろん私はないと申しませんが、そのときにどきどきおきまして、われわれ日本の国の政策上、税を取るといふ、税を徴収するといふことは、これは国費を調達するといふ一つの目的でございませぬけれども、しかしながら、そのときにどきどきおきましては、この産業を特にひとつ盛んにしていかなければならぬ、また、公害対策というものを、これはどうしてもほかの政策よりも大事にこの政策を立てていかなきゃならぬといったようなときには、そのときには税制の公正ということをはんらのわずかながらそれを犠牲にいたしまして、やや当面必要な政策を優先するといふようなことが今日まで行われておりますけれども、そういったようなことは、時とともに、時代とともにこれは変わってくるものでございませぬから、そういったようなことにつきましましては、越えざる目を配りまして、これを直していくこと、ございませぬ。

それから、これは申すまでもないこと、ございませぬが、来るべき税制改正において付加価値税などというものを取り入れるんじゃないかと、こういうお話でございませぬが、いまの段階におきましては、ほかの各種の税種とともに付加価値税をいかに取り入れるかという問題、これは、これは強はしてもらっておりますけれども、これを取り入れるか取り入れないかというふうなことにございませぬ、今日申し上げる段階に到達いたしてないことをひととつ御了承願いたいと思っております。

以上でございます。(拍手)
○議長(河野謙三君) 答弁の補足があります。福田内閣総理大臣。

〔国務大臣福田起夫君登壇〕

○国務大臣(福田起夫君) 答弁漏れがありましたので、補足いたします。

五十年代前期経済計画が、政府の計画でありまして、これがすでに破綻をいたしておりますので、再検討すべきではあるまいか、こういうお話でございませぬ。経済の五十年代前期五カ年計画は、これは五十年代、年度ごとにああいうふうないくというふうな性格のものではありません。その時点において、これは多少の環境の変化、そういうことにございませぬ。私にはその前期計画というものは、五十年代前期に対応する計画としては、五十年代の前期に、こういふふうな考えておるわけでありまして、あれを見ながら今後の施策もやっております、こういう考えてありまして、御提案の再建計画、この方向で再検討をするという考へはございませぬ。

○議長(河野謙三君) 坊大蔵大臣。
〔国務大臣坊秀男君登壇〕

○国務大臣(坊秀男君) 大量の公債を発行するのをいかにして消化するかというお話のように承りましたが、なるほど大量の国債を発行はいたしておりますけれども、この公債発行につきましましては、公社債の市場というものを、これを整備いたしまして、そうして発行条件等も、これを慎重に、そのときどきの適切な発行条件というものを決めて、それを決めて、それからもう一つ一番大事なこと、公債というものを一般大衆に対してこれが資産価値として魅力のあるものにする。もう大衆一般の人たちが公債に対して魅力を失うというふうなことは、これは公債が消化しにくい。幾ら市中消化と申しましても、本来公債というものは日本国民にとって資産価値があるという魅力がなければ公債の消化というものはむずかしい。これが一番大事なものであるというところは、いままでもやっております公債に対する税の優遇、その他中期割引国債の発行といったような

手を講じておりますが、それからもう一つ大事なことは、物価というものを低く抑えていくということ、これが基本であると思っておりますが、そういったような見地に立ちましまして、そうして公債に對するいろいろな手を考へまして公債の消化をしていくということ、ございませぬので、現在の状況からながめてみますと、今日のところ、公債消化が非常にむずかしくなるといふふうには私は考へておりませぬ。

以上でございます。

○議長(河野謙三君) 三治重信君。
〔三治重信君登壇、拍手〕

○三治重信君 私は、民社党を代表し、ただいま提案されました昭和五十二年の公債の発行の特例に関する法律案に対し、若干の質問を総理並びに関係大臣に行いたいと思っております。

特例公債、すなわち赤字公債の発行は、低成長経済のもとで恒例化し、年々その発行量は増加の一途をたどっております。周知のごとく、財政法は、公債の発行をすべて禁止しているのではなく、公債事業費や出資金については公債に財源を求めることを許しております。したがって、わが国財政は一般財源を公債に求めることは厳に慎むべきものと思われなければなりません。また、それゆえに政府は、一般財源に公債を用いるためには、その都度法律によらなければならぬわけでありませぬ。政府は、予算を財政法の許す範囲内において一日も早く編成できる状態に財政経済の状態を正常化すべきだと考へます。

まず第一に、総理並びに大蔵大臣にお伺いいたします。

現在の赤字公債は、深刻な不況による税収の不足を一時的に補うためのものである。早急に景気回復を図ることによってその税収の確保ができる、高度成長時代のように、赤字公債のない予算が組めるとお考へてございませぬか。私は、高度成長時代のごとき税の自然増収によって予算の経費増

を賄える時代は終わったと思ひます。歳出に大なたをふるうか、増税をするか、いずれにしても赤字財政克服のためには安易に景気対策に頼ることはできないと考へます。そこで、建設公債はさておき、特例公債を必要としない予算編成が可能となるのは昭和五十五年を目標とされていると承知するが、それに間違ひはございませんか。それでも赤字公債は五カ年連続特例公債の発行を許すことになりす。わが国の経済運営について根本的検討をすべきだと思ひますが、いかが考へてございすか。特例公債を必要としない予算をつくるには、いかなる処置や対策をとられようとしておられますか。すなわち、安定成長経済のもとにおける財政再建対策について明確な答弁を求めらるものでありす。

次に、日本銀行は四月十九日、公定歩合の一分引き下げを断行いたしました。この公定歩合一百分引き下げは、昭和五十二年度実質経済成長率六・七％達成のため、財政政策に歩調を合わせたものと考へます。これによって貸出金利は逐次引き下げられるとともに、預貯金利を連動して引き下げると報道されております。この日本銀行の措置は、早期に景気回復を図るため、金利を引き下げることによって民間企業の経費節減と設備投資の刺激をねらった適切な措置だと、賛意を表するものでありす。しかしながら、貸出金利引き下げに対応して預貯金利を引き下げるとは、従来の経済観念からは当然のことのように考へるところでありす。今年度九・二％のごとく、近年の消費者物価の高騰による個人預貯金の目減り対策を考へるべきでありす。

民社党は、石油ショック以来の狂乱物価による預貯金の目減りに対し政府は補償すべきである、目減り対策を主張してきまして。まじめな勤労世帯が生活の資として汗水たらしてためた財産がインフレによって奪われたという深刻な現実であります。物価は定期預金の利子の範囲内にその上昇限度をとどめるべきだという物価対策は実現

されずに今日に至っております。私は、物価上昇速度が定期の利子より高い間は、せめて利子を世帯当たり三百万円ぐらゐまでの貯金に対し利子を引き下げるべきではないと考へるものでありす。生活防衛の基金として、貯金は物価に関連せしめることとし、それ以外の資産家や企業等の預貯金の利子を公定歩合に連動させると二段階利子制度を設けて、不況下の物価高に対する経済社会政策の一助とすべきだと思ひます。不況下のインフレというスタグフレーション、すなわち、新しい経済動向に対処するため金利政策を重層的に考へる意思がどうか。積極的に取り組む旨の大蔵大臣及び郵政大臣の答弁を求めます。

私は、インフレ経済のもとで地価が暴騰し、国民の財産保全を混迷せしめた苦い経験から、土地にかわる貨幣資産の価値維持対策を真剣に考へるべきだと思ひます。公債を国民が積極的に保持するような奨励策を切望するからであります。

第三に、公定歩合引き下げに伴う低金利政策は、景気回復対策であるとともに、公債を抱いた財政経済のもとでは、公債節減に多大の貢献をもたらします。したがって、今後政府は、経済実態から離れた低金利政策を強制しやすす状態にありす。公債の市中消化、個人消化対策は、公債インフレ論に対する対応策であります。資本市場の育成とともに、民間資金需要との競合に對してタイミングを失わない対応処置を計画しておられるかどうか、答弁を願ひます。すなわち、公債の発行量を民間資金需要との関連で調整する用意ありや否やということでありす。景気回復過程に入った場合の民間の資金需要優先確保の姿勢であります。

第四に、しばしば質問、要望のあったことであるが、改めて質問をいたします。国債整理基金への繰り入れ百分の一・六％見直しの問題であります。百分の一・六％の基金繰り入れは、建設国債の償還計画の基準でありす。したがって、建設国債について一応この百分の

一・六％でよいといったしましても、特例公債の償還は返債年次に全額償還の計画は二、三年の間の赤字公債であれば十年後の経済財政状態によってそのとき考へるといふ償還態度を許すといひしましても、赤字公債が不況を理由とするにせよ五カ年以上も引き続いて発行されるような現時点におきましては、建設公債の償還計画と同様に別個の償還計画を考へるべきだと思ひますが、政府は、従来の考へを交へる意思はないものかどうか。私は、赤字国債償還計画の財源として目的税等を考へるべきであると思ひますが、どうでありましようか。

最後に、われわれは、赤字国債を景気回復のカンフル注射としてタイミングよく利用するのを容認するものであつて、一般財源不足を補充するための赤字国債は断固排撃するものであります。

私は、本年度の財政経済の運営に当たり、経済安定成長下における均衡財政をいかに実現するかという見地を常に考慮に入れられまして、赤字公債の発行がインフレ経済に移行することのないよう、敢にえりを正すことを要望して、私の質問を終ります。(拍手)

〔国務大臣福田起夫君登壇、拍手〕
○国務大臣(福田起夫君) 答へします。

財政特例法による公債なしにいつから予算の編成を組めるかというお話でございますが、これは非常にむずかしい問題でありす。とにかく五十五年度予算からそのようなものにしたいたいかたい方針でございます。

それから、そのためには一体どういふ対策をとるかというお話でございますが、これは結局前期五カ年計画、これのつとめて、まあ六％ちよつと超える程度の成長政策、これを進めることもう大前提になるわけでありす。そういう上になつて、行財政の整理といひますか、そういうこと、それから、やはりそれにいたしまして、ある程度の国民への負担の増加といひますか、かように考へ願ひしなかりやならぬだらうかと、かように考

えておる次第でございます。

それから、まあ一定額の個人の定期預金につきまして目減り対策的手法が必要じゃないかというお話でございますが、御趣旨はよくわかるんであります。いま一番大事なこととは何かという、景気問題なんです。その景気問題というのは、金融政策からいふと、量的緩和の問題じゃないか、この金利の引き下げ、貸出金利の引き下げという問題である。それを実現するためには、どうしても預金の金利を下げなければならぬ。いま、特例を設けようという話でございますが、特例を設ければ設けるほど貸出金利引き下げの幅が拘束されるので、狭まる。こういうことになりすので、まあ御趣旨なんかも勘案いたしまして、社会保険対象者、これにつきましては預金の金利を据え置きと、こういうことにはいたしたわけでありす。

それから、公債政策が当分続くが、その際には、金融の面ではほど気をつけなきゃならぬだらうと、こういうお話でございます。ごもっともなことでございますが、まあしかし、よく言うんですが、マネーサプライ、その水準を設定いたしました。そしてその中に財政も経済も押し込めようという運営をすべきであるという説もありませんが、それは非常に硬直化した考え方じゃないかと思ひます。マネーサプライの一つの目標を定めるといふことじゃないけれども、マネーサプライの動きがどうなるかということ、これには非常に注意をしていかなきゃならぬと、こういうふうに考へております。マネーサプライの動き、これなんかを指標といたしまして、マネーサプライに異常な変化がないような経済運営をいたしたい、かように考へておるわけでありす。

それから、最後であります。国債整理基金への繰り入れ問題、これは特例公債をこう出すようになったんで、これはもういままでの制度は根拠を失つたんじゃないか、やり直しをしないか、やらぬんじゃないかというお話でございます。御趣旨

のほどはよくわかりませんが、すでに特例公債につきましても、一般の施策のほかに特例公債を償還するまでの間は剰余金の全額を繰り入れる。なお、必要に応じてその予算繰り入れまでできるようなふうにしておりまして、この予算繰り入れというものは非常に幅が広いものでありますから、これで大体対処できると、こういうふうにか考えております。(拍手)

〔国務大臣坊秀男君登壇、拍手〕

○国務大臣(坊秀男君) 特例公債について非常に御心配をいただいておりますが、私も同様に同感でございます。特例公債が毎年毎年続いていくということになりますと、国債の残高がだんだんふえてまいりますし、それから年々の予算が硬直化していくということになりますので、特例公債は、これはどうしたって今日大事なことは、これをだんだん減らしていくということにございまして、五十五年度までにはぜひこれを減らしたい、減らすよりこれから脱却したい、こういうこととございまして、そのためには、やっぱり今日までの歳出面におけるいろんな習慣だ、伝統だといったようなものは見直していき、それから歳入面におきましては、これはやっぱり現在の税制でもって、高度成長でない、この低成長に陥りましていまの状態では、これは自然増収でもって公債を減らしていくというわけにはまいりませんから、ある程度の増収の増収を図らなければならぬというところは先ほど来申し上げておるのでございまして、その両面の施策をもちまして、これはもうどうしたって特例公債は五十五年度までにはこれから脱却していくという決意を固めておる次第でございます。

それから、公定歩合でもって貸出金利というものを下げるのとはかたくとして、預金金利、これに手を触れるということはおろしきくない、こういうお話でございますけれども、貸出金利というものを下げていく、その実効を上げていくためには、その貸出金利の源泉になるものは、これは

やっぱり預貯金でございますから、そういうふうなもの、これはやっぱり下げていかなければ貸出金利のコストが下がらないということにございませぬから、これはぜひやっぱり連動さしていかなければならぬ。

そうすると、少額所得者についての目減りがきついじゃないか、こういうこととございませぬけれども、その預金の目減りということ、預金が目減りするからそこでその目減り対策としてこれを何とかしようということ、これは追隨していくというふうなことでございまして、それよりも物価を下げるという積極的な面に入れていくということ。それから、少額の預貯金に対しては別に扱って、もちろん非常に弱者に対しては、これは御承知のとおり、一定の制限のもとに特別に扱っておられますけれども、一般に少額の預貯金に対してこれを別扱いにするといつても、これはなかなかそれははっきりとチェックするということが一つ困難なことで、それから大体統計によりまして、中小金融機関には少額、零細の多くの預金が集まっておりますことになりまして、その銀行が中小零細の企業に対してやっぱりお金を貸しておるということとございませぬから、これは非常にその金融機関が困るともに、中小企業に対する金利というものがやや下がりにくい、こういって考えたことになりまして、この二つに分けて考えていくということ、これは今日慎重な態度をもつてかかっていかなければならぬ、かように考えております。

それから、減債基金百分の一・六につきましては総理から詳しく御答弁がございましたから、私は省略させていただきます。

以上でございます。(拍手)

○国務大臣(小宮山重四郎君登壇、拍手) 私に対する御質問は、三百万円が限度額である個人貯蓄に対しては預貯金金利の引き下げをやめるといってお話と、二

番目は、そのような人たちに對しての目減り対策をどうするんだということとございませぬ。先生御承知のとおり、郵便貯金は、郵便貯金法第十二条の規定によつて利率の決定がございませぬ。それはまず第一に、預金者の利益を増進し、十分な預貯金者の利益に對して配慮しなければいけない、二番目については、一般金融機関の金利についても配慮しなければならぬということとございませぬ。これが預貯金金利の原則でございませぬ。そういうこととございませぬので、私、郵政省といたしましては、現在の市中一般金融機関の金利を慎重に見守り、今後とも慎重に對処していきたいと考えております。現時点においては、私、郵政大臣として白紙の状態であります。

それから、目減りでございますけれども、これは、先ほど総理もおっしゃってございました物価という問題が一つございませぬ。それから、目減りそのものは、やっぱり金銭債権債務全般に及ぶ問題でもございませぬので、まず第一に、やはり総理のおっしゃいますように、物価対策に重点を置くべきだと考えております。

以上でございます。(拍手)

○議長(河野謙三君) これにて質疑は終了いたしました。午後零時四十五分まで休憩いたします。午後零時三十分休憩

午後零時四十九分再開

○副議長(前田佳都男君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。この際、日程に追加して、雇用保険法等の一部を改正する法律案について提出者の趣旨説明を求めたいと存じますが、御異議ございませんか。〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○副議長(前田佳都男君) 御異議ないと認めます。石田労働大臣。

〔国務大臣石田博英君登壇、拍手〕 ○国務大臣(石田博英君) 雇用保険法等の一部を改正する法律案につきまして、その趣旨を御説明いたします。

わが国経済は、今後、経済成長率が低下するものと見られており、これに伴って、景気の変動や産業構造の変化等が雇用の面に与える影響がますます大きくなるものと考えられております。そこで、適切な経済運営によって、できる限り経済の安定を図ることとあわせて、経済成長率低下のもとにおける雇用対策の柱として、従来の失業者に対する対策から進んで積極的に失業の予防を図ることにより、労働者の雇用の安定を確保することが、当面の重要な課題となっております。政府といたしましては、このような背景のもとに、雇用安定事業の実施及びその財源を確保するための雇用安定資金の設置等について関係審議会に諮り、その答申に基づいて、この法律案を作成し、提案した次第であります。

次に、その内容の概要を御説明申し上げます。第一は、雇用保険法の一部改正であります。景気の変動、産業構造の変化等により事業活動の縮小等を余儀なくされた場合における失業の予防その他雇用の安定を図るため、雇用保険事業の一環として新たに雇用安定事業を行うこととしております。

その一は、景気の変動その他の経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた場合に、その雇用する労働者を休業させる事業主に対して、休業に必要な助成及び援助を行うこと、その雇用する労働者に職業に関する教育訓練を受けさせる事業主に対して、教育訓練に必要な助成及び援助を行うこと等であります。

その二は、産業構造の変化その他の経済上の理由により事業の転換または事業規模の縮小を余儀なくされた場合に、これに伴い必要となる教育訓練をその雇用する労働者に受けさせる事業主に対して、その教育訓練に必要な助成及び援助を行う

こと等でありませう。
第二は、労働保険の保険料の徴収等に関する法律の一部改正であります。

新たに付することとしております雇用安定事業に要する経費に充てるため、雇用保険の保険料率のうち事業主のみの負担に係る部分を、千分の〇・五引き上げることとしております。

第三は、労働保険特別会計法の一部改正であります。

雇用安定事業は、景気の変動等による波動性の大きい事業であり、雇用調整給付金を初め、これに要する経費は、不況期には相当多額に支出されますので、平常時において計画的に積み立てておき、必要に応じて集中的に使用することにより、事業を効果的に実施することが必要と考へており、このため、労働保険特別会計の雇用勘定に、雇用安定資金を設け置ることとしております。

なお、この法律案は、昭和五十二年十月一日から施行することとしておりますが、雇用保険の保険料率の引き上げに関する部分は、昭和五十三年四月一日から施行することとしております。

以上が雇用保険法等の一部を改正する法律案の趣旨でございます。(拍手)

○副議長(前田佳都男君) ただいまの趣旨説明に対し、質疑の通告がございます。順次発言を許します。片山甚市君。

(片山甚市君登壇、拍手)

○片山甚市君 私、日本社会党を代表して、ただいま議題となりました雇用保険法等の一部を改正する法律案に対し、福田総理及び石田労働大臣に御質問をいたします。

まず、福田総理にお尋ねいたしますが、あなたは昭和四十九年、「保守革命に賭ける」という著書の序文で、「信なくして政立たず」として、「インフレはどくなつていくのか、経済の先行きはどうか、国民の間には、不安感がみなぎっている。インフレで得をした人と損をした人との格差の拡大、それに伴って広い階層の間には不満感が高

まっている。こうした中で、政治はいったい何をしているのだ、という不信感も増大しつつある」と言われていますが、これは、福田内閣が誕生して四カ月たったいま、政治不信は続き、世論調査に見られる福田内閣の支持率の低さは、昭和四十九年当時の田中内閣と変わらない状態ではありませんか。それでは、「経済の福田」とみずからを宣伝するのはやめるべきだと思ひますが、いかがでございますか。

戦後三十年にわたる保守党政府が、金権腐敗の政治権力構造のもとに、高度経済成長政策をとり続けた結果が、石油ショックを引き金に、インフレ、不況の同時進行ということであり、それは福田総理の政治の歴史そのものではないでしょうか。

また、首相は、「今日の社会は、一口で言えば、金と物とエゴがまかり通るといふ風潮である。この風潮は、高度成長下において、つくれ、使え、もうける、というあの流れの中から、かもし出されたものである」とも言っておられますが、福田総理のよく言われる資源有限時代とは、すなわち石油エネルギーの有限のことであつて、原子力発電によるエネルギーを、日本が核燃料再処理を行うことで確保するための世論操作に使われているいかと恐れるものであります。

福田総理は、資源有限時代にあるとして、昭和五十二年度は六・七名の経済成長率を達成することによって雇用確保など国民の期待にこたえ得るとしておられますが、間違いなく実現すると言ひ切れますか。

こうした中で、五十二年度予算は、国民的要求を背景に、全野党が一致してその修正を迫つた結果、三千億円の所得税減税と、一般会計六百三十四億円の年金等の繰り上げ支給などによる原案修正の実現を見ましたが、政府は、自民党だけで勝手に政治を進められなくなった今日の政治情勢を謙虚に受けとめ、予算編成の民主化、議会審議のあり方について、協調と連帯がにせものでない具

体的な改善を図るべきであると思ひますが、いかがですか。

さて、昭和四十八年秋の石油ショック以降、長期化した不況、インフレに対し、政府は今日までの景気対策では対処し切れない構造上の問題を抱えているにもかかわらず、輸出主導型、大企業中心の公共投資というパターンと、公共料金値上げや各種社会保険の負担増などによって、勤労国民は生活水準は切り下げられ、このこともあって、消費意欲は冷え込み、中小零細企業、農林水産業に従事する人々は、不景気によって生活が成り立たなくなつており、円高による為替差益を物価引き下げのために政府は活用することなく、大企業、大商社の含み資産、積立金となり、また、好調と言われる輸出関連業界では、円高対策に決め手がなく、業界は倒産の危機を訴えています。

これが特徴的な日本経済の情勢ではありませんが、政府は、速やかに具体的な克服策、すなわち、独占禁止法の改正、公共料金の値上げを抑制し、産業用優先の不公平な料金体系を改め、内需中心の景気対策を強め、住宅、下水道、公園、道路など、生活基盤に関連する事業及び福祉中心の産業、企業の育成を図り、地方公共事業に対しては財政資金を投入し、同時に、これら事業への雇用促進を図ること、大企業に脅かされる中小企業の長期安定的な発展を図る立法措置や、さらに食糧の自給度向上により、農林水産事業経営の安定を図るなど、総合的な政策を示すべきであると考えますが、いかがですか。

以下、幾つかの問題についてお伺ひいたします。

第一に、政府は、景気回復を促すためとして、公定歩合を一引き下げ、これと連動して預貯金金利をも引き下げることとしておりますが、これが一連の金利引き下げ策は、企業家心理を刺激できたとしても、総理府統計による消費者物価指数は、東京都都区における三月の対前年同月比九・三％であり、物価高はそのままで、勤労国民に

とつてかけがえない生活資金である少額預貯金の金利を引き下げることとは、何としても納得できません。お答え願ひたいと存じます。

また、この政府決定は、諮問を受けるべき金利調整審議会などの答申内容を事前に拘束するといふ、きわめて無責任で国民不在の御都合主義な対策と言へますが、いかがですか。

同時に、公共事業の上期契約七三％の執行を閣議決定されたことについても、すでに関連業界では下期の息切れを警戒する意見が出ており、構造的インフレ、不況を改善、克服しない限り、雇用保険法の一部改正は、むしろ慢性化した失業を当然のこととして、安定資金を企業合理化の安全弁として使うことにはなりません。

第二には、今日までとつて続けた高度成長政策が、工業生産力及び年間資本輸出量においても、国際的には上位のいわゆる日本企業株式会社の上上がったのでありますが、一方では、構造不況のもとで、負債一千万円以上の企業の倒産は、三月においてついに史上最高の千七百件を超え、中小零細企業ではさらに深刻な状況にあると言ひております。

本法改正の趣旨によれば、労働保険特別会計、雇用勘定からの繰り入れと四事業の剰余金及び事業主負担による保険料率千分の〇・五引き上げによって、積立資金総額は約二千億円の財源が確保されることとありますが、一体、この額は、今日の経済情勢からいって、どの程度の景気変動を想定し、また、それに十分対応し得るものであるかどうか、お尋ねいたします。

なおかつ、この措置によって失業あるいは雇用の不安が一掃されると理解してよろしいのかどうか。いずれにせよ、政府は、今後低成長経済に移行しながら物価対策と雇用対策を両立させることがむずかしいといふのであるならば、失業に対する予防策というような、こそくな手段を雇用政策の柱とするのではなく、いかに積極的に雇用の機会を拡大し、安定した雇用を保障するかを考える

べきではありませんか。その具体策を承りたいと存じます。

第三には、労働者が失業した場合、生活の安定を図るため必要な給付の延長を行うことは重要であります。しかし、その場合においても、再就職の促進はさらに重要であります。

職業安定所の紹介強化が叫ばれていながら、求人条件は失業給付以下がほとんどであり、失業者の生活困難に乗じて低賃金構造を再編しようとするかの疑いを持たざるを得ないのであります。

一九六六年の国連、国際人権規約、一九六一年のヨーロッパ社会憲章とともに、ILOにおける生活水準の向上と失業及び不完全就業の克服、完全雇用を促進する積極的な政策を目的とする宣言を先進諸国は批准してあります。

ILOでは「すべての労働者に仕事を確保し、また、その能力に応じた仕事につくことができるようになる措置を労使と十分協議し、とらなければならない」との雇用政策に関する百二十二号条約を六四年に採択していますが、経済大国と言われるわが国は、直ちにこれらの条約を批准し、国が責任を持って雇用の機会を保障すべきであると考えますが、いかがでございますか。

第四には、本年二月の雇用保険法等の一部改正に対する社会保障制度審議会の答申では、雇用改善等三事業を保障制度の中で行うことは問題をはらむところであり、雇用政策全体の中での位置づけを明確にするよう要望されており、労働四団体も、制度が国際的にも貧困であると指摘し、大量解雇規制を初め、充実した制度の確立を要求してあります。このことは、雇用保障制度の抜本的改善と財政措置を含む国の責任を明確にすることであります。

また、雇用保険法成立に際し、本院社会労働委員会では、可及的速やかな完全、全面適用の実現と適用拡大部門における新規被保険者が受給資格を得ずに失業した場合にも、しかるべき救済措置をとること、また、三事業については、労使の参

加する管理運営等、制度のあり方についても速やかに検討し、その具体化を図ること等の附帯決議が採択され、政府もその趣旨に沿って努力するとの確約をされたはずであります。これらについて、どのような措置をおとりなさっておるか、お尋ねいたします。

雇用保険法の一部改正が議論される前に、まず政府の、これらについての誠意が示されるべきであります。

第五には、政府は、景気停滞の長期化と失業増大の傾向にもかかわらず、基調に変化はないと言いつ、第三次雇用対策基本計画による、インフレなき完全雇用の達成は実現可能とされていますが、その前提となる昭和五十年代前期経済計画の昭和五十一年度報告では、すでに雇用面など経済パランスの回復がおくれていること、労働力の需要面では、大企業ホワイトカラー層を中心に企業間の過剰雇用があり、今後も回復がおくれ、特に中高年齢層の雇用は著しく厳しくなり、労働力の高齢化は、再就職等、高年齢層の雇用問題が一層深刻化するであろうと指摘してあります。

雇用安定事業等が、失業の予防のためとされている以上、これらが企業の恣意による一方的な雇用調整に一切手をかすものでない保証をお示しください。

さらに、不測の事態が生じた場合においても、たとえは再雇用の優先権付与など、ILOの使用の発意による雇用の終了勧告等に見られる大量解雇規制措置をとることに問題があらましようか。解雇規制がわが国の企業の実情になじまないなどの御答弁では、政府は、単に経営者の主張にくみし、勤労国民を雇用不安に陥れるのとそしりるを免れ得ないものと考えますが、いかがですか。

第六には、雇用安定事業を初め、四事業は、事業主への助成を中心としているだけに、運用については、監視とその公正を期するために、十分の上にも十分過ぎる配慮がなされるべきだと考えますが、いかがですか。

私は、民主的な管理運用のために、労使が参画する新たな機関の設置が必要であると考えますが、それもいかがでありましようか。

最後に、雇用保険制度の趣旨からいっても、大前提は、雇用の拡大と安定を図ることに運動しなければならぬことは明らかであります。このことは、同時に、今日定着しつつある労働時間の短縮を制度的に実施することであります。

わが国が、今日までの低賃金、長時間労働による製品コストの切り下げで国際競争競争をしのいできたことは、欧米諸国の非難の的になったことでも明らかであります。また、日進月歩の技術革新が労働条件向上に向けられるどころか、労働密度は強まり、新たな職業病が生まれ、労働災害が多発するなど、国の労働政策並びに行政指導上、このような状況を放置し、見過ごすわけにはいかないと考えます。

さらに、低賃金構造により、四百六十万人も労働者が月七万円にも満たない低賃金で生活してあります。欧米諸国の最低賃金は、フランスでは平均賃金の七三・六％、アメリカでも四六％であるのに対し、わが国の地域最低賃金では二三・四％しかありません。

副議長(前田佳都男君) 片山君、時間が超過しております。簡単に願います。

片山君(衆議院議員) 地域最低賃金の大幅引き上げとともに、現行法にこだわらず、速やかに全国一律最賃制度を確立し、せめて欧米諸国のそれに比べて恥ずかしくない額を定めるべきだと考えます。(拍手)

私たちは、このようなことを強く望んで、質問にかえる次第であります。ありがとうございます。(拍手)

「国務大臣(福田赳夫君) お答えいたします。片山さんから、私の石油ショック後にとつた施策につきまして手厳しい御批判でありましたが、私は、まあとにかくよくここまで来たなあ、こ

ういうふうな所感を持っておるわけであります。私は、石油ショックの、あのショックのそのとき迎えられて大蔵大臣となった。そして、総需要抑制政策、公共料金のストップ、そういうようなことで、まあとにかく狂乱物価を抑える。とにかく、あの石油ショックの影響というのは、四十九年には国際収支が百三十億ドルの赤字になる、物価は二六％消費者物価で上がる、また、経済成長は戦後初めて赤字を出す、こういうんです。それがどうですか。五十年にはもうすでに大体そういう状態を克服できる、五十一年には経済成長五・六％、まあ卸売物価は四・六％、消費者物価は異常気象の関係もあって八・九％にはなりましてたけれども、しかし、国際収支は世界じゅうから文句がつくくらいな赤字になった。まあまあ私はいい推移であったと思われ、国際社会では、ほんとに高度成長期のことを第一の日本の奇跡と、こう言っておるんですが、この石油ショック後の処理、これを第二の奇跡だと、こう言っているくらいなんです。「経済の福田」なんという名前を取りやめるといふ話ですが、これは私が言っているんじゃないんですよ、これは国民が言っているんです。世界の人が言っているんです。そういうふう

に思っています。

それから、五十二年度の六・七％成長、これは実現できるかというお話でございますが、これは私は、この予算ですね、この運用がうまくいくと、それからさらに金融政策、これも円滑にいくということになりますれば、私はこれは実現できると、こういうふうな思っておりますし、これは実現させなければいかぬと思うのです。国民の期待である、また世界の希望である、こういうことを考えて、その財政、金融その他諸施策の運営よろしきを得たいと、かように考えております。

後半期になったら息切れする危険はないかというお話でございますが、下半期になりますと公共事業の量は少なくなる。少なくなりませんが、その他の需要、これが活発になる、そういうこと

三二五

で、まあ大体六・七%成長は実現できるんじゃないか、そういうふうに考えております。

それから、私が資源有限時代、有限時代と言うが、あれは核燃料処理問題あるいは原子力発電、こういうものを頭に置きながらそういうことを言っておるんじゃないかというお話でございますが、それもそのとおりであります、そればかりじゃない。もう資源有限ということ考えますと、くに、国も地方公共団体も、企業も国民も、高度成長期の姿勢を転換しなけりやならぬ時期に来てると、こういうことを申し上げておるのであります、恐らく数年たちますと、ああ、あのときああいうことを言われたがという時代に私はなってくる、こういうふうに思っております。

そういう時代でありますから、お話のとおり、この諸政策は総合的に考えなきゃならぬ。物価問題にいたしましても、これはいま独占禁止法の改正をお願いいたしておりますが、こういうこともひとつぜひ政府案に御協力を願いたい。また、総合エネルギー対策、これも非常にむずかしい問題であります、御理解を得たいと思っております。農林漁業の問題にいたしましても、あるいは中小企業の問題にいたしましても、社会保障の問題にいたしましても、また環境整備の問題につきましても、いろんなことを考えながら新しい資源エネルギー有限時代に臨まなければならぬわけでありまして、事を総合的に考え対処せよ、これにつきましては全く同感であります。

それから、私が協調と連帯ということをお話しているが、あれはにせものじゃないかというふうなお話でございますが、そうじゃないですよ。私はこの間も党首会議をお願いして。また、組閣直後にもそういう形で御協力をお願いして。また、国会の予算審議の過程におきましても、三千億円の減税上積み、私はまあいろいろ意見も持っておったんですが、これは連帯と協調だということ、そういう措置をとったわけでございますので、決してにせものではないということをお話

解願いたないのであります。

それから預貯金——今度の公定歩合の引き下げに関連いたしまして、貯金の金利引き下げまでいくのは、これは妥当じゃないんじゃないかというお話でございますが、いま国民の圧倒的多数が希望しているのは何かと言いますれば、景気の回復です。そのためには財政政策はとりまします。しかし同時に、金融面におきましても金利負担の軽減というのを考えろという声であらうと、こういうふうにも思っております。その実効を上げるためには、どうしたって貯金の金利を下げなきゃ大幅な貸出金利の引き下げはできません。こういうことで国民は御理解をいただけたら、こういうふうにも思っております、しかし、そういう間におきましても、非常に弱い立場の人、社会保障階級の人、そういう方々に対する特別な配慮はするということでございます。また、政府が金利調整審議会の答申前にそういう政策を打ち出すのはどうかというお話でございますが、金利問題は金利調整審議会が決める問題であり、政府はこう考へるといふ考へ方を出すこと、一向私は支障はないと思っております。のみならず、この金利調整審議会が発動するというためには、大蔵大臣がこれに對しまして発議をしなければならぬわけですから、この点はひとつさように御理解を願いたい、かように考へます。

〔國務大臣(石田博英君) 拍手〕
○國務大臣(石田博英君) 失業の防止と雇用機会拡大は、これは労働政策だけではむろん達成されません。経済政策を初めとする総合的施策の中で対処しなければならぬわけであり、ただ、私どもの果たすべき役割は、やはり勤労者諸君に不安を与えないように、あと限りの処置をとることだと思っております。特に、現在生じております雇用不安は、単に成長率の低下ということ、あるいは不況ということからだけではなく、やはり産業構造の変化というものが必然的な問題として起こっていることが背景にござい

す。しかも、有効求人倍率等を見ましても、若年層におきましてはまだ依然として求人倍率は二ないし三でございますが、中高年齢層においては著しくこれが低い、そういうところに問題があるわけであり、

す。しかも、有効求人倍率等を見ましても、若年層におきましてはまだ依然として求人倍率は二ないし三でございますが、中高年齢層においては著しくこれが低い、そういうところに問題があるわけであり、

で、御質問の中に、雇用安定資金というものは結局合理化の手段として使われるんじゃないだろうか、こういう御質問がございましたが、この運用は労使の協定を前提としたしておりますので、そういう御懸念のないように運営できるものと確信をいたしております。

また、ILO百二十二号条約の批准を早くやれというお話でございますが、若干細部にわたってたださなけりやならぬ点がござい、私どもはこれを批准する方向に向かっています、検討中でございます。

それから、二千億円にも上る見込みであるが、一体これでどの程度の経済変動に耐えられるかと、こういう御質問でございます。経済情勢というものは非常に波動的な強いものでありますので、それを事前的に確に予想するわけにはいきませんが、一応は昭和五十年程度くらいの不況には耐えられるものという見込みを持ってつくり上げておるわけであり、

制定に当たって関係審議会の意見を聴取してまいったのであります。

それから、大量解雇を規制する法的措置をとる必要があるんじゃないかという御質問でございますが、私どもは、その前に、労働基準法における解雇権の乱用にかかわる法理の確立を図ります。それから、現行の雇用対策法において、すでに離職者の再就職に資するために、五十名以上の解雇に對しては予告義務を課しているものであります。こういう現行制度の適正な運用によって対処したいと存じます。

また、この資金の民主的な運営について、労使が参画するような新しい機関をつくったかどうかという御意見でございますが、これについてはいろいろ御意見が実は労使双方にござい、何しろ、おとといくらいまで大忙しの最中でござい、したので、この調整がなかなかむずかしかったんであります。まあ、だんだん静かになりましたから、労使各方面の御意見を伺い、的確な方途を見出したいと存じます。

それから、日本の最低賃金のあり方について、低過ぎるんじゃないかという御意見であります。私も決して高いと思っておりません。そしてまた、これを全国的に整合性を持たせるために全国一律という御意見があることは、これもよく承知しております。現在、最低賃金審議会におきまして、小委員会がこれを検討いたしました。そして三月末日に一つの結論を出しました。その結論に基づきまして、本年の秋までに具体策が提示されることに相なっております。以上、お答えを申し上げます。(拍手)

○副議長(前田佳都男君) 柏原ヤス君。
〔柏原ヤス君登壇、拍手〕
○柏原ヤス君 私は、公明党を代表して、ただいま趣旨説明のございました雇用保険法等の一部を改正する法律案の内容について、福田総理並びに関係大臣に質問いたします。

完全雇用の達成は経済政策の重要な柱であり、内閣の作成した各種の経済計画を見ても、完全雇用の目標は必ず重要な柱として取り上げられておられます。しかるに、現在完全失業者は百万人、潜在失業者に至っては三百五十万人を超え、職安の窓口に来る求職者は求人数の二倍を超え、中でも中高年齢者、身体障害者あるいは寡婦等の雇用は非常に困難な現状であります。家庭で内職しようとするれば一時間二十五円にしかならない、また、その手間の引き上げを要求すれば仕事をよこさない、こうしたことで争いまで起きております。

企業の倒産は年々急増し、負債一千万円以上のものを見ただけでも、昨年は一万五千六百件を超えております。不況だからやむを得ない、企業が立ち直らなければどうしようもないというのが政府・自民党の考えであり、この考え方は、いわゆる企業の、せい肉落とし、首切りも奨励されることになり得ます。しかし、せい肉落としをすれば個別企業は身軽になるとしても、国内経済からすれば、失業者がふえ、むしろ不況促進策ではないでしょうか。

ところで、日本経済は、不況とはいへ九十二兆円の生産が行われ、国民所得は約百五十兆円、一家族当たり約五百万円に相当する金額であります。配分が適切であれば完全雇用の達成できる水準であります。それができないのは、自民党政府がパイの大きさに執着し、その配分の適正化や完全雇用に適切な手段を講じなかつた結果であります。福田総理は、完全雇用にどのような決意を持っているのか、また、どのような完全雇用対策をとる考えか、具体的に御答弁いただきたい。第二に、失業給付の問題についてお尋ねいたします。

不況が長期化しています。したがって、失業給付の受給期間が切れても就職できない失業者はますますふえております。特に北海道、東北地方では、それが地域経済の沈滞をもたらすという悪循環に陥って、深刻な状態になっております。労働大臣は給付延長に否定的であります。そうした公式論で現実に出かせぎ労働者や出かせぎ農民の家計が破壊されているのをそのままに放置しておいて、労働大臣の職務を果たしていると言えらるでしょうか。

わが党は、他の野党と共同して、雇用保険等臨時特例法案を提案しております。これは、長期にわたる深刻な不況によって生じている雇用の機会著しい減少に対処するため、当分の間の措置として、一般被保険者の場合には所定給付日数を延長すること、そして、短期雇用の場合には四十分の給付日数を延長すること等の内容のものであります。この内容は、社会保障の立場からも、経済政策の原理から見ても、正しい政策であります。労働大臣は、短期の負担と給付の均衡論にこだわることなく、この正しい野党提案を受け入れるべきだと考へるのであります。御見解をお聞かせください。

第三に、労働者の定年制延長の問題について伺います。五十五歳定年制は、平均寿命が四十三歳ぐらいのときにできた制度であり、平均寿命が七十歳を超えている現代にそぐわないものであることは言うまでもありません。働く意思と能力がありながら、五十五歳や五十七歳で定年になる。定年になつた本人は戦争に駆り出されたため結婚がおくれ、子供は現在学生という家庭が多いのであります。家計支出の最も多い時期に退職を余儀なくされるということが認められていいものでしょうか。定年延長については、国会の衆議院で、すでに定年延長の促進に関する決議を行われました。政府は、この国会決議を尊重し、速やかに六十歳以上までの定年延長を図るべきであります。もちろん、現在直ちに完全実施ということには無理があり、経過措置が必要でありましょうが、少なくとも昭和五十五年までに完全実施するよう企業に義務づけ、定年延長計画を提出させるべきであると思ひます。

さきに、中高年齢者対策についてであります。中高年齢者が五年先には全体の四〇%を占めると言われています。これは、雇用の確保、再就職がきわめて厳しくなることが十分予想されます。現在の中高年齢者等雇用促進特例法をもつと実効のあるものに抜本改正すべきであると考えますが、答弁を求めたいと思ひます。

第四に、今回の改正案の中心をなしている雇用安定事業及び雇用安定資金の内容についてお尋ねいたします。まず、雇用安定事業の改善についてであります。企業がこの雇用安定事業によって助成や援助を受けた場合は、企業の都合で勝手に解雇するやうなことはできないように歯どめを設けるべきであります。それと同時に、施策の中心を充実すべきであります。すなわち、調整給付金による失業予防をより効果的にするために、調整給付金の対象となつた労働者に対しては相当長期にわたつて解雇できないように制限すること。また、不況業種の現行一指定で七十五日、再指定で百日となつております支給制限を緩和することなどが検討されるべきであります。あわせて見解を承ります。

次に、雇用安定資金の積み立て開始と景気との関係についてであります。雇用安定資金は景気の上よいときに積み立て、不況のときに使えば、景気調整の観点からも好ましいはずであります。最近、不況が長期化しているにもかかわらず、こう

したさなかに資金の積み立てを始めるといふことは、デフレ効果を持つわけで、短期的に誤りである。積み立て開始を不況が一段落するまで待つべきではありませんか。また、この保険料率についても、当面の不況が過ぎればこれを引き上げる考えなのか、あわせてお伺ひいたします。最後に、労働保険特別会計法の改正部分についてお尋ねいたします。

雇用安定資金の運用先は他の積立金と一緒に資金運用部の預託とされていますが、これらの金は財政投融資の財源として集めたわけではないのですから、その運用については、分離して別個に行うか、少なくとも年金資金と同じく還元融資を行うべきだと考えますが、いかがでありませうか。

また、雇用安定資金への積み立ては、雇用勘定からの繰り入れ以外に、同じ雇用勘定の四事業の剰余金を自動的に組み入れることにしています。この方式は、剰余金の決算処分を政府府だけで行うおとしめるものであります。剰余金の処理は、民間企業でさえ、剰余金処分計算書として株主総会の議決を受けています。国会中心の財政処理の原則を大きく逸脱するものではないでしょうか。

また、雇用安定資金の受け払いは、雇用勘定の歳入歳入外で処理されることになっており、その受け払いは明らかではありません。資金とはいっても、雇用安定資金は年度内に回転する資金とは異なり、歳入歳入として処理することが可能であります。これらの措置は、直ちに財政法違反とは言えないとしても、好ましくないことは事実であり、撤回すべきであると思ひます。

さらに、雇用勘定は、失業給付の事業と、従来の三事業と今回の雇用安定事業を含めた四事業とは、財源も積立金も別個のものであり、同一勘定で処理すべきものではないのに、同一勘定となっております。労働保険特別会計の勘定区分を変更し、三勘定を四勘定に改めるべきだと考えます。以上の項目について誠意ある御答弁をお願いいたします。

て、私の質問を終わります。(拍手)

〔国務大臣福田赳夫君登壇、拍手〕

○国務大臣(福田赳夫君) 答へたいと思います。

一戸当たりの所得を見ると相当高い水準にあるのに失業者が多いのは一体どういうわけかと、こういうお話でございますが、私は、経済政策の目標としては完全雇用というのを目指してあるわけでありまして、完全雇用と申しても、一億一千万人一人残らずというわけにはまいらない。やっぱり地域間の関係がありますとか、あるいはその人、人の持つておる技術、それと、それに対する需要との問題とか、いろいろありまして、完全雇用と申しても、国際水準、国際的常識を言つておるわけじゃないのであります。その国際水準における完全雇用を以て諸政策を進めていきたい、こういうふうな考えでおるわけでありまして、ただ、いましかしそういう状態であるか、こう言いますと、必ずしもそこまでいいんです。それは、ちょうど景気の変動の過程であるという問題もあつた、たゞいま申し上げましたような、需要と供給との条件のつり合ひ、こういう問題もあつた、そういう状態にいらつておるわけでもない、速やかに景気を回復いたしまして、一般的水準の完全雇用状態を実現をいたしたいと、かように考えておる次第でございます。

なおまた、雇用保険法についての改正問題についての御提言がありました。雇用保険法の方は現在におきましてもかなりこれは整備されておるものであります。さらにその失業給付日数の延長等を考えること、これは妥当ではない、こういう見解でありまして、これはしばしば委員会等においても申し述べておるところでございます。

さらに、今回の政府の雇用安定事業、これは従来の労働力流動化政策とちよつと符合しないんじゃないか、その転換というふうなお話でございますが、決

してそういうことではないのでありまして、この今回の考え方は、労働者の雇用の継続を推進する、また、産業構造の変化などに伴ひまして、労働者の職業転換が必要な場合にはその円滑な転換を進める、また、労働者が安定した職業につくことを援助するというような趣旨のものでありまして、従来の流動化政策と矛盾するものでもありませんし、むしろこれを助長するものであると、こういうふうな御理解願ひます。

〔国務大臣石田博英君登壇、拍手〕

○国務大臣(石田博英君) まず、野党共同提案の雇用保険法の改正についての私どもの所見を申し上げます。

一昨年の改正によりまして、いわゆる季節労働、季節労働に対して五十日間の給付をいたしました。しかし、そのかわり仕事についても構わないというふうな改正をしたわけでありまして、これが北海道等に滞留する多くの季節労働に従事されている人たちに對して冬季間の生活難を生じた、したがつて、これを九十日にするか五十日にするか選択制にするというふうなことが改正案の骨子になつておるやうであります。そして、私がいれば、保険の運営に当たつて、あるいは保険の原理からいって、負担と給付の均衡を図らなければならぬと言つたのを、自由民主党らしい均衡論だ、こうお決めつけでございます。

いま季節労働の人たちが支払つておる金額は七十八億円でございます。給付しております金額は、改正された現行法によつても、約千四百億円でございます。このほかに四分の一の国庫補助がつくんです。七十八億円納めて千四百億円の給付を受けるというのが果たして均衡論と言へるでしょうか。これ以上のことを要求すること自体が、これは私は保険の原理——しかも、このお金は日本じゅうの勤労者諸君の負担によつてで上がつて

いるお金であります。つまり、一方の地域、特定のところに厚くすれば、どこかに薄いところが出てくるのは当然であります。それから、北海道に

生じておるような季節労働の問題を保険だけで解決をしろというの、これは無理であります。やはり総合的な施策によつて解決をすべきであります。私どももいたしましては新たに通年雇用の奨励金を拡大をいたします。また、常用化を促進いたしますために、北海道を以ていたしまして、特に重点を置いて、訓練の強化を図つてまいらうと思つております。それから、同じように、夏季型あるいは冬季型の季節労働を抱えておる青森、それから私の郷里である秋田等におきましては、現行の、改正された現行法の方がいいというの六二%以上も上つております。そういうところもある。しかし、それはわかつておる。北海道は專業型の季節労働が多く、私どもの方は兼業型の季節労働が多い。その違いは百もわかつておりますが、七十八億円で千四百億円の給付を現行にしているのが単なる自民党らしい均衡論だ、決めつけられることについては、私は承服できません。

それから、六十歳までの定年の延長の問題であります。五十五歳定年制が固定したのは日本人の平均寿命が四十三歳のときであつたというの、実は私が初めて言ひ出した数字でございます。明治十八年に日本郵船がで上がったときの社規の中であらわされてきたのが初めてであります。それがいま七十歳を超えた平均寿命になつておるときに、不適當であることはもう言をまします。したがつて、これが社会保険の給付の支給時期と連動させるようにしなければならぬことは、これは言ひまでもないものであります。それについて改善の措置をいろいろとつてまいらうと思つておることは御承知のとおりであります。いま柏原さんは、五十五歳の定年をまだほとんどの企業がとつておると、こうおっしゃいました。現在、五十五歳定年制をいまなおとつておるのは、昭和五十年の調査で、五二%ぐらいの企業であります。で、六十歳定年制は漸次普及してまいりまして、今日三三%近くになっております。その残りの数字が、

その真ん中辺の五十五歳から六十歳であります。それから、各種企業におきまして、それぞれ企業の実態に応じて、中高年齢層にでも十分処理できる仕事と、そうでないものとの仕分けをいたしました。こういう新しい時代に対応する努力も始まつておるわけでありまして、こういうことをさらに助長をいたしますと同時に、今日の雇用問題は、先ほど申しましたが、若年層におきましては、有効求人倍率が二ないし三であります。むしろ、まだ労働力が売り手市場であります。ところが、困るのは、中高年齢層の求人倍率が極端に低いということが困るのであります。したがつて、雇用保険の給付も、年齢層の若い再就職の機会が多い人よりは、再就職の機会の乏しい人、困難な人、その方に手厚くすることといたしまして、従来のように保険に加入しておつた期間の長さによつて給付期間を決めるのではなくて、その給付を受ける人の年齢、その他の条件によつて個別延長をいたしておるところでございます。で、この運営は、現在の雇用情勢の上からおきまして、私はそれに適応する適切なものだと考えておる次第でございます。

また、この雇用安定資金の運営についてのいろいろ御議論がございました。国会の審議にゆだねるべきでないかと。ただ、この雇用安定資金の運営は時宜に適合して速やかにやらなきゃならぬ場合もございまして、「法律上の財政法違反にならないとしても」と言つて、ならないという事実をお認めでございます。それから、それについてお答えをいたしません。時宜を得た運営をいたしますためには、やはり財政法の違反にならない限りにおいては、決算で国会に御報告を申し上げるのであります。決算で御審議をお願い申し上げますのであります。国会中心主義と反するとは考えておられません。

また、この四事業と雇用保険とを仕分けをしてやつたらどうか。これは私は、やっぱり相関連してやるべきものだと思います。たとえば、四事

業の中の訓練とか福祉とかということ、それから雇用保険の支払いということは、これはやはり同一の課題を取り扱い、相互関連して運営することが適当であると思う次第であります。(拍手)

〔内務大臣渡辺美智雄君登壇、拍手〕

○内務大臣(渡辺美智雄君) お答えをいたします。

年金と定年のギャップを埋めるために年金の開始時期をもっと引き下げたらどうか、こういうような御意見でございますが、ただいま労働大臣からお話ございましたように、日本でも六十歳から六十歳というのが三分の一ぐらいまでふえてまいりました。御承知のとおり、日本の年金制度には、共済組合あるいは厚生年金、国民年金等でございますが、共済組合は五十五歳、国民年金は六十五歳、厚生年金は六十歳と支給開始時期が決まっております。ところが、外国の諸例を見ると、ドイツあたりが六十五歳、イギリスも六十五歳、アメリカも六十五歳、スウェーデンも六十五歳、フランスが六十歳というところでありまして、日本の厚生年金等の六十歳というのは、諸外国から比べると五年ぐらい支給年限が早まっております、そういうような状態のもとでございますから、これをさらに制度として臨時にせよ切り下げるといふことは、なかなかこれはできない相談であります。ともかく、年金は早くもらいたたい、掛金は余りふやしたくない、税金は余り納めたくないということになりますと、なかなかこれはむずかしい問題でございます。したがって、われわれといたしましては、雇用政策によって、ともかくできる限り五十五歳というものをだんだん解消していただくようにお願いをするということがきわめて現実的ではないかと、かように考えております。(拍手)

〔内務大臣坊秀男君登壇、拍手〕

○内務大臣(坊秀男君) お答えを申し上げます。

雇用安定事業は経済の変動による波動性が非常に大きく、一方においては、その財源としての保険料は景気の変動にかかわらず一定料率でもって

安定的に徴収されておるものでございます。このため、雇用安定資金の資金量は景気の変動により大幅に増減するものと考えられます。したがって、これを長期的な運用である財政投融资の安定的な原資として期待されることは困難でありまして、還元融資の対象とすることはちょっと考えられないのでございます。

なお、資金の運営とかあるいは雇用協定の経理等につきましては、労働大臣から詳しくお答え申し上げましたので、私は省略させていただきます。

以上でございます。(拍手)

○副議長(前田佳都男君) 内藤功君。

〔内藤功君登壇、拍手〕

○内藤功君 私、日本共産党を代表して、ただいま議題となりました雇用保険法等改正案に関し、質問をいたします。

高度経済成長政策の破綻による長期の不況と物価高騰のもとで企業倒産は増加し、昨年一年間で負債額一千万円以上のものだけでも実に一万五千六百件と、戦後最大の規模に達しております。政府の統計によっても、完全失業者は百万人を超えたまま一向に減る傾向が見られません。実際は三百ないし四百万と推定されております。大企業は不況を口実として、従業員を削減、配転、解雇するなど、人減らし、合理化を押し進めるとともに、下請に押しつけては外注の中止や下請単価の切り下げなどを強行して、関連企業労働者の生活不安、雇用不安を増大させております。その上、造船業界への三五％の操業短縮勧告がございまして、二百海里問題に伴う漁業、水産業の危機など、新たな大量失業の発生という深刻な事態が生じつつあるのが現状であります。この現状を根本的に打開する上で、二つの点が大切であると思っております。

その一つは、物価の安定、減税、実質賃金の引き上げ等により、国民の購買力を高めて国内市場

の拡大を進めることであり、同時に、投資の流れを大型プロジェクト中心の公共投資から生活基盤整備に優先的に振り向けるなど、国民大衆本位の経済再建政策をとることによって積極的雇用を進めることでもあります。

第二は、大企業の中小企業事業分野への不当な進出を抑えて、関連企業の一方的切り捨て、下請単価の切り下げ等を野放しにさせない有効な措置を講ずることです。この基本的な点につき、「さあ働こう内閣」を自任される総理大臣の見解を求めます。御自分だけが働くんじゃないで、国民がみんな働ける機会を保障すべきであります。

以下私は、雇用の拡大と雇用不安解消のための具体的措置を九項目にわたり提起し、政府の見解を求めるのでございます。

第一点は、労働時間の短縮であります。労働省による労働者健康状況調査というものをみますと、疲れを翌朝に持ち越すという人が四二・九％もおります。薬をしょっちゅう常用しているという人が二四・三％もおります。これほど労働者の健康は破壊されております。この側面から、また、積極的雇用拡大の効果も及ぼす点から、労働基準法を改正して、週四十時間、週休二日制を実施すべきであります。労働者の運動によりまして、企業ごとの協約・協定で、労働時間の短縮が取り入れられておりますが、実情であります。国の労働行政の面では、政府は労働基準法制定以来ちょうど四十年になります。政府は、生産性の驚異的な向上にもかかわらず、労働時間法の改正には手を触れずにまいりました。政府は、この際、労働時間短縮のための立法措置に踏み切るべきではないかと思っております。労働大臣の答弁を求めます。

第二点は、大量解雇、身体障害者や母子家庭の母等に対する社会的に不当な解雇の法的規制の問題であります。

先ほど石田大臣は、解雇権乱用の法理で解決す

ると言われましたけれども、これだけでは賄い切れないから、この問題が起きているのであります。わが党は、社会的に不当な解雇というものを明文で列挙して、規制の対象を明らかにするとともに、手続面では、一方的大量解雇などをなすに先立って労働組合との協議を義務づけること、それから、知事に対する届け出を義務づけること、知事に調査、勧告の権限を付与することなどを内容とする解雇規制立法の制定を主張するものですが、この点について労働大臣の答弁を求めます。

第三点は、失業給付の延長についてであります。

失業給付日数の百八十日延長、全国延長の発動基準の緩和、個別延長給付の適用基準の緩和等は、労働四団体の一致した要求でもありますが、わが党もこれを支持するものであります。失業者の生活安定と再就職準備のために、特に再就職の困難な中高年失業者には特別の延長を図るべきであらうと思っております。この点の御答弁を求めます。

また、北海道の二十九万人に上る季節労働者の問題、その家族を含めると百万人、北海道人口の五分の一にも及びます。政府は、公共事業の早期発注などの各種応急的対策をやっているからいいじゃないかと言っているのでありますが、それはもちろんやっつけてほしい。やるとともに、それとともに、それにとどまらず、この特例一時金五十日分を九十日分に延長するしか、私はもう方法はないと思っております。石田大臣は、さっき保険法理を言われましたけれども、保険法理でもって賄えるような事態ではない。道庁を初めとして、全道の百の地方自治体がその趣旨の決議をしていることを、しっかり肝に銘じて答弁をしていただきたいと思っております。

第四点は、定年延長をどう進めるかの問題です。統計によりまして、中小企業の方が大企業よりも高年齢労働者を多く雇用しております。政府は、さっきの大企業答弁では、大体やる気のある

と、同時に、投資の流れを大型プロジェクト中心の公共投資から生活基盤整備に優先的に振り向けるなど、国民大衆本位の経済再建政策をとることによって積極的雇用を進めることでもあります。

第二は、大企業の中小企業事業分野への不当な進出を抑えて、関連企業の一方的切り捨て、下請単価の切り下げ等を野放しにさせない有効な措置を講ずることです。この基本的な点につき、「さあ働こう内閣」を自任される総理大臣の見解を求めます。御自分だけが働くんじゃないで、国民がみんな働ける機会を保障すべきであります。

以下私は、雇用の拡大と雇用不安解消のための具体的措置を九項目にわたり提起し、政府の見解を求めるのでございます。

第一点は、労働時間の短縮であります。労働省による労働者健康状況調査というものをみますと、疲れを翌朝に持ち越すという人が四二・九％もおります。薬をしょっちゅう常用しているという人が二四・三％もおります。これほど労働者の健康は破壊されております。この側面から、また、積極的雇用拡大の効果も及ぼす点から、労働基準法を改正して、週四十時間、週休二日制を実施すべきであります。労働者の運動によりまして、企業ごとの協約・協定で、労働時間の短縮が取り入れられておりますが、実情であります。国の労働行政の面では、政府は労働基準法制定以来ちょうど四十年になります。政府は、生産性の驚異的な向上にもかかわらず、労働時間法の改正には手を触れずにまいりました。政府は、この際、労働時間短縮のための立法措置に踏み切るべきではないかと思っております。労働大臣の答弁を求めます。

第二点は、大量解雇、身体障害者や母子家庭の母等に対する社会的に不当な解雇の法的規制の問題であります。

先ほど石田大臣は、解雇権乱用の法理で解決す

ると言われましたけれども、これだけでは賄い切れないから、この問題が起きているのであります。わが党は、社会的に不当な解雇というものを明文で列挙して、規制の対象を明らかにするとともに、手続面では、一方的大量解雇などをなすに先立って労働組合との協議を義務づけること、それから、知事に対する届け出を義務づけること、知事に調査、勧告の権限を付与することなどを内容とする解雇規制立法の制定を主張するものですが、この点について労働大臣の答弁を求めます。

第三点は、失業給付の延長についてであります。

失業給付日数の百八十日延長、全国延長の発動基準の緩和、個別延長給付の適用基準の緩和等は、労働四団体の一致した要求でもありますが、わが党もこれを支持するものであります。失業者の生活安定と再就職準備のために、特に再就職の困難な中高年失業者には特別の延長を図るべきであらうと思っております。この点の御答弁を求めます。

また、北海道の二十九万人に上る季節労働者の問題、その家族を含めると百万人、北海道人口の五分の一にも及びます。政府は、公共事業の早期発注などの各種応急的対策をやっているからいいじゃないかと言っているのでありますが、それはもちろんやっつけてほしい。やるとともに、それとともに、それにとどまらず、この特例一時金五十日分を九十日分に延長するしか、私はもう方法はないと思っております。石田大臣は、さっき保険法理を言われましたけれども、保険法理でもって賄えるような事態ではない。道庁を初めとして、全道の百の地方自治体がその趣旨の決議をしていることを、しっかり肝に銘じて答弁をしていただきたいと思っております。

第四点は、定年延長をどう進めるかの問題です。統計によりまして、中小企業の方が大企業よりも高年齢労働者を多く雇用しております。政府は、さっきの大企業答弁では、大体やる気のある

と、同時に、投資の流れを大型プロジェクト中心の公共投資から生活基盤整備に優先的に振り向けるなど、国民大衆本位の経済再建政策をとることによって積極的雇用を進めることでもあります。

第二は、大企業の中小企業事業分野への不当な進出を抑えて、関連企業の一方的切り捨て、下請単価の切り下げ等を野放しにさせない有効な措置を講ずることです。この基本的な点につき、「さあ働こう内閣」を自任される総理大臣の見解を求めます。御自分だけが働くんじゃないで、国民がみんな働ける機会を保障すべきであります。

以下私は、雇用の拡大と雇用不安解消のための具体的措置を九項目にわたり提起し、政府の見解を求めるのでございます。

第一点は、労働時間の短縮であります。労働省による労働者健康状況調査というものをみますと、疲れを翌朝に持ち越すという人が四二・九％もおります。薬をしょっちゅう常用しているという人が二四・三％もおります。これほど労働者の健康は破壊されております。この側面から、また、積極的雇用拡大の効果も及ぼす点から、労働基準法を改正して、週四十時間、週休二日制を実施すべきであります。労働者の運動によりまして、企業ごとの協約・協定で、労働時間の短縮が取り入れられておりますが、実情であります。国の労働行政の面では、政府は労働基準法制定以来ちょうど四十年になります。政府は、生産性の驚異的な向上にもかかわらず、労働時間法の改正には手を触れずにまいりました。政府は、この際、労働時間短縮のための立法措置に踏み切るべきではないかと思っております。労働大臣の答弁を求めます。

第二点は、大量解雇、身体障害者や母子家庭の母等に対する社会的に不当な解雇の法的規制の問題であります。

先ほど石田大臣は、解雇権乱用の法理で解決す

ると言われましたけれども、これだけでは賄い切れないから、この問題が起きているのであります。わが党は、社会的に不当な解雇というものを明文で列挙して、規制の対象を明らかにするとともに、手続面では、一方的大量解雇などをなすに先立って労働組合との協議を義務づけること、それから、知事に対する届け出を義務づけること、知事に調査、勧告の権限を付与することなどを内容とする解雇規制立法の制定を主張するものですが、この点について労働大臣の答弁を求めます。

第三点は、失業給付の延長についてであります。

失業給付日数の百八十日延長、全国延長の発動基準の緩和、個別延長給付の適用基準の緩和等は、労働四団体の一致した要求でもありますが、わが党もこれを支持するものであります。失業者の生活安定と再就職準備のために、特に再就職の困難な中高年失業者には特別の延長を図るべきであらうと思っております。この点の御答弁を求めます。

また、北海道の二十九万人に上る季節労働者の問題、その家族を含めると百万人、北海道人口の五分の一にも及びます。政府は、公共事業の早期発注などの各種応急的対策をやっているからいいじゃないかと言っているのでありますが、それはもちろんやっつけてほしい。やるとともに、それとともに、それにとどまらず、この特例一時金五十日分を九十日分に延長するしか、私はもう方法はないと思っております。石田大臣は、さっき保険法理を言われましたけれども、保険法理でもって賄えるような事態ではない。道庁を初めとして、全道の百の地方自治体がその趣旨の決議をしていることを、しっかり肝に銘じて答弁をしていただきたいと思っております。

第四点は、定年延長をどう進めるかの問題です。統計によりまして、中小企業の方が大企業よりも高年齢労働者を多く雇用しております。政府は、さっきの大企業答弁では、大体やる気のある

と、同時に、投資の流れを大型プロジェクト中心の公共投資から生活基盤整備に優先的に振り向けるなど、国民大衆本位の経済再建政策をとることによって積極的雇用を進めることでもあります。

第二は、大企業の中小企業事業分野への不当な進出を抑えて、関連企業の一方的切り捨て、下請単価の切り下げ等を野放しにさせない有効な措置を講ずることです。この基本的な点につき、「さあ働こう内閣」を自任される総理大臣の見解を求めます。御自分だけが働くんじゃないで、国民がみんな働ける機会を保障すべきであります。

以下私は、雇用の拡大と雇用不安解消のための具体的措置を九項目にわたり提起し、政府の見解を求めるのでございます。

第一点は、労働時間の短縮であります。労働省による労働者健康状況調査というものをみますと、疲れを翌朝に持ち越すという人が四二・九％もおります。薬をしょっちゅう常用しているという人が二四・三％もおります。これほど労働者の健康は破壊されております。この側面から、また、積極的雇用拡大の効果も及ぼす点から、労働基準法を改正して、週四十時間、週休二日制を実施すべきであります。労働者の運動によりまして、企業ごとの協約・協定で、労働時間の短縮が取り入れられておりますが、実情であります。国の労働行政の面では、政府は労働基準法制定以来ちょうど四十年になります。政府は、生産性の驚異的な向上にもかかわらず、労働時間法の改正には手を触れずにまいりました。政府は、この際、労働時間短縮のための立法措置に踏み切るべきではないかと思っております。労働大臣の答弁を求めます。

第二点は、大量解雇、身体障害者や母子家庭の母等に対する社会的に不当な解雇の法的規制の問題であります。

先ほど石田大臣は、解雇権乱用の法理で解決す

ということば言葉ではわかりましたが、具体策がないです。行政指導をやるのか、立法をやるのか、具体策を示してもらいたい。これが第四点。

第五点は、いま緊急に対応策が求められておられますアメリカ、ソ連の二百海里水域実施に伴う漁船員の雇用、失業対策の問題であります。全日本海員組合からもすでに要望が出されておりますが、特に減船対象船とその乗組員の転換対策や漁業従事者の雇用の保障につきまして、政府がどのような対策をとるおつもりか、農林、労働大臣にお尋ねをしたい。

第六点は、沖繩の雇用対策であります。失業率が、沖繩県の場合、本土の二倍を超えております。この沖繩県の雇用対策をどう積極的にやるか、この点です。

第七点は、中小企業労働者の雇用の安定と失業防止のために、雇用保険法各種給付金の支給率を中小企業に關しては引き上げたらどうかという問題提起であります。すなわち、雇用調整給付金の支給率は、三百名以下の中小企業につきましては現行三分の二でございますが、これを四分の三に改めたらどうか。また、給付日数も百五十日に延長するように改めることによつて、中小企業労働者の雇用安定に役立つ法律に変わることができんじやないかと思ひますが、労働大臣、いかがでしょうか。

第八点は、雇用安定事業など四事業の運営について、労働者の代表の意見を求め、尊重しろという点であります。労働大臣は、少なくとも雇用安定資金の管理、運営を初め、雇用対策四事業の運営につきましても、少なくとも中央職業安定審議会に意見を求め、その意見を尊重するという立場を堅持し、これくらいは明確にここで答へなされるべきだと思ひますが、答弁を求めます。

最後に、第九点として、法律をどんどん変えて労働法をよくしても、それを使う職員がふえなくちゃならぬと思うのです。雇用保険法や労災保険法の全面適用に伴う労働省職員の業務量は、もの

すごく増大するでありましょう。職業安定所、特に労働基準監督署など、第一線の機関の職員の増員を含む行政体制を速やかに確立をして、また、大蔵大臣はその所要の財政措置を講ずべきものだと思います。この点については、こういう立法ができるたびに附帯決議がされているんですが、この国会の決議が無視されている状況であります。大蔵大臣と労働大臣の、この増員、行政体制確立についての答弁を求めたいのであります。(拍手)

〔國務大臣福田赳夫君登壇、拍手〕

○國務大臣(福田赳夫君) 答へ申し上げます。諸政策は雇用拡大を中心として進むべしと、こういうお話でございますが、これは私はまことにそのとおりで、こういうふうな考えでおります。ただ、その方法は、いたずらに雇用拡大といましても、これはなかなかそういくものじゃありませんから、やっぱり経済を上昇過程に乗ける、そして事業活動が活発になる、そういう過程を通じて雇用が拡大されるということにならなければならぬだろうと、こういうふうな考えでおります。そういう見地から、雇用の拡大には一体何が一番適確に響くかという、いまこの時点におきましますと、政府がその仕事をつくる、つまり、そういう見地から公共事業中心の予算、そういう考え方をしていることは御承知のとおりでございますが、これによりまして実質成長率六・七％程度、これをぜひ実現をいたしたい。そうなりますと、この就業者数につきましても、雇用者数につきましても、かなりの改善が見られる、かように考えております。

なおまた、公共投資を大型プロジェクトでなくして生活基盤整備のために使えというお話でございますが、これもそのとおりに考えております。御承知のとおり、上下水道とか住宅だとか学校でありますとか、環境整備事業でありますとか、そういうところ今度の予算は重点を置いておる。ただ、その過密、過疎、また将来の国づくりとい

りようなことを考えますときに、大型プロジェクト、これを全然度外視するといふ、そういう考へ方はできませんから、あわせて大型プロジェクト、あるいは新幹線でありまつか、あるいは高速道路でありますとか、そういうこともまた進めなければならぬと、こういうふうな考えでおります。両者相権衡をとりながら、しかも生活関連といふものに中心を置きながら施策を進めておる、かように御了承願ひます。

また、中小企業や下請業者の立場をこういう際には特に重視せよと、こういうお話でございますが、これもそのとおりでございます。ただ、大企業、中小企業は相対立するものではありません。これは相補い、相助け合つて初めて日本経済を形成するものでありまして、共存共栄の關係にあると思ひます。何せ今日は景気停滞のときでありますから、特に中小企業、弱い立場の企業に對しましては特別の配慮をしなければならぬ、かように考えておりました。たとへば官需、公需、この発注に當りまして、特に意を用いて中小企業の方へ回すことを考へるとか、あるいは下請代金の法律の適用、これを厳重にするとか、あるいは独占禁止法の運用を強化するとかいふたしてありますけれども、特に今回は事業分野調整法、これも御提案申し上げて、中小企業の立場を守つていくという姿勢を示しておる次第でございます。

以上でございます。(拍手)

〔國務大臣石田博英君登壇、拍手〕

○國務大臣(石田博英君) 労働時間の短縮を圖つて雇用機会を増大すると同時に、勤労者の健康保持に努める――労働時間の短縮が直ちに雇用機会の増大につながることも言ひ切れないのであります。しかし、労働時間の短縮を目指して行政指導等によつて努力をいたすことには賛成でございます。

なお、基準法の改正に觸れられましたが、基準法はなるほどできて三十年、そろそろ検討をすべき時期でございますので、いま研究会を設けて検討中でございます。

それから、大島解雇について、あるいは社会的に不当な解雇について法的規制を設ける、こういう御議論でございますが、先ほどの答へでわかっているとおっしゃるかもしれませんが、大体そういう事例の判例は、全部解雇した側の敗北に終わつております。この法理の確立を基礎といたしまして、雇用促進法、労働基準法、その他の運営を圖つていけば、にわかには法的規制を設けなくても効果を上げていけるのではないかと思ひます。

それから、定年延長の具体策、これは法的規制をするという……。この五十五歳定年制は、現在の条件の中では適當なものとは思ひません。これは改正をしなければならぬ。社会保険と連動しなければならぬ。しかし、一つには、いい悪いは別として、今日まで長い間続いてきた人事管理の経緯があります。もう一つは、賃金原資の分配の問題があります。したがつて、一挙に法的規制をすることは私は適當でないと思ひます。しかも、漸次定年延長についての社会的認識が深まりつつございますので、これに對して積極的な行政指導によつて実現を圖りたいと思ひます。

季節労働者に対する問題、あるいは失業給付の延長の問題は、先ほど答へをしたとおりでございます。

それから、雇用調整給付金の支給率を中小企業に高めるといふ御議論でございますが、現在でもすでに中小企業に對しては三分の二、大企業に對しては二分の一と、中小企業に對して手厚くいたしておるのでございます。

それから、四事業の運営について中央職業安定審議会に意見を求める――むろん求める方針でございます。さらに、その具体的な運営の方法についていろいろの御意見がござりますので、それはいま調整中でございます。

それから、二百海里の水域の実施に伴つた漁船

員、あるいはそのほかの影響を受けられた方々に対する労働省の対策でございますが、私どもの所管とするものは、漁船においては三十トン以下の船の乗組員、あるいは五トン以下の一般船舶の乗組員、内航船の乗組員、それから陸上の、たとえば加工業者、運送業者、そういう人たちが私どもの直接の対象でございます。したがって、この人々に対しては、むしろなかつて、鯨、カツオ、マグロ、あるいは二百海里のときのスケトウダラ—アメリカが二百海里を引いたときのスケトウダラの漁船員に対してのと同様の措置を水産庁の御要請があり次第実施する方針でございます。

それから、法改正による業務量の増加に対応できるような人員増をやれという御意見でございます。私どもの方は、行政の簡素化あるいは機械の導入によって努力はいたしておりますが、それでもなお安定所の職員あるいは監督署の監督官は非常な人不足に苦しんでおりますので、結構な応援演説として承って、ありがたく御礼を申し上げます。(沖繩はどうしたと呼ぶ者あり)

沖繩については、沖特法、それから国内法の両方の運営をいたしますと同時に、今度新たに相談員を増派いたしましたので、そうして職業のあっせんその他に努めておるところでございます。そして沖繩の実情が、失業率は国民全部の、日本全体の平均率の三倍に上っているという事実を厳正深刻に受けとめて対処してまいりたいと思っております。

〔国務大臣鈴木善幸君登壇、拍手〕

○国務大臣(鈴木善幸君) 殿、二百海里時代の到来を迎えまして、諸外国との漁業交渉の結果、いかにによりましては、漁獲割り当てる大幅な削減による減船に伴いまして、離職のやむなきに至る場合も考えられるのでございますが、これらの離職者に対する対策としては、雇用対策法及び漁業再建整備特別措置法により就職のあっせん、職業訓練の実施、職業転換給付金の交付措置を講じてまいる所存でございます。

今後、日ソ漁業交渉に伴い減船が確定した場合におきましては、職業転換給付金の支給等を含め、乗組員の雇用対策につきましては、運輸省を中心とし、関係各省庁間で密接な連携を保ちながら対処したいと存じております。

なお、離職者に対しては船員保険法に基づく失業保険金の支給措置を講ずる考えであります。漁船員に対する船員保険法の失業部門の適用拡大については、漁業の担い手である労働者の確保、福祉の向上を図る観点に立って、関係省庁と協議検討をいたしておるところでございます。

日ソ漁業交渉の経過から、その操業に顕著な影響を受ける水産加工業者等については、その操業状況、従業員の使用の実態等につき、関係道府県等との連携のもとに、調査の上、雇用調整給付金制度の適用等について関係省庁と十分協議をし、加工業者等の経営維持安定及びこれに従事する者の雇用安定に努めてまいりたいと存じます。さらに、加工業者、輸送業者等の関連業者につきましても、中小企業転換臨時措置法の適用につきましても、関係省庁と協議をし、前向きで検討してまいりたいと存じております。(拍手)

〔国務大臣坊秀男君登壇、拍手〕

○国務大臣(坊秀男君) お答え申し上げます。

業務の量がふえてくるから人員をふやすべきだ、こういう御意見でございますが、国家公務員の定員につきましては、新規業務についても極力振りかえりによって対処し、増員を厳に抑制する。その方針で臨んでまいりますことは御承知のとおりでございます。このように、全体としてまことに厳しい定員事情のもとにあつても、雇用保険の施行を確保するため等、行政需要の多い部門につきましては重点的に人員の確保を図るよう努めております。今後、このような考え方に立って関係省庁と協議しつつ対処してまいりたいと思っております。(拍手)

○副議長(前田佳都男君) 柄谷道一君。

昭和五十二年四月二十二日 参議院会議録第十号 雇用保険法等の一部を改正する法律案(趣旨説明)

〔柄谷道一君登壇、拍手〕

○柄谷道一君 私、民主党を代表して、ただいま議題となりました雇用保険法等の一部を改正する法律案に対し、基本的に賛成の立場から質問をいたします。

一九七三年の石油・エネルギー危機を契機とする世界経済の巨大な不均衡は、六〇年代からの南米問題を一層拡散させる一方、先進工業国にも強弱相分れ解を招き、八〇年代に向かつての均衡回復のためには、国際経済の枠組みそのものの変革を必要とする時代に入りつつあると言えましよう。

そして、日米欧委員会とブルッキングス派で固められたカーター政権の世界経済戦略の当面の目標は、日米独三国をエンジンエコノミーとする景気刺激、石油ショックの後遺症である国際収支不均衡の是正、すなわち黒字国による債務救済、そして新マージナル計画ないしグローバル・ニード・イン・ワールドといった規模での先進工業民主主義国と第三世界を包含する経済開発に照準を定めようように考えられ、また、これに対しECの大勢は、目下管理貿易体制を志向しているものと見られます。

こうした新国際経済秩序をめぐる二つの経済思潮の中で、わが国の経済戦略目標をどこに置くか、世界経済に対する奇与と利益保護の調和をどこに求めるかという重大課題につきましましては、さきに予算委員会でも総理に質問したところでありますが、今後の雇用政策と深いかわり合いを持つので、再度その所信を明らかにしていただきたい。

国際経済のマクロ管理の観点から、長期的な資源の安定供給、市場の拡大、債務問題の処理、あるいは国際的な産業の再編成、一次産品問題の総合プログラムの導入、国際通貨の調整、所得と技術の移転などが取り上げられることが必然であるとするれば、雇用政策もまた、国際市場における輸出・輸入の成長等に応じて産業を調整しつつ、

一定の雇用水準を確保する配慮を強めなければなりません。

こうした国際情勢と、高度経済成長から低成長時代への移行、技術の高度化、賃金水準の上昇等は、好むと好まざるにかかわらず、産業の構造変革を余儀なくし、一部産業の衰退や消滅を伴うことに発展せざるを得ません。

昭和三十五年を境として、労働力過剰対策から労働力不足対策に転換し、第一次産業就業者の第二次、第三次産業部門への進出を中心として展開されてきた雇用対策は、いまや国内外の情勢の変化に対応して、予測される摩擦的失業や構造的失業を予防ないし解消し、かつ労働力の上向移動を円滑にする、平易に言えば、中高年齢者対策や離職対策を中心とする総合雇用保障政策に質的な転換を行う時代に入ったと思っておりますが、今後の雇用政策に関する総理及び労働大臣の基本的な方針をお伺いしたい。

次に、以下六点について具体的な考えを明らかにしていただきたい。

第一は、職業訓練行政の転換、拡充についてであります。

雇用安定資金制度の死活は、職業訓練行政の当否にかかっていると云っても過言ではありません。従来の第二次産業の現場部門を中心とする技能訓練から抜け出して、第三次産業や事務部門、さらには社会保障、福祉部門の人材と要員の確保にまで積極的に行政の手を広げるべきであり、また、学校経営方式の訓練行政から脱皮して、わが国経済の均衡ある成長にとって必要とする労働力構成を維持するための労働力需要の的確な見通しや、可能な限り細分された職種についての必要な技能知識の水準とその習得方法を明らかにすることなど、求人求職に必要な労働市場情勢等の情報を提供し、相談に応じ、指導し、援助することなどの行政サービスの拡充が必要であると思ふがどうか。労働大臣の所信を明らかにし

てほしい。

第二は、総合的、一元的な職業能力の開発についてであります。

今後増大を予想される離職者や中高年齢者の転換教育や生涯教育の必要を満たすためには、公共職業訓練機関のみをもつては不十分であります。国の定めた体系的な基準に従う企業内職業訓練との連携を強め、その助成措置を拡充するとともに、特に新しい技術知識を習得して高度の自己開発を行うおとする者に対しては、大学を開放し、また、能力開発の需要に応じて専修学校、各種学校を活用するなど、労働力行政と学校教育の結合を図るなど、多角的な教育訓練を進展させることが必要であります。さらにこの場合、自発的な職業転換希望者や自己開発希望者の被教育期間については、有給教育訓練休暇の制度化や奨学金の支給、生活費の融資制度の新設など、訓練受講の条件を改善すべきだと思ふが、労働、文部両大臣の考え方を伺ひたい。

第三は、在職者や離職者の産業構造変革に伴う本制度の活用を中小企業にどう適応させるかの問題であります。

このためには、公共職業訓練施設を近代化、多様化するなど充実整備すること、中小企業が共同で行う職業訓練に対する運営費、施設費についての国庫補助率を引き上げること、繊維産業等地方産業の構革に当たっては、国、地方自治体、関係労使が一体となって地域産業の振興または転換を推進する体制を確立することなどが必要でありましよう。

また、積極的労働力政策をシステムとして確立するためには、職業安定行政と職業訓練行政の一元化や、雇用促進事業団を発展的に解消し、雇用政策の展開に関連ある施策を統合する強力な独立した行政能力を持った新たな機関、たとえば労働市場公社をつくり、公益、労働、使用の各側の合意に基づいて基本的な運営方針を決定するなどの勇断を必要とする時期ではないかと思ひます。労働、通産両大臣の所信を明らかにしていただきたい。

第四は、雇用安定資金、安定事業の財政強化についてであります。

当初案の千分の一事業主負担でも約五百八十億円、これが千分の〇・五となれば二百九十億円程度であります。昭和五十年年度の雇用調整給付金が約五百五十二億円であることを思えば、この予算規模で対処すること、深刻な雇用情勢に十分対応できるのか否か、率直に言つて、すこぶる不安であると言わなければなりません。雇用安定事業が有効に機能するよう、国庫補助、事業主負担などにより安定資金の財源の拡充に努めるべきだと思ふがどうか。また、雇用安定事業を含む雇用保険四事業と雇用安定資金の管理運営に当たっては、労使の意見を十分に反映させるための特段の措置が講ぜられるべきだと思ふがどうか、労働大臣の考え方を伺ひたい。

第五は、本法改正が施行されるまでの措置についてであります。

現在、有効求人倍率は〇・六倍と低く、他方、失業率は二・三%と高い水準を続けており、企業倒産件数など経済指標も深刻な雇用不安の現実を示しております。産業構革や倒産による離職は施行日を待つてはくれません。現行諸法規を弾力的に運用することは当然であるが、当面、現在の全国的レベルでの不況業種の指定に加えて、地域別にも業種を指定するなど、雇用調整交付金の支給対象業種を拡大することが必要であると思ふがどうか。労働大臣の所信を求めます。

最後にお尋ねしたいことは、高年齢者の雇用保障、特に定年延長の問題についてであります。わが国が本格的な高齢化社会を迎えるに当たり、高年齢者の雇用保障政策の推進が政治の重要な課題となっております。中でも最低六十歳まで定年を延長することは当面する最も緊急な課題であります。このような情勢を踏まえて、この十九日の衆議院社労委員会においては、定年延長の促進に関する決議が全一致で採択されました。総理並びに労働大臣は、衆議院のこの決議をどのように受けとめ、これを実現するために今後どのような行政措置を講じられるおつもりか、具体的所信をお伺ひして、私の質問を終わります。(拍手)

【国務大臣福田赳夫君登壇、拍手】
○国務大臣(福田赳夫君) お答えを申し上げます。柄谷さんは非常に大きな立場から、世界の現状の中でわが日本の経済戦略を一体どういうふうにとるか、こういうお話でございます。確かに、いま世界経済は非常にむずかしい段階にあると思ふのです。特に石油ショックによりまして世界の資金、つまりドルが産油国に集中する、その還流がうまくいかない、そういう結果、発展途上国が非常に国際収支上の困難に逢着していると、こういうような状態です。国際収支が悪けりやどうしたって経済活動が活発になるはずがない。このような状態を放置しておきますと、私は、世界の各所に社会不安というものが起こってきやしないか。その社会不安がさらに高まると、これは政治不安につながっていく。これは歴史が非常によくその過程を説明しておるわけですね。そういうときに、二つの選択の道がある。一つは、その国際収支を守るという余りに保護貿易主義的な考え方をとる、こういう行き方でありまして、これは昭和戦前そういう道をたどつて失敗し、ついに第二次世界大戦争になったと、こういうことになっておりますが、それをしたんじや、お互いに保護主義だ、保護貿易主義だ——それは国際収支を守れるかもしれないけれども、これは縮小均衡です。これは世界が総沈みになるわけですね。昭和戦前のごときは、もうとにかく総生産が三割も沈む、あるいは総貿易が四割も沈む、そういう悲劇的な状態であつたわけですが、あれをしたら、これは大変なことになる。いま世界経済は、これはもう一つの国ではどうすることもできません。世界全体がもう相寄り、相助けるという体制でなければならぬわけでございますが、その中で断じてとつてならないのは保護貿易主義体制であると思ふのです。わが国との立場から言ひましても、そうなんです。世界のどここの一角からも保護貿易主義というような動きがあつたら、これと断固として闘うという姿勢で、世界の中の一つの環としての日本国というたてまで、いまこの困難な世界情勢に対処しなければならぬと、こういうふうにお考えをおるわけでありまして、ですから、御指摘のように、そういう態度もとりまして、同時に、そういう態度を皆さんがとるためには、世界の景気が、とにかくいまの状態じゃなくて、上方に転じなければならぬ。上方に転ずるといふためのただ一つの道というのは、やっぱり力のある国、わが日本、いろいろ国内には問題はありますけれども、やはり国際社会の中では力のある国です。また、アメリカがそうです。ドイツがそうです。その他にも若干あります。それらの国々が相協力して、そして世界のおくれた苦しい立場の国々に協力し、その経済の回復を引っ張っていくという以外にどうも道がなさそうだと、私は、そういう意味におきまして、今度のサミットの会議というものには非常に重要な意味を持つたろうと思ふのであります。

さらに、これから長い目の問題を考えますと、きた、やっぱり世界はこれから資源・エネルギーの有限時代に入つてきたんです。そういう中で新しい資源を、エネルギーをどういうふうにかつとるのかという問題、あるいはこの資源を大事にしなきゃならぬという問題が起こつてくる。そういうことは、これも一國の努力じゃ限界があるのでありまして、やはり国際社会のみなが協力して、この新しい代替資源の開発、また、どういふふうにかつとるに大事にするかということに手をつないでいかなければならぬだろうと、こういうふうにお考えを、同時に、特におかれておる世界の開発途上国への協力というふうなことにつきましても、

は、わが国としては、わが国にも問題はありますけれども、それを乗り越えて協力する姿勢をとるべきである、かように考えておるのであります。

そういうことを考えますときに、やっぱり日本みずから固めるということが必要である。私は、この年は経済の年である、こういうふう宣言しておりますのは、それは国内においてもやっぱりみんなが景気をよくしてくれという、しかし同時に、ただいま申し上げましたように、わが国が力を持ってそういう国際協力ができようような態勢、つまりわが国の経済が回復するということとは国際社会に対する責任を尽くすゆえんでもあるというふうな考えなのであります。

さて、そういう中で、今後の雇用政策をどういうふうにするかというお話でございますが、具体的なことは労働大臣から申し上げますが、基本的には、もう資源・エネルギー有限時代でありますから、そういう角度から言えは、わが国の経済は成長がなるべく低い方がいいんです。なるべく石油を買わないで済むような社会がいいんです。

しかし、さあそういうことになると、いま問題になっている雇用問題に抵触してくるわけです。雇用政策というのを考えると、成長はなるべく高い方がいい。その高い方がいいという、この雇用政策からの要請、また、資源・エネルギーへの安全保障的な考え方、そういうことからする低い成長への要請、その調和や接点を一体どこに求めるかということが大事なことであります。こういうふうな考えをいふんですが、その問題は、しさいに検討いたしましたして、まあ大体六〇程度、この辺が当面の目標としてはよからうかと、そういうふうな考えをおるわけですが、ここ十年間ぐらいはそういう見当でいく。しかし、いま設備が過剰であります状態でありまして、まあ最初の時期は少し高目の成長がよからうと、またそれが可能であるというふうな見解で、五十二年度は六・七％成長という線を出しておるわけでありまして

が、雇用も、また国の、この社会の安全もということ踏まえて、これからの諸政策に対処してまいりたい。かように考えております。(拍手)

〔国務大臣石田博英君登壇、拍手〕

○国務大臣(石田博英君) この経済の波動性の中で、将来の雇用政策をどういう基本的考えでもって運営しようかという第一の御質問でございますが、いま総理からお答えがありましたように、問題は、経済の成長と、それからわれわれを取り巻いておる客観的性情との間の整合性をどう求めていくかということにあるだろうと思っております。この雇用問題だけを顧みてみましても、私初めて労働行政をお預かりいたしましたのは、いまから二十年前でございますが、日本の経済がようやく戦前の水準に復活したばかりでありまして、最大の課題は農家の二、三男諸君の就職問題であったわけでありまして。その次は、いわゆる石炭産業の衰退に伴いまして、局部的な産業従業員の失業問題というものが起こりましたけれども、経済の基調はいわゆる高度成長期に入つてまいりました。

したがって、雇用問題はむしろ不足対策、過剰対策じゃなくて不足対策という方に移つてきたのであります。で、今日は、低成長に加えて、その影響のもとに産業の転換というものが必至になってきた。そういう中に、一つには失業の防止、それから必至になってきた転換にどう対応していくかという対応の問題。それから、なるほど有効求人倍率は〇・六で低いのであります。先ほどから何度も申し上げておりますとおり、若年労働力については、有効求人倍率は二ないし三なんです。極端に低いのが中高年齢層、身障者等、弱立場にある人々でございます。したがって、経済の成長と、それから資源その他の諸条件の整合性を求めつつ、この新しい雇用の課題、特に中高年齢層の雇用対策というものが、これからの雇用政策の大きな柱であろうと考えております。それから、この安定資金の死活は職業訓練にあるという御意見、私もそう思っております。これ

が産業の転換に対応するためにも、それに対応できるだけの技能、技術を身につけなければ対応できないのでございます。したがって、その対応のために、いままでのやり方をもっと広げて、訓練を受けたら仕事が見つかると、必ず就職できる。それから逆に言うと、必ず就職ができるし、求められておる職種は何であるか。つまり、従来の職種でなく、その職種の範囲を広めていくと同時に、そういう求人行動に対するサーチと申しませうか、そういうものを並行してやっていくべきだという御意見、これは全く同感でございます。

それから、それをやるためには、文部省の学校あるいは専修学校あるいはまた各種学校の活用等について両省で有効な連携を保つべきだと、こういう御意見、全くごもっともでありまして、訓練を拡充しようとしたとしても、施設その他のことが障害になる場合が非常に多いのでございませう。

で、現在は、訓練校での学習を高等学校の教科の一部の履修とみなす、いわゆる技能連携の制度ができております。次には、大学や各種学校で教育訓練を受ける労働者の人たちに對して有給休暇を与える制度、あるいは有給教育訓練制度というようなものの奨励制度をつくっております。それから離職者について職業訓練の一部を各種学校に委託する等の制度もつくつておるわけでございます。

それから、資金制度というものを中小企業にどういうふうに通じていくか—これは民主的かつ多様化して持っていくかなければならないと思つております。これは大企業には適用できるけれども中小企業にはどうも適用しにくいというのが実情でございますが、この実情を何とか克服をいたしたいと思つて、広くこの制度が活用されるようにいたしたいと思つております。

それから、労働行政あるいは特に雇用行政の一元化のために、市場公社というふうなものをつ

くつたらどうか—そういう構想がヨーロッパにおいて実施されておることも承知いたしております。ただ、ヨーロッパにおいては、そのほかの社会保障について非常に多額な賦課金が課せられる。保険金その他、運用のための賦課金が非常にいろんな方面にかけられる。税金も高い。そういう諸情勢と隔離しまして、制度の中のいいところだけ、つまるところも思つても、なかなかむずかしい。したがって、ヨーロッパの諸制度の運営のためには、まあ、まじゅうで言えは、あんだけ食べたのでは、あいが悪いので、皮の部分も検討し備えなければ運営の妙を得られないと思つたので、まじゅうと皮と両方うまい運営の方法を見出してまいりたいと思つておる次第であります。

それから、千分の一を千分の〇・五にして、あとはお金の方は大丈夫か—いままでやっておりました三事業の節減その他によりまして、できる限り対応できるように運営にいたしたい。つまり、昭和五十年程度の不況には対応できるように態勢をとつていけるものと思つておる次第でございます。

それから、この法律を施行する前に離職した者をどうするか。これは、雇調金の運営、これの運営についての弾力性を持たせまして対応をいたしたいと考えております。

また、高齢化社会について、六十歳への定年延長、これに対する衆議院社会労働委員会の決議、これは一言で言えは、わが意を得たり、まことにありがたい御激励と受けとめまして、この実現普及のために全力を尽くしたいと思つております。(拍手)

○国務大臣(海部俊樹君) 職業教育に関する問題についてお答えを申し上げます。国民生活の各段階、各時期にだれもが新しい知識、新しい技術を身につけて能力を高めていくというところは、移り変わりの激しい今日の社会では、きわめて大切なことだと受けとめております。文部省といたしましては、きょうまで大学の

昭和五十二年四月二十二日 参議院会議録第十号

雇用保険法等の一部を改正する法律案(趣旨説明)

○議長(河野謙三君) これにて質疑は終了いたしました。

公開講座あるいは夜間学部の整備あるいは通信教育、そういうものにも意を注いでまいりました。御指摘の離職者や中高年齢者の皆さんが利用しやすいように、さらに社会に対する開かれた大学の実現を目指して一生懸命努力をいたしたいと思っております。

なお、御指摘の専修学校、各種学校につきましては、これは社会の要請に即応できる職業教育の専門機関であると思われるその役割を自覚を、昨年法律によって制度の整備、充実を図ってきたところでございますが、みずから能力開発を志す人々のために役立てようという柄谷委員の御質問の御趣旨を受けまして、一層の努力を志してまいりたい、かように考えます。(拍手)

○國務大臣(田中龍夫君) 拍手

○國務大臣(田中龍夫君) 御答へいたします。

御説のごとく、経済的な構造変化の非常に厳しい現段階におきまして、企業の転換という問題についての雇用のその他の御見解でございますが、私も通商産業関係から申すならば、特に繊維工業を初めとした非常に激しい変化の激しい中におきまして、特に中小企業の労働関係におきましても、この転換の問題が叫ばれております。また、特に伝統的な工芸品の産業の振興法でありますとか、また、繊維工業の中におきましても、この構造改革に基づきます臨時措置法等のこれらの問題で、その振興を図ってまいります。一方におきましては、また、事業転換を行おうとします中小企業者の方々につきましては、先般制定を見ました中小企業事業転換対策法によりまして、特に国、地方自治体関係者一体となつての新しい開拓と、それから転換、さらに振興を図ってまいり所存でございますが、これらは総合的な対策を講ずることによりまして、この難関を切り抜けていかなければならぬ、かように存じておる次第でございます。(拍手)

○副議長(退席、議長着席)

議事日程追加の件 領海法案及び漁業水域に関する暫定措置法案

○議長(河野謙三君) この際、日程に追加して、領海法案及び漁業水域に関する暫定措置法案について、提出者の趣旨説明を求めたいと存じます。御異議ございませんか。

○議長(河野謙三君) 御異議ないと認めます。鈴木農林大臣。

○議長(河野謙三君) 御異議ないと認めます。鈴木農林大臣。

○國務大臣(鈴木善幸君) 領海法案につきましても、その趣旨を御説明申し上げます。

近年、わが国近海における外国の大型漁船の本格的操業により、わが国の沿岸漁業は、漁船・漁具の被害の頻発、操業の制約など重大な影響をこうむりつつあります。政府は、これら沿岸漁業者の切なる要望にこたえるべく、領海十二海里問題につきましても、国連海洋法会議の動向をも勘案しつつ、鋭意検討を重ねてきたところであります。今日、世界で領海十二海里を設定している国は六十カ国近くに上り、国連海洋法会議におきましても、いわゆる国際海峡の通航制度等との関連で論議はありますが、領海の幅を十二海里までとすること自体について異論を唱える国はほとんど見られない情勢となっております。さらに、最近においては、二百海里の漁業水域を設定する国が相次いでおり、国際社会は新しい海洋秩序に向かって急速な歩みを見せております。

このような内外の諸事情を考慮し、沿岸漁業の保護等を図る観点に立つて、この際わが国の領海を拡張することとし、この法律案を提出した次第であります。次に、この法律案の主要な内容について御説明を申し上げます。

第一に、わが国の領海は、基線からその外側十二海里の線までの海域とすることを定めております。

第二に、領海の範囲を測定するための基線としては、海岸の低潮線を基本とし、このほか湾口・湾内または河口に引かれる直線及び内水である瀬戸内海の外郭線を用いることとしておりますが、これは従来と同様の取り扱いであります。

第三に、宗谷海峡、津軽海峡、対馬海峡東水道、対馬海峡西水道及び大隅海峡並びにこれらの海域に隣接し、船舶が通常航行する経路から見ても、これらの海域と一体をなすと認められる海域に係る領海は、当分の間、基線からその外側三海里の線及びこれと接続して引かれる線までの海域とすることを定めております。

これは、国際航行に使用されるいわゆる国際海峡の通航制度につきましても、国連海洋法会議において、一般の領海に比し、より自由な通航を認める方向で審議が進められており、わが国として、総合的の利益から見ても、この問題がこのような方向で国際的に解決されるのを待つことが望ましいこと等にかんがみ、当分の間、いわゆる国際海峡のような水域につきましても、領海の範囲を現状どおりとすることにいたしましたものであります。以上が領海法案の趣旨でございます。

次に、漁業水域に関する暫定措置法案につきましても、その趣旨を御説明申し上げます。

最近における漁業を取り巻く国際情勢を見ますと、米、ソ連、EC諸国等が相次いで二百海里の漁業水域を設定するなど、新しい海洋秩序への急速な歩みが見られます。わが国における漁業水域の設定につきましては、従来、遠洋漁業国として、他国、特に近隣諸国との間に円滑な漁業秩序を引き続き維持していく必要があるにもかかわらず、第三次国連海洋法会議の動向をも見守りつつ慎重に検討してまいりました。この際、最近における日ソ漁業交渉の展開をも踏まえ、わが国としても、早急に、漁業面

から海洋に係る制度の整備を行う必要が生じております。

このような観点に立つて、領海幅員の十二海里への拡張にあわせて、第三次国連海洋法会議の結論が出るまでの間の暫定措置として漁業水域を設定し、その海域においては、わが国が漁業及び水産動物の採捕に関し管轄権を行使するという考え方に立つて、本法律案を提出した次第であります。

次に、この法律案の主要な内容について御説明申し上げます。

第一に、漁業水域は、わが国の領海の基線から二百海里までの海域のうち領海を除いた海域とし、この海域におきましては、わが国が漁業及び水産動物の採捕に関する管轄権を有することとし、この法律の規定により外国人が行う漁業等を規制することとしております。

なお、昨今の国際情勢にかんがみ、事態の変化に臨機に対応し得るよう、政令で定める海域を漁業水域から除外し、また、政令で指定する外国人及び海域にはこの法律案に定める規制措置の全部または一部を適用しないことができることとしております。

第二に、漁業水域における外国人の漁業等についての規制措置であります。すなわち、漁業水域のうち、領海法案において領海の幅員が十二海里にまで拡張されない海域等を外国人の漁業等の禁止海域とし、この禁止海域以外の海域につきましても、外国人は、農林大臣の許可または承認を受けなければ漁業または水産動物の採捕を行ってはならないこととしております。

この許可は、農林大臣が定める漁獲量の限度の範囲内で、当該外国人の漁業が国際約束等に從って適確に行われること、その他政令で定める基準に該当する場合に限り行うこととしております。

また、この漁獲量の限度は、漁業水域における資源の動向及びわが国漁業者の漁獲の実情を基礎として、外国人の漁獲の実情、外国周辺水域にお

けるわが国漁業の状況等を総合的に考慮して行うこととしております。

第三に、わが国は、わが国起源のサケ・マス等の溯河性魚種については、漁業水域の外側の海域におきましても、外国の領海及び漁業水域を除いてわが国が管轄権を有するとの見地から、国際的協調のもとにその適切な保存及び管理に努めるものとしております。

第四に、条約に別段の定めがあるときは、この法律によらず、当該条約の規定によることとしております。

最後に、この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとしております。

以上が、漁業水域に関する暫定措置法案の趣旨でございます。(拍手)

○議長(河野謙三君) 日程第一 国際農業開発基金を設立する協定の締結について承認を求めるの件

日程第二 千九百七十二年の海上における衝突の予防のための国際規則に関する条約の締結について承認を求めるの件

(いずれも衆議院送付)

日程第三 国際農業開発基金への加盟に伴う措置に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

以上三案を一括して議題といたします。まず、委員長の報告を求めます。外務委員長寺本広作君。

審査報告書

国際農業開発基金を設立する協定の締結につ

昭和五十二年四月二十二日 参議院会議録第十号

いて承認を求めるの件
右は全会一致をもって承認すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

昭和五十二年四月十九日

外務委員長 寺本 広作

参議院議長 河野 謙三殿

要領書

一、委員会の決定の理由

この協定は、開発途上国における食糧生産の増大を目的とした農業開発計画に対し、緩和された条件による資金供与を行うための基金を設立することを定めたものである。我が国がこの協定を締結し本基金に資金的な協力をを行うことは、開発途上国の基本的課題である農業開発に貢献するものであり、また、開発途上国に対する経済協力を推進する見地からも有意義であると考えられるので、妥当な措置と認めた。

一、費用

昭和五十二年予算総則において国際農業開発基金に拠出することができ限度額は百六十九億四千万円に相当する米国通貨の金額とすることが規定され、第一回現金払分として同年度予算に五億六千四百六十六万七千円が計上されている。

国際農業開発基金を設立する協定の締結について承認を求めるの件
右は本院において承認することを議決した。よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和五十二年三月三十日

衆議院議長 保利 茂

国際農業開発基金を設立する協定の締結について承認を求めるの件外二件

参議院議長 河野 謙三殿

国際農業開発基金を設立する協定の締結について承認を求めるの件

国際農業開発基金を設立する協定の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求める。

国際農業開発基金を設立する協定

前文

世界の絶えることのない食糧問題が、開発途上にある国の多くの人々を苦しめていること並びに生きる権利及び人間の尊厳に係る最も基本的な原理及び価値を危うくしていることを認識し、経済的利益及び社会的利益の双方に十分な考慮を払いつつ、開発途上にある国の生活条件を改善することの必要性並びに開発途上にある国の開発のための優先度及び目的に適合する社会経済開発を促進することの必要性を考慮し、

食糧生産及び農業生産の増大のための開発途上にある国の努力を助けるため国際連合食糧農業機関が国際連合において果たす責任並びにこの分野における同機関の専門的能力及び経験に留意し、第二次国際連合開発の十年のための国際開発戦略の目標及び目的並びに特に援助の恩恵をすべての者に及ぼすことの必要性を自覚し、

新たな国際経済秩序の確立のための行動計画に関する国際連合総会決議第三千二百二二号(第六回特別会期)12(食糧)(f)に留意し、更に、食糧開発及び農業開発のための技術을 移転することの必要性並びに開発及び国際経済協力

に関する国際連合総会決議第三千三百六十二号(第七回特別会期)V(食糧及び農業)、特に国際農業開発基金の設立に関するV6に留意し、国際連合総会決議第三千三百四十八号(第二十九回会期)13を想起し、並びに食糧生産の目的及び戦略に関する世界食糧会議決議第一号並びに農業開発及び農村開発のための優先度に関する同決議第二号を想起し、

世界食糧会議決議第十三号が、(i)開発途上にある国の食糧生産及び農業生産を増大させるため農業への投資を大幅に増大させることが必要であること、(ii)食糧の十分な供給及び適正な利用が国際社会のすべての構成員の共通の責任であること、並びに(iii)世界の食糧事情の見通しからしてすべての国による緊急なかつ共同の措置が必要であることを認めたことを想起し、並びに同決議第十三号が、開発途上にある国の主として食糧生産のための農業開発計画に対して資金供与を行うため国際農業開発基金を速やかに設立すべきであると決議したことを想起し、

第一条 定義

この協定の適用上、文脈によつて別に解釈される場合を除くほか、

- (a) 「基金」とは、国際農業開発基金をいう。
- (b) 「食糧生産」とは、水産業及び畜産業の開発を含む食糧の生産をいう。
- (c) 「国」とは、国又は第三条第一項(b)の規定に基づき基金の加盟国の地位を得る資格を有する国の集団をいう。
- (d) 「自由交換可能通貨」とは、次のものをい

う。

(i) 加盟国の通貨であつて基金が国際通貨基金と協議した後に基金の業務のため他の加盟国の通貨に十分に交換可能であると認められたもの

(ii) 加盟国の通貨であつて当該加盟国が基金の満足すべき条件で基金の業務のため他の加盟国の通貨と交換することに同意したものの

「加盟国の通貨」とは、国の集団である加盟国については、当該国の集団のいずれかの構成国の通貨をいう。

(e) 「総務」とは、各加盟国が総務会の会期における自国の首席の代表者として任命した者をいう。

(f) 「投じられた票」とは、賛成票及び反対票をいう。

第二条 目的及び任務

基金は、開発途上にある加盟国の農業開発のため追加的な資金を緩和された条件で利用することができるようにすることを目的とする。基金は、この目的を達成するため、主として、当該国の開発のための優先度及び戦略のわく内で食糧生産体系を導入し、拡大し又は改善すること並びに関連のある政策及び制度を強化することを特に目的とした事業計画及び総合計画に対し、資金供与を行う。この場合において、食糧が不足している最も貧しい国の食糧生産を増大させることの必要性、他の開発途上にある国の食糧生産を増大させることの可能性並びに開発途上にある国の最も貧しい人々の栄養水準及び生活条件を向上させることの重要性を考慮に入れるものとする。

第三条 加盟国の地位

第一項 加盟国の地位を得る資格
(a) 基金の加盟国の地位は、国際連合若しくはそのいずれかの専門機関の加盟国又は国際原子力機関の加盟国に開放する。

(b) 基金の加盟国の地位は、国の集団であつて、その構成国により基金の管轄に属する分野の権限を委任されており、かつ、基金の加盟国としてのすべての義務を履行することができるものにも開放する。

第二項 原加盟国及び非原加盟国

(a) 基金の原加盟国とは、この協定の不可分の一部をなす附属書Iに掲げる国で第十三条第一項(b)の規定に従つてこの協定の締約国となるものをいう。

(b) 基金の非原加盟国とは、第十三条第一項(c)の規定に従い総務会によつて加盟を承認された後にこの協定の締約国となる他の国をいう。

第三項 加盟国の分類

(a) 原加盟国は、附属書Iに掲げる第一区分、第二区分又は第三区分のいずれかに分類される。非原加盟国については、総務会が加盟の承認の際に総務会の三分の二以上の多数による議決で当該非原加盟国の同意を得て分類する。

(b) 加盟国の分類は、総務会が総務会の三分の二以上の多数による議決で当該加盟国の同意を得て変更することができる。

第四項 責任の限度

いずれの加盟国も、基金の加盟国であるという理由によつて、基金の行為又は義務について責任を負うものではない。

第四条 資金

第一項 基金の資金
基金の資金は、次のものから成る。

(i) 当初拠出金

(ii) 追加拠出金

(iii) 非加盟国及び他の資金源からの特別拠出金

(iv) 業務から生ずる資金その他基金が取得する資金

第二項 当初拠出

(a) 第一区分及び第二区分の各原加盟国は、自国が第十三条第一項(b)の規定に従つて寄託する批准書、受諾書、承認書又は加入書において指定した通貨で表示されている額を基金の当初資金に拠出しなければならず、第三区分の原加盟国も、同様の拠出を行うことができる。

(b) 第一区分及び第二区分の各非原加盟国は、加盟の承認の際に総務会との間で合意される額を基金の当初資金に拠出しなければならず、第三区分の非原加盟国も、同様の拠出を行うことができる。

(c) 各加盟国の当初拠出金の払込みは、第五項(b)及び(c)に規定する形態で、一括して、又は当該加盟国の選択により、三回の均等年賦で行う。一括又は第一回の分割払については、この協定が当該加盟国について効力を生じた日の後三十日以内に払込みを行う。第二回及び第三回の分割払については、第一回の分割払の期限の満了の日の後それぞれ一年以内及び二年以内に払込みを行う。

第三項 追加拠出

総務会は、基金の業務の継続性を確保するため、基金が利用し得る資金が十分であるかどうかを適当と認める間隔を置いて定期的に検討するものとし、基金の業務を開始した後三年以内に最初の検討を行う。総務会は、その検討の結果必要であり又は望ましいと認める場合には、加盟国に対し、第五項の条件に合致する条件で基金の資金に追加拠出を行うよう要請することができる。この項の規定に基づく決定は、総務会の三分の二以上の多数による議決で行う。

第四項 拠出金の増額

総務会は、いつでも、加盟国がその拠出金を増額することを承認することができる。

第五項 拠出に関する条件

(a) 拠出金は、その使用について制限を付してはならず、第九条第四項の規定に従うことによつてのみ拠出加盟国に払い戻す。

(b) 拠出は、自由交換可能通貨で行う。ただし、第三区分の加盟国は、自由交換可能通貨であるかどうかを問わず自国通貨で拠出を行うことができる。

(c) 基金への拠出は、現金により、又は基金の業務に直ちに必要としない額の範囲内で、譲渡禁止の、取消不能かつ無利子の約束手形その他の債務証券であつて要求があり次第支払われるものによつて行う。基金は、その業務の運営を賄うため、拠出金の形態のいかんを問わずすべての拠出金について次の規則に従つて引き出す。

(i) 拠出金は、理事会が決定する合理的な期間を通じて比例的に引き出す。

(ii) 拠出金の一部が現金で払い込まれている場合には、当該払込み部分は、(i)の規定に従い、拠出金の残りの部分に先立つて引き出す。現金で払い込まれている部分のうちこのように引き出される部分以外の部分については、基金は、自己の管理費その他の費用を賄うための収入を得るため、預金し

又は投資することができる。
 ④ すべての当初拠出金及びその増額分は、追加拠出金に先立って引き出す。この規則は、その後の追加拠出金について準用する。

第六項 特別拠出
 基金の資金は、前項の条件に合致する条件であつて理事会の勧告に基づいて総務会が承認するものに従つて、非加盟国又は他の資金源から行われる特別拠出によつて増額することができる。

第五項 通貨

(a) 加盟国は、基金が自由交換可能通貨を保有し又は使用することに對し、いかなる制限をも維持し又は課してはならない。
 (b) 第三区分の加盟国が当初拠出金又は追加拠出金として基金に払い込んだ当該加盟国の通貨は、基金が、当該加盟国との協議の上、当該加盟国の領域における基金の管理費その他の費用の支払を行うため、又は当該加盟国の同意を得て、当該加盟国の領域内で生産されかつ基金から資金供与を受ける他の国における事業に必要とされる物品若しくは役務の支払を行うために使用することができる。

第二項 通貨の評価

(a) 基金の計算単位は、国際通貨基金の特別引出権とする。
 (b) この協定の適用上、通貨の特別引出権表示による価値は、国際通貨基金が適用している評価方法に従つて計算する。ただし、
 (i) 国際通貨基金の加盟国の通貨であつてその時点における特別引出権表示による価値を入手することができないものについては、その通貨の価値は、国際通貨基金との協議の上計算する。
 (ii) 国際通貨基金の非加盟国の通貨については、その通貨の特別引出権表示による価値

は、基金が、その通貨と国際通貨基金の加盟国の通貨であつてその価値が前記の方法によつて計算されるものとの間の適正な交換比率に基づいて計算する。
 第六項 組織及び運営

第一項 基金の機構
 基金に、次の機関を置く。
 (a) 総務会
 (b) 理事会
 (c) 総裁及び基金の任務を遂行するために必要な職員

第二項 総務会
 (a) 各加盟国は、総務会に代表者を出すものと し、総務一人及び総務代理人を任命する。総務代理人は、総務が不在である場合にのみ投票することができる。
 (b) 基金のすべての権限は、総務会に属する。総務会は、次の権限を除くほか、その権限を理事会に委任することができる。
 (i) この協定の改正を採択すること。
 (ii) 加盟を承認し及び加盟国の分類又は再分類を決定すること。
 (iii) 加盟国の資格を停止すること。
 (iv) 加盟国の業務を終了させ及びその資産を分配すること。

(v) この協定の解釈及び適用に関する理事会の決定に対する異議の申立てについて裁決すること。
 (vi) 総裁の報酬を定めること。
 (d) 総務会は、年次会期のほか、総務会が決定し、総務会の総票数の四分の一以上を有する加盟国が招集し又は理事会が投じられた票の三分の二以上の多数による議決で要請する特別会期を開催する。
 (e) 総務会は、規則を設けることにより、理事会が総務会の会合を招集することなしに特定の問題に関する総務会の表決を得ることができ、その手続を定めることができる。

第三項 総務会における投票
 (a) 総務会の総票数は、千八百とし、これを第一区分、第二区分及び第三区分の間で均等に配分する。各区分の票は、この協定の不可分の一部をなす附属書IIにおいて当該区分について規定する方法により当該区分の加盟国の間で配分する。
 (b) 総務会の決定は、この協定に別段の定めがある場合を除くほか、総票数の単純過半数による議決で行う。
 第四項 総務会の議長
 総務会は、総務のうちから議長一人を選出するものとし、議長の任期は、二年とする。
 第五項 理事会
 (a) 理事会は、総務会の年次会期において選出される基金の十八の加盟国で構成する。各区分の加盟国の総務は、当該区分について附属書IIに規定し又は同附属書に定めるところによつて設定する手続に従い、当該区分の加盟国のうちから六の理事国を選出するものとし、同様に六以下の代理理事国を選出する(第一区分の代理理事国については、任命のための措置をとる。)ことができる。代理理事国は、理事国が不在である場合にのみ投票することができる。
 (b) 理事国の任期は、三年とする。ただし、附属書IIに別段の定めがある場合又は同附属書の規定に従つて別段の定めをする場合を除く

(f) 総務会は、総票数の三分の二以上の多数による議決で、基金の業務を運営するために適当な規則及び細則であつてこの協定に反しないものを採択することができる。
 (g) 総務会のいかなる会合においても、第一区分、第二区分及び第三区分の区分ごとにそれぞれ総票数の半数以上を有することを条件として、すべての加盟国の総票数の三分の二以上を有する総務が出席していなければならぬ。

第六項 理事会における投票
 (a) 理事会の総票数は、千八百とし、これを第一区分、第二区分及び第三区分の間で均等に配分する。各区分の票は、この協定の不可分の一部をなす附属書IIにおいて当該区分について規定する方法により当該区分の加盟国の間で配分する。
 (b) 理事会の決定は、この協定に別段の定めがある場合を除くほか、総票数の単純過半数による議決で行う。
 第七項 理事会の議長
 理事会は、理事のうちから議長一人を選出するものとし、議長の任期は、二年とする。
 第八項 総裁及び職員
 (a) 総務会は、総票数の三分の二以上の多数による議決で総裁を任命する。総裁の任期は、

はか、第一回の選挙においては、各区分の理事国のうち、二の理事国を一年の任期を有する理事国として指定し、他の二の理事国を二年の任期を有する理事国として指定する。
 (c) 理事会は、基金の業務全般を運営する責任を有し、このため、この協定によつて与えられ又は総務会から委任される権限を行使する。
 (d) 理事会は、基金の業務の必要に応じて会合する。
 (e) 理事国及び代理理事国の代表者は、基金から報酬を受けないものとする。ただし、総務会は、理事国及び代理理事国の代表者各一人に對し相当の旅費及び滞在費を支給する基準を決定することができる。
 (f) 理事会のいかなる会合においても、第一区分、第二区分及び第三区分の区分ごとにそれぞれ総票数の半数以上を有することを条件として、すべての理事国の総票数の三分の二以上を有する理事国が出席していなければならぬ。

第九項 理事会の議長
 理事会は、理事のうちから議長一人を選出するものとし、議長の任期は、二年とする。
 第十項 総裁及び職員
 (a) 総務会は、総票数の三分の二以上の多数による議決で総裁を任命する。総裁の任期は、

はか、第一回の選挙においては、各区分の理事国のうち、二の理事国を一年の任期を有する理事国として指定し、他の二の理事国を二年の任期を有する理事国として指定する。
 (c) 理事会は、基金の業務全般を運営する責任を有し、このため、この協定によつて与えられ又は総務会から委任される権限を行使する。
 (d) 理事会は、基金の業務の必要に応じて会合する。
 (e) 理事国及び代理理事国の代表者は、基金から報酬を受けないものとする。ただし、総務会は、理事国及び代理理事国の代表者各一人に對し相当の旅費及び滞在費を支給する基準を決定することができる。
 (f) 理事会のいかなる会合においても、第一区分、第二区分及び第三区分の区分ごとにそれぞれ総票数の半数以上を有することを条件として、すべての理事国の総票数の三分の二以上を有する理事国が出席していなければならぬ。

昭和五十二年四月二十二日 参議院會議録第十号

國際農業開發基金を設立する協定の締結について承認を求めめるの件外二件

三三八

三年とする。総裁は、一期に限り再任される
ことができる。総務会は、総票数の三分の二
以上の多数による議決で総裁の任期を終了さ
せることができる。

(b) 総裁は、副総裁一人を任命することができ
る。副総裁は、総裁によつて与えられる任務
を遂行する。

(c) 総裁は、職員の名であり、総務会及び理事
会の監督及び指揮の下に、基金の業務の運営
について責任を負う。総裁は、理事会が採択
する規則に従い、事務局を組織し及び職員を
任免する。

(d) 職員の雇用及び勤務条件の決定に当たつて
は、最高水準の能率、能力及び誠実性を確保
することの必要性並びに衡平な地理的配分
についての基準を遵守することの重要性に考慮
を払わなければならない。

(e) 総裁及び職員は、その職務の遂行に当た
り、基金に対してのみ責任を負うものとし、
職務の遂行について基金外の他の当局のい
ずれにも指示を求めてはならず、また、その指
示を受けてはならない。基金の各加盟国は、
総裁及び職員の責任の国際的な性質を尊重
し、これらの者に対してその責任の遂行につ
いて影響を及ぼすいかなる企図をも差し控
えなければならない。

(f) 総裁及び職員は、いずれの加盟国の政治問
題にも干渉してはならない。総裁及び職員の
決定は、開発政策上の考慮のみに基づいて行
うものとし、この考慮を行うに当たつては、
基金の設立の目的を達成するため、公平に比
較衡量を行う。

(g) 総裁は、基金を法的に代表する。
(h) 総裁又は総裁によつて指名された代理は、
投票権なしで総務会のすべての会合に参加す
ることができ。

第九項 基金の所在地
総務会は、総票数の三分の二以上の多数によ

る議決で基金の恒久的所在地を決定する。基金
の暫定的所在地は、ローマとする。

第十項 管理予算
総裁は、年次管理予算を作成し、理事会に提
出する。理事会は、総票数の三分の二以上の多
数による議決で行う総務会の承認を得るため、
その年次管理予算を総務会に提出する。

第十一項 報告書の公表及び情報の提供
基金は、会計検査を了した計算書を含む年次
報告を公表し、並びに適当な間隔を置いてその
財務状況及び業務の結果についての概要書を公
表する。これらの報告、文書及びこれらに関連
がある他の刊行物は、すべての加盟国に配布す
る。

第七条 業務

第一項 資金の使用及び資金供与の条件

(a) 基金の資金は、第二条に定める目的を達成
するために使用する。

(b) 基金による資金供与は、基金の加盟国であ
る開発途上にある国又は開発途上にある加盟
国が参加している政府機関に対してのみ行
う。基金は、政府機関に対して貸付けを行う
場合には、政府保証その他の適当な保証を要
求することができる。

(c) 基金は、節約、効率及び社会的公平に妥当
な注意を払つた上、供与した資金が当該資金
供与の行われた目的のためにのみ使用される
ことを確保するための措置をとる。

(d) 基金は、資金の配分に当たり、次の優先度
を指針とする。
(i) 食糧が不足している最も貧しい国の食糧
生産を増大させること及びそれらの国の最
も貧しい人々の栄養水準を向上させること
の必要性

(ii) 他の開発途上にある国の食糧生産を増大
させることの可能性。それらの国の最も貧
しい人々の栄養水準及び生活条件を向上さ
せることにも重点を置くものとする。

援助を受けるための適格性は、これらの優
先度のわく内において所得の低い国が必要と
しているもの及びそれらの国の食糧生産を増
大させることの可能性に特に重点を置いた客
観的な経済的及び社会的基準に基づいて決定
するものとし、この場合において、資金の衡
平な地理的配分にも十分な考慮を払う。

(e) 基金による資金供与は、この協定の規定に
従うことを条件として、総務会が総票数の三
分の二以上の多数による議決で随時定める一
般的な政策、基準及び規則によつて規律す
る。

第二項 資金供与の形式及び条件

(a) 基金による資金供与は、貸付け及び贈与の
形式をとるものとし、加盟国の経済の状況及
び見通し並びに当該資金供与を受ける事業の
性質及び要請を考慮して基金が適当と認める
条件で行う。

(b) 各会計年度において(a)に規定するいずれか
の形式によつて供与することを約束する基金
の資金の割合は、基金が長期的に存続すべき
であること及び基金の業務の継続性の確保が
必要であることを十分に考慮した上で、理事
会が随時決定する。贈与の割合は、通常、各
会計年度において供与することを約束する資
金の八分の一を超えないものとする。貸付け
の多くの部分は、十分に緩和された条件で供
与する。

(c) 総裁は、検討及び承認のため、事業計画及
び総合計画を理事会に提出する。
(d) 理事会は、事業計画及び総合計画の選択及
び承認について決定を行う。その決定は、総
務会が定める一般的な政策、基準及び規則に
基づいて行う。

(e) 資金供与を受けるために基金に提出された
事業計画及び総合計画の評価のため、基金
は、原則として、国際的機関の役務を利用す
るものとし、また、適当な場合には、この分

野において専門的な能力を有する他の機関の
役務を利用することができる。これらの機関
は、理事会が当該資金供与を受ける者との協
議の上選定するものとし、評価を行うに当た
り直接に基金に対して責任を負う。

(f) 貸付取決めは、貸付けごとに基金と貸付け
を受ける者との間で締結するものとし、貸付
けを受ける者は、当該事業計画又は当該総合
計画の実施について責任を負う。

(g) 基金は、貸し付ける資金の支払並びに当該
事業計画及び当該総合計画の実施の監督のた
め、能力を有する国際的機関に貸付けの管理
を委任する。その国際的機関は、世界的又は
地域的資格を有するものとし、貸付けごとに、
貸付けを受ける者の承認を得て選定される。
基金は、理事会に貸付けの承認を求める前
に、当該貸付けの管理を委任される国際的機
関が当該事業計画又は当該総合計画の評価の
結果に同意していることを確認する。その確
認は、基金と当該貸付けの管理を委任される
国際的機関並びに当該事業計画及び当該総合
計画の評価を委任された機関との間で行う。

(h) (f)及び(g)の規定の適用上、「貸付け」は、
「贈与」を含むものとする。

(i) 基金は、国内開発機関が貸付取決めの条件
の範囲内及び基金の同意するわく内で事業計
画及び総合計画に対し資金を転貸し及びその
転貸を管理するため、その国内開発機関に一
定のわくの信用を供与することができる。信
用の供与を受ける国内開発機関及びその総合
計画は、理事会がその供与を承認する前に、
(e)の規定に従つて評価される。その総合計画
は、(g)の規定に従つて選定される国際的機関
の監督の下に実施される。

(j) 理事会は、基金から資金供与を受ける物品
及び役務の調達のために適当な規則を採択す
る。その規則は、原則として、国際的な競争
入札の原則に合致するものとし、かつ、開発

野において専門的な能力を有する他の機関の
役務を利用することができる。これらの機関
は、理事会が当該資金供与を受ける者との協
議の上選定するものとし、評価を行うに当た
り直接に基金に対して責任を負う。

途上にある国の専門家、技術者及び供給品に適切な優先権を与えるものとする。

第三項 その他の業務

基金は、この協定に定める業務のほか、基金の目的を達成するために必要な範囲内で、補助的な活動を行い及び基金の業務に伴う権限を行使することができる。

第八条 国際連合及び他の機関との関係

第一項 国際連合との関係
基金は、国際連合憲章第五十七条に規定する専門機関の一として国際連合と連携関係に入るための協定を締結するため、国際連合と交渉を行う。国際連合憲章第六十三条の規定に従つて締結される協定は、理事会の勧告に基づき総務会が総票数の三分の二以上の多数による議決で承認することを必要とする。

第二項 他の機関との関係

基金は、国際連合食糧農業機関及び国際連合の他の機関と緊密に協力する。基金は、また、農業開発と関係のある他の政府機関、国際金融機関、非政府機関及び政府機関と緊密に協力する。この目的のため、基金は、その活動を行うに当たり国際連合食糧農業機関及びこれらの他の機関の協力を求めるものとし、理事会の決定するところに従い、これらの機関と協定を締結し又は業務に関する取決めを行うことができる。

第九条 脱退、資格停止及び業務の終了

第一項 脱退
(a) 加盟国は、第四項(a)に規定する場合を除くほか、寄託者に対しこの協定の廃棄書を寄託することに基き基金から脱退することができる。

(b) 加盟国の脱退は、廃棄書に明記する日に効力を生ずるものとするが、この日は、いかなる場合にも、廃棄書を寄託してから少なくとも六箇月後の日でなければならない。

第二項 資格停止

(a) 加盟国が基金に対するいずれかの義務を履行しない場合には、総務会は、総票数の四分の三以上の多数による議決で、その加盟国の資格を停止することができる。資格を停止された加盟国は、総務会が同一の多数による議決でその加盟国の資格を回復することを決定しない限り、資格停止の日から一年で自動的に加盟国でなくなる。

(b) 加盟国は、資格停止中は、脱退する権利を除くほか、この協定に基づくいかなる権利をも行使することはできないが、引き続きすべての義務には服さなければならない。

第三項 加盟国でなくなった国の権利及び義務
いずれかの国が加盟国でなくなったときは、脱退によるものであるか前項の規定の適用によるものであるかを問わず、この項又は第十一条に基づきいかなる権利をも有しない。もつとも、その国は、加盟国、借入国その他の資格でその国が基金に対して負っているすべての金銭上の債務について引き続き責任を負う。

第四項 業務の終了及び資産の分配
(a) 総務会は、総票数の四分の三以上の多数による議決で、基金の業務を終了させることができる。基金は、業務の終了の後、その資産の秩序ある換価及び保全並びにその債務の決済のための活動を除くほか、すべての活動を直ちに停止する。債務の最終の決済及び資産の分配までの間、基金は、存続するものとし、この協定に基づく基金及び加盟国のすべての権利及び義務は、書されることなく継続する。ただし、その間は、いかなる加盟国も、資格を停止されず又は脱退することができない。

(b) 加盟国に対する資産の分配は、債権者に対するすべての債務を履行し又は履行する用意を完了するまでは、行わない。基金は、各加盟国が基金の資金に提出した額に比例して、

その資産を提出加盟国に分配する。その分配は、総務会が総票数の四分の三以上の多数による議決で決定するものとし、総務会が公正かつ公平であると認める時期に及び総務会が公正かつ公平であると認める通貨又は他の資産で行う。

第十条 法的地位、特権及び免除

第一項 法的地位
基金は、国際法上の法人格を有する。

第二項 特権及び免除

(a) 基金は、その任務を遂行し及びその目的を達成するために必要な特権及び免除を各加盟国の領域において享有する。加盟国の代表者、総務会及び基金の職員は、基金に関連する任務を独立して遂行するために必要な特権及び免除を享有する。

(b) (a)の特権及び免除は、次のいずれかのものとする。

- (i) 専門機関の特権及び免除に関する条約に加入した加盟国であつて同条約の規定を基金に適用することを約束したものの領域において、同条約の基準条項であつて総務会が承認する同条約の附属書によつて修正されたものに定めるもの
(ii) 専門機関の特権及び免除に関する条約に加入した加盟国であつて同条約の規定を基金以外の機関にのみ適用することを約束したものの領域においては、同条約の基準条項に定めるもの。ただし、その加盟国が、寄託者に対し、基準条項を基金に適用しない旨を通告する場合又は通告書に明記するところに従つて修正された基準条項を基金

に適用する旨を通告する場合は、この限りでない。

(c) 国の集団である加盟国については、この条に規定する特権及び免除が当該国の集団のすべての構成国の領域において適用されることを確保しなければならない。

第十一条 解釈及び仲裁

第一項 解釈
(a) この協定の解釈又は適用について加盟国と基金との間又は加盟国相互の間に生ずる疑義は、決定のため理事会に提出する。疑義が理事会に代表者を出していない加盟国に特に影響を与える場合には、その加盟国は、総務会が採択する規則に従い代表者を出席させる権利を有する。

(b) 理事会が(a)の規定に基づいて決定を行ったときは、いずれかの加盟国も、その疑義を総務会に付託することを要求することができるものとし、総務会の裁決は、最終的なものとする。基金は、総務会が裁決を行うまでの間、必要と認める限り、理事会の決定に基づいて行動することができる。

第二項 仲裁

基金と加盟国でなくなった国との間又は基金の業務の終了後に基金と加盟国との間に紛争が生じた場合には、この紛争は、三人の仲裁人による仲裁に付する。仲裁人の一人は基金が任命し、他の一人は当該加盟国又は当該加盟国でなくなった国が任命し、第三の仲裁人は両当事者が任命するものとし、第三の仲裁人は、議長となる。仲裁の要請を受けてから四十五日以内にいずれか一方の当事者が仲裁人を任命しな

つたとき又は二人の仲裁人が任命されてから三十日以内に第三の仲裁人が任命されなかつたときは、いずれの当事者も、國際司法裁判所長に対し又は總務会が採択する規則で定める他の機関に対し、一人の仲裁人を任命するよう要請することができる。仲裁の手続は、仲裁人が定めるものとし、議長は、手続の問題に関して意見が相違する場合には、それらのすべての問題を解決するあらゆる権限を有する。決定は、仲裁人の過半数の票によつて行うことができるものとし、その決定は、最終的なものであり、かつ、当事者を拘束する。

第十二条 改正
 (a) 附屬書IIを改正する場合を除くほか、
 (1) この協定を改正する加盟国又は理事会の提案は、總裁に送付され、總裁は、その提案をすべての加盟国に通報する。總裁は、この協定を改正する加盟国の提案を理事会に送付し、理事会は、その提案についての勧告を總務会に提出する。
 (ii) 改正は、總務会が総票数の五分の四以上の多数による議決で採択する。改正は、總務会が別段の定めを行わない限り、改正の採択の後三箇月で効力を生ずる。ただし、次の事項を変更する改正は、總裁がすべての加盟国から当該改正の受諾書を受領するまで効力を生じない。
 (A) 基金から脱退する権利
 (B) この協定に定める多数決の要件
 (C) 第三条第四項に定める責任の限度
 (D) この協定の改正の手続

(b) 附屬書IIの各部の規定の改正は、当該部に定めるところに従つて提案し、採択する。
 (c) 總裁は、採択された改正及び改正の効力発生の日をもつての加盟国及び寄託者に直ちに通報する。

第十三条 最終条件

第一項 署名、批准、受諾、承認及び加入
 (a) この協定は、基金を設立するための國際連合會議において附屬書Iに掲げる国による仮署名のために開放するものとし、同附屬書に掲げる当初拠出金であつて自由交換可能通貨で提出されるものが少なくとも十億合衆国ドル(千九百七十六年六月十日現在の価値によつて評価する。)に相当する額に達したときは、直ちにニュー・ヨークにある國際連合本部において同附屬書に掲げる国による署名のために開放する。この要件が千九百七十六年九月三十日までに満たされない場合には、基金を設立するための國際連合會議によつて設立された準備委員会は、附屬書Iに掲げる国の会合を千九百七十七年一月三十一日までに招集する。その会合は、区分ごとの国の三分の二以上の多数による議決で、前記の額を減額することができるものとし、また、この協定を署名のために開放するための他の要件を定めることができる。
 (b) 署名国は、批准書、受諾書又は承認書を寄託することにより締約国となることができ、ものとし、附屬書Iに掲げる国のうち非署名国は、加入書を寄託することにより締約国となることができ、第一区分及び第二区分の国は、批准書、受諾書、承認書又は加入書において、自国が拠出することを約束する当初拠出金の額を明記しなければならない。附屬書Iに掲げる国による署名及び批准書、受諾書、承認書又は加入書の寄託は、この協定の効力発生の後一年以内に行うことができる。
 (c) 附屬書Iに掲げる国であつてこの協定の効力発生の後一年以内にこの協定の締約国とならなかつたもの及び同附屬書に掲げられていない国は、總務会によつて加盟を承認された後に加入書を寄託することによりこの協定の締約国となることができ、

第二項

(a) 國際連合事務局長は、この協定の寄託者とする。
 (b) 寄託者は、
 (i) この協定の効力発生の後一年以内においては附屬書Iに掲げる国に対し、効力発生の後においてはこの協定のすべての締約国及び總務会によつて加盟を承認された国に対し、この協定に関する通報を行う。
 (ii) 基金を設立するための國際連合會議によつて設立された準備委員会が存続する限り、同準備委員会に対し、その後は總裁に対し、この協定に関する通報を行う。

第三項 効力発生

(a) この協定は、少なくとも第一区分の六の

国、第二区分の六の国及び第三区分の二十四の国の批准書、受諾書、承認書又は加入書を寄託者が受領した時に効力を生ずる。ただし、これらの文書に明記された第一区分及び第二区分の国の当初拠出金の合計が少なくとも七億五千万合衆国ドル(千九百七十六年六月十日現在の価値によつて評価する。)に相当する額に達しており、かつ、これらの要件が、この協定が署名のために開放された日から十八箇月以内に満たされること又はこの期間の満了までに前記の文書を寄託した国が区分ごとの国の三分の二以上の多数による議決で決定しかつ寄託者に通告するそれよりも遅い日までに満たされることを条件とする。
 (b) この協定は、この協定が効力を生じた後に批准書、受諾書、承認書又は加入書を寄託する国については、その寄託の日効力を生ずる。

第四項 留保

留保は、第十一条第二項の規定についてのみ行うことができる。

第五項 正文

この協定のアラビア文、英文、フランス文及びスペイン文は、ひとしく正文とする。

以上の証拠として、下名は、正当に委任を受けて、この協定のアラビア文、英文、フランス文及びスペイン文の原本に署名した。

附屬書一

第一部 原加盟国の地位を得る資格を有する国

第一区分

第二区分

第三区分

- オーストラリア
- オーストリア
- ベルギー
- カナダ
- デンマーク
- フィンランド
- フランス
- ドイツ連邦共和国
- アイルランド
- イタリア
- ルクセンブルグ
- 日本国
- オランダ
- ニュー・ジーランド
- ノールウェー
- スペイン
- スウェーデン
- スイス
- グレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国
- アメリカ合衆国
- アルジェリア
- ガボン
- インドネシア
- イラン
- イラク
- クウェイト
- リビア・アラブ共和国
- ナイジェリア
- カタール
- サウディ・アラビア
- アラブ首長国連邦
- ヴェネズエラ
- アルゼンティン
- パングラデシ
- ボリヴィア
- ボツワナ
- ブラジル
- カーボ・ヴェルデ
- チャード
- チリ
- コロンビア
- コンゴ
- コスタ・リカ
- キューバ
- ドミニカ共和国
- エクアドル
- エジプト
- エル・サルヴァドル
- エチオピア
- ガーナ
- ギリシャ
- グアテマラ
- ギニア
- ハイチ
- ホンデュラス
- インド
- イスラエル(注1)
- ジャマイカ
- ケニア
- リベリア
- マリ
- マルタ
- メキシコ
- モロッコ
- ニカラガ
- パキスタン
- パナマ
- バブア・ニューギニア
- ペルー
- フィリピン
- ポルトガル
- 大韓民国
- ルーマニア
- ルワンダ
- セネガル
- シエラ・レオーネ
- ソマリア
- スリ・ランカ
- スーダン
- スワジランド
- シリア・アラブ共和国
- タイ
- テニジア
- トルコ
- ウガンダ
- カメルーン連合共和国
- タンザニア連合共和国
- ウルグアイ
- ユーゴスラヴィア
- ザイール
- ザンビア

第一区分

注1 基金の資金を「開発途上にある国」のために使用することを規定する協定第七条第一項(b)に
 関し、イスラエルは、同項(b)の規定の適用を受けず、基金からの資金供与を求め又は受け
 るものではない。

注2 第二部 当初拠出金の誓約額(注2)

国名	通貨の単位	額	特別引出権(注3)相当額
オーストラリア	オーストラリア・ドル	八〇〇,〇〇〇(注a)	八六〇,〇〇〇
オーストリア	合衆国ドル	四〇〇,〇〇〇(注a)	四一九,〇〇〇
ベルギー	ベルギー・フラン	五〇〇,〇〇〇,〇〇〇(注a)	二,二〇〇,〇〇〇
カナダ	合衆国ドル	一,〇〇〇,〇〇〇(注a)	一,〇〇〇,〇〇〇
デンマーク	カナダ・ドル	三三〇,〇〇〇,〇〇〇(注a)	三三〇,〇〇〇,〇〇〇
	合衆国ドル	六五五,〇〇〇(注a)	六五五,〇〇〇

昭和五十二年四月二十二日 参議院会議録第十号 国際農業開発基金を設立する協定の締結について承認を求めるの件外二件

第二区分		小		計	
国名	通貨の単位	額	特別引出権 (注3)相当額	額	特別引出権 (注3)相当額
フィンランド	フィンランド・マルカ	三,000,000(注a)	三,000,000	三,000,000	三,000,000
フランス	合衆国ドル	三,000,000	三,000,000	三,000,000	三,000,000
ドイツ連邦共和国	合衆国ドル	三,000,000(注a)	三,000,000	三,000,000	三,000,000
アイスランド	スターリング・ポンド	三,000,000(注b)	三,000,000	三,000,000	三,000,000
イタリア	合衆国ドル	三,000,000(注a)	三,000,000	三,000,000	三,000,000
日本国	合衆国ドル	三,000,000(注a)	三,000,000	三,000,000	三,000,000
ルクセンブルグ	特別引出権	三,000,000(注a)	三,000,000	三,000,000	三,000,000
オランダ	オランダ・ギルダー	三,000,000(注a)	三,000,000	三,000,000	三,000,000
ニュー・ジブラント	合衆国ドル	三,000,000(注a)	三,000,000	三,000,000	三,000,000
ノールウェー	ノールウェー・クロー	三,000,000(注a)	三,000,000	三,000,000	三,000,000
スペイン	合衆国ドル	三,000,000(注a)	三,000,000	三,000,000	三,000,000
スウェーデン	合衆国ドル	三,000,000(注c)	三,000,000	三,000,000	三,000,000
スイス	スイス・フラン	三,000,000(注a)	三,000,000	三,000,000	三,000,000
連合王国	スターリング・ポンド	三,000,000	三,000,000	三,000,000	三,000,000
合衆国	合衆国ドル	三,000,000	三,000,000	三,000,000	三,000,000
アルジェリア	合衆国ドル	一〇,000,000	八,七五〇,〇〇〇	一〇,000,000	八,七五〇,〇〇〇
ガボン	合衆国ドル	五,000,000	三,七五〇,〇〇〇	五,000,000	三,七五〇,〇〇〇
インドネシア	合衆国ドル	一,000,000	七五〇,〇〇〇	一,000,000	七五〇,〇〇〇
イラン	合衆国ドル	三,000,000	二,二五〇,〇〇〇	三,000,000	二,二五〇,〇〇〇
イラク	合衆国ドル	三,000,000	二,二五〇,〇〇〇	三,000,000	二,二五〇,〇〇〇
クウェイト	合衆国ドル	三,000,000	二,二五〇,〇〇〇	三,000,000	二,二五〇,〇〇〇
リビア・アラブ共和国	合衆国ドル	三,000,000	二,二五〇,〇〇〇	三,000,000	二,二五〇,〇〇〇
ナイジェリア	合衆国ドル	三,000,000	二,二五〇,〇〇〇	三,000,000	二,二五〇,〇〇〇
カタール	合衆国ドル	三,000,000	二,二五〇,〇〇〇	三,000,000	二,二五〇,〇〇〇
サウディ・アラビア	合衆国ドル	三,000,000	二,二五〇,〇〇〇	三,000,000	二,二五〇,〇〇〇
アラブ首長国連邦	合衆国ドル	三,000,000	二,二五〇,〇〇〇	三,000,000	二,二五〇,〇〇〇
ヴェネズエラ	合衆国ドル	三,000,000	二,二五〇,〇〇〇	三,000,000	二,二五〇,〇〇〇

第三区分		小		計	
国名	通貨の単位	額	特別引出権 (注3)相当額	額	特別引出権 (注3)相当額
アルゼンティン	アルゼンティン・ペソ	三,000,000(注d)	三,000,000	三,000,000	三,000,000
バングラデシュ	タカ	三,000,000	三,000,000	三,000,000	三,000,000
チリ	合衆国ドル	三,000,000	三,000,000	三,000,000	三,000,000
エクアドル	合衆国ドル	三,000,000	三,000,000	三,000,000	三,000,000
エジプト	エジプト・ポンド	三,000,000(注e)	三,000,000	三,000,000	三,000,000
ガーナ	合衆国ドル	三,000,000	三,000,000	三,000,000	三,000,000
ギニア	シリアル	三,000,000(注a)	三,000,000	三,000,000	三,000,000
ホンデュラス	合衆国ドル	三,000,000	三,000,000	三,000,000	三,000,000
インド	合衆国ドル	三,000,000	三,000,000	三,000,000	三,000,000
イスラエル	イスラエル・ポンド	三,000,000(注a)	三,000,000	三,000,000	三,000,000
ケニア	ケニア・シリング	三,000,000(注b)	三,000,000	三,000,000	三,000,000
メキシコ	合衆国ドル	三,000,000	三,000,000	三,000,000	三,000,000
ニカラグア	コルドバ	三,000,000	三,000,000	三,000,000	三,000,000
パキスタン	合衆国ドル	三,000,000	三,000,000	三,000,000	三,000,000
フィリピン	合衆国ドル	三,000,000(注f)	三,000,000	三,000,000	三,000,000
大韓民国	ウォン	三,000,000	三,000,000	三,000,000	三,000,000
ルーマニア	レイ	三,000,000(注g)	三,000,000	三,000,000	三,000,000
シエラ・レオネ	レオン	三,000,000(注h)	三,000,000	三,000,000	三,000,000
スリ・ランカ	合衆国ドル	三,000,000	三,000,000	三,000,000	三,000,000
シリア・アラブ共和国	シリア・ポンド	三,000,000(注i)	三,000,000	三,000,000	三,000,000
タイ	合衆国ドル	三,000,000	三,000,000	三,000,000	三,000,000
チュニジア	チュニジア・ディナール	三,000,000	三,000,000	三,000,000	三,000,000

トルコ	トルコ・リラ	100,000	八七、四六
ウガンダ	ウガンダ・シリング	(合衆国ドル相当額)	
カメルーン連合共和国	合衆国ドル	100,000	二〇、八三
タンザニア連合共和国	タンザニア・シリング	100,000	八、七六
ニューギニアラヴィア	ニューギニアラヴィア・ディナール	100,000	三二、〇五
		100,000	二五、三六
		(合衆国ドル相当額)	
小計		七、五八〇、七九	九、六八、七三

自由交換可能通貨による誓約額の合計

八八四、八五三、七八〇特別引出権相当額(＊)

自由交換可能通貨及び自由交換可能通貨以外の通貨による誓約額の総計

八九三、九二二、五四三特別引出権相当額

注2 必要がある場合には、立法府による必要な承認を条件とする。

注3 千九百七十六年六月十日現在の価値を有する国際通貨基金の特別引出権。特別引出権相当額は、誓約された当初提出金が協定第四条第二項(a)の規定に従い当該国の明記する額及び通貨で支払われることとなる旨の了解の下に、協定第五条第二項(a)の規定に照らして情報のためのみ掲げられたものである。

注4 三回の分割払い払い込むことができる。

注5 この額は、三百万合衆国ドルの追加の誓約額(千九百七十七会計年度において必要な予算措置がとられることを条件とする)を含む。

注6 二回の分割払い払い込むことができる。

注7 基金が必要とする物品又は役務のためアルゼンティンの領域内で費消される。

注8 技術援助のために使用することができる。

注9 この誓約額のうち二十万合衆国ドルについては、確認(払込みの条件及び通貨の種類)についての確認を含む。)されることを条件とする旨が表明された。したがって、この額は、「自由交換可能通貨以外の通貨」の欄に記入された。

* 千九百七十六年六月十日現在の価値によつて評価された十億千七百七十七万六千二百三十三合衆国ドルに相当する。

附屬書II 票の配分及び理事国國の選挙

第一部 第一区分

- A 総務会の票の配分
- B 理事国及び代理理事国國の選挙
- C 理事会國の票の配分
- D 改正

第三部 第三区分

- B 理事国及び代理理事国國の選挙
- C 理事会國の票の配分
- D 改正
- A 総務会の票の配分
- B 理事国及び代理理事国國の選挙
- C 理事会國の票の配分
- D 改正

第一部 第一区分

- A 総務会の票の配分
- B 理事国及び代理理事国國の選挙
- C 理事会國の票の配分
- D 改正

- A 総務会の票の配分
- 1 第一区分の票の十七・五パーセントの票は、同区分の加盟国間で均等に配分する。
 - 2 残余の八十二・五パーセントの票は、各加盟国(a)及び(b)の額の合計が第一区分の加盟国の提出金の合計に占める割合に比例して同区分の加盟国の間で配分する。
 - (a) 批准書、受諾書、承認書又は加入書に明記された当初提出金の額
 - (b) 協定第四条第五項(c)の規定に従つて提出する追加提出金の額及び提出金の増額
 - 3 2の規定に従つて投票権数を決定するに当たつては、提出金の額は、この協定の効力発生の日における当該提出金の額の特別引出権相当額によつて評価するものとし、その日の後において、第一区分への新たな国の加盟、同区分の加盟国の提出金の増額又は同区分の加盟国による追加提出により同区分の加盟国の提出金の合計が増加した場合には、その増加のあつた時における当該提出金の額の特別引出権相当額によつて評価する。
 - 4 第一区分の加盟国を代表する各総務は、総務会において当該加盟国の票を投する権利を有する。
- B 理事国及び代理理事国國の選挙
- 1 第一区分のすべての理事国(第一回の選挙において選出されるものを含む)及び代理理事国の任期は、三年とする。
 - 2 第一区分の加盟国を代表する理事国國の選出のための投票に当たつては、同区分の加盟国を代表する各総務は、自己を任命した加盟国が有するすべての票を一の候補に投する。
 - 3 いずれの投票においても候補の数が選出されるべき理事国國の数に等しい場合には、各候補は、当該投票における自己の得票数によつて選出されたものとみなす。
 - 4 (a) いずれの投票においても候補の数が選出されるべき理事国國の数よりも多い場合には、最も多数の票を得た六の候補が選出される。ただし、得票数が第一区分の総票数の九パーセントに達しなかつた候補は、選出されなかつたものとする。
 - (b) 第一回の投票で六の理事国國が選出された場合には、選出されなかつた候補に投じられた票は、その候補に投票した各総務が選定するいずれかの理事国國に投じられたものとみなす。
 - 5 第一回の投票で六の理事国國が選出されなかつた場合には、第二回の投票を行う。この投票においては、第一回の投票で最も少数の票を得た候補は、選出される資格がないものとし、次の者がのみが投票する。
 - (a) 第一回の投票で選出されなかつた候補に投票した総務
 - (b) 第一回の投票で選出された候補に投票した総務であつて自己が投じた票によりその候補の得票数が有権票数の十五パーセントを超えることとなつたと6の規定に基づいてみなされるもの
 - 6 (a) いずれの総務が投じた票によりある候補の得票数が有権票数の十五パーセントを超えることとなつたとみなすかを決定するに当たつては、この十五パーセントには、まず、その候補に対して最も多数の票を投じた総務の票を、次に、それに次ぐ数の票を投じた総務の票を含めるものとし、以下順次十五パーセントに達するまで同様とする。
 - (b) いずれの投票においても同数の票を有する二人以上の総務が同一の候補に投票し、かつ、それらの総務のうちの一人又は二人以上の総務の票により(それらのすべての総務の票による場合を除く)その候補の得票数が有権票数の十五パーセントを超えることとなつたとき、次回の選挙において投票することができる総務をくじによつて決定する。
 - 7 ある候補の得票数が十二パーセントを超える

昭和五十二年四月二十二日 参議院會議録第十号 國際農業開發基金を設立する協定の締結について承認を求めるの件外二件

こととなるためにいずれかの総務の票の一部が計上されなければならない場合には、当該総務のすべての票は、これによりその候補の得票数が十五パーセントを超えるときでも、その候補に投じられたものとして取り扱う。

8 第二回の投票によつても六の理事国が選出されなかつた場合には、六の理事国が選出されるまで同一の原則で更に投票を行う。ただし、五の理事国が選出された後は、六番目の理事国は、残余の票の単純多数で選出することができるものとし、その残余の票は、すべて六番目の理事国に投じられたものとみなす。

9 選出された各理事国は、自国を選出したとみなされる票を有する加盟国のうちから一の代理理事国を任命することができる。

C 理事会の票の配分

1 第一区分の一又は二以上の加盟国を代表する一人又は二人以上の総務によつて選出された理事国は、理事会において当該一又は二以上の加盟国の票を投ずる権利を有する。二以上の加盟国を代表する理事国は、それらの加盟国の票を個別に投ずることができる。

2 第一区分の加盟国の投票権が理事国の選挙の時から次の選挙の時までの間に変更された場合には、

- (a) 理事国の交代は、行わない。
- (b) 理事国の投票権は、当該理事国が代表する一又は二以上の加盟国の投票権の変更の効力発生の日に調整する。
- (c) 第一区分の新たな加盟国の総務は、理事国の次の選挙が行われるまでの間、当該加盟国を代表しかつ当該加盟国の票を投ずるため、現在の理事国の一を指名することができる。指名された理事国は、その期間中、その指名を行つた総務によつて選出されたものとみなす。

D 改正
1 第一区分の加盟国を代表する総務は、全会一

致の決定により、A及びBの規定を改正することができる。改正は、別段の決定が行われない限り、直ちに効力を生ずる。総裁は、A及びBの規定の改正について通報を受ける。

2 第一区分の加盟国を代表する総務は、それらの総務の総票数の七十五パーセント以上の多数による議決で行う決定により、Cの規定を改正することができる。改正は、別段の決定が行われない限り、直ちに効力を生ずる。総裁は、Cの規定の改正について通報を受ける。

第二部 第二区分

A 総務会の票の配分

1 第二区分の票の二十五パーセントの票は、同区分の加盟国の間で均等に配分する。

2 残余の七十五パーセントの票は、各加盟国の拠出金(協定第四条第五項(c)の規定に従つて拠出するもの)の額が第二区分の加盟国の拠出金の合計に占める割合に比例して同区分の加盟国の間で配分する。

3 第二区分の加盟国を代表する各総務は、総務会において当該加盟国の票を投ずる権利を有する。

B 理事国及び代理理事国の選挙

1 第二区分のすべての理事国及び代理理事国(第一回の選挙において選出されるものを含む)の任期は、三年とする。

2 理事国の各候補は、第二区分の他のすべての加盟国との協議の上、同区分の一の加盟国が自国の代理理事国の候補となることを当該加盟国と合意することができる。理事国の候補に投じられた票は、その代理理事国の候補にも投じられたものとみなす。

3 理事国及び代理理事国の選出のための投票に当たつては、各総務は、自己を任命した加盟国が有するすべての票を一の候補に投ずる。

4 いずれの投票においても、得票した候補の数が、選出されるべき理事国の数に等しい場合には、そのすべての候補は、選出されたものとみなす。

(b) 選出されるべき理事国の数よりも少ない場合には、そのすべての候補は、選出されたものとみなし、残余の理事国を選出するため更に投票を行う。

(c) 選出されるべき理事国の数よりも多い場合には、最も少数の票を得た候補(二以上の候補が同一の最も少数の票を得た場合には、そのような二以上の候補を含む)が除外される。この結果、得票した残余の候補の数が、(i) 選出されるべき理事国の数に等しくなつたときは、そのすべての候補は、選出されたものとみなす。

(ii) 選出されるべき理事国の数よりも少なくなつたときは、そのすべての候補は、選出されたものとみなし、残余の理事国を選出するため更に投票を行う。この投票への参加は、既に選出されたいづれの理事国にも投票しなかつた総務に限られる。

(iii) 選出されるべき理事国の数よりも多お多選出されるべき理事国の数よりも多お多選出されるべき理事国は、この投票への参加は、既に選出されたいづれの理事国にも投票しなかつた総務に限られる。

C 理事会の票の配分

1 第二区分の一又は二以上の加盟国を代表する一人又は二人以上の総務によつて選出された理事国は、理事会において当該一又は二以上の加盟国の票を投ずる権利を有する。二以上の加盟国を代表する理事国は、それらの加盟国の票を個別に投ずることができる。

2 第二区分の加盟国の投票権が理事国の選挙の時から次の選挙の時までの間に変更された場合には、

- (a) 理事国の交代は、行わない。
- (b) 理事国の投票権は、当該理事国が代表する一又は二以上の加盟国の投票権の変更の効力発生の日に調整する。
- (c) 第二区分の新たな加盟国の総務は、理事国

D 改正
AからこのDまでの規定は、第二区分の加盟国の三分の二を代表する総務であつて同区分のすべての加盟国の拠出金の七十五パーセントを協定第四条第五項(c)の規定に従つて拠出した加盟国を代表するものによる議決で、改正することができる。総裁は、改正について通報を受ける。

の次の選挙が行われるまでの間、当該加盟国を代表しかつ当該加盟国の票を投ずるため、現在の理事国の一を指名することができる。指名された理事国は、その期間中、その指名を行つた総務によつて選出されたものとみなす。

D 改正
AからこのDまでの規定は、第二区分の加盟国の三分の二を代表する総務であつて同区分のすべての加盟国の拠出金の七十五パーセントを協定第四条第五項(c)の規定に従つて拠出した加盟国を代表するものによる議決で、改正することができる。総裁は、改正について通報を受ける。

第三部 第三区分

A 総務会の票の配分

第三区分の六百の票は、同区分の加盟国の間で均等に配分する。

B 理事国及び代理理事国の選挙

1 第三区分の加盟国のうちから六の理事国及び六の代理理事国を選出するに当たつては、国際連合貿易開発会議の慣行に従い、アフリカ、アジア及びラテン・アメリカの各地域からそれぞれ二の理事国及び二の代理理事国を選出する。

2 協定第六条第五項(a)の規定に基づき第三区分から理事国及び代理理事国を選出するための手続並びに同項(b)に規定する第一回の選挙において選出される同区分の理事国及び代理理事国の任期は、協定が効力を生ずる前においては附属書I第一部に同区分の加盟国となる国として掲げる国の単純過半数による議決で、協定が効力を生じた後は同区分の加盟国の単純過半数による議決で、決定する。

C 理事会の票の配分

第三区分から選出される理事国は、それぞれ、百票を有する。

D 改正

Bの規定は、第三区分の加盟国の三分の二以上の多数による議決で随時改正することができる。

総裁は、改正について通報を受ける。

審査報告書

千九百七十二年の海上における衝突の予防のための国際規則に関する条約の締結について承認を求めるの件

右は全会一致をもって承認すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

昭和五十二年四月二十一日

外務委員長 寺本 広作

参議院議長 河野 謙三殿

要領書

一、委員会の決定の理由

この条約は、海上における船舶の衝突の予防のため、船舶の通航に関する規則、船舶が表示すべき灯火及び形象物に関する規則等を定めるものである。我が国がこの条約の締結国となることは、海上における船舶の衝突を予防し、船舶航行の円滑化及び安全確保を図る上で必要なことであるのみならず、海上交通規則の統一性に寄与するという国際協調の見地からも有意義であると考えられるので、妥当な措置と認められた。

一、費用

別に費用を要しない。

千九百七十二年の海上における衝突の予防のための国際規則に関する条約の締結について承認を求めるの件
右は本院において承認することを議決した。よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和五十二年四月七日

衆議院議長 保利 茂

参議院議長 河野 謙三殿

千九百七十二年の海上における衝突の予防のための国際規則に関する条約の締結について承認を求めるの件

千九百七十二年の海上における衝突の予防のための国際規則に関する条約の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求める。

千九百七十二年の海上における衝突の予防のための国際規則に関する条約

海上における安全を高水準に維持することを希望し、

千九百六十年の海上における人命の安全に関する国際会議の最終議定書に附属する海上における衝突の予防のための国際規則を改正して最新のものとすることの必要性を考慮し、

その国際規則が承認された後の諸事情に照らし、その国際規則を検討して、次のとおり協定した。

第一条 一般的義務

この条約の締結国は、この条約に添付されている千九百七十二年の海上における衝突の予防のための国際規則(以下「国際規則」という。)を構成する規則及び附属書の規定を実施することを約束する。

第二条 署名、批准、受諾、承認及び加入

入

1 この条約は、千九百七十三年六月一日までは署名のため、その後は加入のため、開放しておく。

2 国際連合、そのいずれかの専門機関若しくは国際原子力機関の加盟国又は国際司法裁判所規程の当事国は、次のいずれかの方法により、この条約の締結国となることができる。
(a) 批准、受諾又は承認につき留保を付さないで署名すること。
(b) 批准、受諾又は承認を条件として署名した後、批准し、受諾し又は承認すること。
(c) 加入すること。

3 批准、受諾、承認又は加入は、そのための文書を政府間海事協議機関(以下「機関」という。)に寄託することによつて行ふものとし、機関は、既にこの条約に署名し又は加入している国の政府に対し、当該文書の寄託及びその寄託の日を通報する。

第三条 適用地域

1 いずれかの地域の施政権者としての国際連合又はいずれかの地域の国際関係について責任を有する締結国は、機関の事務局長(以下「事務局長」という。)に於て通告書により、いつでも、この条約を当該地域について適用することができる。

2 この条約は、通告書の受領の日又は通告書に明記する他の日から、その通告書に示す地域について適用する。

3 1の規定に基づいて行われた通告は、その通告書に示すいずれの地域に関しても撤回することができるとし、当該地域についてのこの条約の適用は、一年又は撤回の時に明示されるよりも長い期間の後に、終了する。

4 事務局長は、すべての締結国に対し、この条約の規定に従つて通知される適用の通告又はその適用の撤回を通報する。

第四条 効力発生

1 (a) この条約は、少なくとも十五の国が締結国となり、かつ、総トン数百トン以上の船舶についてそれらの国の船舶の隻数の合計又はトン数の合計がそれぞれ世界全体の船舶の隻数又はトン数の六十五パーセント以上になった日のうちいずれか早い方の日の後十二箇月で、効力を生ずる。
(b) (a)の規定にかかわらず、この条約は、千九百七十六年一月一日前に効力を生ずることはない。
2 この条約は、1(a)に定める条件が満たされた後でこの条約の効力発生前に第二条の規定に従つて批准し、受諾し、承認し又は加入する国については、この条約の効力発生の日に効力を生ずる。
3 この条約は、その効力発生の日の後に批准し、受諾し、承認し又は加入する国については、第二条の規定に従つて文書を寄託した日に効力を生ずる。
4 この条約の改正が第六条4の規定に従つて効力を生ずる日の後に行われる批准、受諾、承認又は加入は、改正された条約に対して行われる。
5 国際規則は、この条約の効力発生の日に千九百六十年の海上における衝突の予防のための国際規則に代わるものとし、同国際規則は、廃止される。
6 事務局長は、既にこの条約に署名し又は加入している国の政府に対し、この条約の効力発生の日を通報する。

第五条 改正会議

1 機関は、この条約又は国際規則の改正のための会議を招集することができる。
2 機関は、締結国の三分の一以上からの要請がある場合には、この条約又は国際規則の改正のための締結国会議を招集する。
第六条 国際規則の改正
1 機関は、いずれかの締結国の要請がある場合

昭和五十二年四月二十二日 参議院会議録第十号

国際農業開発基金を設立する協定の締結について承認を求めるの件外二件

昭和五十二年四月二十二日 参議院會議録第十号

には、当該締約国が提案する国際規則の改正案を審議する。

2 改正案は、機関の海上安全委員会において出席しかつ投票する国の三分の二以上の多数によつて採択された場合には、機関の総会による審議の少なくとも六箇月前にすべての締約国及び機関のすべての加盟国に送付される。改正案が総会において審議されるときは、機関の加盟国でないいづれの締約国も、審議に参加する資格を有する。

3 事務局長は、総会において出席しかつ投票する国の三分の二以上の多数によつて改正案が採択された場合には、これを、受諾のため、すべての締約国に送付する。

4 改正は、その採択の際に総会が決定する日に効力を生ずる。ただし、その日より前であつて採択の際に総会が決定する日までに締約国の三分の一を超える国が改正に対する異議を機関に通告した場合は、この限りでない。総会によるこの4に規定する日の決定には、出席しかつ投票する国の三分の二以上の多数を必要とする。

5 改正は、これに対する異議を通告しなかつたすべての締約国について、改正の効力発生の際にその改正に係る従前の規定に代わるものとす。同規定は、効力を失う。

6 事務局長は、すべての締約国及び機関のすべての加盟国に対し、この条の規定に基づく要請及び送付並びに改正の効力発生の日を通報する。

第七条 廃棄

1 締約国は、この条約が自国について効力を生じた日から五年を経過した後は、いつでもこれを廃棄することができる。

2 廃棄は、機関に文書を寄託することによつて行ふ。事務局長は、他のすべての締約国に対し、廃棄書の受領及びその寄託の日を通報する。

3 廃棄は、廃棄書の寄託の後一年で、又は廃棄

書に明記するこれよりも長い期間の後に、効力を生ずる。

第八条 寄託及び登録

1 この条約及び国際規則は、機関に寄託する。事務局長は、その認証謄本を既にこの条約に署名し又は加入しているすべての国の政府に送付する。

2 この条約が効力を生じたときは、事務局長は、国際連合憲章第百二条の規定に従つてその本文を登録及び公表のため国際連合事務局に送付する。

第九条 用語

この条約及び国際規則は、ひとしく正文である英語及びフランス語により本書一通を作成する。ロシア語及びスペイン語による公定訳文は、作成の上、署名済みの原本とともに寄託する。

以上の証拠として、下名は、各自の政府から正当に委任を受けてこの条約に署名した。

千九百七十二年十月二十日にロンドンで作成した。

千九百七十二年の海上における衝突の予防のための国際規則

A部 総則

第一条 適用

(a) この規則は、公海及びこれに通じかつ海上航行船舶が航行することができるすべての水域の水上にあるすべての船舶に適用する。

(b) この規則のいかなる規定も、停泊地、港湾、河川若しくは湖沼又は公海に通じかつ海上航行船舶が航行することができる内水路について、権限のある当局が定める特別規則の実施を妨げるものではない。特別規則は、できる限りこの規則に適合していなければならない。

(c) この規則のいかなる規定も、二隻以上の軍艦若しくは護送されている船舶のための追加の位置燈、信号燈若しくは汽笛信号又は集団で漁ろうに従事している漁船のための追加の位置燈若しくは信号燈に関して各国の政府が定める特別規則の実施を妨げるものではない。これらの位置燈、信号燈又は汽笛信号は、できる限り、この規則に定める灯火又は信号と誤認されないものでなければならない。

(d) 機関は、この規則の適用上、分離通航方式を採択することができる。

(e) 特殊な構造又は目的を有する船舶がこの規則の灯火若しくは形状物の数、位置、視認距離若しくは視認圏に関する規定又はこの規則の音響信号装置の配置若しくは特性に関する規定に従うならば当該船舶の特殊な機能が損なわれると関係政府が認める場合には、当該船舶は、灯火若しくは形状物の数、位置、視認距離若しくは視認圏又は音響信号装置の配置若しくは特性について、当該政府がこの規則の規定に最も近いと認める他の規則に従わなければならない。

第二条 責任

(a) この規則のいかなる規定も、この規則を遵守することを怠ること又は船員の常務として必要とされる注意若しくはその時の特殊な状況により必要とされる注意を払うことを怠ることによつて生じた結果について、船舶、船舶所有者、船長又は海員の責任を免除するものではない。

(b) この規則の規定の解釈及び履行に当たつては、運航上の危険及び衝突の危険に対して十分な注意を払わなければならない。かつ、切迫した危険のある特殊な状況(船舶の性能に基づくものを含む)に十分な注意を払わなければならない。この特殊な状況の場合においては、切迫した危険を避けるため、この規則の規定によらないことができる。

第三条 一般的定義

この規則の規定の適用上、文脈により別に解釈される場合を除くは、

「動力船」とは、推進機関を用いて推進する船舶をいう。

「帆船」とは、帆を用いている船舶(推進機関を備え、かつ、これを用いているものを除く)をいう。

「漁ろうに従事している船舶」とは、操縦性能を制限する網、なわ、トロールその他の漁具を用いて漁ろうをしている船舶をいい、操縦性能を制限しない引きなわその他の漁具を用いて漁ろうをしている船舶を含まない。

「水上航空機」とは、水上を移動することができる航空機をいう。

「運転が自由でない状態にある船舶」とは、例外的な事情によりこの規則に従つて操縦することができず、このため他の船舶の進路を避けることができない船舶をいう。

「操縦性能が制限されている船舶」とは、自船の作業の性質によりこの規則に従つて操縦することが制限されており、このため他の船舶の進路を避けることができない船舶をいう。

次の船舶は、操縦性能が制限されている船舶とする。

(i) 航路標識、海底電線又は海底パイプラインの敷設、保守又は引揚げに従事している船舶

(ii) しゆんせつ、測量又は水中作業に従事している船舶

(iii) 航行中において補給、人の移乗又は食糧若しくは貨物の積替えに従事している船舶

(iv) 航空機の発着の作業に従事している船舶

(v) 掃海作業に従事している船舶

(vi) 引いている船舶及び引かれていた物件が進路から離れることを著しく制限するようない航作業に従事している船舶

(vii) 喫水による制約を受けている船舶とは、自船の喫水と利用可能な水深との関係により進路から離れることを著しく制限されている動力船

をいう。

(i) 「航行中」とは、船舶がびよう泊し、陸岸に係留し又は乗り揚げていない状態をいう。

(j) 船舶の「長さ」及び「幅」とは、船舶の全長及び最大幅をいう。

(k) 二隻の船舶は、互いに視覚によつて他の船舶を見ることのできる場合に限り、互いに他の船舶の視野の内にあるものとする。

(l) 「視界が制限されている状態」とは、霧、もや、降雪、暴風雨、砂あらしその他これらに類する原因によつて視界が制限されている状態をいう。

B部 操船規則及び航行規則

第一章 あらゆる視界の状態における船舶の航法

第四条 適用

この章の規定は、あらゆる視界の状態において適用する。

第五条 見張り

すべての船舶は、その置かれてある状況及び衝突のおそれを十分に判断することができるように、視覚及び聴覚により、また、その時の状況に適したすべての利用可能な手段により、常に適切な見張りを行つていなければならない。

第六条 安全な速度

すべての船舶は、衝突を避けるために適切かつ有効な動作をとることができるよう、また、その時の状況に適した距離で停止することができるよう、常に安全な速度で進行しなければならない。

安全な速度の決定に当たつては、特に次の事項を考慮しなければならない。

- (a) すべての船舶が考慮すべき事項
- (i) 視界の状態
- (ii) 交通のふくそう状況(漁船その他の船舶の集中を含む。)
- (iii) その時の状況における船舶の操縦性能、特に、停止距離及び旋回性能

(iv) 夜間における陸岸の燈火、自船の燈火の反射等による燈光の存在

(v) 風、海面及び海潮流の状態並びに航路障害物との近接状態

(vi) 自船の喫水と利用可能な水深との関係

(vii) レーダーを使用している船舶が更に考慮すべき事項

(i) レーダーの特性、性能及び限界

(ii) 使用しているレーダーレンジによる制約

(iii) 海象、気象その他の干渉原因によるレーダー探知上の影響

(iv) 小型船舶、氷その他の浮遊物は、適切なレンジにおいてもレーダーにより探知することができない場合があること。

(v) レーダーにより探知した船舶の数、位置及び動向

(vi) 付近の船舶その他の物件との距離の測定にレーダーを使用することにより視界の状態を一層正確に把握することができる場合があること。

第七條 衝突のおそれ

(a) すべての船舶は、衝突のおそれがあるかどうかを判断するため、その時の状況に適したすべての利用可能な手段を用いなければならない。

衝突のおそれがあるかどうか疑わしい場合には、衝突のおそれがあるものとする。

(b) レーダーを装備しかつ使用しているときは、これを適切に利用しなければならない。その適切な利用とは、例えば、衝突のおそれを早期に知るための長距離レンジによる走査及び探知した物件についてレーダープロットイングその他のこれと同様の系統的な観察を行うこと、これを、不十分な情報、特に、不十分なレーダー情報に基づいて憶測してはならない。

(c) 衝突のおそれがあるかどうかを判断するに当たつては、特に次のことを考慮しなければならない。

- (i) 接近してくる船舶のコンパス方位に明確でない。
- (ii) 変化が認められない場合には、衝突のおそれがあるものとする。
- (iii) コンパス方位に明確な変化が認められる場合においても、特に、大型船舶若しくはえい航している船舶に接近するとき又は近距離で船舶に接近するときは、衝突のおそれがあり得ること。

第八条 衝突を避けるための動作

(a) 衝突を避けるためのいかなる動作も、状況の許す限り、十分に余裕のある時期に、船舶の運用上の適切な慣行に従つてためらわずにとられなければならない。

(b) 衝突を避けるための針路又は速度のいかなる変更も、状況の許す限り、視覚又はレーダーによつて見張りを行つている他の船舶が容易に認めることができるよう十分に大きいものでなければならない。針路又は速度を小刻みに変更することは、避けなければならない。

(c) 十分に広い水域がある場合には、針路のみの変更であつても、その変更が、適切な時期に行われ、大幅であり、かつ、著しく接近する状態を新たな引き起こさない限り、著しく接近する状態を避けるための最も有効な動作となり得る。

(d) 他の船舶との衝突を避けるための動作は、安全な距離を保つて通航することとなるものでなければならない。その動作の効果は、他の船舶が完全に通過しかつ十分に速さかまで注意深く確かめなければならない。

(e) 船舶は、衝突を避けるために又は状況を判断するための時間的余裕を得るために必要な場合には、速度を減じ、又は推進機関を停止し若しくは後進にかけることによりゆきあしを完全に止めなければならない。

第九条 狭い水道

(a) 狭い水道又は航路筋をこれに沿つて進行する船舶は、安全かつ実行可能である限り、当該狭い水道又は航路筋の右側端に寄つて進行しななければならない。

ればならない。

(b) 長さ二十メートル未満の船舶又は帆船は、狭い水道又は航路筋の内側でなければ安全に航行することができない船舶の通航を妨げてはならない。

(c) 漁ろうに従事している船舶は、狭い水道又は航路筋の内側を航行している他の船舶の通航を妨げてはならない。

(d) 船舶は、狭い水道又は航路筋の内側でなければ安全に航行することができない船舶の通航を妨げることとなる場合には、当該狭い水道又は航路筋の内側でなければ安全に航行することができない船舶は、横切つている船舶の意図に疑問がある場合には、第三十四条(d)に定める音響信号を行うことができる。

(e) (i) 狭い水道又は航路筋において追い越される船舶が追い越そうとする船舶を安全に通航させるための動作をとらなければならない。追い越すことができない場合には、追い越そうとする船舶は、第三十四条(c)(i)に定める音響信号を行うことによりその意図を示さなければならない。追い越される船舶は、追いつた場合には、同条(c)(ii)に定める音響信号を行い、かつ、安全に通航させるための動作をとらなければならない。また、疑問がある場合には、同条(d)に定める音響信号を行うことができる。

(ii) (i)の規定は、第十三条に規定する追い越す船舶の義務を免除するものではない。

(f) 狭い水道又は航路筋において、障害物のために他の船舶を見ることができないわん曲部その他の水域に接近する船舶は、特に細心の注意を払つて航行しなければならない。また、第三十四条(e)に定める音響信号を行わなければならない。

(g) 船舶は、状況の許す限り、狭い水道においてびよう泊することを避けなければならない。

第十条 分離通航方式

- (a) この条の規定は、機関が採択した分離通航方式に適用する。
- (b) 分離通航帯を使用する船舶は、
 - (i) 通航路を当該通航帯の交通の流れの一般的な方向に進行しなければならない。
 - (ii) 実行可能な限り、分離線又は分離帯から離れていなければならない。
 - (iii) 通常、通航帯の出入口から出入しななければならない。ただし、通航帯の側方から出入する場合には、当該通航帯の交通の流れの一般的な方向に對し実行可能な限り小さい角度で出入しななければならない。
- (c) 船舶は、実行可能な限り、通航路を横断することを避けなければならない。ただし、やむを得ず通航路を横断する場合には、当該通航帯の交通の流れの一般的な方向に對し実行可能な限り直角に近い角度で横断しななければならない。
- (d) 沿岸通航帯に隣接した分離通航帯の通航路を安全に使用して通過することができるときは、通常、当該沿岸通航帯を使用してはならない。
- (e) 横断船以外の船舶は、通常、次の場合を除くほか、分離帯に入り又は分離線を横切つてはならない。
 - (i) 緊急の場合において切迫した危険を避けるとき。
 - (ii) 分離帯の中で漁ろうに従事する場合
- (f) 船舶は、分離通航帯の出入口の付近においては、特に注意を払つて航行しななければならない。
- (g) 船舶は、分離通航帯及びその出入口の付近においては、実行可能な限り、びよう泊することを避けなければならない。
- (h) 分離通航帯を使用しない船舶は、実行可能な限り当該分離通航帯から離れていなければならない。
- (i) 漁ろうに従事している船舶は、通航路をこれに沿つて航行している船舶の通航を妨げてはならない。

第十一章 適用

- (j) 長さ二十メートル未満の船舶又は帆船は、通航路をこれに沿つて航行している動力船の安全な通航を妨げてはならない。

第十二条 帆船

- (a) 二隻の帆船が互いに接近する場合において衝突のおそれがあるときは、いずれか一の帆船は、次の(i)から(iii)までの規定に従い、他の帆船の進路を避けなければならない。
- (i) 二隻の帆船の風を受けている船が異なる場合には、左げんに風を受けている船舶は、右げんに風を受けている船舶の進路を避けなければならない。
- (ii) 二隻の帆船の風を受けている船が同じである場合には、風上の船舶は、風下の船舶の進路を避けなければならない。
- (iii) 左げんに風を受けている船舶は、風上に他の船舶を見る場合において、当該他の船舶が左げんに風を受けているか右げんに風を受けているかを判断することができないときは、当該他の船舶の進路を避けなければならない。

第十三条 追越し

- (a) 追いつた船舶は、この章の他の条の規定にかかわらず、追いつた船舶の進路を避けなければならない。
- (b) 追いつた船舶は、この章の他の条の規定にかかわらず、追いつた船舶の進路を避けなければならない。

第十四条 行会いの状況

- (a) 二隻の動力船が真向かい又はほとんど真向かいに行き会う場合において衝突のおそれがあるときは、各船舶は、互いに他の船舶の左げん側を通航するようにそれぞれ針路を右に転じなければならない。
- (b) 船舶が他の船舶を船首方向又はほとんど船首方向に見る場合において、夜間においては当該他の船舶の二個のマスト燈を一直線上若しくはほとんど一直線上に見るとき若しくは両側のげん燈を見るとき又は昼間においては当該他の船舶をこれに相当する状態に見るときは、(a)に規定する状況が存在するものとする。
- (c) 船舶は、(a)に規定する状況にあるかどうか疑わしい場合には、その状況にあるものとして動作をとらなければならない。
- (d) 二隻の動力船が互いに進路を横切る場合において衝突のおそれがあるときは、他の船舶を右げん側に見る船舶は、当該他の船舶の進路を避けなければならない。状況の許す限り、当該他の船舶の船首方向を横切ることを避けなければならない。

第十五条 横切りの状況

- (a) 二隻の動力船が互いに進路を横切る場合において衝突のおそれがあるときは、他の船舶を右げん側に見る船舶は、当該他の船舶の進路を避けなければならない。状況の許す限り、当該他の船舶の船首方向を横切ることを避けなければならない。
- (b) 船舶は、(a)に規定する状況にあるかどうか疑わしい場合には、その状況にあるものとして動作をとらなければならない。
- (c) 二隻の動力船が互いに進路を横切る場合において衝突のおそれがあるときは、他の船舶を右げん側に見る船舶は、当該他の船舶の進路を避けなければならない。状況の許す限り、当該他の船舶の船首方向を横切ることを避けなければならない。

第十六条 避航船の動作

- (a) 船舶は、当該他の船舶から十分に遠ざかるため、できる限り早期かつ大幅に動作をとらなければならない。
- (b) 船舶は、当該他の船舶の進路を避けなければならない。
- (c) 船舶は、当該他の船舶の進路を避けなければならない。

第十七条 保持船の動作

- (a) (i) 二隻の船舶のいずれか一の船舶が他の船舶の進路を避けなければならない場合には、当該他の船舶は、その針路及び速力を保持しななければならない。
- (ii) (i)の規定にかかわらず、当該他の船舶の進路を避けなければならない船舶がこの規則に適合する適切な動作をとつていないことが当該他の船舶にとつて明らかになったときは、当該他の船舶は、自船のみによつて衝突を避けるための動作を直ちにすることができ、針路及び速力を保持しななければならない船舶は、何らかの事由により避航船と間に接近したためその避航船の動作のみでは衝突を避けることができないと認める場合には、衝突を避けるための最善の協力動作をとらなければならない。

第十八条 各種船舶の責任

- (a) この条の規定は、避航船に對し、他の船舶の進路を避ける義務を免除するものではない。
- (b) 第九條、第十條及び第十三條に別段の定めがある場合を除くほか、
 - (i) 航行中の動力船は、次の船舶の進路を避けなければならない。
 - (ii) 運転が自由でない状態にある船舶
 - (iii) 操縦性能が制限されている船舶
 - (iv) 漁ろうに従事している船舶
 - (v) 帆船
- (c) 航行中の帆船は、次の船舶の進路を避けなければならない。
- (i) 運転が自由でない状態にある船舶
- (ii) 操縦性能が制限されている船舶
- (iii) 操縦性能が制限されている船舶

第十九条 各種船舶の責任

- (a) この条の規定は、避航船に對し、他の船舶の進路を避ける義務を免除するものではない。
- (b) 第九條、第十條及び第十三條に別段の定めがある場合を除くほか、
 - (i) 航行中の動力船は、次の船舶の進路を避けなければならない。
 - (ii) 運転が自由でない状態にある船舶
 - (iii) 操縦性能が制限されている船舶
 - (iv) 漁ろうに従事している船舶
 - (v) 帆船
- (c) 航行中の帆船は、次の船舶の進路を避けなければならない。
- (i) 運転が自由でない状態にある船舶
- (ii) 操縦性能が制限されている船舶
- (iii) 操縦性能が制限されている船舶

(c) 漁ろうに従事している船舶
 航行中の漁ろうに従事している船舶は、できる限り、次の船舶の進路を避けなければならない。

(1) 運転が自由でない状態にある船舶
 (ii) 操縦性能が制限されている船舶
 (iii) 運転が自由でない状態にある船舶及び操縦性能が制限されている船舶以外の船舶は、状況の許す限り、喫水による制約を受けている船舶であつて第二十八条に定める灯火又は形象物を表示しているものの安全な通航を妨げることを避けなければならない。

(ii) 喫水による制約を受けている船舶は、その特殊な事情を十分に考慮しつつ、特に注意を払つて航行しなければならない。

(e) 水上にある水上航空機は、原則として、すべての船舶から十分に遠ざからなければならない。また、これらの船舶の運航を妨げることを避けなければならないが、衝突のおそれがある場合には、この部の規定に従わなければならない。

第三章 視界が制限されている状態における船舶の航法
 第十九条 視界が制限されている状態における船舶の航法
 (a) この条の規定は、視界が制限されている状態にある水域又はその付近を航行している船舶であつて互いに他の船舶の視野の内にないものに適用する。
 (b) すべての船舶は、その時の状況及び視界が制限されている状態に応じた安全な速力で進行しなければならない。動力船は、推進機関を直ちに操作することができるようにしておかなければならない。
 (c) すべての船舶は、第一章の規定に従うに当たり、その時の状況及び視界が制限されている状態を十分に考慮しなければならない。
 (d) 他の船舶の存在をレーダーのみにより探知した船舶は、著しく接近する状態が生じつつある

かどうか又は衝突のおそれがあるかどうかを判断しなければならない。また、著しく接近する状態が生じつつある場合又は衝突のおそれがある場合には、十分に余裕のある時期にこれらの状況を避けるための動作をとらなければならない。ただし、その動作が針路の変更となるときは、次の動作をとることは、できる限り避けなければならない。
 (i) 追い越される船舶以外の船舶で正横より前方にあるものに対し、針路を左に転ずること。
 (ii) 正横又は正横より後方にある船舶の方向に針路を転ずること。
 (iii) 衝突のおそれがないと判断した場合を除くほか、すべての船舶は、他の船舶の霧中信号を明らかに正横より前方に開いた場合又は正横より前方にある他の船舶と著しく接近する状態を避けることができないう場合には、針路を保持することができない場合を除き、針路を減じなければならない。当該船舶は、必要な場合にはゆきあしを完全に止めなければならない。また、いかなる場合においても衝突の危険がなくなるまで特段の注意を払つて航行しなければならない。

C部 灯火及び形象物
 第二十条 適用
 (a) この部の規定は、いかなる天候の下においても遵守しなければならない。
 (b) 灯火に関する規定は、日没から日出までの間において遵守しなければならない。この間は、この規則に定める灯火以外のいかなる灯火をも表示してはならない。ただし、この規則に定める灯火と誤認されることのない灯火、この規則に定める灯火の視認若しくはその特性の識別の妨げとならない灯火又は適切な見張りの妨げとならない灯火は、この限りでない。
 (c) この規則に定める灯火は、これを備えている場合において、日出から日没までの間にあつても視界が制限されている状態にあるときは、表

示しなければならない。また、必要と認める他のあらゆる状況において表示することができる。
 (d) 形象物に関する規定は、昼間において遵守しなければならない。
 (e) この規則に定める灯火及び形象物は、附属書Iの規定に適合するものでなければならない。

第二十一条 定義
 (a) 「マスト燈」とは、二百二十五度わたる水平の弧を完全に照らす白燈であつて、その射光が正船首方向から各げん正横後二十二・五度までの間を照らすように船舶の縦中心線上に設置したものをいう。
 (b) 「げん燈」とは、百十二・五度わたる水平の弧を完全に照らす右げん側の緑燈又は左げん側の紅燈であつて、それぞれその射光が正船首方向から右げん正横後二十二・五度までの間又は正船首方向から左げん正横後二十二・五度までの間を照らすように設置したものをいう。長さ二十メートル未満の船舶は、これらのげん燈を結合して一の灯火とし、船舶の縦中心線上に設置することができる。
 (c) 「船尾燈」とは、百三十五度わたる水平の弧を完全に照らす白燈であつて、その射光が正船尾方向から各げん六十七・五度までの間を照らすように実行可能な限り船尾近くに設置したものをいう。
 (d) 「引き船燈」とは、(c)に定義する船尾燈と同じ特性を有する黄燈をいう。
 (e) 「全周燈」とは、三百六十度わたる水平の弧を完全に照らす灯火をいう。
 (f) 「せん光燈」とは、一定の間隔で毎分二十回以上のせん光を発する灯火をいう。

第二十二條 灯火の視認距離
 この規則に定める灯火は、少なくとも次の視認距離を有するように附属書Iに定める光度を有するものでなければならない。
 (a) 長さ五十メートル以上の船舶の場合
 マスト燈 六海里

げん燈 三海里
 船尾燈 三海里
 引き船燈 三海里
 白色、紅色、綠色又は黄色の全周燈 三海里

(b) 長さ十二メートル以上五十メートル未満の船舶の場合
 マスト燈 五海里
 (長さ二十メートル未満の船舶にあつては、三海里)
 げん燈 二海里
 船尾燈 二海里
 引き船燈 二海里
 白色、紅色、綠色又は黄色の全周燈 二海里

(c) 長さ十二メートル未満の船舶の場合
 マスト燈 二海里
 げん燈 一海里
 船尾燈 二海里
 引き船燈 二海里
 白色、紅色、綠色又は黄色の全周燈 二海里

第二十三條 航行中の動力船
 (a) 航行中の動力船は、次の灯火を表示しなければならない。
 (i) 前部にマスト燈一個
 (ii) (i)に定めるマスト燈よりも後方かつ高い位置に第二のマスト燈一個。ただし、長さ五十メートル未満の船舶は、第二のマスト燈を表示することを要しない。
 (b) げん燈一對
 (i) 船尾燈一個
 (ii) 無排水量状態のエアクッション船は、(a)に定める灯火のほか、黄色の全周燈であるせん光燈一個を表示しなければならない。
 (c) 長さ七メートル未満の動力船で最大速力が七ノットを超えないものは、(a)に定める灯火に代えて白色の全周燈一個を表示することができる

第二十三條 航行中の動力船
 (a) 航行中の動力船は、次の灯火を表示しなければならない。
 (i) 前部にマスト燈一個
 (ii) (i)に定めるマスト燈よりも後方かつ高い位置に第二のマスト燈一個。ただし、長さ五十メートル未満の船舶は、第二のマスト燈を表示することを要しない。
 (b) げん燈一對
 (i) 船尾燈一個
 (ii) 無排水量状態のエアクッション船は、(a)に定める灯火のほか、黄色の全周燈であるせん光燈一個を表示しなければならない。
 (c) 長さ七メートル未満の動力船で最大速力が七ノットを超えないものは、(a)に定める灯火に代えて白色の全周燈一個を表示することができる

第二十三條 航行中の動力船
 (a) 航行中の動力船は、次の灯火を表示しなければならない。
 (i) 前部にマスト燈一個
 (ii) (i)に定めるマスト燈よりも後方かつ高い位置に第二のマスト燈一個。ただし、長さ五十メートル未満の船舶は、第二のマスト燈を表示することを要しない。
 (b) げん燈一對
 (i) 船尾燈一個
 (ii) 無排水量状態のエアクッション船は、(a)に定める灯火のほか、黄色の全周燈であるせん光燈一個を表示しなければならない。
 (c) 長さ七メートル未満の動力船で最大速力が七ノットを超えないものは、(a)に定める灯火に代えて白色の全周燈一個を表示することができる

ものとし、この場合において実行可能なときは、げん燈一対を表示しなければならない。

第二十四条 えい航及び押航

(a) えい航している動力船は、次の燈火又は形象物を表示しなければならない。

- (i) 前条(a)(i)に定める燈火に代えて前部に垂直線上にマスト燈二個。引いている船舶の船尾から引かれている物件の後端までの長さが二百メートルを超える場合には、前部に垂直線上にマスト燈三個
- (ii) げん燈一対
- (iii) 船尾燈一個
- (iv) 船尾燈の垂直線上の上方に引き船燈一個
- (v) (i)に規定する長さが二百メートルを超える場合には、最も見えやすい場所にひし形の形象物一個

(b) 押している船舶と船首方向に押されている船舶とが結合して一体となっている場合には、当該二隻の船舶は、一隻の動力船とみなし、前条に定める燈火を表示しなければならない。

(c) 物件を船首方向に押し又は接げんして引いている動力船は、結合して一体となっている場合を除くほか、次の燈火を表示しなければならない。

- (i) 前条(a)(i)に定める燈火に代えて前部に垂直線上にマスト燈二個
- (ii) げん燈一対
- (iii) 船尾燈一個

(d) (a)及び(c)の規定が適用される動力船は、前条(a)(ii)の規定についても従わなければならない。

(e) 引かれている船舶その他の物件は、次の燈火又は形象物を表示しなければならない。

- (i) げん燈一対
- (ii) 船尾燈一個
- (iii) (i)に規定する長さが二百メートルを超える場合には、最も見えやすい場所にひし形の形象物一個

(i) 船首方向に押されている場合において、押している船舶と結合して一体となっている状態にないときは、前部にげん燈一対を表示しなければならない。

(ii) 接げんして引かれている場合には、船尾燈一個及び前部にげん燈一対を表示しなければならない。

もつとも、二隻以上の船舶が一同となつて接げんして引かれ又は押されている場合には、これらの船舶は、一隻の船舶として燈火を表示しなければならない。

(g) 引かれている船舶その他の物件がやむを得ない事由により(e)に定める燈火を表示することができない場合には、当該物件を照明するため又は少なくとも照明されていない当該物件の存在を示すため、すべての可能な措置をとらなければならない。

第二十五条 航行中の帆船及びろかいを

用いている船舶

- (a) 航行中の帆船は、次の燈火を表示しなければならない。
- (i) げん燈一対
- (ii) 船尾燈一個
- (b) 長さ十二メートル未満の帆船は、(a)に定める燈火を結合して一の燈火とし、マストの最上部又はその付近の最も見えやすい場所に設置することができる。
- (c) 航行中の帆船は、(a)に定める燈火のほか、マストの最上部又はその付近の最も見えやすい場所に、紅色の全周燈一個及びその下方に綠色の全周燈一個を垂直線上に表示することができる。ただし、これらの燈火は、(b)に定める燈火とともに表示してはならない。
- (d) (i) 長さ七メートル未満の帆船は、実行可能な場合には、(a)又は(b)に定める燈火を表示しなければならない。ただし、これらの燈火を表示しない場合には、白色の携帯電燈又は点火した白燈を、直ちに使用することができるように備えておかなければならず、また、衝突を防ぐために十分な時間、表示しなければならない。
- (ii) ろかいを用いている船舶は、この条に定める帆船の燈火を表示することができる。ただし、当該燈火を表示しない場合には、白色の携帯電燈又は点火した白燈を、直ちに使用することができるように備えておかなければならず、また、衝突を防ぐために十分な時間、表示しなければならない。

第二十六条 漁船

(a) 漁ろうに従事している船舶は、航行中及びびよう泊中において、この条に定める燈火又は形象物のみを表示しなければならない。

(b) トロール(けた網その他の漁具を水中で引くことにより行う漁法をいう)により漁ろうに従事している船舶は、次の燈火又は形象物を表示しなければならない。

- (i) 垂直線上に、綠色の全周燈一個及びその下方に白色の全周燈一個又は垂直線上に二個の円すい形の形象物をこれらの頂点で上下に結合した形象物一個。ただし、長さ二十メートル未満の船舶は、この形象物に代えてかご一個を表示することができる。
- (ii) (i)に定める綠色の全周燈よりも後方かつ高い位置にマスト燈一個。ただし、長さ五十メートル未満の船舶は、この燈火を表示することを要しない。
- (iii) 対水速力を有する場合には、(i)及び(ii)に定める燈火のほか、げん燈一対及び船尾燈一個
- (iv) トロール以外の漁法により漁ろうに従事している船舶は、次の燈火又は形象物を表示しなければならない。
- (i) 垂直線上に、紅色の全周燈一個及びその下

方に白色の全周燈一個又は垂直線上に二個の円すい形の形象物をこれらの頂点で上下に結合した形象物一個。ただし、長さ二十メートル未満の船舶は、この形象物に代えてかご一個を表示することができる。

(ii) 漁具を水平距離五百メートルを超えて船外に出している場合には、漁具を出している方向に白色の全周燈一個又は頂点を上にした円すい形の形象物一個

(iii) 対水速力を有する場合には、(i)及び(ii)に定める燈火のほか、げん燈一対及び船尾燈一個

(d) 漁ろうに従事している船舶は、他の漁ろうに従事している船舶と著しく近接している場合には、附属書IIに定める追加の信号を表示することができる。

第二十七条 運転が自由でない状態にある船舶及び操縦性能が制限

されている船舶

- (a) 運転が自由でない状態にある船舶は、次の燈火又は形象物を表示しなければならない。
- (i) 最も見えやすい場所に垂直線上に紅色の全周燈二個
- (ii) 最も見えやすい場所に垂直線上に、球形の形象物又はこれに類似した形象物二個
- (iii) 対水速力を有する場合には、(i)に定める燈火のほか、げん燈一対及び船尾燈一個
- (b) 掃海作業に従事している船舶以外の船舶で操縦性能が制限されているものは、次の燈火又は形象物を表示しなければならない。
- (i) 最も見えやすい場所に垂直線上に、白色の全周燈一個及びその上下にそれぞれ紅色の全周燈一個
- (ii) 最も見えやすい場所に垂直線上に、ひし形

の形象物一個及びその上下にそれぞれ球形の形象物一個

(f) 対水速力を有する場合には、(i)に定める燈火のほか、マスト燈一個又は二個、げん燈一對及び船尾燈一個

(g) びよう泊中においては、(i)又は(ii)に定める燈火又は形象物のほか、第三十条に定める燈火又は形象物

(h) 進路から離れることができなくなるような航路作業に従事している船舶は、(b)(i)又は(ii)に定める燈火又は形象物のほか、第二十四条(ii)に定める燈火又は形象物を表示しなければならぬ

(i) しゆんせつ又は水中作業に従事している操縦性能が制限されている船舶は、(b)に定める燈火又は形象物のほか、障害物がある場合には、次の燈火又は形象物を表示しなければならない

(j) 障害物がある側のげんを示すために、垂直線上に紅色の全周燈二個又は球形の形象物二個

(k) 他の船舶が通航することができ側側のげんを示すために、垂直線上に綠色の全周燈二個又は球形の形象物二個

(l) 対水速力を有する場合には、(i)及び(ii)に定める燈火のほか、マスト燈一個又は二個、げん燈一對及び船尾燈一個

(m) びよう泊中においては、第三十条に定める燈火又は形象物に代えて、(i)及び(ii)に定める燈火又は形象物

(n) 潜水作業に従事している船舶は、その船舶の大きさのため(d)に定める形象物を表示することができない場合には、国際信号書に規定する「A」旗を示す信号板をメートル以上の高さの周囲から視認することができるように表示しなければならぬ

(o) 掃海作業に従事している船舶は、第二十三条に定める動力船の燈火のほか、綠色の全周燈三個又は球形の形象物三個を表示しなければならぬ

(p) びよう泊中においては、(i)に定める燈火又は形象物のいづれか一個は、前部マストの最上部又はその付近に表示しなければならず、残りの燈火又は形象物は、当該前部マストのヤードの両端に表示しなければならぬ

(q) これらの燈火又は形象物のいづれか一個は、前部マストの最上部又はその付近に表示しなければならず、残りの燈火又は形象物は、当該前部マストのヤードの両端に表示しなければならぬ

昭和五十二年四月二十二日 参議院會議録第十号

ない。これらの燈火又は形象物のいづれか一個は、前部マストの最上部又はその付近に表示しなければならず、残りの燈火又は形象物は、当該前部マストのヤードの両端に表示しなければならぬ

(r) 船舶が掃海作業に従事している船舶の後方千メートル又は両側方五百メートルよりも近くに接近することが危険であることを示す

(s) 長さ七メートル未満の船舶は、この条に定める燈火を表示することを要しない

(t) この条に定める信号は、船舶が遭難して救助を求めるときの信号ではない。遭難信号は、附屬書IVに定める

第二十八条 喫水による制約を受けている船舶

(a) 喫水による制約を受けている船舶は、第二十三条に定める動力船の燈火のほか、最も見えやすい場所に、垂直線上に紅色の全周燈三個又は円筒形の形象物一個を表示することができる

第二十九条 水先船

(a) 水先業務に従事している船舶は、次の燈火又は形象物を表示しなければならない

(i) マストの最上部又はその付近に垂直線上に、白色の全周燈一個及びその下方に紅色の全周燈一個

(ii) 航行中においては、(i)に定める燈火のほか、げん燈一對及び船尾燈一個

(iii) びよう泊中においては、(i)に定める燈火のほか、げん燈一個若しくは二個又はびよう泊中であることを示す形象物一個

(b) 水先船は、水先業務に従事していない場合には、当該水先船の長さ等しい長さの同種の船舶について定められた燈火又は形象物を表示しなければならぬ

第三十条 びよう泊している船舶及び乗り揚げてある船舶

(a) びよう泊している船舶は、最も見えやすい場所に次の燈火又は形象物を表示しなければならぬ

(i) 前部に、白色の全周燈一個又は球形の形象物一個

(ii) 船尾又はその付近に、(i)に定める燈火よりも低い位置に白色の全周燈一個

(b) 長さ五十メートル未満の船舶は、(a)に定める燈火に代えて最も見えやすい場所に白色の全周燈一個を表示することができる

(c) びよう泊している船舶は、また、甲板を照明するため作業燈又はこれに類似した燈火を使用することができるとし、当該船舶の長さが百メートル以上である場合には、甲板を照明するため作業燈又はこれに類似した燈火を使用しなければならない

(d) 乗り揚げてある船舶は、(a)又は(b)に定める燈火を表示するものとし、更に、最も見えやすい場所に次の燈火又は形象物を表示しなければならない

(e) 垂直線上に紅色の全周燈二個

(i) 垂直線上に球形の形象物三個

(ii) 長さ七メートル未満の船舶は、狭い水道、航路若しくはびよう泊地若しくはそれらの付近又は他の船舶が通常航行する水域においてびよう泊し又は乗り揚げてある場合を除くほか、(a)、(b)又は(d)に定める燈火又は形象物を表示することを要しない

第三十一条 水上航空機

水上航空機は、この部に定める特性を有する燈火又は形象物をこの部に定める位置に表示することができる場合には、特性又は位置について定める限りこの部の規定に準じて燈火又は形象物を表示しなければならない

D部 音響信号及び発光信号

第三十二条 定義

(a) 「汽笛」とは、この規則に定める吹鳴を発生することができる音響信号装置であつて、附屬書IIIに定める基準に適合するものをいう

(b) 「短音」とは、約一秒間継続する吹鳴をいう

(c) 「長音」とは、四秒以上六秒以下の時間継続する吹鳴をいう

第三十三条 音響信号設備

(a) 長さ十二メートル以上の船舶は、汽笛及び号鐘を備えなければならない。長さ百メートル以上の船舶は、汽笛及び号鐘のほか、この号鐘と混同されることがない音調を有するものを備えなければならない。汽笛、号鐘及びびようは、附屬書IIIに定める基準に適合するものでなければならぬ

(b) 号鐘又は汽笛は、それぞれ号鐘又は汽笛と同様の音響特性を有する他の設備に代えることができるものとし、この場合において、当該他の設備は、この規則に定める信号を常に手動で行うことができるものでなければならない

(c) 長さ十二メートル未満の船舶は、(a)の音響信号設備を備えることを要しない。もつとも、当該船舶は、その音響信号設備を備えない場合には、有効な音響による信号を行うことができる他の手段を備えなければならない

第三十四条 操船信号及び警告信号

(a) 船舶が互いに他の船舶の視野の内にある場合において、航行中の動力船がこの規則の規定により認められ又は必要とされる操縦を行つているときは、当該動力船は、汽笛を用いて次の信号を行わなければならない

針路を右に転じているときは、短音一回
針路を左に転じているときは、短音二回
推進機関を後進にかけているときは、短音三回

(b) 動力船は、(a)の操縦を行つていない場合には、次の(i)から(iii)までの規定による発光信号を必要に応じて反復して行うことにより、(a)に定める汽笛信号を補うことができる

(i) 発光信号の種類は、次のとおりとする

一回 針路を右に転じているときは、せん光

二回 針路を左に転じているときは、せん光

推進機関を後進にかけているときは、せん光三回

(iii) せん光の継続時間及びせん光とせん光との間隔は、約一秒とする。信号を反復して行う場合の信号間隔は、十秒以上とする。

(iv) 信号に使用する燈火は、少なくとも五海里の視認距離を有する白色の全周燈であつて附屬書Iの規定に適合するものでなければならぬ。

(e) 狭い水道又は航路筋において船舶が互いに他の船舶の視野の内にある場合には、

(i) 他の船舶を追い越そうとする船舶は、第九条(e)(i)の規定に従い、汽笛を用いて次の信号を行うことによりその意図を示さなければならぬ。

他の船舶の右げん側を追い越そうとするときは、長音二回に引き続く短音一回
他の船舶の左げん側を追い越そうとするときは、長音二回に引き続く短音二回

(ii) 追い越される船舶は、第九条(e)(i)の規定に従い、汽笛を用いて次の信号を行うことにより追い越されることに對する同意を示さなければならぬ。

順次に長音一回、短音一回、長音一回及び短音一回

(d) 互いに他の船舶の視野の内にある船舶が互いに接近する場合において、何らかの事由によりいずれか一の船舶が他の船舶の意図若しくは動作を理解することができなるとき又は他の船舶が衝突を避けるために十分な動作をとつていないか疑わしいときは、当該一の船舶は、汽笛を用いて少なくとも五回の短音を急速に鳴らすことにより、その疑問を直ちに示さなければならぬ。この信号は、少なくとも五回のせん光を急速に発する発光信号によつて補うことができる。

(e) 水道又は航路筋において、障害物のために他の船舶を見ることができないわん曲部その他の水域に接近する船舶は、長音一回を鳴らさなければならぬ。当該船舶に接近するいかなる船舶も、この信号をわん曲部の付近又は障害物の背後において聞いた場合には、長音一回を鳴らして応答しなければならぬ。

(f) 船舶は、その一の汽笛が他の汽笛から百メートルを超える距離に設置されている場合において操船信号又は警告信号を行うときは、これらの汽笛のうちいずれか一の汽笛のほか使用してはならない。

第三十五条 視界が制限されている状態における音響信号

この条に定める信号は、視界が制限されている状態にある水域又はその付近において、昼間であるか夜間であるかを問わず、次のとおり行わなければならない。

(a) 航行中の動力船は、対水速力を有する場合に二分を超えない間隔で長音一回を鳴らさなければならない。

(b) 航行中の動力船は、対水速力を有しない場合には、約二秒の間隔の二回の長音を二分を超えない間隔で鳴らさなければならない。

(c) 運転が自由でない状態にある船舶、操縦性能が制限されている船舶、喫水による制約を受けている船舶、帆船、漁ろうに従事している船舶又は他の船舶を引き若しくは押している船舶は、(a)又は(b)に定める信号に代えて、二分を超えない間隔で、長音一回に引き続く短音二回を鳴らさなければならない。

(d) 引かれていた船舶(二隻以上ある場合には、最後の船舶)は、乗組員がいる場合には、二分を超えない間隔で、長音一回に引き続く短音三回を鳴らさなければならない。この信号は、実行可能な場合には、引いている船舶が行う信号の直後に行わなければならない。

(e) 押している船舶と船首方向に押されている船舶とが結合して一体となつていた場合には、当該二隻の船舶は、一隻の動力船とみなし、(a)又は(b)に定める信号を行わなければならない。

(f) びよう泊している船舶は、一分を超えない間隔で、号鐘を約五秒間急速に鳴らさなければならない。当該船舶は、その長さが百メートル以上である場合には、この信号を前部において行い、かつ、その直後に後部においてこれを約五秒間急速に鳴らさなければならない。当該船舶は、更に、接近してくる他の船舶に対し自船の位置及び衝突の可能性を警告するため、順次に、短音一回、長音一回及び短音一回を鳴らすことができる。

(g) 乗り揚げていた船舶は、(f)の規定に従つて、号鐘による信号及び必要な場合にはこれらによる信号を行い、更に、号鐘によるその信号の直前及び直後に、号鐘を明確に三回打たなければならない。当該船舶は、更に、適当な汽笛信号を行うことができる。

(h) 長さ十二メートル未満の船舶は、(a)から(g)までに定める信号を行うことを要しない。もつとも、当該船舶は、これらの信号を行わない場合には、二分を超えない間隔で、他の有効な音響による信号を行わなければならない。

(i) 水先業務に従事している水先船は、(a)、(b)又は(f)に定める信号のほか、短音四回の識別信号を行うことができる。

第三十六条 注意喚起信号

船舶は、他の船舶の注意を喚起するため必要と認める場合には、この規則に定める信号と誤認されることのない発光信号又は音響信号を行うことができるものとし、他の船舶を眩惑させない方法により危険が存する方向に探照燈を照射することができる。

第三十七条 遭難信号

船舶は、遭難して救助を求める場合には、附屬書IVに定める信号を使用し又は表示しなければならない。

免除

第三十八条 免除

船舶は、この規則の効力発生前に、キールが据

え付けられている場合又はこれに相当する建造段階にある場合には、千九百六十年の海上における衝突の予防のための国際規則の規定に従うことを条件として、次のとおりこの規則の規定の適用が免除される。

(a) 第二十二條に定める視認距離を有する燈火の設置については、この規則の効力発生の日以後四年間

(b) 附屬書I-7に定める色の基準に適合する燈火の設置については、この規則の効力発生の日以後四年間

(c) フィート単位からメートル単位への変更及び数字の端数整理による燈火の位置の変更については、永久

(d)(i) 長さ百五十メートル未満の船舶が附屬書I-3(a)の規定に従つて行うマスト燈の位置の変更については、永久
(ii) 長さ百五十メートル以上の船舶が附屬書I-3(a)の規定に従つて行うマスト燈の位置の変更については、この規則の効力発生の日以後九年間

(e) 附屬書I-2(b)の規定に従つて行うマスト燈の位置の変更については、この規則の効力発生の日以後九年間
(f) 附屬書I-2(g)及び3(b)の規定に従つて行うげん燈の位置の変更については、この規則の効力発生の日以後九年間
(g) 附屬書IIIに定める音響信号装置に関する規定の適用については、この規則の効力発生の日以後九年間

附屬書I 燈火及び形象物の位置及び技術基準

- 1 定義 「船体上の高さ」とは、最上層の全通甲板からの高さをいう。
- 2 燈火の垂直位置及び垂直間隔 (a) 長さ二十メートル以上の動力船は、

昭和五十二年四月二十二日 参議院会議録第十号

国際農業開発基金を設立する協定の締結について承認を求めるとの件外二件

三四三

- (i) 前部のマスト燈(マスト燈を一個のみ設置する場合には、このマスト燈)を船体上六メートル以上(船舶の幅が六メートルを超える場合には、その幅の長さ以上)の高さの位置に設置しなければならない。ただし、船体上十二メートルを超える高さの位置に設置することを要しない。
- (ii) マスト燈を二個設置する場合には、後部のマスト燈を前部のマスト燈よりも少なくとも四・五メートル上方の位置に設置しなければならない。
- (b) 動力船のマスト燈の垂直間隔は、すべての通常のトリムの状態において船首から千メートル離れた海面から見た場合には、後部のマスト燈が前部のマスト燈の上方にかつこれと分離して見えるようなものでなければならない。
- (c) 長さ十二メートル以上二十メートル未満の動力船は、マスト燈をげん縁上二・五メートル以上の高さの位置に設置しなければならない。長さ十二メートル未満の動力船は、最も上方の燈火をげん縁上二・五メートル未満の高さの位置に設置することができる。ただし、げん縁及び船尾燈のほかにマスト燈を設置する場合には、そのマスト燈をげん縁よりも少なくとも一メートル上方の位置に設置しなければならない。
- (e) 他の船舶を引き又は押している動力船について定められた二個又は三個のマスト燈のうちいずれか一個は、動力船の前部のマスト燈の位置と同一の位置に設置しなければならない。
- (f) マスト燈は、あらゆる場合において、他のすべての燈火及び障害物の上方にかつこれらによつて妨げられないような位置に設置しなければならない。
- (g) 動力船は、げん縁を前部のマスト燈の船体上の高さの四分の三以下の船体上の高さの位置に設置しなければならない。甲板燈によつて妨げられるような低い位置に設置してはならない。

- (h) 長さ二十メートル未満の動力船は、げん縁を結合して一の燈火として設置する場合には、当該燈火をマスト燈よりも一メートル以上下方の位置に設置しなければならない。
- (i) 規則が二個又は三個の燈火を垂直線上に表示することを定めている場合には、
 - (i) 長さ二十メートル以上の船舶は、これらの燈火を二メートル以上隔てて設置しなければならない。また、最も下方の燈火(引き船燈が要求されている場合におけるその下方の燈火を除く)を船体上四メートル以上の高さの位置に設置しなければならない。
 - (ii) 長さ二十メートル未満の船舶は、これらの燈火を一メートル以上隔てて設置しなければならない。また、最も下方の燈火(引き船燈が要求されている場合におけるその下方の燈火を除く)をげん縁上二メートル以上の高さの位置に設置しなければならない。
 - (iii) 三個の燈火の間隔は、等しくなければならない。
- (j) 漁ろうに従事している船舶について定められた垂直線上の二個の全周燈のうち下方のものは、げん縁よりも上方に当該二個の全周燈の間隔の二倍以上の高さの位置に設置しなければならない。
- (k) 船舶は、びよう泊燈二個を設置する場合には、前部のびよう泊燈を後部のびよう泊燈よりも四・五メートル以上上方の位置に設置しなければならない。長さ五十メートル以上の船舶は、前部のびよう泊燈を船体上六メートル以上の高さの位置に設置しなければならない。上の高さの位置及び水平間隔

- (a) 動力船が二個のマスト燈を設置する場合には、これらのマスト燈の間の水平距離は、当該動力船の長さの二分の一以上でなければならない。
- 3
 - (a) 動力船が二個のマスト燈を設置する場合には、これらのマスト燈の間の水平距離は、当該動力船の長さの二分の一以上でなければならない。
- 4
 - (a) 漁船、しゅんせつ船及び水中作業に従事している船舶の方向指示燈の位置
 - (i) 漁ろうに従事している船舶から船外に出ている漁具の方向を示す燈火(規則第二十六条(c)に定めるもの)は、紅色の全周燈及び白色の全周燈から水平距離二メートル以上六メートル以下の位置に設置しなければならない。また、規則第二十六条(c)に定める白色の全周燈よりも高くなく、かつ、げん縁よりも低くない位置に設置しなければならない。
 - (ii) しゅんせつ又は水中作業に従事している船舶の燈火又は形象物であつて、障害物がある側のげん又は安全に通航することができる側のげんを示すもの(規則第二十七条(i)及び(ii)に定める燈火又は形象物)は、規則第二十七条(b)(i)又は(ii)に定める燈火又は形象物から実行可能な最大限度まで水平距離を長くして設置しなければならない。いかなる場合においても、その距離は、二メートル未満であつてはならない。同条(d)(i)及び(ii)に定める燈火又は形象物のうち上方のものは、いかなる場合においても、同条(b)(i)又は(ii)に定める三個の燈火又は形象物のうち最も下方のものよりも高い位置に設置してはならない。
 - (b) げん縁の隔板
 - (i) げん縁は、つや消し黒色の塗装を施した内側隔板を取り付けなければならない。また、9に定める要件に適合するものでなければならない。ただし、結合して一の燈火としたげん縁は、単一の垂直フィラメントを使用しており、かつ、

- 5
 - (a) げん縁は、つや消し黒色の塗装を施した内側隔板を取り付けなければならない。また、9に定める要件に適合するものでなければならない。ただし、結合して一の燈火としたげん縁は、単一の垂直フィラメントを使用しており、かつ、
- 6
 - (a) 形象物は、黒色のものでなければならない。また、
 - (i) 球形のものである場合には、直径が〇・六メートル以上のものでなければならない。
 - (ii) 円すい形のものである場合には、底の直径が〇・六メートル以上であり、かつ、高さがその直径に等しいものでなければならない。
 - (b) 円筒形のものである場合には、直径が〇・六メートル以上であり、かつ、高さが直径の二倍のものでなければならない。
 - (c) ひし形のものである場合には、(ii)に定める円すい形の形象物二個を互いにその底で上下に結合したものでなければならない。
 - (d) 形象物の間の垂直距離は、一・五メートル以上でなければならない。
 - (e) 長さ二十メートル未満の船舶は、(a)に定める形象物よりも小さいが当該船舶の大きさに適した形象物を用いることができるものとし、また、それに応じて、これらの形象物の間の垂直距離を(b)に定める垂直距離よりも減ずることができる。
- 7
 - (i) 白色

x	〇・五二五	〇・五二五
y	〇・四四〇	〇・四四〇
x	〇・三二〇	〇・三二〇
y	〇・四四〇	〇・四四〇
x	〇・三二〇	〇・四四三

その緑色の部分と紅色の部分との間に非常に狭い仕切りがある場合には、その外部に隔板を取り付けることを要しない。

すべての航海燈の色度は、国際照明委員会(CIE)の色度図のそれぞれの色に対応する領域内になければならない。それぞれの色に対応する領域の境界は、次の直角座標によつて示される。

(iii) 緑色
 y 〇・二八三 〇・三八二
 x 〇・〇二八 〇・〇〇九
 〇・三〇〇 〇・二〇三
 〇・三八五 〇・七二三
 〇・五一一 〇・三五六

(iv) 紅色
 x 〇・六八〇 〇・六六〇
 y 〇・七三五 〇・七二一
 〇・三二〇 〇・三二〇
 〇・二六五 〇・二五九

(v) 黄色
 x 〇・六一二 〇・六一八
 y 〇・五七五 〇・五七五
 〇・三八二 〇・三八二
 〇・四二五 〇・四〇六

8 燈火の光度
 (a) 燈火の最小限度の光度は、次の公式を用いて計算しなければならない。

$$I = 3.48 \times 10^6 \times T \times D^2 \times K \cdot D$$
 Iは、通常使用する状態における光度とし、カンデラで表す。
 Tは、閾値とし、 3×10^{-6} ルクスとする。
 Dは、燈火の視認距離(光達距離)とし、海里で表す。
 Kは、大気の透過率とし、気象学的視程約十三海里に相当する〇・八とする。
 (b) 公式から求められた数値は、次の表に掲げるとおりである。

燈火の視認距離(光達距離) D (海里)	燈火の光度(Kを〇・八とした場合) I (カンデラ)
六	九四
五	五二
四	二七
三	一一
二	四・三
一	〇・九

注 航海燈の最大限度の光度は、過度にまぶしくならないように制限しなければならない。

9 水平射光範囲

(a) (i) 船舶に設置したげん燈は、前方方向において、必要な最小限度の光度を示さなければならぬ。げん燈の光度は、定められた射光範囲の外側一度から三度までの間において実際にその光がしや断されるように減じなければならない。
 (ii) 船尾燈、マスト燈及び正横後二十二・五度の方向におけるげん燈は、必要な最小限度の光度を規則第二十一条に定める射光範囲の内側五度に至るまでの水平の弧にわたつて維持しなければならない。これらの燈火の光度は、その射光範囲の内側五度からその射光範囲の境界に至るまでの間においては、五十パーセントまで減ずることができるとし、また、その射光範囲の外側五度以内において実際にこれらの光がしや断されるように確実に減じなければならない。

(b) 全周燈は、六度を超える角度の射光範囲がマスト、トップマスト又は構造物によつて妨げられないような位置に設置しなければならない。ただし、びよう泊燈は、実行に適さない船体上の高さの位置に設置することを要しない。

10 垂直射光範囲

(a) 電気式燈火(帆船の燈火を除く。)、は、
 (i) 必要な最小限度の光度を水平面に対して上下にそれぞれ五度の間において維持しなければならない。
 (ii) 必要な最小限度の光度の少なくとも六十パーセントを水平面に対して上下にそれぞれ七・五度の間において維持しなければならない。
 (b) 帆船の電気式燈火は、

(i) 必要な最小限度の光度を水平面に対して上下にそれぞれ五度の間において維持しなければならない。
 (ii) 必要な最小限度の光度の少なくとも五十パーセントを水平面に対して上下にそれぞれ二十五度の間において維持しなければならない。

(c) 電気式燈火以外の燈火は、(a)又は(b)に定める基準にできる限り適合するものでなければならない。
 電気式燈火以外の燈火は、8の表に掲げる最小限度の光度を実行可能な限り遵守しなければならない。

12 操船信号燈
 2(1)の規定にかかわらず、規則第三十四条(b)に定める操船信号燈は、マスト燈と同一の船首尾垂直面に設置しなければならない。また、実行可能な限り前部のマスト燈よりも上方に垂直距離二メートル以上の高さの位置に設置しなければならないが、この場合において、後部のマスト燈よりも上方又は下方に垂直距離二メートル未満の高さの位置に設置してはならない。マスト燈を一個のみ設置する船舶は、操船信号燈を設置する場合には、マスト燈から垂直距離二メートル以上離れた最も見えやすい高さの位置に設置しなければならない。

13 承認
 燈火及び形象物の構造並びに船舶への燈火の設置については、当該船舶が登録されている国の権限のある当局が十分であると認めるものでなければならない。

1 総則
 この附属書IIに定める燈火は、規則第二十六条(d)の規定に基づいて表示する場合には、最も見えやすい場所に設置しなければならない。

これらの燈火は、相互に〇・九メートル以上隔てて、同条(b)又は(c)(i)に定める燈火よりも低い位置に設置しなければならない。また、少なくとも一海里離れた周囲から視認することができるものであつて、かつ、その視認距離が漁ろうに従事している船舶について定められた燈火の視認距離よりも短いものでなければならない。

2 トロール漁船の信号
 (a) トロールにより漁ろうに従事している船舶は、深海用の漁具を使用しているか遠洋用の漁具を使用しているかを問わず、次の燈火を表示することができる。
 (i) 投網を行つている場合には、垂直線上に白色の燈火二個
 (ii) 揚網を行つている場合には、垂直線上に、白色の燈火一個及びその下方に紅色の燈火一個
 (iii) 網が障害物に絡み付いている場合には、垂直線上に紅色の燈火二個
 (b) 二そうびきのトロールにより漁ろうに従事している船舶は、それぞれ
 (i) 夜間においては、対をなしている他方の船舶の進行方向を示すように探照燈を照射することができる。
 (ii) 投網若しくは揚網を行つている場合又は網が障害物に絡み付いている場合には、(a)に定める燈火を表示することができる。

3 きんちやく網漁船の信号
 きんちやく網を用いて漁ろうに従事している船舶は、垂直線上に黄色の燈火二個を表示することができる。これらの燈火は、一秒ごとに交互にせん光を発するものであつて、かつ、それぞれの明間と暗間とが等しいものでなければならない。これらの燈火は、船舶が漁具により操縦性能を制限されている場合以外の場合には、表示してはならない。

1 汽笛
 附属書III 音響信号装置の技術基準

昭和五十二年四月二十二日 参議院会議録第十号

国際農業開発基金を設立する協定の締結について承認を求めるの件外二件

汽笛の長さ (メートル)	七五〇以上	一四三	可聴距離 (海里)
	七五〇未満	一三八	
満	二〇〇以上	一三〇	可聴距離 (海里)
	二〇〇未満	一三〇	
七五未満	二〇〇以上	一三〇	可聴距離 (海里)
	七五未満	一三〇	

(a) 周波数及び可聴距離
信号音の基本周波数は、七十ヘルツから七百ヘルツまでの範囲内とする。信号音の汽笛からの可聴距離は、百八十ヘルツから七百ヘルツまで(正負一パーセント)の周波数基本周波数又はその倍音を含む。)であつて、(c)に定める音圧を与えるものによつて決定しなればならない。

(b) 基本周波数の範囲
汽笛音の特性の多様性を確保するため、汽笛音の基本周波数は、次の範囲内のものでなければならぬ。

(i) 長さ二百メートル以上の船舶の場合には、七十ヘルツから二百ヘルツまで
(ii) 長さ七十五メートル以上二百メートル未満の船舶の場合には、百三十ヘルツから三百五十ヘルツまで
(iii) 長さ七十五メートル未満の船舶の場合には、二百五十ヘルツから七百ヘルツまで

(c) 音響信号の音の強さ及び可聴距離
船舶に設置される汽笛は、百八十ヘルツから七百ヘルツまで(正負一パーセント)の範囲内に中心周波数を有する三分の一オクターブバンドのうちいずれか一により測定した場合に、信号音の最も強い方向に、かつ、汽笛からの距離が一メートルの位置において、少なくとも次の表に掲げる値の音圧を有しなればならない。

(d) 指向特性
指向性を有する汽笛の音の音圧は、軸を含む水平面におけるその軸から左右四十五度以内のあらゆる方向において、軸方向の音圧よりも四デシベルを超えて減少してはならず、また、軸を含む水平面における他のあらゆる方向において、その汽笛音の可聴距離が軸方向の二分の一未満とならないように軸方向の音圧よりも十デシベルを超えて減少してはならない。その音圧は、可聴距離を決定する三分の一オクターブバンドによつて測定しなればならない。

(e) 汽笛の位置
指向性を有する汽笛は、船舶において唯一の汽笛として用いられる場合には、正船首方向の音圧が最も強くなるように設置しなればならない。

汽笛は、発せられた音が障害物によつて妨害されないように、また、乗組員の聴覚の障害のおそれがないように実行可能な限り高く設置しなればならない。自船の信号音の音圧は、その聴取場所において、百デシベル

(A)を超えてはならず、また、実行可能な限り百デシベル(A)を超えないようにしなければならぬ。

(f) 二以上の汽笛の設置
一の汽笛が他の汽笛から百メートルを超え距離に設置されている場合には、これらが同時に吹鳴を発生しないようにしておかなければならない。

(g) 複合汽笛装置
障害物の存在のため、一の汽笛又は(f)に規定する汽笛のうちいずれか一の汽笛の音の音圧が大幅に減少する区域が生ずるおそれのある場合には、音圧の減少を避けるために複合汽笛装置を設置することが勧奨される。規則の適用上、複合汽笛装置は、単一の汽笛とみなす。複合汽笛装置の汽笛は、これらの汽笛の間の距離を百メートル以下として、かつ、同時に音響を発生するように設置しなければならぬ。複合汽笛装置の一の汽笛の音の周波数と他の汽笛の音の周波数との差は、十ヘルツ以上でなければならぬ。

2 号鐘又ははたら

(a) 信号音の強さ
号鐘若しくははたら又はこれらと同様の音響特性を有するその他の設備は、一メートル離れた位置で測定した場合において、百デシベル以上の音圧の音を発生するものでなければならぬ。

(b) 構造
号鐘及びはたらは、耐食性の材料を用い、かつ、澄んだ音色を発生するように設計されたものでなければならぬ。号鐘の呼び径は、長さ二十メートルを超える船舶の場合には、三百ミリメートル以上でなければならず、長さ十二メートル以上二十メートル以下の船舶の場合には、二百ミリメートル以上でなければならぬ。動力式の号鐘の打子は、実行可能な場合には、一定の力で打つことができる。

3 承認
音響信号装置の構造、性能及び船舶への設置については、当該船舶が登録されている国の権限のある当局が十分であると認めるものでなければならぬ。

1 附屬書IV 遭難信号
次の信号は、同時に又は個別に使用し又は表示することにより、遭難して救助を必要とすることを示すものとする。

(a) 約一分の間隔で行う一回の発砲その他の爆発による信号
(b) 霧中信号器による連続音響の信号
(c) 短時間の間隔で発射され、赤色の星火を発生するロケット又ははらゆう弾による信号
(d) 無線電信その他の信号方法によるモールス符号の「— — — — —」(SOS)の信号
(e) 無線電話による「メーデー」という語の信号
(f) 国際信号書に規定する「N」旗及び「C」旗によつて示される遭難信号
(g) 方形旗であつて、その上方又は下方に球又はこれに類似するものが一個付いたもの信号
(h) 船舶上の火災(タールおけ、油たる等の燃焼によるもの)による信号
(i) 落下さんの付いた赤色の炎火ロケット又は赤色の手持炎火による信号
(j) オレンジ色の煙を発生する発煙信号
(k) 左右に伸ばした腕を繰り返してゆくり上下させる信号
(l) 無線電信による緊急信号
(m) 無線電話による緊急信号
(n) 非常用の位置指示無線標識による信号
遭難して救助を必要とすることを示す目的以

昭和五十二年四月二十二日 参議院會議録第十号 國際農業開發基金を設立する協定の締結について承認を求めめるの件外二件

外の目的に1の信号を使用し又は表示すること及びこの信号と混同されることがある他の信号を使用することは、禁止される。

3 國際信号書の関連事項、船舶捜索救助便覧及び次の信号に注意が払われるものとする。

- (a) 空からの識別のために、黒色の方形及び円又は他の適当な表象のいずれかを施したオレンジ色の帆布
- (b) 染料標識

審査報告書

國際農業開發基金への加盟に伴う措置に関する法律案

右は全会一致をもって可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

昭和五十二年四月十九日

外務委員長 寺本 広作

参議院議長 河野 謙三殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、我が国が國際農業開發基金に加盟することに伴い、同基金に対する拠出等について所要の規定を設けようとするものであつて、妥当な措置と認められた。

一、費用

昭和五十二年予算総則において國際農業開

發基金に拠出することができるとする限度額は百六十九億四千万円に相当する米國通貨の金額とすることが規定され、第一回現金払分として同年度予算に五億六千四百六十六万七千円が計上されている。

國際農業開發基金への加盟に伴う措置に関する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和五十二年三月三十日

衆議院議長 保利 茂

参議院議長 河野 謙三殿

國際農業開發基金への加盟に伴う措置に関する法律案

國際農業開發基金への加盟に伴う措置に関する法律

(目的)

第一条 この法律は、國際農業開發基金(以下「基金」という。)に加盟するために必要な措置を講じ、及び國際農業開發基金を設立する協定の円滑な履行を確保することを目的とする。

(拠出)

第二条 政府は、基金に対し、予算で定める金額

の範囲内において、本邦通貨により拠出することができるとができる。

(国債による拠出)

第三条 政府は、前条の規定により基金に拠出する本邦通貨に代えて、その全部又は一部を国債で拠出することができる。

2 前項の規定により拠出するため、政府は、必要な額を限度として国債を発行することができる。

3 國際通貨基金及び國際復興開發銀行への加盟に伴う措置に関する法律(昭和二十七年法律第百九十一号)第十条第三項から第七項まで(国債の発行条件、償還等)の規定は、前項の規定により発行する国債について準用する。この場合において、同条第三項及び第四項中「銀行」とあるのは「國際農業開發基金」と、「出資した」とあるのは「拠出した」と読み替へるものとする。

(寄託所の指定)

第四条 日本銀行は、日本銀行法(昭和十七年法律第六十七号)第二十七条(義務)の規定にかかわらず、基金の保有する本邦通貨その他の資産の寄託所としての業務を行うことができるものとする。

附則

この法律は、國際農業開發基金を設立する協定の効力発生の日から施行する。

〔寺本広作君登壇、拍手〕

○寺本広作君 ただいま議題となりました条約二件と法律案一件につきまして、外務委員会における審議の経過と結果を御報告いたします。

まず、國際農業開發基金を設立する協定は、開發途上国の農業開發、特に食糧増産のために、緩和された条件で資金の供与を行うことを目的とする國際農業開發基金を設立することについて定めたものであります。

次に、千九百七十二年の海上衝突予防規則に関する条約は、海上における船舶の衝突の予防のため、船舶の通航に関する規則、船舶が表示すべき燈火及び形象物に関する規則等を定めたものであります。

次に、國際農業開發基金加盟措置法案は、わが國の國際農業開發基金への加盟に伴う措置として、基金に対する拠出等について所要の規定を設けようとするものであります。

委員会における質疑の詳細は、會議録によつて御承知を願います。

質疑を終え、別に討論もなく、採決の結果、条約二件はいずれも全会一致をもって承認すべきものと決定し、法律案についても全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上御報告いたします。(拍手)

○議長(河野謙三君) これより採決をいたします。まず、國際農業開發基金を設立する協定の締結

について承認を求めめるの件、及び、千九百七十二

年の海上における衝突の予防のための国際規則に
関する条約の締結について承認を求めるの件を一
括して採決いたします。

両件を承認することに賛成の諸君の起立を求め
ます。

〔賛成者起立〕

○議長(河野謙三君) 総員起立と認めます。よつ
て、両件は全会一致をもって承認することに決し
ました。

○議長(河野謙三君) 次に、国際農業開発基金へ
の加盟に伴う措置に関する法律案の採決をいたし
ます。

〔賛成者起立〕

○議長(河野謙三君) 総員起立と認めます。よつ
て、本案は全会一致をもって可決されました。

○議長(河野謙三君) 日程第四 日本放送協会昭
和四十八年度財産目録、貸借対照表及び損益計算
書並びにこれに関する説明書を議題といたしま
す。

まず、委員長の報告を求めます。通信委員長神
沢浄君。

審査報告書

日本放送協会昭和四十八年度財産目録、貸借
対照表及び損益計算書並びにこれに関する説
明書

右は全会一致をもって是認すべきものと議決し
た。よつて要領書を添えて報告する。

昭和五十二年四月二十二日 参議院会議録第十号

昭和五十二年四月十九日

通信委員長 神沢 浄

参議院議長 河野 謙三殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本件は、放送法第四十条第三項の規定に基づ
き、国会に提出されたものであつて、昭和四十
八年度の決算額は次のとおりである。

資産総額 一千五百八十億八千七百万円
負債総額 六百一十一億六千七百万円
資本総額 九百六十九億二千万円
事業収入 一千五百二億七千万円
事業支出 一千三百二十四億三百万円
事業収支差金 百七十八億六千八百万円
資本支出充当 五十四億六千四百万円
事業収支剰余金 百二十四億四百万円
また、事業収支から特別収支を除いた経常事
業収支では、
経常事業収入 一千八百八十七億二千三百万円
経常事業支出 一千九百九十六億七千九百万円
であり、九億五千六百万円の支出超過となつて
いる。

本件について、当年度収支予算、事業計画等
が適正かつ効率的に執行されたかどうか、さら
に日本放送協会の運営全般につき慎重に審査を
行つた結果、これを是認すべきものと認められた。

日本放送協会昭和四十八年度財産目録、貸借
対照表及び損益計算書並びにこれに関する説
明書

右
国会に提出する。

昭和五十年三月七日

内閣総理大臣 三木 武夫

日本放送協会昭和四十八年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書並びにこれに関する説明書

日本放送協会昭和四十八年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書並びにこれに関する説明書

四九 検 第三五八号

昭和四十九年十一月二十九日

内閣総理大臣 田中 角榮殿

日本放送協会昭和四十八年度財産目録等の回付について

日本放送協会昭和四十八年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書並びにこれに関する説明書の検
査を了したのでこれを回付する。

なお、検査の結果記述すべき意見はない。

一 昭和四十八年度財産目録

財産目録

昭和四十九年三月三十一日現在

科 目	内 容	要 額		合 計
		金 額	円	
(資産の部)				
流動資産				
現金 預 金	現 金	三九八、八〇三		三、三三、一八六、五八〇
	預 金	一三、八七、九八、四〇〇		三、三、七、七、五八、五〇〇
受 信 料 未 収 金	受 信 料 未 収 金	三、三、四、七、七、七、九八		一、三、三、三、七、七、七、九八
	受 信 料 未 収 金 の 収 納 不 能 見 越 額	△ 一、一、一、〇〇〇、〇〇〇		一、四、八、三、八、〇四、三三
	金 融 債 ほか			九、三、三、三、〇、五九
	フイルム、放送記念品ほか			五、四、九、五、八四、二六四
	長期借入金利息ほか			一、一、四、八、二、六、六三
	有価証券利息ほか			
	建物賃借保証金ほか			
その他の流動資産	未 収 金	六、一、〇、七、六、〇九		
	差入保証金	七、八、九、二、四、九二		

昭和五十二年四月二十二日 参議院會議録第十号 日本放送協会昭和四十八年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書並びにこれに関する説明書

三四八

固定資産	保管有価証券	530,000	
有形固定資産	集金委託保証有り有価証券		261,700
建物	諸立替払金		24,767,154
構築物	演奏所、放送所ほか	51,957,733,849	33,079,657,447
機械	演奏所、放送所ほか	3,012,629,100	5,178,833,300
器具什器	空中線設備ほか	3,010,391,446	1,649,584,709
土地	同上減価償却引当金	△3,354,336,799	39,684,597,445
建設仮勘定	放送設備ほか	3,012,629,100	4,962,629,100
無形固定資産	同上減価償却引当金	△3,354,336,799	
特定資産	楽器、事務用什器ほか	27,335,511	
放送債券償還積立資産	演奏所・放送所敷地ほか	△57,711,933	14,844,955,991
繰延勘定	未完成施設		301,031,335
長期前払費用	施設利用権ほか		1,057,477,667
	放送債券償還資金積立金		1,057,477,667
	演奏所敷地賃借料未經過分ほか		866,000,000
			866,000,000
			78,303,777
			29,866,999

放送債券発行差金	放送債券発行差金未償却額	88,057,578
資産合計		158,066,647,469
(負債の部)		
流動負債	放送債券利息ほか	15,575,474,950
未払金	翌年度分受信料の収納額	2,290,366,777
受信料前受金	部外技術協力料	3,936,884,933
その他の流動負債	前受収益	853,843
	預り金	7,766,000
	預り有価証券	3,000,000
	集金委託保証有価証券	8,950,000
	源泉徴収所得税ほか	4,164,474,500
固定負債	仮受金	4,559,000,000
放送債券		8,800,000,000
長期借入金		3,212,000,000
退職手当引当金		4,400,000,000
負債合計		21,166,474,500

二 昭和四十八年度貸借対照表

昭和四十九年三月三十一日現在

(科)	(目)	(金)	(額)
流動資産	現金預金		13,547,565,500

受信料未収金	三、三三、四〇、七九		
未収受信料欠損引当金	△ 一、四、一〇〇、〇〇〇		
有価証券		一、五三、四〇、七九	
貯蔵品		一、四八、八〇、三三	
前払費用		九三、三三、〇五九	
その他の流動資産		五、四九、五九四、二六四	
流動資産合計		一、五、四八、三六、六三	
固定資産		三、三、五、一八六、五八	
有形固定資産			
建物	七、一、五、七三、八九		
建物減価償却引当金	△ 三、〇、〇、〇〇、〇〇〇		
構築物	三、〇、〇、三九、二三八		
構築物減価償却引当金	△ 三、三、四、三六、七九		
機械	三、〇、二、六、〇九、一〇		
機械減価償却引当金	△ 〇、〇、八、三三、〇九		
器具什器	九七、三三、五一		
器具什器減価償却引当金	△ 五、七、七五、九三		
土地		四九、六、一、三九	
建設仮勘定		一、四、八、四四、九五、九一	
無形固定資産		三〇、〇、六三、三六	
固定資産合計		一、〇、五、七、四三、六七	
特定資産		三、四、七、七、一、二四	
放送債券償還積立資産		八、六、〇、〇〇、〇〇〇	
繰延勘定		八、六、〇、〇〇、〇〇〇	
長期前払費用		二九、八、六、九、九	
放送債券発行差金		四、四、五、七、九	

繰延勘定合計	六、三、三、七、七
資産合計	一、五、八、〇、六、六、七、九
(負債の部)	
流動負債	
未払金	三、三、三、〇、六、七、七
受信料前受金	三、九、三、〇、八、七、三
その他の流動負債	五、四、九、五、九、四、二、六、四
流動負債合計	一、二、七、五、九、七、五、八
固定負債	
放送債券	八、六、〇、〇、〇、〇、〇〇〇
長期借入金	三、三、三、〇、〇、〇、〇〇〇
退職手当引当金	四、四、四、〇、〇、〇、〇〇〇
固定負債合計	一、六、三、七、〇、〇、〇、〇〇〇
負債合計	二、九、一、二、九、七、五、八
(資本の部)	
資本	四、〇、〇、〇、〇、〇、〇〇〇
積立金	四、〇、〇、〇、〇、〇、〇〇〇
当期事業収支差金	一、七、六、八、八、五、九、二、五、〇
資本合計	九、七、六、八、八、五、九、二、五、〇
負債資本合計	一、五、八、〇、六、六、七、九

三 昭和四十八年度損益計算書		
損益計算書		
昭和四十八年四月一日から昭和四十九年三月三十一日まで		
(科)	(目)	(金額)
經常事業収支		
經常事業収入		二、八、七、三、三、五、九、一、元
受信料		二、六、〇、〇、〇、〇、八、六、二、元

昭和五十二年四月二十二日 参議院会議録第十号 日本放送協会昭和四十八年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書並びにこれに関する説明書

昭和五十二年四月二十二日 参議院会議録第十号 日本放送協会昭和四十八年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書並びにこれに関する説明書

三五〇

交付金収入	三〇〇,七五五,三三〇	
雑収入	二,五〇〇,七五五,九八八	
経常事業支出	二九,六五九,五二,六一	
給与	四,一六八,五五〇,一七〇	
国内放送費	三〇,〇〇九,〇〇三,七七〇	
国際放送費	七,二一三,三六六,六二七	
営業費	三,三三〇,八三三,五三八	
調査研究費	一,八五五,〇〇一,五二九	
管理費	三,一五五,一九〇,〇八一	
減価償却費	一六,三三三,〇五七	
財務費	三,〇〇四,〇三三,〇三九	
経常事業収支差金	△ 九,五七三,六六一	
特別収入	三,五八八,五四,八一	
特別支出	三,七四四,〇三,九二九	
固定資産売却益	三,四四四,〇四四,九四七	
固定資産受贈益	八,〇二二,一五七	
過年度損益修正益	四,〇六八,〇七七	
固定資産売却損	六,〇〇〇,〇三三,六九九	
固定資産除却損	一〇〇,一六八,四八〇	
過年度損益修正損	一六,一一〇,七五〇	
その他の特別支出	一一,〇〇〇,〇〇〇,〇〇〇	
当期事業収支差金	一七,六六八,五九二,三六〇	
資本支出充当	五,四四四,四三六,〇三三	
事業収支剰余金	三,四〇四,〇五三,二九九	

四 昭和四十八年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書に関する説明書
昭和四十八年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書に関する説明書

一 概 要

日本放送協会は、昭和四十八年度事業計画に基づき各部門の業務活動を積極的に推進し、テレビジョン、ラジオ両放送の全国普及の早期達成とすぐれた放送の実施に努めるとともに、極力受信者の開発に努力し、一方、中心機能の放送センターへの一元化を契機としていっそう業務の効率化を図り、放送を通じて国民生活の充実に資するよう努めた。

当年度末の財政状態を財産目録と貸借対照表でみると資産総額一、五八〇億八、六六四万七千円に対し、負債総額六一一億六、六四七万五千円、資本の部における資本七五〇億円、積立金四〇億五、一六五万三千円、当期事業収支差金一七億八、八五一万九千円である。

次に、当年度中の事業収支の状況を損益計算書でみると経常事業収入一、一八七億二、三三五万九千円に対し、経常事業支出は一、一九六億七、九一五万二千円であり、差し引き経常事業収支差金は△九億五、五七九万三千円である。

これに特別収入三一五億四、八五一万五千円を加え、特別支出一二七億二、四二〇万三千円を差し引いた当期事業収支差金は一七億八、八五一万九千円であり、当期事業収支差金のうち資本支出充当は五四億六、四四二万六千円、事業収支剰余金は一二四億四〇九万三千円である。

二 財産目録および貸借対照表

(1) 資産の部

当年度末の資産総額は、前年度末の一、四八一億五、一六二万二千円に比べ九億三、五〇二万五千円増加し、一、五八〇億八、六六四万七千円となり、その内容は次表のとおりである。

(単位 千円)

区 分	昭和四十七年度末		昭和四十八年度末		増 減
	金額	構成比率(%)	金額	構成比率(%)	
流動資産	一七三,三三三,五八八	二一・八	三三,三三三,一六六	二〇・五	一四,八三三,五九九
固定資産	二九〇,〇九二,九二二	八七・四	一四,七六七,五五八	七八・九	△ 四,七四四,一三三
特 定 資 産	一,〇一〇,〇〇〇,〇〇〇	〇・七	八八八,〇〇〇,〇〇〇	〇・六	△ 一三三,〇〇〇,〇〇〇
繰 延 勘 定	一〇九,七五三	〇・一	七六,三三三	〇・〇	△ 三三,四二〇
合 計	一四八,一五三,六三三	一〇〇・〇	一五八,〇八八,六四七	一〇〇・〇	九,九三五,〇一五

ア 流動資産

当年度末の流動資産は、前年度末の一七五億二、二五八万八千円に比べ一四八億三、二五九万八千円増加し、三三三億五、五一八万六千円となり、その内容は次表のとおりである。

昭和五十二年四月二十二日 参議院會議録第十号 日本放送協会昭和四十八年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書並びにこれに関する説明書

区分	昭和四十七年度末	昭和四十八年度末	増減
現金預金	四、九七〇、〇〇六	三、九七〇、七五六	八、九〇、二五〇
受信料未収金	九、六、九四四	一、五三三、四七一	六、一、五〇〇
有価証券	一〇、三五一、八八五	四、八九三、八〇四	四、四一七、〇八一
貯蔵品	一〇、四、九二二	九、三、三五四	一、一、五七七
前払費用	三、三、四七〇	五、四九、五八四	三、一、一一四
その他の流動資産	一、〇、四、七三五	一、三、四八、二二七	二、九、八四三
合計	一七、五三三、五九六	三、三、五五、一八六	一四、一、八三、五九九

注一 現金預金

区分	金額	摘要
現金	三、九、八、八八	
預金	一、三、八、九七、九八	
合計	一、三、九、七、七、七六	

注二 受信料未収金

区分	金額	摘要
受信料未収金	三、三、七、四、七	当年度末の受信料未収額
未収受信料欠損引当金	一、七、四、〇〇〇	翌年度における収納不能見越額
合計	一、五、一、一、四七	

注三 有価証券

区分	券面総額	取得価額	貸借対照表計上額	摘要
電信電話債券	四、五、六、四四	四、四、六、四四	四、四、六、四四	
金融債券	一、一、七、七、〇〇〇	一、一、六、九、六、六〇	一、一、六、八、五、六〇	興業債券ほか
国債	一、〇〇〇、〇〇〇	一、九、四、〇〇〇	一、九、四、〇〇〇	鉄道債券ほか
政府保証債	二、四、三、〇〇〇	二、四、〇、八、〇〇	二、四、〇、八、〇〇	電力債券
事業債	一、五、〇、〇〇〇	一、四、九、三、三〇	一、四、九、三、三〇	
合計	一、四、九、五、六、四四	一、四、八、九、三、八四	一、四、八、九、三、八四	

注四 貯蔵品

区分	金額	摘要
フィルム	七、七、四八	
放送記念品	一、九、六、三三	
被服	九、四	
合計	九、三、五、四四	

注五 前払費用

区分	金額	摘要
長期借入金利息	五〇、一、三、三六	
その他の前払費用	四、八、八、八	自動車損害賠償責任保険保険料ほか
合計	五、四、九、五、四四	

注六 その他の流動資産

区分	金額	摘要
未収金	六、〇、三、五八	有価証券利息ほか
差入保証金	七、八、九、九二	建物賃借保証金ほか
保管有価証券	五、三〇	集金委託保証預り有価証券
仮払金	三、六、一、九	諸立替払金
合計	一、三、四、八、二、七	

イ 固定資産

区分	前年度末高	当年度増加額	当年度減少額	当年度末高	減価償却累計額	差引当年度末高
有形固定資産	三、三、六、九、七、七	四、四、〇、〇、六、七	七、七、三、三、八	三、三、六、九、七	一、四、六、一、九、二	一、九、〇、七、七、五
建物	七、〇、〇、三、三	二、〇〇、六、〇、六	六、二、三、八、八	七、〇、〇、三、三	三、〇、〇、〇、〇	四、〇、〇、三、三
構築物	二、六、四、六、一	三、九、九、九、〇	二、〇、三、五	二、六、四、六、一	三、三、四、三、六	一、六、六、九、五
機械	二、五、七、三、三	三、五、八、三、七	八、二、五、七、三	二、〇、一、六、八	一、三、三、四、三	六、九、八、八
器具什器	七、〇、七、五、六	二、〇、一、八、五	一、六、三、六	九、二、七、三、四	五、七、四、三	三、五、〇、九、一

昭和五十二年四月二十二日 参議院會議録第十号 日本放送協会昭和四十八年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書並びにこれに関する説明書

三五二

土 地	昭和四十七年度末	一四、八〇一、七三三	昭和四十八年度末	一四、八四四、九九六	増	四二、六六三
	建設仮勘定	昭和四十七年度末	三、八七六、〇四九	昭和四十八年度末	三、〇三三、〇三三	減
無形固定資産		昭和四十七年度末	一、一八四、九三三	昭和四十八年度末	一、〇五七、四四三	減
	合 計	昭和四十七年度末	五、九六二、七一五	昭和四十八年度末	五、九三四、五七二	減

注一 当年度増加額のうち、建設計画の実施に伴う増加は、一六六億二、七三三万五千円であり、これは総合、教育兩テレビジョン局の建設、放送設備の整備等を実施したためである。

注二 当年度末の建設仮勘定は、テレビジョン局建設工事等未完成のものである。

ウ 特定資産

放送法第四十二条第三項に基づき放送債券償還のために積み立てた資産であり、その増減状況は次表のとおりである。

区 分	昭和四十七年度末		昭和四十八年度末		増 減
	金額	構成比率(%)	金額	構成比率(%)	
放送債券償還積立資産	一、〇一〇、〇〇〇	八六、〇〇〇	一、〇一〇、〇〇〇	八六、〇〇〇	〇

エ 繰延勘定

翌年度以降にわたり費用となるもので、前年度末の一億九七四万三千円に比べ三、一四四万円減少し、七、八三〇万三千円となり、その内容は次表のとおりである。

区 分	昭和四十七年度末		昭和四十八年度末		増 減
	金額	構成比率(%)	金額	構成比率(%)	
長期前払費用	二九、九三五	二九、八七五	二九、八七五	二九、八七五	〇
放送債券発行差金	七九、七六八	四八、〇〇六	四八、〇〇六	四八、〇〇六	〇
合 計	一〇九、七二三	七九、〇八一	七九、〇八一	七九、〇八一	〇

(2) 負債の部

当年度末の負債総額は、前年度末の六九〇億九、九九六万九千円に比べ七九億三、三四九万四千円減少し、六一二億六、六四七万五千円となり、その内容は次表のとおりである。

区 分	昭和四十七年度末		昭和四十八年度末		増 減
	金額	構成比率(%)	金額	構成比率(%)	
流動負債	三、三三〇、九九五	一、九二一	三、三三〇、九九五	一、九二一	〇
固定負債	五、八六九、〇〇〇	八〇・九	五、八六九、〇〇〇	八〇・九	〇
合 計	九、二〇〇、九九五	一〇〇・〇	九、二〇〇、九九五	一〇〇・〇	〇

ア 流動負債

当年度末の流動負債は、前年度末の一三三億三、〇九六万九千円に比べ二億三、四四〇万六千円増加し、一三五億七、五四七万五千円となり、その内容は次表のとおりである。

区 分	昭和四十七年度末		昭和四十八年度末		増 減
	金額	構成比率(%)	金額	構成比率(%)	
未払金	一、三〇六、一四九	一、三〇六、一四九	一、三〇六、一四九	一、三〇六、一四九	〇
受信料前受金	二、〇七七、八三三	一、五六三、七六六	二、〇七七、八三三	一、五六三、七六六	〇
その他の流動負債	四六六、九七三	五〇七、〇〇二	四六六、九七三	五〇七、〇〇二	〇
合 計	三、八五〇、九五五	一、三七六、九一七	三、八五〇、九五五	一、三七六、九一七	〇

注一 未払金

(単位 千円)

区 分	金額		摘 要
	昭和四十七年度末	昭和四十八年度末	
放送債券利息	五五、〇三三	五五、〇三三	
回線専用料ほか諸経費	一、五九四、三二六	一、五九四、三二六	
その他	四六六、九七三	四六六、九七三	機器購入代金ほか
合 計	二、六一六、三三二	二、六一六、三三二	

注二 受信料前受金

(単位 千円)

区 分	金額		摘 要
	昭和四十七年度末	昭和四十八年度末	
受信料前受金	三、三三〇、九九五	三、三三〇、九九五	翌年度分受信料の収納額

注三 その他の流動負債

区分	金額	摘要
前受収益	八、五三三	部外技術協力料
預り金	七、七六六	集金委託保証金
預り有価証券	五三〇	集金委託保証有価証券
仮受金	四、九三〇	源泉徴収所得税ほか
合計	五、七九	

イ 固定負債

当年度末の固定負債は、前年度末の五五八億六、九〇〇万円に比べ一〇二億七、八〇〇万円減少し、四五五億九、一〇〇万円となり、その内容は次表のとおりである。

区分	昭和四十七年度末	昭和四十八年度末	増減
放送債券	一〇、一〇〇、〇〇〇	八、八〇〇、〇〇〇	△
長期借入金	四、三三三、〇〇〇	三、三三三、〇〇〇	△
退職手当引当金	四、四三〇、〇〇〇	四、四三〇、〇〇〇	〇
合計	五、八六三、〇〇〇	五、五六三、〇〇〇	△

注 放送債券および長期借入金

(単位 千円)

区分	昭和四十七年度末	昭和四十八年度末	増減
放送債券	一〇、一〇〇、〇〇〇	一、二四〇、〇〇〇	△
長期借入金	四、三三三、〇〇〇	九、〇三三、〇〇〇	△
合計	五、四三三、〇〇〇	一〇、二七三、〇〇〇	△

(3) 資本の部

当年度末の資本の部の総額は、前年度末の七九〇億五、一六五万三千円に比べ一七八億六、八五一万九千円増加し、九六九億二、〇一七万二千円となり、その内容は次のとおりである。

ア 資本金
 旧社団法人日本放送協会から承継した純資産
 固定資産の再評価益を資本に組み入れた額
 積立金から組み入れた固定資産充当金の累積額

一億六、三三七万五千円
 三〇億八、八五七万七千円
 七一七億四、八〇四万八千円

昭和五十二年四月二十二日 参議院会議録第十号

日本放送協会昭和四十八年度財産目録 貸借対照表及び損益計算書並びにこれに関する説明書

(単位 千円)

イ 積立金

前年度末の四六億一、七六六万四千円から前年度の当期欠損金五億六、六〇一萬一千円を差し引いた結果である。

ウ 当期事業収支差金

一七八億六、八五一万九千円

三 損益計算書

(一) 経常事業収支

経常事業収入一、一八七億二、三三五万九千円に対し、経常事業支出は一、九六億七、九一五万二千円であり、差し引き経常事業収支差金は△九億五、五七九万三千円である。

なお、前年度決算額の経常事業収入一、〇九九億七、八八六万八千円、経常事業支出一、〇五億四、四八七万九千円に比較すれば、経常事業収入は八七億四、四四九万一千円、経常事業支出は九一億三、四二七万三千円の増加である。

ア 経常事業収入

経常事業収入の増加は、主としてカラー受信契約者の増加に伴う受信料収入の増加によるものであり、その内容は次表のとおりである。

区分	昭和四十七年度	昭和四十八年度	増減
受信料	一〇、七三六、〇〇〇	一六、〇〇六、六六六	△
交付金収入	三三、〇三三	三三、〇三三	△
雑収入	一、八二九、七七七	二、五〇六、七六六	△
合計	一〇、九六五、八〇七	二一、五四〇、四六五	△

注一 受信料

(単位 千円)

区分	昭和四十七年度	昭和四十八年度	増減
普通受信料	三、〇六八、〇〇〇	三、五三三、三三六	△
カラー受信料	七、八六八、〇〇〇	八、九四三、三三三	△
合計	一〇、九三六、〇〇〇	一二、四七六、六六九	△

なお、有料受信契約者数の増減状況は、次表のとおりである。

(単位 千件)

区分	昭和四十七年度	昭和四十八年度	増減
普通契約	一、一五〇	一、一五〇	△
カラー契約	二、九二二	二、九二二	△
合計	四、〇七二	四、〇七二	△

昭和五十二年四月二十二日 参議院會議録第十号 日本放送協会昭和四十八年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書並びにこれに関する説明書

三五四

契約総数	カラー契約	
	年度初頭	年度末
年度初頭	二、七九一	一、五六二
年度末	三、八三三	二、六七八
増加	一、〇四二	一、一〇六
減少	二、五九一	一、八二九
合計	三、二九三	二、四三三
増減	八四〇	四三三
合計	二、四一三	二、四一三

注二 交付金収入

(単位 千円)

区分	昭和四十七年度		昭和四十八年度	
	増	減	増	減
国際放送関係政府交付金	一四、六六三	五五、一六七	二〇〇、八五〇	八三、四八一
選挙放送関係交付金	八五、三三六	三九、五	三、九五	二七、三四
合計	一〇〇、〇〇〇	九四、一八二	二〇四、八〇〇	一二〇、八二四

注三 雑収入

(単位 千円)

区分	昭和四十七年度		昭和四十八年度	
	増	減	増	減
受入利息	一、〇二五	一、七九六	一、一九〇	一、〇八八
雑入金	八〇、四七七	五二、四三二	一、三三八	五、四三二
合計	八一、五〇二	五四、二二八	一、五八〇	六、五二〇

イ 経常事業支出

昭和四十八年度事業計画に基づき各部門の業務活動を積極的に推進し、その結果は次表のとおりである。

(単位 千円)

区分	昭和四十七年度		昭和四十八年度	
	増	減	増	減
給与	三六、九〇一	四、七六六	四、六六八	五、五五〇
国内放送費	二九、九六四	一、五八五	三、〇九九	九、九三三
国際放送費	七三、二七四	二八、〇〇三	七、九一三	二、八〇三
営業費	一一、七七八	一、五三六	一、三三四	一、九四四

調査研究費	昭和四十七年度		昭和四十八年度	
	増	減	増	減
調査研究費	一、五七四	三、〇六四	一、八七五	三、〇六四
管理費	二、六三六	九、三六〇	二、五二〇	九、三六〇
減価償却費	一、四六九	八、三七一	一、六三三	八、三七一
財務費	三、四五六	五、七九〇	三、〇三六	五、七九〇
合計	九、一三四	二七、六〇五	九、〇六四	二七、六〇五

注一 給与

(単位 千円)

区分	昭和四十七年度		昭和四十八年度	
	増	減	増	減
給料手当	三六、二五三	四、八四四	四一、〇九三	四、八四四
労務費	六四九、五五九	七四、五五七	五七四、九五三	七四、五五七
合計	六八五、八一二	八〇、四〇一	一一六、〇四六	七九、四〇一

注二 国内放送費

(単位 千円)

区分	昭和四十七年度		昭和四十八年度	
	増	減	増	減
番組組費	一九、二〇〇	三、九〇七	一九、四九七	三、九〇七
技術運用費	六、二〇〇	八、〇六八	六、三〇〇	八、〇六八
通信施設費	四、五三三	六、三三三	四、四九〇	六、三三三
合計	二十九、九三三	一八、三〇八	三〇、〇八七	一八、三〇八

注三 営業費

(単位 千円)

区分	昭和四十七年度		昭和四十八年度	
	増	減	増	減
広報・受信改善費	一、〇七九	九、四三三	一、〇九一	九、四三三
契約取納費	九三〇、八一五	一、一七六	一、〇四四	一、一七六
未収受信料欠損償却費	一、三九一	三、〇〇〇	一、三九一	三、〇〇〇
合計	一、四〇一	一三、五〇八	一、五二六	一三、五〇八

注四 管理費

区 分	昭和四十七年度	昭和四十八年度	増 減
一般管理費	一、三三、四〇〇	一、五七、三二七	二四、九二七
施設管理費	二、七五、〇〇八	三、〇九、一三三	三三、九六五
厚生保健費	四、六二、八五四	五、四三、三六六	八〇、五二二
退職手当その他	三、五五、四二六	三、三六、二四四	△一八、一八二
合 計	一、二、六六、八七九	一、三、五七、〇七〇	九〇、一九一

(単位 千円)

注五 減価償却費

区 分	取得価額	当年度償却額	償却額累計	現在価額
有形固定資産	二三八、四〇〇、八七六	一六、三六、四四三	二四、六六、一九一	二一三、七三三、六八五
建物	七三、一五、七三三	二、七四、八三三	二〇、〇〇〇、八九二	五三、一五、八四一
構築物	三〇〇、〇三、九一一	二、四三、〇六六	一三、三三、四三六	一八六、七〇、四七五
機械	二〇、二六、六九六	二、〇八、四四六	八、〇八、二三三	一二、一八、四六三
器具什器	九七、三三四	四、〇六	五、七四三	九一、六九一
土地	一四、八四、九九九			一四、八四、九九九
建設仮勘定	三〇一、〇三三			三〇一、〇三三
無形固定資産	一、三三〇、〇三三	六九、四三三	二五、三五九	一、〇七〇、六〇四
合 計	二、三九、七〇、九八八	一六、三三、九三三	二四、九四、七七〇	二、一四七、七六一、二一八

(単位 千円)

注六 財務費

区 分	昭和四十七年度	昭和四十八年度	増 減
支 払 利 息	二、三二、五七六	二、九八、九四四	六六、三六八
放送債券発行差金償却等	七四、〇六四	四、六七九	△六九、三八六
合 計	二、四九、六四〇	三、〇三、六二三	五三、九八三

(イ) 特別収支

固定資産売却益等の特別収入は三二五億四、八五一万五千円であり、固定資産売却損等の特別支出は二二七億二、四二〇万三千円であり、その内容は次のとおりである。

ア 特別収入

区 分	金額	摘 要
固定資産売却益	三、四九、九〇五	東京放送会館売却益三二一億八、六二六万円ほか
固定資産受贈益	一、八九〇	
過年度損益修正益	四、七〇九	固定資産の造成による評価益
合 計	三、五五、四〇四	

(単位 千円)

イ 特別支出

区 分	金額	摘 要
固定資産売却損	六〇〇、九三三	
固定資産除却損	一〇七、一六九	
過年度損益修正損	一六、一一一	昭和四十七年度分未収受信料欠損額確定に伴う修正損
その他の特別支出	三、〇〇〇、〇〇〇	放送文化基金設立のための支出
合 計	一、一七、四一三	

(単位 千円)

(ロ) 当期事業収支差金

經常事業収支差金△九億五、五七九万三千円に特別収入三二五億四、八五一万五千円を加え、特別支出二二七億二、四二〇万三千円を差し引いた当期事業収支差金は一七億八、八五一万九千円であり、これは資本支出充当五四億六、四四二万六千円および事業収支剰余金二二四億四〇九万三千円である。

なお、事業収支剰余金には、東京放送会館の売却収入のうち、その使用を翌年度へ繰り延べた事業安定のための資金三四億九、三〇〇万円および債務返還の一部繰り越し八七億円を含むものである。

四 収入支出の決算の状況

当年度における収入支出の決算の状況は、別表収入支出決算表のとおりである。

別表 収入支出決算表

昭和四十八年度

前期繰越金 六六、八〇五、五二二円
 当年度収支差金発生額 一一、四〇四、〇九三、二六九円(事業収支差金一七、八六八、五一九、二九〇円と事業収支差金受入れ五、四六四、四二六、〇二二円との差額)
 後期繰越金 一一、四七〇、八九八、七八一円(このうち、昭和四十九年度事業安定のための資金三、四九三、〇〇〇円、債務返還の一部繰越額八、七〇〇、〇〇〇円)

〔神沢浄君登壇、拍手〕

○神沢浄君 たいま議題となりました案件について、通信委員会における審査の経過及び結果を御報告いたします。

本件は、日本放送協会の昭和四十八年度決算に係るものでありまして、放送法第四十条第三項の規定に基づき、会計検査院の検査を経て内閣より提出されたものであります。

まず、その概要を申し上げますと、同協会の昭和四十八年度末における財産状況は、資産総額一千五百八十億八千七百円、負債総額六百一十一億六千七百円、資本総額九百六十九億二千円となっており、また当年度の事業収支は、事業収入一千五百二億七千円、事業支出一千三百二十四億三百円、事業収支差金百七十八億六千八百円となっており、経常事業収支では九億五千六百万円の支出超過となっております。

なお、本件には会計検査院の「記述すべき意見はない」旨の検査結果が付されております。

委員会におきましては、日本放送協会の運営、特に財政の安定化、難視聴の解消促進対策等につき、政府並びに日本放送協会当局に対し質疑を行い、慎重審議の結果、本件については全会一致をもってこれを是認すべきものと決定いたしました。

以上御報告申し上げます。(拍手)

○議長(河野謙三君) これより採決をいたします。本件は委員長報告のとおり是認することに賛成

昭和五十二年四月二十二日 参議院会議録第十号

〔賛成者起立〕

○議長(河野謙三君) 総員起立と認めます。よって、本件は全会一致をもって委員長報告のとおり是認することに決しました。

○議長(河野謙三君) 日程第五 農業改良助長法の一部を改正する法律案

日程第六 農業改良資金助成法の一部を改正する法律案

(いずれも内閣提出、衆議院送付)

以上両案を一括して議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。農林水産委員長橋直治君。

審査報告書
 農業改良助長法の一部を改正する法律案
 右は全会一致をもって可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

昭和五十二年四月十九日
 農林水産委員長 橋 直治
 参議院議長 河野 謙三殿

要領書

一、委員会の決定の理由
 本法律案は、最近の農業及び農村をめぐる諸事情の変化に対応し、優れた農業後継者の育成確保を図るため、農業後継者たる農村青少年に

対し行う研修教育を協同農業普及事業として位置づけるとともに、協同農業普及事業に係る補助金を負担金に改めようとするものであつて、妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行つた。

一、費用
 本法施行のため、農業者大学校設置運営事業費として、昭和五十二年度一般会計予算に約五億二百万円が計上されている。

附帯決議

政府は、農業事情の著しい変化に対応し、地域農業の実情をふまえた農業生産体制の整備を促進するとともに、農業後継者の育成確保、農業技術及び農民生活の改善向上に資するよう、本法の施行にあつては、左記事項を検討し、その達成を期すべきである。

記

一、協同農業普及事業の役割を明確にするとともに、その整備強化の一層の推進を図り、これに対する国庫助成の強化に努めること。

二、農業後継者を育成確保する観点から、農業教育の充実を図るとともに、本法の対象となる農民研修教育施設については、施設の計画的な開設、施設整備予算の確保、実践的研修教育の充実を努めること。

なお、農民研修教育施設の指導職員に改良普及員を充てるに当たつては、普及組織全体の運営に十分配慮して行うものとする。

三、普及事業と市町村、農業委員会、農協等との連携を密接にするため、農業改良普及推進協議会等の機能を十分活用して地域の実情に即した普及活動が行われるように努めるものとする。

また、農民と密着した普及指導を進めるため、普及所の活動体制の強化、機動力の整備等に努めること。

四、普及事業と試験研究機関との連携の強化に

一層配慮するとともに、専門技術員の資質の向上、指導活動の強化に努めること。

また、農業技術の高度化に伴い試験研究予算の積極的な確保・充実に努めること。

五、普及組織の機能を強化する見地に立ち、都道府県における所要の普及職員の数確保等を強力に指導すること。

六、普及職員に対する処遇の改善、計画的な研修等を一層促進すること。

七、生活改善普及事業については、特に農業生産と生活の調和、農民の健康生活管理、生活環境の改善等を積極的に推進することに重点を置きつつ、その拡充強化に努めること。

右決議する。

農業改良助長法の一部を改正する法律案
 右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。
 昭和五十二年四月十四日

衆議院議長 保利 茂
 参議院議長 河野 謙三殿

農業改良助長法の一部を改正する法律案
 農業改良助長法(昭和二十三年法律第六十五号)の一部を次のように改正する。

第十三条第一項中「且つ」を「かつ」に、「補助金」を「協同農業普及事業負担金(以下単に「負担金」という。)」に改める。

第十四条第一項中「補助金」を「負担金」に、「左」を「次に」に改め、同項第四号中「前二」を「前三号」に改め、同号を同項第五号とし、同項第三号中「行うこと」の下に「(前号の事業を除く。)」を加え、同号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の一号を加える。

三 農民研修教育施設において農業後継者たる農村青少年に対し近代的な農業経営を担当す

農業改良助長法の一部
 三五七

昭和五十二年四月二十二日 参議院会議録第十号

るために必要な農業又は農民生活の改善に関する研究教育を行うこと。

第十四条第二項中「補助金」を「負担金」に改める。
第十四条の二第一項中「第四号」を「第五号」に改め、同条第四項中「あたる」を「当たる」に改め、同項に次のただし書を加える。
ただし、専ら前条第一項第三号の研究教育に当たたる改良普及員にあつては、農民研修教育施設たる機関に属することを妨げない。

第十四条の六第二項中「改良普及員」を「その所属の改良普及員」に改める。
第十五条第一項中「補助金」を「負担金」に改め、同条第二項中「補助金の割当」を「負担金の割当」に改める。
第十六条見出しを含む。中「補助金」を「負担金」に、「割当」を「割当て」に、「但し」を「ただし」に改める。

第十六条の二中「補助金」を「負担金」に、「都道府県別割当」を「都道府県別割当て」に、「左の」を「次の」に改める。
第十六条の三中「補助金」を「負担金」に、「及び第二号」を「から第三号まで」に、「こゝを」を「超える」に、「第三号及び第四号」を「第四号及び第五号」に改める。

第十九条見出しを含む。中「補助金」を「負担金」に改める。
第二十条の見出しを「(負担金の還付)」に改め、同条第一項中「補助金」を「負担金」に、「左の」を「次の」に改め、同条第二項中「補助金の割当」を「負担金の割当て」に改める。
第二十条の二(見出しを含む)、第二十一条及び第二十二条第一項中「補助金」を「負担金」に改める。
第二十三条第一項中「左の」を「次の」に、「補助金」を「負担金」に、「割当」を「割当て」に改め、同条第三項中「補助金の割当」を「負担金の割当て」に改め、同条第四項中「補助金」を「負担金」に改め

る。
別措置法の一部を改正する法律案

農業改良助長法の一部を改正する法律案外一件

附則

- この法律は、公布の日から施行する。
- この法律の施行前に改正前の農業改良助長法第十五条第一項の規定によつてした昭和五十二年の予算に係る助成の申請は、改正後の農業改良助長法(以下「新法」という)第十五条第一項の規定によつてしたものとみなす。
- 新法第十四条第一項第三号の事業及び同項第五号の事業(同項第三号の事業の遂行に必要な施設を整備するものに限る)に係る負担金については、昭和五十二年の予算に係るものに限る。新法第十五条第一項中「毎年一月三十一日」とあるのは「昭和五十二年七月三十一日」と、「次年度」とあるのは「昭和五十二年度」と、「経費見積書並びに過去一箇年間に於ける普及事業の実績報告書」とあるのは「経費見積書」と、新法第十六条中「毎年三月三十一日」とあるのは「昭和五十二年九月三十日」とし、同条ただし書の規定は適用がないものとする。

審査報告書
農業改良資金助成法の一部を改正する法律案
右は全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。
昭和五十二年四月十九日
農林水産委員長 橋 直治
参議院議長 河野 謙三殿

要領書
一、委員会の決定の理由
本法律案は、最近の農業及び農家生活をめぐる諸事情の変化に対応し、優れた農業後継者の育成等に資するため、技術導入資金に係る貸付限度額の引上げ及び農業改良資金の貸付金の償還期間の延長を行うおとするものであつて、妥当な措置と認める。
なお、別紙の附帯決議を行った。

一、費用
本法施行のため、特に費用を要しない。
附帯決議
政府は、農業経営の改善、農業後継者の育成助長等を積極的に推進するため、農業改良資金制度の実効ある運営に努めるべきである。
特に技術導入資金の特認事業については、地域の農業の実情に対応した適切な運用を図るとともに、農業後継者育成資金の部門経営開始資金については、資金の性格及びその運用の実態に十分配慮しつつ貸付限度額の引上げ、償還期間の延長等貸付条件の改善を検討すべきである。
右決議する。

沖繩の弁護士資格者等に対する本邦の弁護士資格等の付与に関する特

一、費用

本法施行のため、特に費用を要しない。
附帯決議
政府は、農業経営の改善、農業後継者の育成助長等を積極的に推進するため、農業改良資金制度の実効ある運営に努めるべきである。
特に技術導入資金の特認事業については、地域の農業の実情に対応した適切な運用を図るとともに、農業後継者育成資金の部門経営開始資金については、資金の性格及びその運用の実態に十分配慮しつつ貸付限度額の引上げ、償還期間の延長等貸付条件の改善を検討すべきである。
右決議する。

農業改良資金助成法の一部を改正する法律案
右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。よつて国会法第八十三条により送付する。
昭和五十二年四月十四日
衆議院議長 保利 茂
参議院議長 河野 謙三殿

農業改良資金助成法の一部を改正する法律案
農業改良資金助成法(昭和三十一年法律第百二号)の一部を次のように改正する。
第四条中「貸付」を「貸付け」に、「百分の七十」を「百分の八十」に改める。
第五条第一項中「五年をこえない」を「七年を超えない」に改める。
附則
1 この法律は、公布の日から施行する。
2 この法律の施行前に行われた農業改良資金助成法第三条第一項の貸付に係る資金の限度額及び償還期間については、なお従前の例による。

審査報告書
沖繩の弁護士資格者等に対する本邦の弁護士資格等の付与に関する特別措置法の一部を改

○橋直治君 御報告いたします。
農業改良助長法改正案は、農業後継者たる農村青少年に対して行ひ農民研修教育を協同農業普及事業とするとともに、協同農業普及事業に係る補助金を負担金に改めようとするものであります。また、農業改良資金助成法改正案は、すぐれた農業後継者の育成等に資するため、農業改良資金の貸付限度額を引き上げ、貸付金の償還期間を延長しようとするものであります。

委員会におきましては、両案を一括して議題とし、その質疑の主な内容は、協同農業普及事業の役割りと普及活動の充実、農民研修教育の設置運営、普及職員の設定数と待遇の改善、農村婦人の健康問題等でありました。
質疑を終わり、別に討論もなく、両案を順次採決の結果、全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。
なお、両案に対し、それぞれ全会一致をもつて附帯決議を行いました。
以上御報告いたします。(拍手)

○議長(河野謙三君) これより両案を一括して採決いたします。
両案に賛成の諸君の起立を求めます。
〔賛成者起立〕

○議長(河野謙三君) 総員起立と認めます。よつて、両案は全会一致をもつて可決されました。

○議長(河野謙三君) 日程第七 沖繩の弁護士資格者等に対する本邦の弁護士資格等の付与に関する特別措置法の一部を改正する法律案(衆議院提出)を議題といたします。
まず、委員長の報告を求めます。法務委員長田代富士男君。

審査報告書
沖繩の弁護士資格者等に対する本邦の弁護士資格等の付与に関する特別措置法の一部を改

審査報告書
沖繩の弁護士資格者等に対する本邦の弁護士資格等の付与に関する特別措置法の一部を改

正する法律案
右は全会一致をもって可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。
昭和五十二年四月二十一日
法務委員長 田代富士男
参議院議長 河野 謙三殿

要領書

一、委員会の決定の理由
本法律案は、沖縄県における復帰後の社会情勢等にかんがみ、沖縄弁護士に関する暫定措置の期間を延長しようとするものであつて、妥当な措置と認める。
一、費用
本法施行のため、別に費用を要しない。

沖縄の弁護士資格者等に対する本邦の弁護士資格等の付与に関する特別措置法の一部を改正する法律案
右の本院提出案をここに送付する。
昭和五十二年四月十九日
衆議院議長 保利 茂
参議院議長 河野 謙三殿

沖縄の弁護士資格者等に対する本邦の弁護士資格等の付与に関する特別措置法の一部を改正する法律案
沖縄の弁護士資格者等に対する本邦の弁護士資格等の付与に関する特別措置法(昭和四十五年法律第三十三号)の一部を次のように改正する。
第七条中「五年間」を「十年間」に、「行なう」を「行」に改め、同条に次の一項を加える。

2 前項の規定により弁護士法第三条に規定する事務を行う者は、同項の期間内にそのすべての事務を完了するよう努めるものとし、当該期間満了時において完了していない事務があると見込まれるときは、支障なく業務をやめることができるよう、あらかじめ、事件の依頼者への書類の返還その他必要な措置を講じなければならない。
附則
この法律は、公布の日から施行する。

〔田代富士男君登壇、拍手〕

○田代富士男君 たいだいま議題となりました法律案につきまして、委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

本法律案は、沖縄の本土復帰後五年間に限り沖縄地域において弁護士の事務を行うことができることとされている沖縄弁護士についての暫定措置の期間五年間を、復帰後の沖縄の社会情勢の推移にかんがみ、さらに五年間延長しようとするものであります。さらに五年間延長しようとするものであります。今回の延長に係る期間内にそのすべての事務を完了するように所要の措置を講じなければならないこととしております。

委員会におきましては、衆議院法務委員長上村千一郎君より趣旨説明を聴取した後、沖縄弁護士会の資質、能力、事務所開業の実態、事件処理の状況、一般の評価、沖縄弁護士の暫定措置の期間に対する現地の理解、今次改正に係る法曹三者協議の経過と合意等について質疑が行われました。質疑を終わって、討論には別に発言もなく、採決の結果、本案は全会一致をもって原案どおり可決

すべきものと決定いたしました。
以上報告いたします。(拍手)
○議長(河野謙三君) これより採決をいたします。
本案に賛成の諸君の起立を求めます。
〔賛成者起立〕
○議長(河野謙三君) 総員起立と認めます。よつて、本案は全会一致をもって可決されました。

○議長(河野謙三君) 日程第八 恩給法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。
まず、委員長の報告を求めます。内閣委員長増原恵吉君。

審査報告書

恩給法等の一部を改正する法律案
右は全会一致をもって可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。
昭和五十二年四月二十一日
内閣委員長 増原 恵吉
参議院議長 河野 謙三殿

要領書

一、委員会の決定の理由
本法律案は、最近の経済情勢にかんがみ、現在の恩給年額を、昭和五十二年四月分以降六・七%ないし七・〇%増額するほか、普通恩給等の最低保障額の増額等を行うとともに、旧軍人等の加算恩給に対する減算率の緩和、短期在職の准士官以下の旧軍人及び長期在職の一般文官の仮定俸給年額の引上げ、旧軍人等の不具廃疾

の子に対する公務関係扶助料の支給条件の緩和等の措置を講じようとするものであつて、妥当な措置と認める。
なお、別紙の附帯決議を行つた。
一、費用
本法律施行に要する経費は、約八百七十一億二千万円であつて、昭和五十二年一般会計予算に計上されている。

附帯決議

政府は、次の事項について速やかに検討の上善処すべきである。
一、恩給の最低保障額については、引き続きその引上げを図ること。
一、扶助料の給付水準については、さらにその改善を図ること。
一、旧軍人と一般文官との間の仮定俸給年額の格付是正を行うこと。
一、加算年の金額計算への算入及び加算減算率について改善を図ること。

一、恩給の改定実施時期については、現職公務員の給与改定時期を考慮し、均衡を失しないよう配慮すること。
一、恩給受給者に対する老齢福祉年金の支給制限を撤廃すること。
右決議する。

恩給法等の一部を改正する法律案
右の内閣提出案は本院においてこれを修正議決した。
よつて国会法第八十三条により送付する。
昭和五十二年四月十四日
衆議院議長 保利 茂
参議院議長 河野 謙三殿

(小字及び一は衆議院修正)

恩給法等の一部を改正する法律案

恩給法等の一部を改正する法律

(恩給法の一部改正)

第一条 恩給法(大正十二年法律第四十八号)の一部を次のように改正する。

第五十八条ノ四第一項中「百十五万円」を「百二十三万円」に、「五百七十五万円」を「六百十五万円」に、「六百九十万円」を「七百三十八万円」に改める。

第六十五条第二項中「七万二千元」を「八万四千元」に、「二万四千元」を「二万六千四百円」に、「四万八千元」を「五万四千円」に、「四千八百円」を「一万二千元」に改める。

第七十五条第二項中「三万四千元」を「二万六千四百円」に、「四千八百円」を「一万二千元」に改める。

別表第三号表中「二、四四五、〇〇〇円」を「七三六、〇〇〇円」に、「一、九八〇、〇〇〇円」を「二、二二九、〇〇〇円」に、「一、五八九、〇〇〇円」を「一、八〇〇、〇〇〇円」に、「一、一九八、〇〇〇円」を「一、三八二、〇〇〇円」に、「一九九、〇〇〇円」を「一、〇七四、〇〇〇円」に、「七〇九、〇〇〇円」を「八三九、〇〇〇円」に改める。

別表第三号表中「一、六〇一、〇〇〇円」を「一、九一一、〇〇〇円」に、「一、一五八、〇〇〇円」を「一、四一五、〇〇〇円」に、「一、八五一、〇〇〇円」を「二、〇七一、〇〇〇円」に、「一、一五二、〇〇〇円」を「一、七〇二、〇〇〇円」に、「一、二二〇、〇〇〇円」を「一、三六五、〇〇〇円」に改める。

別表第四号表中「一、八二八、五〇〇円」を「二、〇三〇、三〇〇円」に、「一、六〇八、三〇〇円」を「一、七八五、四〇〇円」に、「一、四九七、六〇〇円」を「一、六六七、二〇〇円」に、「一、四〇九、八〇〇円」を「一、五七三、六〇〇円」に、「一、六九〇、二〇〇円」を「一、八〇五、七〇〇円」に、「一、六一〇、二〇〇円」を「一、七二〇、〇〇〇円」に改める。

〇、四〇〇円」に、「一、四四八、八〇〇円」を「一、五四八、二〇〇円」に、「一、一七八、八〇〇円」を「一、二六〇、一〇〇円」に、「一、一三二、九〇〇円」を「一、二二一、一〇〇円」に、「一、〇五七、三〇〇円」を「一、一三〇、四〇〇円」に、「一、〇二七、四〇〇円」を「一、〇九八、五〇〇円」に、「九九六、五〇〇円」を「一、〇六五、六〇〇円」に、「八七五、五〇〇円」を「九三六、五〇〇円」に、「七七五、三〇〇円」を「八二九、五〇〇円」に、「七四七、七〇〇円」を「八〇〇、一〇〇円」に、「七二八、二〇〇円」を「七七九、三〇〇円」に、「七一、〇〇〇円」を「七六〇、九〇〇円」に、「六九三、九〇〇円」を「七四二、七〇〇円」に、「六六六、四〇〇円」を「七三三、三〇〇円」に、「五六四、二〇〇円」を「六九六、〇〇〇円」に改める。

別表第五号表中「一、八二八、五〇〇円」を「三、〇二〇、三〇〇円」に、「一、六〇八、三〇〇円」を「二、七八五、四〇〇円」に、「一、四九七、六〇〇円」を「一、六六七、二〇〇円」に、「一、四〇九、八〇〇円」を「一、五七三、六〇〇円」に、「一、六九〇、二〇〇円」を「一、八〇五、七〇〇円」に、「一、六一〇、二〇〇円」を「一、七二〇、〇〇〇円」に、「一、三三三、九〇〇円」を「一、四一五、〇〇〇円」に、「九九六、五〇〇円」を「一、〇六五、六〇〇円」に、「八七五、五〇〇円」を「九三六、五〇〇円」に、「七七五、三〇〇円」を「八二九、五〇〇円」に、「七四七、七〇〇円」を「八〇〇、一〇〇円」に、「七二八、二〇〇円」を「七七九、三〇〇円」に、「七一、〇〇〇円」を「七六〇、九〇〇円」に、「六九三、九〇〇円」を「七四二、七〇〇円」に、「六六六、四〇〇円」を「七三三、三〇〇円」に、「五六四、二〇〇円」を「六九六、〇〇〇円」に改める。

第二条 恩給法の一部を改正する法律(昭和二十八年法律第百五十五号)の一部を次のように改正する。
附則第十三条第二項中「附則別表第六」の下に「准士官以下の各階級に対応する仮定俸給年額の適用を受ける者で六十歳以上のものにあつては、附則別表第七」を加える。
附則第十四条第三項中「六十歳」を「五十五歳」に、「百五十分の二」を「五十五歳以上六十歳未満の者にあつては百五十分の三」と、六十歳以上の者にあつては「百五十分の一・五」に改める。
附則第十八条第二項中「百五十分の三・五」の下に「と、百五十分の三」とあるのは「百五十分の二・五(警察監獄職員たる旧軍属にあつては、百五十分の三)」を加える。
附則第二十二條の三中「七万二千元」を「八万四千元」に改める。
附則第二十三條第六項中「百五十分の三・五」の下に「と、百五十分の三」とあるのは「百五十分の二・五(警察監獄職員にあつては、百五十分の三)」を加える。
附則第二十七條ただし書中「五十六万四千二百円」を「六十九万六千円」に、「四十二万三千二百円」を「五十二万二千元」に改める。
附則第三十一條中「百五十分の三・五」の下に「と、百五十分の三」とあるのは「百五十分の二・五(警察監獄職員にあつては、百五十分の三)」を加える。
附則第四十一條の三を附則第四十一條の四とし、附則第四十一條の二の次に次の一條を加える。
第四十一條の三 公務員の在職年に加えられる

こととされている救護員としての在職年数に有する者のうち、救護員として昭和二十年八月九日以後戦地勤務に服していた者で、当該戦地勤務に引き続き海外にあつたものの普通恩給の基礎となるべき公務員としての在職年の計算については、当該戦地勤務に服さなくなつた日の属する月の翌月から帰国した日の属する月(同月において公務員となつた場合においては、その前月)までの期間未帰還者留守家族等援護法第二条に規定する未帰還者と認められる期間に限る。)の年数を加えたものによる。

2 附則第二十四條の四第二項並びに第四十一條第二項及び第四項の規定は、前項の規定の適用により給すべき普通恩給又は扶助料について準用する。この場合において、附則第二十四條の四第二項第四号中「昭和三十五年七月一日」とあるのは「昭和五十二年八月一日」と、附則第四十一條第二項中「ものうち昭和三十六年九月三十日以前に退職し、若しくは死亡した者又はその遺族は、同年十月一日から」とあるのは「もの又はその遺族は、昭和五十二年八月一日から」と、同条第四項中「昭和三十六年十月」とあるのは「昭和五十二年八月」と読み替へるものとする。

3 附則第二十四條の四第三項の規定は、公務員としての在職年(救護員となる前の公務員としての在職年を除く)に基づき一時恩給又は一時扶助料を受けた者があつた場合における前二項の規定により給すべき普通恩給又は扶助料の年額について準用する。

附則別表第一を次のように改める。

階級	假定俸給年額
中将	三、九二四、一〇〇円
大將	四、六九二、〇〇〇円
附則別表第一(附則第十三條關係)	

少將	三、〇九三、八〇〇円
大佐	二、六六七、二〇〇円
中佐	二、五五〇、二〇〇円
少佐	一、九八五、四〇〇円
大尉	一、六七六、〇〇〇円
中尉	一、三二五、二〇〇円
少尉	一、一三〇、四〇〇円
准士官	一、〇四〇、二〇〇円
曹長又は上等兵曹	八五五、〇〇〇円
軍曹又は一等兵曹	八〇〇、一〇〇円
伍長又は二等兵曹	七七九、三〇〇円
兵	七二三、三〇〇円

備考 各階級は、これに相当するものを含むものとする。

附則別表第四中「五六二、〇〇〇円」を「七〇八、〇〇〇円」に、「六六〇、〇〇〇円」を「七八六、〇〇〇円」に改める。
 附則別表第五中「六一一、〇〇〇円」を「七一四、〇〇〇円」に、「四六五、〇〇〇円」を「五五七、〇〇〇円」に、「三六七、〇〇〇円」を「四三三、〇〇〇円」に、「三一八、〇〇〇円」を「三八〇、〇〇〇円」に、「十分の九」を「十分の九・五」に改める。
 附則別表第六を次のように改める。
 附則別表第六(附則第十三条関係)

仮 定 俸 給 年 額	金 額
四、六九二、〇〇〇円	四、五三六、三〇〇円
三、九二四、一〇〇円	三、八四五、二〇〇円
三、〇九三、八〇〇円	三、〇二〇、三〇〇円
二、六六七、二〇〇円	二、五七三、六〇〇円
二、五五〇、二〇〇円	二、四三〇、六〇〇円
一、九八五、四〇〇円	一、九一四、二〇〇円
一、六七六、〇〇〇円	一、五四八、二〇〇円

一、三二五、二〇〇円	一、二二一、一〇〇円
一、一三〇、四〇〇円	一、〇六五、六〇〇円
一、〇四〇、二〇〇円	九三六、五〇〇円
八五五、〇〇〇円	七七九、三〇〇円
八〇〇、一〇〇円	七四二、七〇〇円
七七九、三〇〇円	七二三、三〇〇円
七二三、三〇〇円	六二七、二〇〇円

附則別表第六の次に次の一表を加える。
 附則別表第七(附則第十三条関係)

仮 定 俸 給 年 額	金 額
一、〇四〇、二〇〇円	九六八、三〇〇円
八五五、〇〇〇円	八〇〇、一〇〇円
八〇〇、一〇〇円	七六〇、九〇〇円
七七九、三〇〇円	七四二、七〇〇円
七二三、三〇〇円	六五五、五〇〇円

(旧軍人等の遺族に対する恩給等の特例に関する法律の一部改正)
 第三条 旧軍人等の遺族に対する恩給等の特例に関する法律(昭和三十一年法律第七十七号)の一部を次のように改正する。
 第三条第二項ただし書中「四十二万三千二百円」を「五十二万二千円」に改める。
 (恩給法等の一部を改正する法律の一部改正)
 第四条 恩給法等の一部を改正する法律(昭和四十一年法律第二百一十一号)の一部を次のように改正する。

附則第八条第一項中「次の表」を「次の(イ)又は(ロ)の表」に、「同表」を「これらの表」に、「昭和五十一年七月分」を「昭和五十二年四月分」に改め、同項の表を次のように改める。

普通 恩 給	普通恩給の基礎在職年に算入されている実在職年の年数	金 額
六十五歳以上の者に給する普通恩給	普通恩給についての最短恩給年限以上	五八九、〇〇〇円
	九年以上普通恩給についての最短恩給年限未満	四四一、八〇〇円
九年未満	普通恩給についての最短恩給年限以上	二九四、五〇〇円
	九年未満	二九四、五〇〇円

六十五歳未満の者に給する普通恩給(増加恩給、傷病年金又は特例傷病恩給を併給される普通恩給を除く。)	普通恩給に於ける最短恩給年限以上	四四一、八〇〇円
六十五歳未満の者に増加恩給、傷病年金又は特例傷病恩給を受けるものに給する普通恩給	九年以上	四四一、八〇〇円
	九年未満	二九四、五〇〇円

扶助料	扶助料の基礎に算入されている実在職年の年数		金額
	普通恩給に於ける最短恩給年限以上	普通恩給に於ける最短恩給年限未満	
六十歳以上の者又は六十歳未満の妻で扶養遺族である子を有するものに給する扶助料	普通恩給に於ける最短恩給年限以上	普通恩給に於ける最短恩給年限未満	三三〇、〇〇〇円
	九年以上普通恩給に於ける最短恩給年限未満	九年未満	二四〇、〇〇〇円
	九年未満	九年未満	一六〇、〇〇〇円
六十歳未満の妻又は子に給する扶助料(扶養遺族である子を有する妻に給する扶助料を除く。)	普通恩給に於ける最短恩給年限以上	普通恩給に於ける最短恩給年限未満	二九四、五〇〇円
	九年以上普通恩給に於ける最短恩給年限未満	九年未満	二二〇、九〇〇円
	九年未満	九年未満	一四七、三〇〇円
六十歳未満の者に給する扶助料(妻又は子に給する扶助料を除く。)	普通恩給に於ける最短恩給年限以上		二二〇、九〇〇円

附則第八條第四項中「昭和五十一年六月三十日」を「昭和五十一年三月三十一日」に改める。

第五條 恩給法等の一部を改正する法律(昭和四十六年法律第八十一号)の一部を次のように改正する。

附則第十三條第二項の表中「一、八三三、八〇〇円を「一、〇五二、〇〇〇円に、「一、四八五、〇〇〇円を「一、六七九、三〇〇円に、「一、一九一、八〇〇円を「一、三五〇、〇〇〇円に、「一八九八、五〇〇円を「一、〇三六、五〇〇円に、「六九六、八〇〇円を「八〇五、五〇〇円に、「五三一、八〇〇円を「六二九、三〇〇円に、「四九五、〇〇〇円を「五八九、

五〇〇円に、「四五八、三〇〇円を「五三五、五〇〇円に、「三四八、八〇〇円を「四一七、八〇〇円に、「二七五、三〇〇円を「三二四、〇〇〇円に、「二三八、五〇〇円を「二八五、〇〇〇円に、「四二一、五〇〇円を「五三一、〇〇〇円に、「十分の九を「十分の九・五」に改め、同條第三項中「七万二千円」を「八万四千円に、「二万四千円」を「二万六千四百円に、「四万八千円」を「五万四千円に、「四千八百円」を「一万二千円」に改める。

第六條 恩給法等の一部を改正する法律(昭和五十一年法律第五十一号)の一部を次のように改正する。

附則第十四條第二項ただし書を削る。

附則第十五條第一項中「特別項症から第一款症までの」を削り、同條第二項中「十万円」を「十二万円(第二款症から第五款症までの特例傷病恩給を受けていた者に係るものにあつては、九万円)に改め、同條第五項中「昭和五十一年七月」の下に「(第二款症から第五款症までの特例傷病恩給を受けていた者に係るものにあつては、昭和五十二年八月)を加える。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日

施行する。ただし、第二條中附則第十三條第二項、第十四條第三項、第十八條第二項、第二十三條第六項及び第三十一條の改正規定、附則第四十一條の二の次に一條を加える改正規定並びに附則別表第六の次に一表を加える改正規定、第六條中附則第十四條第二項及び第十五條(第二款症から第五款症までの特例傷病恩給を受けていた者に係る傷病者遺族特別年金に関する部分に限る)の改正規定並びに附則第十五條から第十七條までの規定は、昭和五十二年八月一日から施行する。

2 第一條の規定による改正後の恩給法第五十八條第四項、第六十五條第二項、第七十五條第二項及び別表第二号表から別表第五号表までの規定、第二條の規定による改正後の恩給法の一部を改正する法律附則第三十二條の三、第三十七條ただし書、別表第一及び別表第四から別表第六までの規定、第三條の規定による改正後の旧軍人等の遺族に対する恩給等の特例に関する法律第三條第二項ただし書の規定、第四條の規定による改正後の恩給法等の一部を改正する法律附則第八條第一項及び第四項の規定、第五條の規定による改正後の恩給法等の一部を改正する法律附則第十三條第二項及び第三項の規定並びに第六條の規定による改正後の恩給法等の一部を改正する法律附則第十五條第二項(傷病年金又は特別項症から第一款症までの特例傷病恩給を受けていた者に係る傷病者遺族特別年金に関する部分に限る)の規定並びに附則第二十條及び第二十一條の規定は、昭和五十二年四月一日から適用する。

(文官等の恩給年額の改定)

第二條 公務員(恩給法の一部を改正する法律(昭和二十八年法律第五十五号)以下「法律第五十五号」といふ)附則第十條第一項に規定する旧軍人(以下「旧軍人」といふ)を除く。次條に於て同じ。若しくは公務員に準ずる者(法律第五十五号附則第十條第一項に規定する旧準軍人(以下「旧準軍人」といふ)を除く。又これらの者の遺族に給する普通恩給又は扶助料については、昭和五十二年四月分以降、その年額を、その年額の計算の基礎となつて、俸給年額にそれぞれ対応する附則別表第一の仮定

俸給年額を退職又は死亡當時の俸給年額とみなし、改正後の恩給法(改正後の法律第五十五号附則その他恩給に関する法令を含む。以下同じ)の規定によつて算出して得た年額に改定する。

2 昭和五十二年四月分から同年七月分までの扶助料の年額に関する改正後の恩給法別表第四号表及び別表第五号表の規定の適用については、別表第四号表中「六九六、〇〇〇円」とあるのは「六〇三、七〇〇円」と、別表第五号表中「五二二、〇〇〇円」とあるのは「四五二、八〇〇円」とする。

3 昭和五十二年三月三十一日において現に受けている恩給の年額の計算の基礎となつて、俸給年額(以下「旧俸給年額」といふ)が五八五、七〇〇円以上六六六、四〇〇円未満の普通恩給又は扶助料で、六十歳以上の者に給するものの同年八月分以降の年額に関する第一項の規定の適用については、同項中「仮定俸給年額」とあるのは、「仮定俸給年額の一段階上位の仮定俸給年額」とする。

(昭和三十三年三月三十一日以前に給与事由の生じた恩給の年額の特例)

第三條 前條第一項に規定する普通恩給又は扶助料で昭和三十三年三月三十一日以前に退職(在職中死亡の場合の死亡を含む。以下この条において同じ)した公務員に係るものうち、その基礎に算入されている実在職年の年数が普通恩給に算入されている実在職年の年数が、かつ、旧俸給年額(七十歳以上の者に給する普通恩給若しくは扶助料又は七十歳未満の妻若しくは子に給する扶助料にあつては、恩給法等の一部を改正する法律(昭和四十八年法律第六十号)附則第三條の規定を適用しないとしたならば昭和五十二年三月三十一日において受けることとなる恩給の年額の計算の基礎となるべき俸給年額。以下この条において同じ)が三、六〇一、六〇〇円以下であるものについては、昭和五十二年八月分以降、前條第一項の規定により改定された年額を、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める仮定俸給年額

(七十歳以上の者に給する普通恩給若しくは扶助料又は七十歳未満の妻若しくは子に給する扶助料にあつては、当該仮定俸給年額の四段階上位の仮定俸給年額)を退職当時の俸給年額とみなし、改正後の恩給法の規定によつて算出して得た年額に改定する。

一 昭和二十二年六月三十日以前に退職した公務員又はその遺族に給する普通恩給又は扶助料で公務員を退職した後三十五年以上経過した者に係るもの 旧俸給年額が三、三九七、八〇〇円以下のものにあつてはその年額にそれぞれ対応する附則別表第一の仮定俸給年額の三段階上位の仮定俸給年額、旧俸給年額が三、五三七、九〇〇円のものにあつてはその年額にそれぞれ対応する同表の仮定俸給年額の二段階上位の仮定俸給年額、旧俸給年額が三、六〇一、六〇〇円のものにあつてはその年額にそれぞれ対応する同表の仮定俸給年額の一段階上位の仮定俸給年額

二 昭和二十二年六月三十日以前に退職した公務員又はその遺族に給する普通恩給又は扶助料(前号に規定する普通恩給又は扶助料を除く) 旧俸給年額が三、三九七、八〇〇円以下のものにあつてはその年額にそれぞれ対応する附則別表第一の仮定俸給年額の二段階上位の仮定俸給年額、旧俸給年額が三、五三七、九〇〇円のものにあつてはその年額にそれぞれ対応する同表の仮定俸給年額の一段階上位の仮定俸給年額

三 昭和二十二年七月一日以後に退職した公務員又はその遺族に給する普通恩給又は扶助料で旧俸給年額が三、三九七、八〇〇円以下のもの 旧俸給年額にそれぞれ対応する附則別表第一の仮定俸給年額の一段階上位の仮定俸給年額

2 昭和二十二年六月三十日以前に退職した公務員又はその遺族に給する普通恩給又は扶助料で、当該公務員の退職後の経過年数が昭和五十

二年八月一日以後に三十五年に達することにより前項第一号の規定に該当することとなるものについては、その恩給年額の改定は、その達した日の属する月の翌月分から行うものとする。

3 第一項の規定は、恩給年額の計算の基礎となつた俸給と都道府県(これに準ずるものを含む)の退職年金に関する条例上の職員の俸給又は給料とが併給されてきた者で、恩給年額の計算の基礎となつた俸給の額がこれらの併給された俸給又は給料の合算額の二分の一以下であつたものについては、適用しない。

第四条 増加恩給(第七項の増加恩給を除く。次項において同じ)については、昭和五十二年四月分以降、その年額(恩給法第六十五条第二項から第六項までの規定による加給の年額を除く)を、改正後の恩給法第六十五条第一項に規定する年額に改定する。

2 昭和五十二年四月分から同年七月分までの増加恩給の年額に関する改正後の恩給法第六十五条第一項の規定の適用については、同項中「別表第二号表」とあるのは、「恩給法等の一部を改正する法律(昭和五十二年法律第 号)附則別表第二」とする。

第五条 昭和五十二年三月三十一日以前に給与事由の生じた傷病賜金の金額の計算については、なお従前の例による。

2 昭和五十二年四月一日から同年七月三十一日までの間に給与事由の生じた傷病賜金に関する改正後の恩給法第六十五条ノ二第一項の規定の適用については、同項中「別表第三号表」とあるのは、「恩給法等の一部を改正する法律(昭和五十二年法律第 号)附則別表第三」とする。

第六条 第七項の増加恩給については、昭和五十二年四月分以降、その年額(法律第五百五十五号附則第二十二條第三項ただし書において準用する恩給法第六十五条第二項から第五項までの規定による加給の年額を除く)を、改正後の法律

律第五百五十五号附則第二十二條第一項に規定する年額に改定する。

2 昭和五十二年四月分から同年七月分までの第七項の増加恩給の年額に関する改正後の法律第五百五十五号附則第二十二條第一項の規定の適用については、同項中「附則別表第四」とあるのは、「恩給法等の一部を改正する法律(昭和五十二年法律第 号)附則別表第四」とする。

第七条 傷病年金については、昭和五十二年四月分以降、その年額(妻に係る加給の年額を除く)を、改正後の法律第五百五十五号附則第二十二條第一項に規定する年額に改定する。

2 昭和五十二年四月分から同年七月分までの傷病年金の年額に関する改正後の法律第五百五十五号附則第二十二條第一項の規定の適用については、同項中「附則別表第五」とあるのは、「恩給法等の一部を改正する法律(昭和五十二年法律第 号)附則別表第五」とする。

第八条 特例傷病恩給については、昭和五十二年四月分以降、その年額(恩給法等の一部を改正する法律(昭和四十六年法律第八十一号。以下「法律第八十一号」という。)附則第十三條第三項又は第四項の規定による加給の年額を除く)を、改正後の法律第八十一号附則第十三條第二項に規定する年額に改定する。

2 昭和五十二年四月分から同年七月分までの特例傷病恩給の年額に関する改正後の法律第八十一号附則第十三條第二項の規定の適用については、同項中「次の表」とあるのは、「恩給法等の一部を改正する法律(昭和五十二年法律第 号)附則別表第六」とする。

第九条 傷病者遺族特別年金(第二款から第五款までの特例傷病恩給を受けていた者に係るものを除く)については、昭和五十二年四月分以降、その年額を、改正後の恩給法等の一部を改正する法律(昭和五十一年法律第五十一号。以下「法律第五十一号」という。)附則第十五條第二項に規定する年額に改定する。

2 昭和五十二年四月分から同年七月分までの傷病者遺族特別年金の年額に関する改正後の法律第五十一号附則第十五條第二項の規定の適用については、同項中「十二万円」とあるのは、「十万七千円」とする。

第十条 妻に係る年額の加給をされた増加恩給、傷病年金又は特例傷病恩給については、昭和五十二年四月分以降、その加給の年額を、八万四千円に改定する。

2 扶養家族に係る年額の加給をされた増加恩給又は特例傷病恩給については、昭和五十二年四月分以降、その加給の年額を、扶養家族のうち二人までについては一人につき二万六千四百円(増加恩給又は特例傷病恩給を受ける者に妻がないときは、そのうち一人については五万四千円)、その他の扶養家族については一人につき一万二千元として算出して得た年額に改定する。

第十一條 扶養遺族に係る年額の加給をされた扶助料については、昭和五十二年四月分以降、その加給の年額を、扶養遺族のうち二人までについては一人につき二万六千四百円、その他の扶養遺族については一人につき一万二千元として算出して得た年額に改定する。

(旧軍人等の恩給年額の改定)

第十二條 旧軍人若しくは旧準軍人又はこれらの者の遺族に給する普通恩給又は扶助料については、昭和五十二年四月分以降、その年額を、改正後の法律第五百五十五号附則第十三條第二項に規定する普通恩給又は扶助料については、当該仮定俸給年額にそれぞれ対応する改正後の法律第五百五十五号附則第六の下欄に掲げる金額)を退職又は死亡当時の俸給年額とみなし、改正後の恩給法の規定によつて算出して得た年額に改定する。

2 法律第五百五十五号附則第十三條第二項に規定する普通恩給又は扶助料のうち、准士官以下の

昭和五十二年四月二十二日 参議院會議録第十号

各階級に対応する仮定俸給年額の適用を受ける者で六十歳以上のものに係る普通恩給又は扶助料については、昭和五十二年八月分以降、その年額を、改正後の法律第五十五号附則別表第一の仮定俸給年額にそれぞれ対応する改正後の法律第五十五号附則別表第七の下欄に掲げる金額を退職又は死亡当時の俸給年額とみなし、改正後の恩給法の規定によつて算出して得た年額に改定する。

3 昭和五十二年四月分から同年七月分までの扶助料の年額に関する改正後の法律第五十五号附則第二十七条ただし書及び旧軍人等の遺族に対する恩給等の特例に関する法律(以下「法律第七十七号」という。)第三条第二項ただし書の規定の適用については、これらの規定中「六十九万六千円」とあるのは「六十万三千七百円」と、「五十二万二千円」とあるのは「四十五万二千八百円」とする。

(扶助料の年額の特例に関する経過措置)
第十三条 昭和五十二年四月分から同年七月分までの扶助料の年額に関する改正後の恩給法等の一部を改正する法律(昭和四十一年法律第二百一十一号。以下「法律第二百一十一号」という。)附則第八條第一項の規定の適用については、同項中「(イ)又は(ロ)の表」とあるのは、「(イ)の表又は恩給法等の一部を改正する法律(昭和五十二年法律第七号)附則別表第七」とする。

第十四条 昭和五十二年四月分から同年七月分までの扶助料の年額に係る加算に関する改正前の法律第五十一号附則第十四条第二項ただし書の規定の適用については、同項ただし書中「六十万二千円」とあるのは「六十三万九千七百円」と、「四十五万九千二百円」とあるのは「四十八万八千八百円」とする。
(法律第五十五号附則第十四条等の改正に伴う経過措置)

第十五条 普通恩給又は扶助料で、改正後の法律第五十五号附則第十四条(改正後の法律第五

十五号附則第十八条第二項、第二十三条第六項及び第三十一条において準用する場合を含む。)又は附則第四十一条の三の規定の適用に伴いその年額を改定すべきこととなるものの当該改定は、昭和五十二年八月分から行う。
(恩給法第七十四条の規定の適用等に関する特例)

第十六条 旧軍人、旧準軍人又は旧軍属に係る恩給法第七十五条第一項第二号及び第三号並びに法律第七十七号第三条に規定する扶助料についての恩給法第七十四条並びに第七十五条第二項及び第三項の規定の適用については、同法第七十六号第一号並びに第八十号第一項第二号及び第二項の規定にかかわらず、婚姻(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情に入つていると認められる場合を含む。以下同じ。)をもつて扶助料を受ける資格又は権利を失ふべき事由としないものとする。

2 前項の規定は、昭和五十二年八月一日前に婚姻により扶助料を受ける資格又は権利を失つた子についても、同日(祖父母がこの条の規定の施行の際現に扶助料を受ける権利を有する場合には、当該祖父母がその扶助料を受ける権利を失つた日)以後適用する。

3 前項の規定により新たに扶助料を給されることとなる者の当該扶助料の給与は、昭和五十二年八月(この条の規定の施行の際祖父母が扶助料を受ける権利を有する場合には、当該祖父母が扶助料を受ける権利を失つた日の属する月の翌月)から始めるものとする。
第十七条 前条第二項の規定により扶助料を受ける資格を取得した子に係る恩給法第七十五条第二項の規定による加給及び法律第五十一号附則第十四条第二項の規定による加算は、昭和五十二年八月分から始めるものとする。
(障害年金受給者の普通恩給についての特例)

第十八条 普通恩給を受ける者で、戦傷病者戦没者遺族等援護法(昭和二十七年法律第二百二十七

号)による障害年金を支給されるものに対する昭和五十二年八月分以降の普通恩給に関する恩給法第五十八号ノ三、法律第五十五号附則第十三条及び第十四条(法律第五十五号附則第十八条第二項、第二十三条第六項及び第三十一条において準用する場合を含む。)、法律第二百一十一号附則第八号並びに恩給法等の一部を改正する法律(昭和四十九年法律第九十三号)附則第十三条の規定の適用については、当該普通恩給は、増加恩給又は傷病年金を併給されているものとみなす。
(職権改定)

第十九条 この法律の附則の規定による恩給年額の改定は、附則第十五条(改正後の法律第五

十五号附則第四十一条の三に係る部分に限る。)及び前二条の規定によるものを除き、裁定庁が受給者の請求を待たずに行う。
(恩給年額の改定の場合の端数計算)

第二十条 この法律の附則の規定により恩給年額を改定する場合において、当該規定により算出して得た恩給年額に、五十円未満の端数があるときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数があるときはこれを百円に切り上げた額をもつて改定後の恩給年額とする。
(多額所得による恩給停止についての経過措置)

第二十一条 改正後の恩給法第五十八号ノ四の規定は、昭和五十二年三月三十一日以前に給与事由の生じた普通恩給についても、適用する。

附則別表第一(附則第二条関係)

恩給年額の計算の基礎となつてゐる俸給年額	仮定俸給年額
五八五、七〇〇円	六二七、二〇〇円
六二二、二〇〇円	六五五、五〇〇円
六三九、五〇〇円	六八四、六〇〇円
六六六、四〇〇円	七一三、三〇〇円
六九三、九〇〇円	七四二、七〇〇円
七一、〇〇〇円	七六〇、九〇〇円
七二八、二〇〇円	七七九、三〇〇円
七四七、七〇〇円	八〇〇、一〇〇円
七七五、三〇〇円	八二九、五〇〇円
七九九、二〇〇円	八五五、〇〇〇円
八二一、四〇〇円	八七八、七〇〇円
八四八、四〇〇円	九〇七、五〇〇円
八七五、五〇〇円	九三六、五〇〇円
九〇五、三〇〇円	九六八、三〇〇円

昭和五十二年四月二十二日 参議院會議録第十号 恩給法等の一部を改正する法律案

二、二七五、八〇〇円	二、四三〇、六〇〇円	二、三八七、九〇〇円	二、五五〇、二〇〇円
二、一六一、二〇〇円	二、三〇八、三〇〇円	二、四〇九、八〇〇円	二、五七三、六〇〇円
二、一〇四、八〇〇円	二、二四八、一〇〇円	二、四九七、六〇〇円	二、六六七、二〇〇円
二、〇四七、〇〇〇円	二、一八六、四〇〇円	二、六〇八、三〇〇円	二、七八五、四〇〇円
一、九五三、二〇〇円	二、〇八六、四〇〇円	二、七一九、八〇〇円	二、九〇三、三〇〇円
一、八五八、六〇〇円	一、九八五、四〇〇円	二、八二八、五〇〇円	三、〇二〇、三〇〇円
一、七九一、八〇〇円	一、九一四、二〇〇円	二、八九七、四〇〇円	三、〇九三、八〇〇円
一、七七一、〇〇〇円	一、八九二、〇〇〇円	二、九七一、三〇〇円	三、一七二、七〇〇円
一、六九〇、二〇〇円	一、八〇五、七〇〇円	三、一三三、三〇〇円	三、三二四、二〇〇円
一、五六八、六〇〇円	一、六七六、〇〇〇円	三、二五七、〇〇〇円	三、四七七、五〇〇円
一、五二九、〇〇〇円	一、六三三、七〇〇円	三、三二九、三〇〇円	三、五五四、七〇〇円
一、四四八、八〇〇円	一、五四八、二〇〇円	三、三九七、八〇〇円	三、六二七、八〇〇円
一、四二一、二〇〇円	一、五一八、七〇〇円	三、五三七、九〇〇円	三、七七七、二〇〇円
一、三七四、四〇〇円	一、四六八、八〇〇円	三、六〇一、六〇〇円	三、八四五、二〇〇円
一、三〇七、二〇〇円	一、三九七、一〇〇円	三、六七五、五〇〇円	三、九二四、一〇〇円
一、三四一、六〇〇円	一、四三三、八〇〇円	三、八〇九、三〇〇円	四、〇六六、八〇〇円
一、二三九、八〇〇円	一、三三三、二〇〇円	三、九五五、八〇〇円	四、二二三、一〇〇円
一、一七八、八〇〇円	一、二六〇、一〇〇円	四、〇三一、一〇〇円	四、三〇三、五〇〇円
一、一三三、九〇〇円	一、二二一、一〇〇円	四、一〇二、三〇〇円	四、三七九、五〇〇円
一、一七、〇〇〇円	一、一九四、一〇〇円	四、一七七、〇〇〇円	四、四五九、二〇〇円
一、〇五七、三〇〇円	一、一三〇、四〇〇円	四、二四九、三〇〇円	四、五三六、三〇〇円
九九六、五〇〇円	一、〇六五、六〇〇円	四、三九五、二〇〇円	四、六九二、〇〇〇円
九七二、七〇〇円	一、〇四〇、二〇〇円	四、五四一、三〇〇円	四、八四七、九〇〇円
九三五、三〇〇円	一、〇〇〇、三〇〇円	四、六一三、六〇〇円	四、九二五、〇〇〇円

恩給年額の計算の基礎となつてゐる俸給年額が五八五、七〇〇円未満の場合においては、

四、六八七、六〇〇円

四、六二一、六〇〇円

四、五四一、三〇〇円

四、三九五、二〇〇円

四、二四九、三〇〇円

四、一七七、〇〇〇円

四、〇三一、一〇〇円

三、九五五、八〇〇円

三、八〇九、三〇〇円

三、六七五、五〇〇円

三、六〇一、六〇〇円

三、五三七、九〇〇円

三、三九七、八〇〇円

三、三二九、三〇〇円

三、二五七、〇〇〇円

三、一三三、三〇〇円

二、九七一、三〇〇円

二、八九七、四〇〇円

二、八二八、五〇〇円

二、七一九、八〇〇円

二、六〇八、三〇〇円

二、四九七、六〇〇円

二、三八七、九〇〇円

二、二八七、二〇〇円

二、一八七、五〇〇円

二、〇八六、八〇〇円

二、〇〇〇、三〇〇円

昭和五十二年四月二十二日 参議院會議録第十号 恩給法等の一部を改正する法律案

その年額に一・〇六七を乗じて得た額(その額に、五十円未満の端数があるときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数があるときはこれを百円に切り上げる。)を、恩給年額の計算の基礎となつて算出する年額が四、六八七、六〇〇円を超える場合においては、その年額に一・〇六七を乗じて得た額に二、三〇〇円を加えた額(その額に、五十円未満の端数があるときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数があるときはこれを百円に切り上げる。)を、それぞれ仮定俸給年額とする。

附則別表第二(附則第四条関係)

不具 廢 疾 の 程 度	年 額
特 別 項 症	第一項症の金額にその十分の七以内の金額を加えた金額
第 一 項 症	二、六一六、〇〇〇円
第 二 項 症	二、一一九、〇〇〇円
第 三 項 症	一、七〇〇、〇〇〇円
第 四 項 症	一、二八二、〇〇〇円
第 五 項 症	九九四、〇〇〇円
第 六 項 症	七五九、〇〇〇円

附則別表第三(附則第五条関係)

傷 病 の 程 度	金 額
第 一 款 症	二、七八三、〇〇〇円
第 二 款 症	二、三〇九、〇〇〇円
第 三 款 症	一、九八一、〇〇〇円
第 四 款 症	一、六二七、〇〇〇円
第 五 款 症	一、三〇五、〇〇〇円

附則別表第四(附則第六条関係)

傷 病 の 程 度	年 額
第 七 項 症	六〇二、〇〇〇円

普通恩給を併給されない者の増加恩給の年額は、七〇六、〇〇〇円とする。

附則別表第五(附則第七条関係)

傷 病 の 程 度	年 額
第 一 款 症	六五四、〇〇〇円
第 二 款 症	四九七、〇〇〇円
第 三 款 症	三九二、〇〇〇円
第 四 款 症	三四〇、〇〇〇円

普通恩給を併給される者の傷病年金の年額は、この表の年額の十分の九に相当する金額とする。

附則別表第六(附則第八条関係)

不具 廢 疾 又 は 傷 病 の 程 度	年 額
特 別 項 症	第一項症の金額にその十分の七以内の金額を加えた金額
第 一 項 症	一、九六二、〇〇〇円
第 二 項 症	一、五八九、三〇〇円
第 三 項 症	一、二七五、〇〇〇円
第 四 項 症	九六一、五〇〇円
第 五 項 症	七四五、五〇〇円
第 六 項 症	五六九、三〇〇円
第 一 款 症	五二九、五〇〇円
第 二 款 症	四九〇、五〇〇円
第 三 款 症	三七二、八〇〇円
第 四 款 症	二九四、〇〇〇円
第 五 款 症	二五五、〇〇〇円

普通恩給を併給される者については、第一款症の特例傷病恩給の年額は四五一、五〇〇円とし、第二款症から第五款症までの特例傷病恩給の年額はこの表の年額の十分の九に相当する金額とする。

附則別表第七(附則第十三条関係)

扶 助 料	金 額
扶助料の基礎在職年に算入されている実在職年の年数	二九四、五〇〇円

六十五歳以上の者又は普通恩給についての最短恩給年限以上

六十五歳未満の妻若しくは子に給する扶助料	九年以上普通恩給についての最短恩給年限未済	二二〇、九〇〇円
六十五歳未満の者に給する扶助料(妻又は子に給する扶助料を除く)	九年以上普通恩給についての最短恩給年限以上	一四七、三〇〇円
	普通恩給についての最短恩給年限以上	二二〇、九〇〇円

〔増原恵吉君登壇 拍手〕

○増原恵吉君 たいだいま議題となりました恩給法等の一部を改正する法律案につきまして、内閣委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、現在の恩給年額を、昭和五十一年度における国家公務員給与の改善を基礎として、本年四月分以降六・七％ないし七％増額するとともに、普通恩給等の最低保障額の引き上げ、扶養加給の増額、加算恩給に対する減算率の緩和、短期在職の准士官以下の旧軍人及び長期在職の一般文官の仮定俸給年額の引き上げを行行ほか、所要の措置を講じようとするものであります。

なお、本法律案につきましては、実施時期を二月繰り上げる内閣修正がなされており、また、衆議院において施行期日等について所要の修正が行われております。

委員会におきましては、恩給年額改定の基準と公務員給与及び物価との関連、恩給の改定実施時期、恩給の最低保障及び扶助料の給付水準の改善、旧軍人と一般文官との間の仮定俸給の格づけ是正、従軍日赤看護婦等に対する処遇、一時恩給の支給事務の処理状況等、広範にわたる質疑が行われましたが、その詳細は会議録に譲りたいと存じます。

質疑を終わり、別に討論もなく、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し、恩給受給者の処遇改善に関する各党共同提案に係る附帯決議が付されま

昭和五十二年四月二十二日 参議院会議録第十号

以上御報告申し上げます。(拍手)

○議長(河野謙三君) これより採決をいたします。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕
○議長(河野謙三君) 総員起立と認めます。よって、本案は全会一致をもって可決されました。

○議長(河野謙三君) 日程第九 国立学校設置法及び国立養護教諭養成所設置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院交付)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。文教委員長宮崎正雄君。

審査報告書

国立学校設置法及び国立養護教諭養成所設置法の一部を改正する法律案

右は全会一致をもって別紙の通り修正すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

昭和五十二年四月二十一日
文教委員長 宮崎 正雄
参議院議長 河野 謙三殿

附則第一項の見出しを「(施行期日等)」に改め、同項中「昭和五十二年四月一日」を「公布の日」に、「同年」を「昭和五十二年」に改める。

恩給法等の一部を改正する法律案

国立学校設置法及び国立養護教諭養成所設置法の一部を改正する法律案

附帯決議

最近における入試準備教育の過熱状況を是正し、学校教育の正常化を図るためには、政府及び関係者において学歴偏重の打破、大学間格差の是正、各大学における特色ある教育の充実等について具体的施策が一層推進されなければならない。また、当面の課題である国立大学の入試制度の改善に当たっては、大学の自主性を尊重して適正に行われることはもとよりであるが、左記の事項についてなお慎重な配慮がなされることを要望する。

一、国立大学共通第一次学力試験については、いわゆる客観テストの短所・限界を除去するよう不断の調査研究と改善に努めるとともに、その予備選抜への利用は極力避け、有効かつ適切な利用に努めること。

二、各大学が行う第二次試験については、受験生の過重な負担とならないよう調査書の活用を図るとともに、学力検査の科目の減少に努めると。

三、受験生の第二志望をできるだけ生かす方途を考慮すること。

四、職業高校(課程)の卒業者が不利にならないよう第二次学力試験における代替科目の設定、推薦入学制度の活用等に努めること。

五、大学入試センターの運営については、高校関係者等広く世論が反映できるような組織を作るとともに、試験の円滑な実施を図るため入試センター及び各国立大学の入試の実施に関する体制の整備に努めること。

六、この入試制度の改善措置については、その実施結果を踏まえた見直しのため、適当な時期に国会に報告すること。

なお、私立大学における入試制度の改善の努力を期待するとともに、政府及び教育関係者は予想される業者テスト等の弊害の除去に格段の努力を払うべきである。

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、岩手大学に人文社会科学部を、富山大学及び高知大学に人文社会学部及び理学部を、広島大学に法学部及び経済学部を、鹿児島大学に歯学部を、九州芸術工科大学、大分大学及び琉球大学に大学院を、群馬大学及び名古屋大学に医療技術短期大学部をそれぞれ設置し、茨城大学及び愛知教育大学の養護教諭養成所を廃止し、生物科学総合研究機構及び大学入試センターを設置するとともに国立医科大学等の職員の定員に関する特例を定めようとするものであり、妥当な措置と認められたが、施行期日等について所要の修正を行った。

なお、別紙の附帯決議を行った。

一、費用
本法律案施行に要する経費として、昭和五十二年国立学校特別会計予算に三十億二千二百万円が計上されている。

昭和五十二年四月二十二日 参議院會議録第十号 国立学校設置法及び国立養護教諭養成所設置法の一部を改正する法律案
右決議する。
よつて国会法第八十三条により送付する。
昭和五十二年三月二十五日
衆議院議長 保利 茂
参議院議長 河野 謙三殿

国立学校設置法及び国立養護教諭養成所設置法の一部を改正する法律案
国立学校設置法及び国立養護教諭養成所設置法の一部を改正する法律案
右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

国立学校設置法及び国立養護教諭養成所設置法の一部を改正する法律案
国立学校設置法及び国立養護教諭養成所設置法の一部を改正する法律案
(国立学校設置法の一部改正)

第一条 国立学校設置法(昭和二十四年法律第百五十号)の一部を次のように改正する。

目次中「第三章の三 国立大学共同利用機関(第九条の二・第九条の三)」を「第三章の三 国立大学共同利用機関(第九条の二・第九条の三)」に改める。
第二章第一項中「第三章の三」の下に「及び第三章の四」を加える。
第三条第一項の表岩手大学の項中「教育学部」を「人文社会科学部」に改め、同表中

新潟大学	新潟県	人文学部	教育学部	理学部	医学部	歯学部	工学部	農学部	工学部	長岡技術科学大学
富山大学	富山県	教育学部	経済学部	工学部	医学部	薬学部	富山医科薬科大学			

新潟大学	新潟県	法文学部	教育学部	理学部	医学部	歯学部	工学部	農学部	工学部	長岡技術科学大学
富山大学	富山県	人文学部	教育学部	経済学部	理学部	工学部	富山医科薬科大学			

「人文社会科学部」に改め、同表中

め、同表広島大学の項中「政経学部」を「法学部」に改め、同表中

高知大学	高知県	人文学部	教育学部	理学部	農学部	医学部	高知医科大学
------	-----	------	------	-----	-----	-----	--------

に改め、同表鹿児島大学の項中「医学部」を「歯学部」に改め

高知大学	高知県	文理学部	教育学部	農学部	医学部	高知医科大学
------	-----	------	------	-----	-----	--------

第三条の二第一項中「九州大学」を「九州大学」「九州芸術工科大学」に、「熊本大学」を「熊本大学」に、「鹿児島大学」を「鹿児島大学」に改める。
第三条の三第二項の表中「群馬大学工業短期大学部」を「群馬大学」に改める。

群馬大学医療技術短期大学部	群馬県	群馬大学
---------------	-----	------

群馬大学	群馬県	群馬大学
------	-----	------

静岡大学法経短期大学部	静岡県	静岡大学
期期大学工業短期大学部	静岡県	静岡大学
名古屋大学医療技術短期大学部	愛知県	名古屋大学

に改める。

第三章の三中第九条の三の次に次の一条を加える。

第九條の四 国立大学における學術研究の發展に資するための国立大学の共同利用の機関として、基礎生物学及び生理学に関する総合研究を行い、かつ、国立大学の教員その他の者でこの機関の目的たる研究と同一の研究に従事するものに利用させるため、生物科学総合研究機構を置く。

2 生物科学総合研究機構に、基礎生物学に関する総合研究を行う基礎生物学研究所及び生

理学に関する総合研究を行う生理学研究所を置く。

3 生物科学総合研究機構は、愛知県に置く。

4 第九條の二第二項の規定は、生物科学総合研究機構について準用する。

第三章の三の次に次の一章を加える。

第三章の四 大学入試センター(大学入試センター)

第九條の五 国立大学の入学者の選抜に関し、共通第一次学力試験の問題の作成及び採点その他一括して処理することが適当な業務を行

うとともに、大学の入学者の選抜方法の改善に関する調査研究を行う機関として、大学入試センターを置く。

2 大学入試センターは、国立大学以外の大学の要請に応じて、当該大学の入学者の選抜に関する業務の実施に協力することができる。

3 大学入試センターは、東京都に置く。

4 第一項の共通第一次学力試験に関し必要な事項は、文部省令で定める。

附則中第三項以下を二項ずつ繰り下げ、第二項の次に次の二項を加える。

3 昭和四十八年度以後に設置された国立大学並びに同年度以後に国立大学に置かれた医学部及び歯学部で次に掲げるものに恒常的に置く必要がある職に充てるべき常勤の職員は、当分の間行政機関の職員の定員に関する法律(昭和四十四年法律第三十三号)第一条第一項の職員に含まないものとし、その定員は、六千四百三十三人とする。

旭川医科大学
山形大学医学部
筑波大学

長岡技術科学大学
富山医科薬科大学
浜松医科大学

豊橋技術科学大学
滋賀医科大学
島根医科大学

徳島大学歯学部
愛媛大学医学部
高知医科大学

佐賀医科大学
大分医科大学
宮崎医科大学

鹿兒島大学歯学部

4 特別の事情により前項の定員を緊急に増加する必要がある場合には、同項の規定にかかわらず、同項の定員に付加すべき定

員を、一年以内の期間を限り、政令で定めることができる。

(国立養護教諭養成所設置法の一部改正)

第二条 国立養護教諭養成所設置法(昭和四十年法律第十六号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項の表中茨城大学養護教諭養成所の項及び愛知教育大学養護教諭養成所の項を削る。

附則

(施行期日)

1 この法律は、昭和五十二年四月一日から施行する。ただし、第一条の規定中国立学校設置法第三条第一項の表鹿兒島大学の項及び第三条の第三項の改正規定は、同年十月一日から施行する。

(富山大学の文理学部等の存続に関する経過措置)

2 富山大学の文理学部、広島大学の政経学部及び高知大学の文理学部並びに茨城大学養護教諭養成所及び愛知教育大学養護教諭養成所は、この法律による改正後の国立学校設置法第三条第一項及び国立養護教諭養成所設置法第二条第二項の規定にかかわらず、昭和五十二年三月三十一日に当該学部又は養護教諭養成所に在学する者が当該学部又は養護教諭養成所に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。

(昭和四十八年度以後に設置された国立大学等の職員に関する経過措置)

3 昭和五十二年九月三十日までの間は、この法律による改正後の国立学校設置法附則第三項中「宮崎医科大学」とあるのは「宮崎医科大学」及び「鹿兒島大学歯学部」とあるのは「六千四百二十八人」とする。

(教育公務員特例法の一部改正)

4 教育公務員特例法(昭和二十四年法律第一号)の一部を次のように改正する。

第二十二條中「第三章の三に規定する機関の

長及び」を「第三章の三及び第三章の四に規定する機関の長(同法第九条の四第二項に規定する研究所の長を含む。)並びに」に、「もつぱら」を「専ら」に改める。

行政機関の職員の定員に関する法律の一部改正

5 行政機関の職員の定員に関する法律(昭和四十四年法律第三十三号)の一部を次のように改正する。

附則中第二項以下を一項ずつ繰り下げ、第一項の次に次の一項を加える。

(昭和四十八年度以後に設置された国立大学等の職員に関する暫定措置)

2 国立学校設置法(昭和二十四年法律第五十号)附則第三項の職員は、当分の間、第一条第一項の職員に含まないものとする。

(宮崎正雄君登壇、拍手)

○宮崎正雄君 たい、議題となりました法律案につきまして、文教委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、岩手大学外四大学に入学部を、九州芸術工科大学外二大学に大学院を、群馬大学外一大学に医療技術短期大学部を設置し、生物科学総合研究機構及び大学入試センターを新設するとともに、国立医科大学等の職員の定員に関する特例について定めようとするものであります。

委員会におきましては、第一に、現在大きな社会問題になっている入試準備教育の過熱状況の是正に資するため、新たに設けられる大学入試センターをめぐって熱心な質疑が行われました。すなわち、共通第一次試験は果たして入試改善に役立つのかという疑義を中心として、試験科目数の適否、受験生の負担増、予備選抜への利用の抑制、マークシート方式の制約、私立大学が参加しない理由及びその是非、一次試験と二次試験との関連、調査書の活用、二次志望の尊重、入試センターの管理運営及び事務処理体制の整備等の問題

について活発な質疑が行われました。なお、この問題に関しては、四月十二日及び十六日に国大協関係者等五人の参考人を招き、意見を聴取いたしました。

また、地方大学の充実、国立医科大学等の定員の特例措置、養護教諭及び看護婦の養成等の問題についても熱心な質疑が行われました。

これらの詳細は会議録によって御承知願いたいと存じます。

質疑を終わり、山崎委員より施行期日等についての修正案が提出されました。

討論もなく、採決の結果、修正案及び修正部分を除く原案は、いずれも全会一致をもって可決され、よって、本法律案は全会一致をもって修正議決すべきものと決定いたしました。

なお、松永委員より、入試準備教育の過熱状況を是正するための諸施策を一層推進するにとともに、当面の課題である国立大学の入試改善については、受験生の過重負担にならぬよう適切な試験を行うなど、慎重な配慮を要望する旨の附帯決議案が提出され、これまた全会一致をもって委員会の決議とすることに決定いたしました。

以上御報告申し上げます。(拍手)

○議長(河野三三君) これより採決をいたします。本案の委員長報告は修正議決報告でございます。

本案を委員長報告のとおり修正議決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(河野三三君) 総員起立と認めます。よって、本案は全会一致をもって委員長報告のとおり修正議決されました。

本日は、これにて散会いたします。

午後三時十七分散会

昭和五十二年四月二十二日 参議院會議録第十号 議長の報告事項

出席者は左のとおり。

議員

議長	河野 謙三君
副議長	前田佳都男君
太田 淳夫君	矢原 秀男君
下村 泰君	喜屋武眞榮君
相沢 武彦君	桑名 義治君
青島 幸男君	市川 房枝君
柄谷 道一君	塩出 啓典君
峯山 昭範君	阿部 憲一君
三治 重信君	安孫子藤吉君
藤原 房雄君	三木 忠雄君
上林繁次郎君	和田 春生君
平井 卓志君	寺下 岩藏君
内田 善利君	黒柳 明君
田代富士男君	木島 則夫君
鈴木 一弘君	柏原 ヤス君
中村 利次君	田淵 哲也君
宮崎 正雄君	二宮 文造君
白木義一郎君	小平 芳平君
向井 長年君	後藤 正夫君
高橋雄之助君	増田 盛君
佐々木 満君	望月 邦夫君
最上 進君	石破 二郎君
糸山英太郎君	大島 友治君
大鷹 淑子君	中村 登美君
原 文兵衛君	上條 勝久君
中西 一郎君	寺本 広作君
上田 稔君	小林 国司君
嶋崎 均君	西村 尚治君
内藤誓三郎君	岡本 悟君
長田 裕二君	綱島 直紹君
新谷寅三郎君	上原 正吉君
迫水 久常君	丸茂 重貞君
佃木 亨弘君	今泉 正二君
片山 正英君	河本嘉久蔵君
斎藤 十朗君	宮田 輝君
藤川 一秋君	福岡日出磨君

秦野 章君	夏目 忠雄君
水野 殿雄君	岡田 広君
亀井 久興君	佐藤 信二君
斎藤栄三郎君	坂野 重信君
山東 昭子君	井上 吉夫君
中村 太郎君	遠藤 要君
高橋 邦雄君	初村滝一郎君
中山 太郎君	久次米純太郎君
鈴木 省吾君	安田 隆明君
世耕 政隆君	江藤 智君
林田悠紀夫君	橋 直治君
加藤 武徳君	熊谷太三郎君
安井 謙君	吉武 恵市君
塚田十一郎君	増原 恵吉君
伊藤 五郎君	大谷藤之助君
有田 一寿君	矢田部 理君
案納 勝君	野末 陳平君
森下 昭司君	青木 薪次君
野田 哲君	对馬 幸且君
高橋 誉富君	戸塚 進也君
目黒今朝次郎君	浜本 万三君
赤桐 操君	大塚 喬君
神沢 浄君	藤井 丙午君
竹田 現照君	村田 秀三君
源田 実君	福井 勇君
杉山善太郎君	野口 忠夫君
和田 静夫君	藤田 正明君
小柳 勇君	安永 英雄君
吉田忠三郎君	志苦 裕君
福岡 知之君	近藤 忠孝君
山中 郁子君	秦 豊君
粕谷 照美君	片山 甚市君
小巻 敏雄君	安武 洋子君
内藤 功君	小山 一平君
寺田 熊雄君	佐々木静子君
神谷信之助君	上田 哲君
前川 日君	小笠原貞子君
立木 洋君	橋本 敦君

森 勝治君	川村 清一君	運輸委員	楠 正俊君
野々山一三君	波辺 武君	建設委員	柳田桃太郎君
塚田 大願君	久保 巨君	予算委員	戸塚 進也君
瀬谷 英行君	鶴園 哲夫君	同	桑 豊君
松永 忠二君	須藤 五郎君	同	森下 昭司君
岩間 正男君	阿貝根 登君	同	寺田 熊雄君
竹田 四郎君	河田 賢治君	同	下村 泰君
上田耕一郎君		同	堀内 俊夫君
内閣総理大臣	福田 赳夫君	同	喜屋武眞榮君
法務大臣	福田 一君	同	石本 茂君
外務大臣	鳩山威一郎君	同日議長において、	矢野 登君
大蔵大臣	坊 秀男君	同日議長において、	高橋雄之助君
文部大臣	海部 俊樹君	同日議長において、	安永 英雄君
厚生大臣	渡辺美智雄君	同日議長において、	稲嶺 一郎君
農林大臣	鈴木 善幸君	同日議長において、	木内 四郎君
通商産業大臣	田中 龍夫君	同日議長において、	田 英夫君
郵政大臣	小宮山重四郎君	同日議長において、	初村滝一郎君
労働大臣	石田 博英君	同日議長において、	柳田桃太郎君
国務大臣	藤田 正明君	同日議長において、	楠 正俊君
(総理府)総務長官		同日議長において、	佐藤 信二君
政府委員	大蔵省主計局次長	同日議長において、	遠藤 要君
	加藤 隆司君	同日議長において、	矢野 登君
	綿貫 民輔君	同日議長において、	赤桐 操君
		同日議長において、	福岡 知之君
		同日議長において、	戸田 菊雄君
		同日議長において、	喜屋武眞榮君
		同日議長において、	石本 茂君
		同日議長において、	下村 泰君
		同日議長において、	堀内 俊夫君
		同日議長において、	戸塚 進也君

議長の報告事項	去る十六日議長において、左の常任委員の辞任を許可した。
議長	河野 謙三君
副議長	前田佳都男君
議員	太田 淳夫君、下村 泰君、相沢 武彦君、青島 幸男君、柄谷 道一君、峯山 昭範君、三治 重信君、藤原 房雄君、上林繁次郎君、平井 卓志君、内田 善利君、田代富士男君、鈴木 一弘君、中村 利次君、宮崎 正雄君、白木義一郎君、向井 長年君、高橋雄之助君、佐々木 満君、最上 進君、糸山英太郎君、大鷹 淑子君、原 文兵衛君、中西 一郎君、上田 稔君、嶋崎 均君、内藤誓三郎君、長田 裕二君、新谷寅三郎君、迫水 久常君、佃木 亨弘君、片山 正英君、斎藤 十朗君、藤川 一秋君
議員	矢原 秀男君、喜屋武眞榮君、桑名 義治君、市川 房枝君、塩出 啓典君、阿部 憲一君、安孫子藤吉君、三木 忠雄君、和田 春生君、寺下 岩藏君、黒柳 明君、木島 則夫君、柏原 ヤス君、田淵 哲也君、二宮 文造君、小平 芳平君、後藤 正夫君、増田 盛君、望月 邦夫君、石破 二郎君、大島 友治君、中村 登美君、上條 勝久君、寺本 広作君、小林 国司君、西村 尚治君、岡本 悟君、綱島 直紹君、上原 正吉君、丸茂 重貞君、今泉 正二君、河本嘉久蔵君、宮田 輝君、福岡日出磨君
議員	秦野 章君、水野 殿雄君、亀井 久興君、斎藤栄三郎君、山東 昭子君、中村 太郎君、高橋 邦雄君、中山 太郎君、鈴木 省吾君、世耕 政隆君、林田悠紀夫君、加藤 武徳君、安井 謙君、塚田十一郎君、伊藤 五郎君、有田 一寿君、案納 勝君、森下 昭司君、野田 哲君、高橋 誉富君、目黒今朝次郎君、赤桐 操君、神沢 浄君、竹田 現照君、源田 実君、杉山善太郎君、和田 静夫君、小柳 勇君、吉田忠三郎君、福岡 知之君、山中 郁子君、粕谷 照美君、小巻 敏雄君、内藤 功君、寺田 熊雄君、神谷信之助君、前川 日君、立木 洋君
議員	夏目 忠雄君、岡田 広君、佐藤 信二君、坂野 重信君、井上 吉夫君、遠藤 要君、初村滝一郎君、久次米純太郎君、安田 隆明君、江藤 智君、橋 直治君、熊谷太三郎君、吉武 恵市君、増原 恵吉君、大谷藤之助君、矢田部 理君、野末 陳平君、青木 薪次君、对馬 幸且君、戸塚 進也君、浜本 万三君、大塚 喬君、藤井 丙午君、村田 秀三君、福井 勇君、野口 忠夫君、藤田 正明君、安永 英雄君、志苦 裕君、近藤 忠孝君、秦 豊君、片山 甚市君、安武 洋子君、小山 一平君、佐々木静子君、上田 哲君、小笠原貞子君、橋本 敦君
議員	森 勝治君、野々山一三君、塚田 大願君、瀬谷 英行君、松永 忠二君、岩間 正男君、竹田 四郎君、上田耕一郎君
議員	川村 清一君、波辺 武君、久保 巨君、鶴園 哲夫君、須藤 五郎君、阿貝根 登君、河田 賢治君
議員	福田 赳夫君、福田 一君、鳩山威一郎君、坊 秀男君、海部 俊樹君、渡辺美智雄君、鈴木 善幸君、田中 龍夫君、小宮山重四郎君、石田 博英君、藤田 正明君
議員	大蔵省主計局次長、加藤 隆司君、綿貫 民輔君
議員	木内 四郎君、田 英夫君、初村滝一郎君、高橋雄之助君、安永 英雄君、稲嶺 一郎君、遠藤 要君、佐藤 信二君
議員	楠 正俊君、柳田桃太郎君、戸塚 進也君、桑 豊君、森下 昭司君、寺田 熊雄君、下村 泰君、堀内 俊夫君、喜屋武眞榮君、石本 茂君、下村 泰君、堀内 俊夫君、戸塚 進也君

理事 柄谷 道一君(柄谷道一君の補欠)
同日左の内閣提出案を衆議院に送付した。

千九百七十一年七月二十四日にパリで改正され
た万国著作権条約及び関係諸議定書の締結につ
いて承認を求めの件

子に対する扶養義務の準拠法に関する条約の締
結について承認を求めの件

税関における物品の評価に関する条約の改正の
受諾について承認を求めの件

がん原性物質及びがん原性因子による職業性障
害の防止及び管理に関する条約(第百三十九号)

の締結について承認を求めの件
社債発行限度暫定措置法案

同日衆議院送付の左の内閣提出案を衆議院に回付
した。

証人等の被害についての給付に関する法律の一
部を改正する法律案

海上保安官の協力援助した者等の災害給付に関
する法律の一部を改正する法律案

同日本院は、衆議院送付の左の内閣提出案を可決
した旨衆議院に通知した。

昭和五十二年一般会計予算
昭和五十二年特別会計予算

昭和五十二年度政府関係機関予算
漁港法の一部を改正する法律案

松くい虫防除特別措置法案
石炭鉱業合理化臨時措置法等の一部を改正する
法律案

産炭地域における中小企業者についての中小企
業信用保険に関する特別措置等に関する法律の
一部を改正する法律案

炭鉱離職者臨時措置法の一部を改正する法律案
輸出保険法の一部を改正する法律案

貴金屬特別会計法を廃止する法律案
アジア開発銀行への加盟に伴う措置に関する法
律の一部を改正する法律案

同日本院は、左の衆議院提出案を可決した旨衆議
院に通知した。

国会議員互助年金法の一部を改正する法律案
国会における各会派に対する立法事務費の交付
に関する法律の一部を改正する法律案

同日国会において議決した左の予算を内閣に送付
し、その旨衆議院に通知した。

昭和五十二年一般会計予算
昭和五十二年特別会計予算

同日左の法律の公布を奏上し、その旨衆議院に通
知した。

漁港法の一部を改正する法律
松くい虫防除特別措置法

石炭鉱業合理化臨時措置法等の一部を改正する
法律

産炭地域における中小企業者についての中小企
業信用保険に関する特別措置等に関する法律の
一部を改正する法律

炭鉱離職者臨時措置法の一部を改正する法律
輸出保険法の一部を改正する法律

貴金屬特別会計法を廃止する法律
アジア開発銀行への加盟に伴う措置に関する法
律の一部を改正する法律

国会議員互助年金法の一部を改正する法律
国会における各会派に対する立法事務費の交付
に関する法律の一部を改正する法律

議院法制局法の一部を改正する法律
同日駐日インド大使を通じ同国上院議長より議長
宛、左の礼状を接受した。

私は遺族の方々、インドの国民及び政府を代表
して、故フランク・ディン・アリ・アームド大統
領の逝去に際し、閣下から送られた心暖まる
メッセージに対し衷心より感謝の意を表しま
す。閣下の御同情溢れるお言葉は、私たちに
つて大きな慰めとなりました。

去る十八日議長において、左の常任委員の辞任を
許可した。

通信委員
藤原 房雄君

建設委員
予算委員

同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指
名した。

通信委員
建設委員
予算委員

同日議長において、左の特別委員の辞任を許可し
た。

科学技術振興対策特別委員
同日議長において、特別委員の補欠を左の通り指
名した。

科学技術振興対策特別委員
同日衆議院から予備審査のため左の議案が送付さ
れた。よつて議長は即日これを委員会に付託した。

公営企業金庫公庫法の一部を改正する法律案
(小川新一郎君外三名提出)

地方行政委員会に付託
住宅保障法案(下平正一君外六名提出)

建設委員会に付託
同日議長は、左の議員提出案を予備審査のため衆
議院に送付した。

旧陸軍又は海軍の戦時衛生勤務に服した者に係
る恩給法の特例に関する法律案(片岡勝治君外
五名発議)

同日内閣総理大臣から議長宛、同日付をもつて文
部省体育局長安養寺重夫君は退職し、また同日付
をもつて文化庁次長柳川覺治君は文部省体育局長
に任命されたのでいづれもその政府委員としての
資格を失つた旨の通知書を受領した。

同日議長は内閣総理大臣宛、左の者を第八十回国
会政府委員に任命することを承認した旨回答し
た。

同日内閣総理大臣から議長宛、文部省体育局長柳
川覺治君(同日議長承認)を第八十回国会政府委員
に任命した旨の通知書を受領した。

去る十九日議長において、左の常任委員の辞任を
許可した。

地方行政委員
法務委員
外務委員

同日議長において、左の特別委員の辞任を許可し
た。

科学技術振興対策特別委員
同日議長において、特別委員の補欠を左の通り指
名した。

科学技術振興対策特別委員
同日衆議院から予備審査のため左の議案が送付さ
れた。よつて議長は即日これを委員会に付託した。

公営企業金庫公庫法の一部を改正する法律案
(小川新一郎君外三名提出)

地方行政委員会に付託
住宅保障法案(下平正一君外六名提出)

建設委員会に付託
同日議長は、左の議員提出案を予備審査のため衆
議院に送付した。

旧陸軍又は海軍の戦時衛生勤務に服した者に係
る恩給法の特例に関する法律案(片岡勝治君外
五名発議)

同日内閣総理大臣から議長宛、同日付をもつて文
部省体育局長安養寺重夫君は退職し、また同日付
をもつて文化庁次長柳川覺治君は文部省体育局長
に任命されたのでいづれもその政府委員としての
資格を失つた旨の通知書を受領した。

同日議長は内閣総理大臣宛、左の者を第八十回国
会政府委員に任命することを承認した旨回答し
た。

同日議長において、左の特別委員の辞任を許可し
た。

科学技術振興対策特別委員
同日議長において、特別委員の補欠を左の通り指
名した。

科学技術振興対策特別委員
同日衆議院から予備審査のため左の議案が送付さ
れた。よつて議長は即日これを委員会に付託した。

公営企業金庫公庫法の一部を改正する法律案
(小川新一郎君外三名提出)

地方行政委員会に付託
住宅保障法案(下平正一君外六名提出)

建設委員会に付託
同日議長は、左の議員提出案を予備審査のため衆
議院に送付した。

旧陸軍又は海軍の戦時衛生勤務に服した者に係
る恩給法の特例に関する法律案(片岡勝治君外
五名発議)

同日内閣総理大臣から議長宛、同日付をもつて文
部省体育局長安養寺重夫君は退職し、また同日付
をもつて文化庁次長柳川覺治君は文部省体育局長
に任命されたのでいづれもその政府委員としての
資格を失つた旨の通知書を受領した。

同日議長は内閣総理大臣宛、左の者を第八十回国
会政府委員に任命することを承認した旨回答し
た。

同日議長において、左の特別委員の辞任を許可し
た。

科学技術振興対策特別委員
同日議長において、特別委員の補欠を左の通り指
名した。

科学技術振興対策特別委員
同日衆議院から予備審査のため左の議案が送付さ
れた。よつて議長は即日これを委員会に付託した。

公営企業金庫公庫法の一部を改正する法律案
(小川新一郎君外三名提出)

地方行政委員会に付託
住宅保障法案(下平正一君外六名提出)

建設委員会に付託
同日議長は、左の議員提出案を予備審査のため衆
議院に送付した。

旧陸軍又は海軍の戦時衛生勤務に服した者に係
る恩給法の特例に関する法律案(片岡勝治君外
五名発議)

同日内閣総理大臣から議長宛、同日付をもつて文
部省体育局長安養寺重夫君は退職し、また同日付
をもつて文化庁次長柳川覺治君は文部省体育局長
に任命されたのでいづれもその政府委員としての
資格を失つた旨の通知書を受領した。

同日議長は内閣総理大臣宛、左の者を第八十回国
会政府委員に任命することを承認した旨回答し
た。

同日議長において、左の特別委員の辞任を許可し
た。

科学技術振興対策特別委員
同日議長において、特別委員の補欠を左の通り指
名した。

科学技術振興対策特別委員
同日衆議院から予備審査のため左の議案が送付さ
れた。よつて議長は即日これを委員会に付託した。

公営企業金庫公庫法の一部を改正する法律案
(小川新一郎君外三名提出)

地方行政委員会に付託
住宅保障法案(下平正一君外六名提出)

建設委員会に付託
同日議長は、左の議員提出案を予備審査のため衆
議院に送付した。

旧陸軍又は海軍の戦時衛生勤務に服した者に係
る恩給法の特例に関する法律案(片岡勝治君外
五名発議)

同日内閣総理大臣から議長宛、同日付をもつて文
部省体育局長安養寺重夫君は退職し、また同日付
をもつて文化庁次長柳川覺治君は文部省体育局長
に任命されたのでいづれもその政府委員としての
資格を失つた旨の通知書を受領した。

同日議長は内閣総理大臣宛、左の者を第八十回国
会政府委員に任命することを承認した旨回答し
た。

同日議長において、左の特別委員の辞任を許可し
た。

科学技術振興対策特別委員
同日議長において、特別委員の補欠を左の通り指
名した。

科学技術振興対策特別委員
同日衆議院から予備審査のため左の議案が送付さ
れた。よつて議長は即日これを委員会に付託した。

公営企業金庫公庫法の一部を改正する法律案
(小川新一郎君外三名提出)

通信委員	川野辺 静君	同	藤井 恒男君	沖繩の復帰に伴う特別措置に関する法律の一部を改正する法律案	昭和三十二年分所得税の特別減税の実施のための財政処理の特別措置に関する法律案	照表及び損益計算書並びにこれに関する説明書議決報告書
同	郡 祐一君	運輸委員	堀木 又三君	沖繩及び北方問題に関する特別委員会に付託	大蔵委員会に付託	農業改良助長法の一部を改正する法律案可決報告書
建設委員	森 勝治君	同	佐多 宗二君	同日内閣から予備審査のため左の議案が送付された。よつて議長は即日これを委員会に付託した。	同日衆議院から予備審査のため左の議案が送付された。よつて議長は即日これを法務委員会に付託した。	農業改良資金助成法の一部を改正する法律案可決報告書
同	堀内 俊夫君	同	藤井 丙午君	同日内閣から予備審査のため左の議案が送付された。よつて議長は即日これを委員会に付託した。	同日衆議院から予備審査のため左の議案が送付された。よつて議長は即日これを法務委員会に付託した。	同日内閣から左の答弁書を受領した。
予算委員	中村 太郎君	同	戸田 菊雄君	同日衆議院から予備審査のため左の議案が送付された。よつて議長は即日これを委員会に付託した。	同日衆議院から予備審査のため左の議案が送付された。よつて議長は即日これを法務委員会に付託した。	参議院議員小野明君提出教師が児童生徒の教育に専念し、行き届いた教育が行える条件の整備に関する質問に対する答弁書
同	喜屋武眞榮君	通信委員	宮田 輝君	同日衆議院から予備審査のため左の議案が送付された。よつて議長は即日これを委員会に付託した。	同日衆議院から予備審査のため左の議案が送付された。よつて議長は即日これを法務委員会に付託した。	同日衆議院議長から、左の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。
決算委員	竹田 現照君	同	堀内 俊夫君	同日衆議院から予備審査のため左の議案が送付された。よつて議長は即日これを委員会に付託した。	同日衆議院から予備審査のため左の議案が送付された。よつて議長は即日これを法務委員会に付託した。	証人等の被害についての給付に関する法律の一部を改正する法律
同	下村 泰君	建設委員	片山 甚市君	同日衆議院から予備審査のため左の議案が送付された。よつて議長は即日これを委員会に付託した。	同日衆議院から予備審査のため左の議案が送付された。よつて議長は即日これを法務委員会に付託した。	海上保安官に協力援助した者等の災害給付に関する法律の一部を改正する法律案
同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。	林田悠紀夫君	同	片山 正英君	同日衆議院から予備審査のため左の議案が送付された。よつて議長は即日これを委員会に付託した。	同日衆議院から予備審査のため左の議案が送付された。よつて議長は即日これを法務委員会に付託した。	同日内閣から、林業基本法第九條第一項の規定に基づき昭和五十一年度林業の動向に関する年次報告及び同法第九條第二項の規定に基づき昭和五十二年度において講じようとする林業施策についての文書を受領した。
地方行政委員	和田 静夫君	同	下村 泰君	同日衆議院から予備審査のため左の議案が送付された。よつて議長は即日これを委員会に付託した。	同日衆議院から予備審査のため左の議案が送付された。よつて議長は即日これを法務委員会に付託した。	一昨二十日議長において、左の常任委員の辞任を許可した。
法務委員	戸田 武君	同	鶴園 哲夫君	同日衆議院から予備審査のため左の議案が送付された。よつて議長は即日これを委員会に付託した。	同日衆議院から予備審査のため左の議案が送付された。よつて議長は即日これを法務委員会に付託した。	
同	糸山英太郎君	同	喜屋武眞榮君	同日衆議院から予備審査のため左の議案が送付された。よつて議長は即日これを委員会に付託した。	同日衆議院から予備審査のため左の議案が送付された。よつて議長は即日これを法務委員会に付託した。	
外務委員	藤川 一秋君	同	同日委員会において選任した理事は左の通りである。	同日衆議院から予備審査のため左の議案が送付された。よつて議長は即日これを委員会に付託した。	同日衆議院から予備審査のため左の議案が送付された。よつて議長は即日これを法務委員会に付託した。	
同	中村 太郎君	同	理事 小柳 勇君(戸田武君の補欠)	同日衆議院から予備審査のため左の議案が送付された。よつて議長は即日これを委員会に付託した。	同日衆議院から予備審査のため左の議案が送付された。よつて議長は即日これを法務委員会に付託した。	
同(国会法第四十二条第三項の規定によるもの)	小柳 勇君	同	同日衆議院から予備審査のため左の議案が送付された。よつて議長は即日これを委員会に付託した。	同日衆議院から予備審査のため左の議案が送付された。よつて議長は即日これを法務委員会に付託した。	同日衆議院から予備審査のため左の議案が送付された。よつて議長は即日これを法務委員会に付託した。	
同	安永 英雄君	同	同日衆議院から予備審査のため左の議案が送付された。よつて議長は即日これを委員会に付託した。	同日衆議院から予備審査のため左の議案が送付された。よつて議長は即日これを法務委員会に付託した。	同日衆議院から予備審査のため左の議案が送付された。よつて議長は即日これを法務委員会に付託した。	
同	対馬 孝且君	同	同日衆議院から予備審査のため左の議案が送付された。よつて議長は即日これを委員会に付託した。	同日衆議院から予備審査のため左の議案が送付された。よつて議長は即日これを法務委員会に付託した。	同日衆議院から予備審査のため左の議案が送付された。よつて議長は即日これを法務委員会に付託した。	
同	小野 明君	同	同日衆議院から予備審査のため左の議案が送付された。よつて議長は即日これを委員会に付託した。	同日衆議院から予備審査のため左の議案が送付された。よつて議長は即日これを法務委員会に付託した。	同日衆議院から予備審査のため左の議案が送付された。よつて議長は即日これを法務委員会に付託した。	
同	伊藤 五郎君	同	同日衆議院から予備審査のため左の議案が送付された。よつて議長は即日これを委員会に付託した。	同日衆議院から予備審査のため左の議案が送付された。よつて議長は即日これを法務委員会に付託した。	同日衆議院から予備審査のため左の議案が送付された。よつて議長は即日これを法務委員会に付託した。	
同	木内 四郎君	同	同日衆議院から予備審査のため左の議案が送付された。よつて議長は即日これを委員会に付託した。	同日衆議院から予備審査のため左の議案が送付された。よつて議長は即日これを法務委員会に付託した。	同日衆議院から予備審査のため左の議案が送付された。よつて議長は即日これを法務委員会に付託した。	
同	川野辺 静君	同	同日衆議院から予備審査のため左の議案が送付された。よつて議長は即日これを委員会に付託した。	同日衆議院から予備審査のため左の議案が送付された。よつて議長は即日これを法務委員会に付託した。	同日衆議院から予備審査のため左の議案が送付された。よつて議長は即日これを法務委員会に付託した。	
同	山崎 昇君	同	同日衆議院から予備審査のため左の議案が送付された。よつて議長は即日これを委員会に付託した。	同日衆議院から予備審査のため左の議案が送付された。よつて議長は即日これを法務委員会に付託した。	同日衆議院から予備審査のため左の議案が送付された。よつて議長は即日これを法務委員会に付託した。	
同	永野 嚴雄君	同	同日衆議院から予備審査のため左の議案が送付された。よつて議長は即日これを委員会に付託した。	同日衆議院から予備審査のため左の議案が送付された。よつて議長は即日これを法務委員会に付託した。	同日衆議院から予備審査のため左の議案が送付された。よつて議長は即日これを法務委員会に付託した。	
同	久保 巨君	同	同日衆議院から予備審査のため左の議案が送付された。よつて議長は即日これを委員会に付託した。	同日衆議院から予備審査のため左の議案が送付された。よつて議長は即日これを法務委員会に付託した。	同日衆議院から予備審査のため左の議案が送付された。よつて議長は即日これを法務委員会に付託した。	
同	岩上 妙子君	同	同日衆議院から予備審査のため左の議案が送付された。よつて議長は即日これを委員会に付託した。	同日衆議院から予備審査のため左の議案が送付された。よつて議長は即日これを法務委員会に付託した。	同日衆議院から予備審査のため左の議案が送付された。よつて議長は即日これを法務委員会に付託した。	
同	森 勝治君	同	同日衆議院から予備審査のため左の議案が送付された。よつて議長は即日これを委員会に付託した。	同日衆議院から予備審査のため左の議案が送付された。よつて議長は即日これを法務委員会に付託した。	同日衆議院から予備審査のため左の議案が送付された。よつて議長は即日これを法務委員会に付託した。	
同	目黒今朝次郎君	同	同日衆議院から予備審査のため左の議案が送付された。よつて議長は即日これを委員会に付託した。	同日衆議院から予備審査のため左の議案が送付された。よつて議長は即日これを法務委員会に付託した。	同日衆議院から予備審査のため左の議案が送付された。よつて議長は即日これを法務委員会に付託した。	
同	佐々木 満君	同	同日衆議院から予備審査のため左の議案が送付された。よつて議長は即日これを委員会に付託した。	同日衆議院から予備審査のため左の議案が送付された。よつて議長は即日これを法務委員会に付託した。	同日衆議院から予備審査のため左の議案が送付された。よつて議長は即日これを法務委員会に付託した。	
同	佐藤 信二君	同	同日衆議院から予備審査のため左の議案が送付された。よつて議長は即日これを委員会に付託した。	同日衆議院から予備審査のため左の議案が送付された。よつて議長は即日これを法務委員会に付託した。	同日衆議院から予備審査のため左の議案が送付された。よつて議長は即日これを法務委員会に付託した。	
同	福井 勇君	同	同日衆議院から予備審査のため左の議案が送付された。よつて議長は即日これを委員会に付託した。	同日衆議院から予備審査のため左の議案が送付された。よつて議長は即日これを法務委員会に付託した。	同日衆議院から予備審査のため左の議案が送付された。よつて議長は即日これを法務委員会に付託した。	
同	斎藤三郎君	同	同日衆議院から予備審査のため左の議案が送付された。よつて議長は即日これを委員会に付託した。	同日衆議院から予備審査のため左の議案が送付された。よつて議長は即日これを法務委員会に付託した。	同日衆議院から予備審査のため左の議案が送付された。よつて議長は即日これを法務委員会に付託した。	
同	向井 長年君	同	同日衆議院から予備審査のため左の議案が送付された。よつて議長は即日これを委員会に付託した。	同日衆議院から予備審査のため左の議案が送付された。よつて議長は即日これを法務委員会に付託した。	同日衆議院から予備審査のため左の議案が送付された。よつて議長は即日これを法務委員会に付託した。	
同	金井 元彦君	同	同日衆議院から予備審査のため左の議案が送付された。よつて議長は即日これを委員会に付託した。	同日衆議院から予備審査のため左の議案が送付された。よつて議長は即日これを法務委員会に付託した。	同日衆議院から予備審査のため左の議案が送付された。よつて議長は即日これを法務委員会に付託した。	
同	坂元 親男君	同	同日衆議院から予備審査のため左の議案が送付された。よつて議長は即日これを委員会に付託した。	同日衆議院から予備審査のため左の議案が送付された。よつて議長は即日これを法務委員会に付託した。	同日衆議院から予備審査のため左の議案が送付された。よつて議長は即日これを法務委員会に付託した。	
同	田 英夫君	同	同日衆議院から予備審査のため左の議案が送付された。よつて議長は即日これを委員会に付託した。	同日衆議院から予備審査のため左の議案が送付された。よつて議長は即日これを法務委員会に付託した。	同日衆議院から予備審査のため左の議案が送付された。よつて議長は即日これを法務委員会に付託した。	

内閣委員	秦 豊君	同	三治 重信君	川野辺 静君	同	藤川 一秋君
地方行政委員	林田悠紀夫君 和田 静夫君	同 同日議長において、 常任委員の補欠を左の通り指 名した。	片山 正英君	郡 祐一君	同	岩本 政一君
法務委員	岩本 政一君	同	藤田 進君	森 勝治君	同	久保田藤麿君
外務委員	戸叶 武君	同	金井 元彦君	堀内 俊夫君	同	志村 愛子君
同	中村 太郎君	同	山崎 昇君	田淵 哲也君	同	内藤登三郎君
同	藤川 一秋君	同	坂野 重信君	中村 太郎君	同	宮之原貞光君
同	糸山英太郎君	同	安永 英雄君	同日委員会において選任した理事は左の通りであ る。	同	鈴木美枝子君
同	対馬 孝且君	同	矢野 登君	理事 遠藤 要君 (遠藤要君の補欠)	同	小野 明君
同	安永 英雄君	同	木内 四郎君	理事 峯山 昭範君 (峯山昭範君の補欠)	同	秋山 長造君
同	小野 明君	同	伊藤 五郎君	同日衆議院から予備審査のため左の議案が送付さ れた。よつて議長は即日これを大蔵委員会に付託 した。	同	今泉 正二君
同	田淵 哲也君	同	田 英夫君	昭和三十二年分所得税の特別減税のための臨時 措置法案(大蔵委員長提出)	同	柄谷 道一君
同	川野辺 静君	同	戸叶 武君	同日議長は、内閣から予備審査のため送付された 左の議案を社会労働委員会に付託した。 国民年金法等の一部を改正する法律案 昨二十一日議長において、左の常任委員の辞任を 許可した。	同	大島 友治君
同	伊藤 五郎君	同	久保 百君	同日議長は、内閣から予備審査のため送付された 左の議案を社会労働委員会に付託した。 国民年金法等の一部を改正する法律案 昨二十一日議長において、左の常任委員の辞任を 許可した。	同	岩上 妙子君
同	坂野 重信君	同	和田 春生君	同日議長は、内閣から予備審査のため送付された 左の議案を社会労働委員会に付託した。 国民年金法等の一部を改正する法律案 昨二十一日議長において、左の常任委員の辞任を 許可した。	同	粕谷 照美君
同	山崎 昇君	同	藤川 一秋君	同日議長は、内閣から予備審査のため送付された 左の議案を社会労働委員会に付託した。 国民年金法等の一部を改正する法律案 昨二十一日議長において、左の常任委員の辞任を 許可した。	同	三治 重信君
同	永野 嚴雄君	同	糸山英太郎君	同日議長は、内閣から予備審査のため送付された 左の議案を社会労働委員会に付託した。 国民年金法等の一部を改正する法律案 昨二十一日議長において、左の常任委員の辞任を 許可した。	同	江藤 信二君
同	久保 巨君	同	宮田 輝君	同日議長は、内閣から予備審査のため送付された 左の議案を社会労働委員会に付託した。 国民年金法等の一部を改正する法律案 昨二十一日議長において、左の常任委員の辞任を 許可した。	同	佐藤 信二君
同	岩上 妙子君	同	和田 静夫君	同日議長は、内閣から予備審査のため送付された 左の議案を社会労働委員会に付託した。 国民年金法等の一部を改正する法律案 昨二十一日議長において、左の常任委員の辞任を 許可した。	同	永野 嚴雄君
同	森 勝治君	同	藤井 丙午君	同日議長は、内閣から予備審査のため送付された 左の議案を社会労働委員会に付託した。 国民年金法等の一部を改正する法律案 昨二十一日議長において、左の常任委員の辞任を 許可した。	同	福井 勇君
同	斎藤栄三郎君	同	小野 明君	同日議長は、内閣から予備審査のため送付された 左の議案を社会労働委員会に付託した。 国民年金法等の一部を改正する法律案 昨二十一日議長において、左の常任委員の辞任を 許可した。	同	桑 豊君
同	佐々木 満君	同	藤田 進君	同日議長は、内閣から予備審査のため送付された 左の議案を社会労働委員会に付託した。 国民年金法等の一部を改正する法律案 昨二十一日議長において、左の常任委員の辞任を 許可した。	同	向井 長年君
同	福井 勇君	同	片山 甚市君	同日議長は、内閣から予備審査のため送付された 左の議案を社会労働委員会に付託した。 国民年金法等の一部を改正する法律案 昨二十一日議長において、左の常任委員の辞任を 許可した。	同	棚辺 四郎君
同	佐藤 信二君	同	坂元 親男君	同日議長は、内閣から予備審査のため送付された 左の議案を社会労働委員会に付託した。 国民年金法等の一部を改正する法律案 昨二十一日議長において、左の常任委員の辞任を 許可した。	同	矢原 秀男君
同	向井 長年君	同	岩上 妙子君	同日議長は、内閣から予備審査のため送付された 左の議案を社会労働委員会に付託した。 国民年金法等の一部を改正する法律案 昨二十一日議長において、左の常任委員の辞任を 許可した。	同	遠藤 要君
同	金井 元彦君	同	佐多 宗二君	同日議長は、内閣から予備審査のため送付された 左の議案を社会労働委員会に付託した。 国民年金法等の一部を改正する法律案 昨二十一日議長において、左の常任委員の辞任を 許可した。	同	望月 邦夫君
同	坂元 親男君	同	堀木 又三君	同日議長は、内閣から予備審査のため送付された 左の議案を社会労働委員会に付託した。 国民年金法等の一部を改正する法律案 昨二十一日議長において、左の常任委員の辞任を 許可した。	同	赤桐 操君
同	田 英夫君	同	三治 重信君	同日議長は、内閣から予備審査のため送付された 左の議案を社会労働委員会に付託した。 国民年金法等の一部を改正する法律案 昨二十一日議長において、左の常任委員の辞任を 許可した。	同	藤原 房雄君
同	藤井 丙午君	同	林田悠紀夫君	同日議長は、内閣から予備審査のため送付された 左の議案を社会労働委員会に付託した。 国民年金法等の一部を改正する法律案 昨二十一日議長において、左の常任委員の辞任を 許可した。	同	田淵 哲也君
同	堀木 又三君	同	斎藤栄三郎君	同日議長は、内閣から予備審査のため送付された 左の議案を社会労働委員会に付託した。 国民年金法等の一部を改正する法律案 昨二十一日議長において、左の常任委員の辞任を 許可した。	同	小柳 勇君
同	佐多 宗二君	同	対馬 孝且君	同日議長は、内閣から予備審査のため送付された 左の議案を社会労働委員会に付託した。 国民年金法等の一部を改正する法律案 昨二十一日議長において、左の常任委員の辞任を 許可した。	同	鶴園 哲夫君
同	藤田 進君	同	永野 嚴雄君	同日議長は、内閣から予備審査のため送付された 左の議案を社会労働委員会に付託した。 国民年金法等の一部を改正する法律案 昨二十一日議長において、左の常任委員の辞任を 許可した。	同	加瀬 完君
同	和田 春生君	同	佐藤 信二君	同日議長は、内閣から予備審査のため送付された 左の議案を社会労働委員会に付託した。 国民年金法等の一部を改正する法律案 昨二十一日議長において、左の常任委員の辞任を 許可した。	同	同日議長において、 常任委員の補欠を左の通り指 名した。
同	宮田 輝君	同	久保 百君	同日議長は、内閣から予備審査のため送付された 左の議案を社会労働委員会に付託した。 国民年金法等の一部を改正する法律案 昨二十一日議長において、左の常任委員の辞任を 許可した。	同	江藤 智君
同	堀内 俊夫君	同	和田 春生君	同日議長は、内閣から予備審査のため送付された 左の議案を社会労働委員会に付託した。 国民年金法等の一部を改正する法律案 昨二十一日議長において、左の常任委員の辞任を 許可した。	同	大島 友治君
同	片山 甚市君	同	宮田 輝君	同日議長は、内閣から予備審査のため送付された 左の議案を社会労働委員会に付託した。 国民年金法等の一部を改正する法律案 昨二十一日議長において、左の常任委員の辞任を 許可した。	同	桑 豊君
同	那 祐一君	同	河本嘉久蔵君	同日議長は、内閣から予備審査のため送付された 左の議案を社会労働委員会に付託した。 国民年金法等の一部を改正する法律案 昨二十一日議長において、左の常任委員の辞任を 許可した。	同	竹田 四郎君
建設委員	同	同	大蔵委員	同日議長は、内閣から予備審査のため送付された 左の議案を社会労働委員会に付託した。 国民年金法等の一部を改正する法律案 昨二十一日議長において、左の常任委員の辞任を 許可した。	同	同

昭和五十二年四月二十二日 参議院会議録第十号 議長の報告事項

同	柄谷 道一君
同	宮田 輝君
同	河本嘉久蔵君
同	藤川 一秋君
同	岩本 政一君
同	鈴木美枝子君
同	矢原 秀男君
同	望月 邦夫君
同	坂野 重信君
同	宮之原貞光君
同	田淵 哲也君
同	石本 茂君
同	塩見 俊二君
同	町村 金五君
同	木内 四郎君
同	片岡 勝治君
同	佐藤 信二君
同	永野 殿雄君
同	福井 勇君
同	久保 巨君
同	安永 英雄君
同	赤桐 操君
同	粕谷 照美君
同	遠藤 要君
同	中村 利次君
同	八木 一郎君
同	棚辺 四郎君
同	秋山 長造君
同	向井 長年君
同	林 道君
同	久保田藤麿君
同	志村 愛子君
同	内藤三郎君
同	藤田 進君
同	和田 春生君
同	岩上 妙子君
同	藤原 房雄君
同	今泉 正二君

同 二木 謙吾君
同 小野 明君
同 宮崎 正義君
同 三治 重信君
同 加瀬 完君
同 竹田 現昭君
同 小柳 勇君
同日委員会において選任した理事は左の通りである。
内閣委員会 豊君(秦豊君の補欠)
理事 秦 豊君(秦豊君の補欠)
社会労働委員会 理事 佐々木 満君(佐々木満君の補欠)
同日議員から左の議案が提出された。よつて議長は即日これを社会労働委員会に付託した。
戦時災害援護法案(片山甚市君外二名発議)
同日衆議院から左の議案が提出された。よつて議長は即日これを大蔵委員会に付託した。
昭和五十一年分所得税の特別減税のための臨時措置法案
同日衆議院から同院において修正議決した左の内閣提出案を受領した。
昭和五十二年度の公債の発行の特例に関する法律案
同日衆議院から左の内閣提出案を受領した。
海上衝突予防法案
同日衆議院から左の内閣提出案を受領した。よつて議長は即日これを委員会に付託した。
地方交付税法の一部を改正する法律案
地方行政委員会に付託
日本国とオーストラリアとの間の友好協力基本条約の締結について承認を求めの件
日本国とカナダとの間の文化協定の締結について承認を求めの件
外務委員会に付託
昭和五十一年分所得税の特別減税の実施のための財政処理の特別措置に関する法律案
大蔵委員会に付託

郵便貯金法の一部を改正する法律案
簡易生命保険法の一部を改正する法律案
通信委員会に付託
国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律案
公職選挙法改正に関する特別委員会に付託
同日内閣から予備審査のため左の議案が送付された。よつて議長は即日これを社会労働委員会に付託した。
漁業水域に関する暫定措置法案
同日衆議院から予備審査のため左の議案が送付された。よつて議長は即日これを社会労働委員会に付託した。
原子爆弾被爆者等援護法案(大原亨君外六名提出)
同日委員長から左の報告書が提出された。
沖繩の弁護士資格者等に対する本邦の弁護士資格等の付与に関する特別措置法の一部を改正する法律案可決報告書
千九百七十二年の海上における衝突の予防のための国際規則に関する条約の締結について承認を求めの件議決報告書
恩給法等の一部を改正する法律案可決報告書
国立学校設置法及び国立養護教諭養成所設置法の一部を改正する法律案修正議決報告書

今日、教育関係者すべてが力を合わせて、学校教育の本来の役割の回復とその質的充実に取り組み、児童生徒の教育を受ける権利(学習権)を実質的に保障し、国民・父兄の学校教育に対する信頼を回復することが急務といわなければならない。そのためには、まず何よりも教師自らの自主的な努力と熱意こそが要請され、これを期待しなければならぬ。しかしながら、現状は教師のこの努力を行い難い条件やむしろこれを阻害している条件が余りにも多い。これら条件の改善は教育行政当局に課せられた最も重要な責任といわなければならない。
またこの行政当局の努力が教師の自主的な努力と熱意に結びつくものといえよう。
かかる見地から、以下の諸点について政府の見解をたずねるものである。
一 管理社会化している学校の改革について
(一) 昭和三十年代から始まった学校管理規則の制定、校長・教頭の管理職化、教員に対する勤務評定の実施、学習指導要領の法的拘束性の付与等によつて、年々学校における管理体制が強化され、文部省・教委・校長・教頭・一般教員といったピラミッド型の教育体制と教育の国家統制ができ上がり、学校の管理社会化と教師の公務員としての官僚化が進み、上命下服の権力的な社会が実現した。
また、このことは教師の子どもの管理化と学校教育の画一化をもたらすに至っている。
おおよそ、教育の現場は、教師の自由と自主性が不可欠であり、その理解と協調を基礎とした明るくのびのびとした教育環境でなければならぬ。
したがつて、わが国の学校教育を生き生き

参議院議長 河野 謙三殿

小野 明

としたものにするためには、学校の管理社会を是正することが急務である。

そこで、政府は学校のこの実態をどう認識し、今後どう対処する積りか伺いたい。

(一) 校長、教頭への「出世志向」が強いことが学校の管理社会化と密接に結びついており、教師の子どもの教育よりも出世をめざす姿勢を助長することになっている。この背景に、現在の階層的な給与体系があることを否定することはできない。

(二) したがって、今後教員の給与体系を教育専門職にふさわしいものに改革することが急務と考えるが、政府は教員の給与体系についてどうあるべきものと考えているか、またそのあり方について早急に再検討する考えはないか伺いたい。

(三) 教育の現場は、本来規則や命令が支配してはならず、教師の自由と自主性を基礎とする教育の論理によつて運営されなければならないにもかかわらず、現在の学校においては余りにも法規による権力的な管理が重視され、いわば法律万能主義に陥っている。管理職試験や校長、教頭等の研修会において、教育法規、管理面を重視するあり方がこのことを助長している面が強い。政府は、この実態をどう認識し、どう改善を図つてゆく積りか伺いたい。

(四) 近年いわゆる大規模校が増加し、五十人以上の多数の教職員をかかえる学校が都市においては極めて多くなっている。この大規模校化が児童生徒の教育にさまざまな障害をもたらしているのみならず、学校の管理社会化を助長し、教師の一致協力した指導を阻害している面を無視することはできない。これは、学校の適正規模について軽視してきたこれまでの教育行政に主として起因するものであり、今後学校の適正規模化にどう取り組む積りか伺いたい。

(四) 今日問題となっている主任手当の支給は、学校における管理強化につながるものであり、学校の管理社会化の是正に逆行するものである。しかも、教育関係者全員が一致協力して学校教育に対する信頼回復に取り組みなければならぬときに、むしろ教育界における不信、対立を深めるものである。

(五) したがって、本問題をひとまず凍結して、学校内及び教師と教育行政側との協力関係を強化することが急務と考えるが、政府はひとまず一般職給与法改正案のうち、主任手当の支給に連動する部分を撤回する考えはないか伺いたい。

二 教師が児童生徒の教育、指導に専念できる条件の整備について
(一) 現在、教師は余りにも本来の教育・指導以外の管理、教務事務、学級経理事務、保健衛生事務、給食事務、P.T.A関係事務等多様な事務の負担を余儀無くされている。

したがって、養護教諭、事務職員等の速やかな増員等を図ることによつて、教師が教育・指導に専念できる条件の整備に努める必要がある。しかも、政府は昭和五十一年度以来これら教職員増員計画の実施を繰り延べていることは極めて不当といわなければならぬ。

そこで、養護教諭及び事務職員について、それぞれの配置率の現状、学校規模別必要数及び今後の充足計画に関する政府の方針について伺いたい。また、来年度においては、昭和五十一年、五十二年度に繰り延べた人員の速やかな充足を図るべきと考えるが政府の方針を伺いたい。

(二) 現在、教師は学校給食に関する指導(給食の準備、食事中における食事作法等の指導、後片付けの指導等)のため、十分に昼休みの休息がとれない状況に置かれている。しかし、極めて精神的緊張を要する教師が

教育に専念し、充実した教育を行うためには、十分な昼の休憩時間(くつろぎ、授業準備、教師間の意見交換、子どもとの遊び等)を確保することは極めて重要なことである。

したがって、学校給食のあり方についてこのような実態に即して再検討し、望ましいあり方を確立すべき時期に来ているものと考える。とくに、学校栄養士の増員や食堂の設置等その整備促進を図るべきと考えるが、政府の今後の方針について伺いたい。

(三) 近年、校舎の鉄筋化、校庭の過密、子どもへの体力不足等によつて、学校管理下における災害が増加しつつあり、学校の責任をめぐつて父兄と学校との間にトラブルがたえず起こるに至っている。このことが教師の教育活動を消極的にし、ことなかれ主義を助長している面がある。

したがって、教師が安心して教育に打ち込めるように「学校災害保障制度(仮称)の創設を検討すべき時期に来ている」と考えるが、政府の見解について伺いたい。

三 児童生徒に行き届いた教育ができる条件の整備について
(一) ひとりひとりの子どもに行き届いた教育(おちこぼれた子どもに対する「治療教育」を含む)を保障するためには、学級編制基準の改善等によつて教職員定数の増加を図ることが何よりも肝要である。しかるに、現行の学級四十五人の学級編制基準(行き届いた教

育は不可能)は昭和三十八年の法改正以来据え置かれたままであり、さらに昭和五十一年、五十二年の両年度においては第四次教職員定数改善計画実施の繰り延べさへ行われており、極めて不当な措置といわなければならぬ。

したがって、来年度においてはこの繰り延べ人員の充足を図るとともに、昭和五十四年度においては学級編制基準の引き下げ等大幅な教職員定数の改善計画を発足させるべきと考えるが、政府の明確な方針を伺いたい。

(二) 社会の複雑高度化と学問の進歩等によつて教育の内容・方法の高度化が著しい現在、一教師が全教科について自信を持つて教育に当たることは極めて困難である。したがって、小学校における全教科担任制について再検討(一挙に専科教員制の採用は無理としても、例えば文科系、理科系及び芸術・体育系等に分つて担当することなど)する時期に来ていると思うが、政府の見解を伺いたい。

また、現在小学校において全教科担任制以外の方法を採用している学校の状況とその評価について伺いたい。

(三) 中学校における免許外担任の状況と今後の対策について伺いたい。

(四) 教職員の週休二日制については、労働再生産のための休息という一般的な観点からだけでなく、不断に要請される自己研修の時間の確保の観点からも重要視し、その制度化を促進する必要がある。

昭和五十一年四月二十二日 参議院会議録第十号

質問主意書及び答弁書

(四) 近年研修のために必要な図書・雑誌等の刊行が激増し、しかも高額であるため、これをすべて私費による購入に期待することは無理である。

(五) したがって、学校内に教職員が共通に利用できる図書資料の整備、当面私費による購入が難かしいような高価、大部又は資料的な図書資料の整備に取り組むべきと考えるが、学校における教師のための図書資料の整備の現状と今後この整備促進に取り組む考えがあるか伺いたい。

(六) 旧態依然たる学校建築について根本的に検討すべき時期に來ていると考えるが、現在の事務室的な職員室のあり方についても、教職員の休養と研修の場によさわしいあり方に改善することを検討すべきであり、政府の見解を伺いたい。

四 教師が自主性を発揮しやすい条件の整備について

(一) 現在指導主事等による学習指導要領に基づく指導行政が余りに画一的で硬直化しているため、教師の自主的な教育の創造を阻害する傾向があり、また人事行政と結びついて校長、教員等のことなかれ主義を助長する傾向がある。

(二) したがって、この現状を是正する必要があるが、政府はこの現状をどう認識し、どう改善してゆく積りか伺いたい。

(三) 現行の教科書の検定制度及び採択制度が教師の意欲を阻害する役割を果たしており、ひとりひとりの教師が教科書に関心をもち、その採択にかかわることが出来る制度に改革すべきものと考えるが、政府は現行制度を改める考えはないか伺いたい。

(四) 個々の父兄のエゴに基づく教育要求と当該教師に対してではなく直接校長又は教育委員会を通じて圧力をかける要求の仕方、さらに

はこれを受けてことなかれ主義又は権力主義的に対応する校長、教育委員会の姿勢が教師のことなかれ主義や校長等に対する不信を助長している面がある。

(五) したがって、教育委員会及び校長が教師を信頼して、まず教師と父兄との話し合いにゆだねる姿勢をとると同時に、教師の自主的努力を支え、励ます態度に転換することが教師の意欲と教師、父兄間の信頼関係を増大させることになると思うが、政府の現状認識と基本的な考え方を伺いたい。なお、PTAのあり方についても、教師と父兄が子どもの教育について十分に話し合える場とするように、その改革に取り組むべきと考えるが、政府の考え方を伺いたい。

五 公立文教施設の整備等教育諸条件の整備について

(一) ①児童生徒急増市町村における不足教室・仮設校舎の解消、②危険対策対象範囲の拡大による危険校舎の全面解消、③屋内運動場・水泳プール未保有校の解消、④特殊教育拡充計画に基づく特殊教育諸学校の整備、⑤幼稚園教育振興計画に基づく幼稚園の整備等について、その速やかな実現を図ることが、国民・父兄の学校教育への信頼を回復し、児童生徒に充実した教育を保障するために極めて重要である。

(二) 右各項目について、それぞれ具体的に政府の方針、計画を明確に示されたい。

(三) 高等学校新増設に対する国庫補助を大幅に増額するとともに、用地費補助制度を創設すべきものと考えるが、政府の今後の方針について伺いたい。

(四) 校舎等の学校建築物は、単に便利、安全であるだけでなく、生き生きとした、落ち着いた豊かなものであり、また地域社会に開かれたものでなければならぬが、現状は余りにも安上がり、画一的であつて、数十年來殆ん

ど変っていない。

(五) したがって、将来の教育の方法・内容の變化を見通して学校建築物の望ましいあり方について調査研究を進め、その実現を期すべきであるが、政府、地方公共団体における調査研究の現状と今後の方針について伺いたい。

(六) 準義務教育化している幼稚園教育及び高等学校教育における国公立学校と私立学校の父兄負担の格差の是正を図ることは現下の急務であるが、政府の今後の具体的な方針について伺いたい。

六 その他

(一) 教育の現状について、各種の調査等に基づいてさまざまなことがいわれ、国民の教育の現状に関する認識がこれに左右される傾向がある。しかし、これらは必ずしも十分に科学的な調査に基づいたものとはいえない。国民が教育の現状について正しい認識を持つと同時に、国等が適切な文教行政を行うためには、あらゆる教育の現状について科学的な調査結果を持つことが不可欠である。

(二) したがって、大学、研究所等の研究者に委託等を(国自らが調査を実施することは必ずしも適当でない)として、教育の実情について総合的な科学的調査を推進すべきものと考えるが、政府の見解を伺いたい。

(三) 教師の専門性を高めるためには、広汎な教師・研究者の実践や研究の成果の交換、相互批判が不可欠であり、民間におけるこれら情報提供、交換システムの整備充実について国等の援助(財政援助以外に干渉すべきではない)が必要と考えるが、見解を伺いたい。

(四) 国立大学附属学校が本来の実験学校としての役割を果たすようその改革を図るべきであるが、政府はその実現のためにどのように努力しているか伺いたい。

等のピケに際して、大塚勝清福岡県教組委員長ほか三名が逮捕された場合は手錠が使用された。これに対して、三月三日、「新右翼」に属するY P体制打倒青年同盟が経団連会館を襲った際、逮捕された野村秋介等については手錠が使用されなかった。

これは、警察権の行使として極めて均衡を失するばかりでなく、警察に教師を尊重する姿勢が欠け、むしろ教員組合を敵視する姿勢があるものといわなければならぬ。

政府の明確な説明を求めるものである。右質問する。

昭和五十二年四月十九日

内閣総理大臣 福田 起夫
参議院議長 河野 謙三殿

参議院議員小野明君提出教師が児童生徒の教育に専念し、行き届いた教育が行える条件の整備に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員小野明君提出教師が児童生徒の教育に専念し、行き届いた教育が行える条件の整備に関する質問に対する答弁書

一 について

(一) 学校は、次代の我が国を担う青少年を教育する場である。各学校において生き生きとした教育活動を展開するためには、各学校において規律を守り秩序ある生活を創りあげると同時に、教員や児童生徒の創造的な活動を励まし、適切に指導することが必要であり、これら二つの人間関係が調和を保つて、学校運営が行われることが大事であると考えている。

(二) 国立及び公立の学校の教員の給与については、公務員の給与決定の根本基準にのっとり、すなわち職務と責任に応じて定められるべきものであり、現行の教員の給与体系にお

いても、教員の職務の特殊性は考慮されてい
ると考へる。

公務員の給与については、中立的第三者機
関たる人事院の勧告に基づき措置することが
政府の基本的建前であり、教員の給与体系の
在り方について、今後とも人事院の勧告を尊
重する考へである。

(三) 教員は、次代の国民を育成する教育を公教
育として自発的、創造的に行う使命を有する
ことはいふまでもないが、学校教育において
は、校長、教頭の指導の下に、全教職員がそ
れぞれの役割分担に応じてその職責の遂行に
努め、一体となつて教育に当たることによ
り、その成果を挙げられるものであると考へ
る。

このようなことから校長、教頭等には、企
画、管理、指導等の職務にふさわしい能力と
適性が強く要求されているところであり、教
育委員会においては、管理面と指導面のバラ
ンスを十分配慮して、その判断と責任におい
て適任者の任用と育成に努めているところであ
る。

(四) 小・中学校の学校規模については、学校教
育法施行規則において、十二学級以上十八学
級以下を標準とし、土地の状況その他により
特別の事情のあるときは、この限りでないとい
はれている。

人口の地域的急増により学校の新增設を行
う場合においても、設置者はこの省令の規定
に十分留意し、教育効果の低下を招くことと
ならないような配慮の下に必要な措置を講じ
ているものと考へる。

(五) 政府は、従来から、中立的第三者機関たる
人事院の勧告を尊重することを基本的建前と
してきたものである。

第三次教員給与改善のための一般職の職員
の給与に関する法律等の一部を改正する法律
案は、学校教育の水準の維持向上のための義

務教育諸学校の教育職員の人材確保に関する
特別措置法に基づく人事院勧告を受けて提出
したものであり、当該改正法案の一部を撤回
する考へはない。

二について

(一) 公立義務教育諸学校の教職員定数について
は、現在、昭和四十九年度を初年度とする第
四次の五か年計画を進めており、養護教諭及
び事務職員については、原則として学校数の
四分の三の学校に配置し得るよう改善を行つ
ているところである。

また、昭和五十一年度及び五十二年度にお
いては、教職員定数改善の一部を後年度に繰
り延べることにしたが、この措置は、教職員の
需給状況及び国・地方を通ずる財政事情等
を勘案してとつたものであり、既定計画どお
り実現できることを目途に今後とも努力して
まいりたい。

(二) 先般の教育課程審議会の答申において、ゆ
とりのある、しかも充実した学校生活を目標
として教育課程の改善がなされるべきことが指
摘されており、学校給食についてもその趣旨
に沿つて適切に運営されるよう指導してまい
りたい。

また、学校栄養職員については、昭和四十
九年度を初年度とする公立義務教育諸学校の
教職員定数改善の第四次の五か年計画により
増員を図つており、食堂等の施設・設備の整
備についても逐年拡充を図つているところで
ある。

(三) 学校管理下の事故による被災者の救済には
十分配慮する必要があるが、学校の設置者や
教員に過失がない場合等を含め、学校におけ
る事故のすべてについて、国や設置者が全面
的に災害補償を行う制度を設けることは、他
の諸制度との均衡上、慎重な検討を要する問
題であると考へる。
なお、日本学校安全会の災害共済給付につ

いては、従来から改善を行つてきたところで
あるが、今後とも給付額の引上げを含めその
充実を図つてまいりたい。

四 校長は、学校経営方針、教職員の校務分掌

等の全般的企画、学校の教育課程管理、教職
員の職務の監督等の人的管理、施設設備の物
的管理等極めて広範囲にわたる職務に従事し
ており、各学校においては、校長の指揮の下
に、教頭がその仕事を助け、全教職員が一体
となつて教育活動が活発に展開されていると
考へる。

なお、政府としては、校長、教頭等が安ん
じてその職務に専念することができるよう、
なお一層教育諸条件の整備に努めてまいりた
い。

三について

(一) 昭和五十一年度及び昭和五十二年度におい
ては、教職員定数改善の一部を後年度に繰り
延べることにしたが、この措置は、教職員の
需給状況及び国・地方を通ずる財政事情等を
勘案してとつたものであり、既定計画どおり
実現できることを目途に今後とも努力してま
いりたい。

また、学級編制については、現在、昭和四
十九年度を初年度とする第四次五か年計画を
進めており、複式学級、特殊学級の学級編制
の改善を行つているところである。

学級編制の在り方については、今後の児童
生徒の増加傾向等を考慮しつつ、更に引き続
き慎重に検討してまいりたい。

(二) 小学校においては、児童の発達特性から
みて、教師と児童との人間的な接触を密にし
ながら、その成長と発達を総合的にとらえて
適切な指導を行うことが必要である。また、
教育内容も必ずしも教科ごとに専門の教師が
担当しなければならないほど専門化していな
いので、現在、小学校においては、一人の教
師が全教科を担当することを建前としてい

る。しかし、音楽や図画工作などの技能を必
要とする一部の教科については、必要に応じ
特定の教科のみ担任するいわゆる専科教員を
置いている。

なお、指導の効率を高めるため、教師の特
性を生かした協力的な指導が行われるよう学
習指導要領にも定めているところである。

(三) 小規模中学校の免許外教科担当の実情を考
慮し、昭和四十九年度を初年度とする公立義
務教育諸学校の教職員定数改善の第四次の五
か年計画において、その解消を図るよう教員
の定数加算の措置を進めているところである。

(四) 公立学校の教職員の週休二日制の試行につ
いては、これらの教職員についての週休二日
制を実施するに当たっては、問題点の把握
及び必要対策の検討に資することを目的
として、本年四月から週休二日制の試行を実
施することについて指導しているところであ
る。現在、各都道府県においては教職員と他
の一般職員との均衡、父母及び地域住民の意
向等を考慮しながら検討しているところであ
る。

公立学校の教職員についての週休二日制の
実施については、国立大学の附属学校の教職
員を含む国家公務員についての試行の結果及
び公立学校の教職員についての試行の結果に
ついて慎重に検討した上で対処したい。

(五) 教員は、その職務の特殊性から、教育公務
員特例法にも規定されているように、絶えず
研究と修養に努めなければならないものであ
る。その趣旨にかんがみ、教員がその使命を
自覚し、自主的に適正な研修活動に努めるこ
とは極めて重要なことであるが、これと併せ
て、必要に応じ教育委員会等が研修の機会を
積極的に提供することもまた必要である。政
府は、教員の研修の充実を図るため、従来か
ら各種研修会の実施、教育研究団体等の助
成、教員海外派遣の拡充等に努めてきたこと

るであり、今後とも、教員の研修の充実についで一層努力してまいりたい。

(六) 教員が自発的に適正な研修活動を行い得るような条件整備を図ることは極めて重要なことである。政府としては、従来から都道府県の教育研修センターの設置について助成してきたところである。

(七) 学校を建築するに当たつての職員室の基準については、特に定めていないが、各地方公共団体において学校建築の際十分配慮していることと考へる。

四について

(一) 学校教育は、学習指導要領等教育課程の基準に従つて、各学校や地域の実態等に即して行われるものであり、その中において教員の創意、工夫が十分いかされるものである。

現在、各学校においては、校長、教頭を中心として全教職員が使命感にあふれ、情熱を傾けて教育を行っているものと考へている。

(二) 現在、都道府県に置かれる教科用図書選定審議会の委員の一定数は校長及び教員から選任することとなつており、また、各採択地区に置かれる教科書調査員には教員を委嘱するなどして、教員の意見を採択に反映できるようにしている。

また、各教員が教科書について研究できるように、各都道府県において、一定期間教科書展示会を開催するとともに、常設の展示施設として教科書センターを設置している。

以上のように、現行制度は教科書に対する教員の研究意欲を喚起できるようにしており、現行制度を改める考へはない。

(三) 学校は、組織的な学校運営により児童生徒を教育する機関であるから、一定の秩序を保つことが必要であり、学校を管理する教育委員会あるいは教員を監督する校長の指揮の下に、教員がその分担する職務を整然と遂行することに、よく教育の成果が期待できる

ものであると考へる。

また、PTAは、子どもの健全な成長を願つて学校、家庭及び地域社会での教育を結ぶ存在として、その適切な活動の展開が望まれるところであり、都道府県や市町村の教育委員会と協力してPTAの指導者研修やPTAの地域活動等の一層の充実を図るよう努めている。

五について

(一) 児童生徒急増市町村における不足教室・仮設校舎の解消については、昭和四十八年度から急増市町村の小・中学校校舎の新増築事業に係る補助率を三分の二(一般の市町村は二分の一)としていたほか、仮設校舎の解消のための校舎の新増築事業については従来から優先的に補助しているところである。また、急増市町村については、特に、小・中学校用地取得費に対する補助も実行している。昭和五十二年度予算においては、これらの急増市町村関係の予算を大幅に増額したほか、急増市町村の指定要件の緩和も行ったところであり、今後とも急増市町村における公立文教施設整備促進に努めてまいりたい。

危険対策対象範囲の拡大による危険校舎の全面解消については、毎年予算の増額に努めているところであるが、なお相当期間は健全校舎から危険校舎になるものが相当量ある中で、当面現行の基準によりつつ危険校舎の解消に努めてまいりたい。

屋内運動場・水泳プール未保有校の解消については、毎年補助金額の増額を図り、その整備の充実に努めてまいりたい。

特殊教育振興計画に基づく特殊教育諸学校の整備については、毎年度所要の財源措置を講じているほか、特に、昭和五十四年度からの養護学校の義務制化に備え、昭和四十七年度には養護学校未設置県の解消のため新設校

の補助率を三分の二に引き上げ、昭和四十八年度からは未設置県に限らずすべての都道府県立の新設養護学校校舎の補助率を三分の二に引き上げている。昭和五十二年からは、昭和五十五年までの時限的措置として政令指定都市が設置する新設養護学校についても都道府県並みに取り扱うこととしている。

幼稚園の整備については、幼児教育の重要性と幼稚園教育に対する国民の強い要請にかんがみ、入園を希望するすべての四歳児及び五歳児を就園させることを目標として幼稚園の整備を進めており、毎年公立・私立幼稚園施設整備補助、幼稚園就園奨励費補助、私立幼稚園運営費補助についてその拡充に努めている。

(二) 公立高等学校新増設に係る財源措置については、昭和五十一年度から高校生急増問題に対する緊急対策として、新たに一定の要件の下に高等学校校舎の新増設について国が三分の一を補助することとし、昭和五十二年度予算においては、八百億五千八百万円を計上しているほか、昭和五十二年度地方債計画において、高校分六百四十四億円を計上しており、これらの措置により高等学校新増設の円滑な実施が図られるものと考へる。

高校用地取得費の国庫補助制度については、義務教育施設においても一般的には実施していない事情にあるところからこれを補助の対象とすることは考へていない。なお、用地取得費については従来から起債により措置してきたところである。

(三) 学校設置者が学校校舎の整備に当たつて、教育方法の変化等にも対応できるように配慮することは大切なことであると考へており、学校建物の計画に当たつては、画一的に陥ることなく慎重な検討を行うよう学校設置者に対し指導しているところである。

このような見地から、従来から、学校建物の望ましい建築計画及び融通性のあるシステム建築による学校建設の実施方針について調査研究を行つており、また、一部の地方公共団体においても学校建築に関する調査研究がなされている。

今後とも関係地方公共団体等とも連絡をとりながら必要な調査研究を続けるとともに、将来の教育方法の変化に対応できる学校建物の整備について、地方公共団体等に対して指導してまいりたい。

(四) 私立学校振興助成法に基づいて私立高等学校等に対する経常費助成費補助を年々拡充し、私立高等学校等の教育条件の維持向上と父母負担の軽減を図つてきたところである。

特に、昭和五十二年度予算においては、厳しい財政事情下にあつて私立高等学校等経常費助成費補助金は、前年度予算に比べ、六十六・七パーセント百二十億円の増の三百億円を計上し、私立高等学校等の生徒等の負担の軽減を図るため、日本育英会の育英奨学事業の拡充や幼稚園就園奨励費の拡充を図つてきたところであり、今後とも、これらの施策の充実に努めたい。

六について

(一) 文教諸施策の検討、立案が、教育の現状を科学的に調査した結果等を踏まえてなされる必要があることは御指摘のとおりであり、そのような観点に立つて、指定統計等、種々の調査を計画し、実施しているところである。

今後とも、学識経験者等の協力を得て、教育の現状は握に必要な科学的な調査の実施の推進を図るとともに、調査結果を的確に国民に提供することに努めてまいりたい。

(二) 教員の職責にかんがみ、教員自らが積極的に情報を交換しつゝ適正な研修活動を行うことは大いに奨励されるべきことであり、従来から教育研究団体に対する助成に努めてきたが、今後一層その充実を図つてまいりたい。

の望ましい建築計画及び融通性のあるシステム建築による学校建設の実施方針について調査研究を行つており、また、一部の地方公共団体においても学校建築に関する調査研究がなされている。

(三) 国立大学・学部の附属学校は、通常の学校として、児童・生徒の教育を行行はか、大学・学部の教育に関する研究に協力し、また、学生の教育実習に当たることを重要な役割としている。

このため、従来から、教育研究及び教育実習の面で大学・学部と附属学校の連携を強化し、その充実向上を図ること、入学者選抜方法の改善を図ることなどを中心に、附属学校の運営の改善充実に努めている。

(四) 御指摘の去る一月九日の事件で現行犯逮捕した被疑者四人については、うち二人に手錠を使用し、他の二人には手錠を使用しなかつた。去る三月三日の経団連会館襲撃事件の被疑者四人については、手錠を使用しなかつた。このように手錠を使用するかどうかは、逃亡防止の措置と態勢などを含む逮捕時の現場の個々、具体的な状況等によるものである。

〔第八号参照〕

審査報告書

昭和五十二年度一般会計暫定予算
昭和五十二年度特別会計暫定予算
昭和五十二年度政府関係機関暫定予算

右は多数をもって可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

昭和五十二年三月三十一日

予算委員長 小川 半次
参議院議長 河野 謙三殿

要領書

一、委員会の決定の理由

昭和五十二年度一般会計暫定予算、昭和五十二年度特別会計暫定予算及び昭和五十二年度政府関係機関暫定予算は、昭和五十二年四月一日から同年四月十六日までの期間に係る暫定予算であつて、昭和五十二年度本予算が年度内に成

立することが困難となつたことに伴う応急的な措置として編成されたものである。

一般会計暫定予算は、本予算が成立するまでの応急的な措置であることにかんがみ、暫定予算期間中における人件費、業務費等の経常的経費のほか、既定の施策に係る経費について行政運営上必要最小限度のものを計上することとし、新規施策に係る経費は原則として計上しないこととしているが、教育及び社会政策上等の配慮から特に措置することが適当と認められるものについては、新規の施策についても所要の経費を計上することとしている。この結果、昭和五十二年度一般会計暫定予算の総額は、歳入一千三百九十九億一千八百八十八万四千円、歳出一兆六千四百四十三億八百九十二万六千円であつて、差引き一兆五千二百二十三億九千九百四十二千円の歳出超過となるが、国庫の資金繰りについては、必要に応じ、一兆五千五百億円を限度として大蔵省証券を発行できることとしている。特別会計暫定予算及び政府関係機関暫定予算については、一般会計の例に準じて編成されている。

なお、財政投融資についても、一般会計に準じ、所要の措置を講ずることとしている。右の措置は、本予算成立までのやむを得ない措置であり、おおむね妥当なものと認める。

審査報告書

地方税法の一部を改正する法律案

右は多数をもって可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

昭和五十二年三月三十一日

地方行政委員長 高橋 邦雄
参議院議長 河野 謙三殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、住民負担の軽減及び合理化を図

るため、個人住民税の所得控除の額、事業税の事業主控除額並びに料理飲食等消費税、電気税及びガス税の免税点をそれぞれ引き上げるとともに、法人住民税の均等割、娯楽施設利用税、鉱区税、狩猟免許税、入猟税及び入湯税の税率の引上げ、電気税に係る非課税等の特別措置の整理合理化等を行おうとするものであつて、おおむね妥当なものと認める。

なお、別紙の附帯決議を行つた。

一、費用
本法施行のため、別に費用を要しない。

なお、昭和五十二年の地方税においては、減収千六百六億円、増収三百六十九億円、差引き七百三十七億円の減収が見込まれている。

附帯決議

昨今の経済情勢の下で深刻化している地方財政の状況にもかかわらず、いまだ国・地方自治体間の税財政制度の抜本的改革が行われていない。よつて政府は、昭和五十三年度において、地方税源の安定的確保を図り、もつて地方自治の発展を期するよう、左記の事項について実現を図るべきである。

一、国・地方自治体間の税源再配分を再検討し、昭和五十三年度を目途として地方自治体の自主財源を充実強化するよう努めること。

二、住民税については、引き続き課税最低限の引上げ等の措置を検討し、住民負担の軽減を図るとともに、中小法人に対する税負担の軽減を図ること。

三、法人事業税の所得課税については、昭和五十三年度より外形標準課税を導入するよう努めること。

四、都市税源の充実を図るため、法人所得課税の地方への配分割合の強化を図るとともに、事業所の課税、団体の範囲を拡大するよう検討すること。

五、産業用電気税の非課税措置の縮減等、地方税における非課税措置等を抜本的に整理合理化す

るとともに、国税の租税特別措置による地方税への影響をせり断するよう努めること。

六、利子及び配当所得については、すみやかに総合課税に移行するよう努めるとともに、それまでの間、地方税の減収を考慮し補てん措置を講ずること。

七、地方道路財源特に市町村の道路財源の充実に努めること。

八、有料高速道路に対する固定資産税の課税又はこれにかわる措置を、昭和五十三年度より実現するよう努めること。

九、地方自治体の課税自主権を尊重すること。

右決議する。

審査報告書

警察官の職務に協力援助した者の災害給付に關する法律の一部を改正する法律案

右は全会一致をもって可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

昭和五十二年三月三十一日

地方行政委員長 高橋 邦雄
参議院議長 河野 謙三殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、国家公務員等について傷病補償年金が設けられることにかんがみ、警察官の職務に協力援助した者の災害に対する給付の充実を図るため、協力援助者災害給付制度に傷病給付を創設しようとするものであつて、妥当な措置と認める。

一、費用

本法施行に伴う費用は、昭和五十二年度一般会計予算(警察庁都道府県警察費補助金)に、八十九万七千円が計上されている。

審査報告書

放送法第三十七条第二項の規定に基づき、承

認を求めるの件
右は全会一致をもって承認すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

昭和五十二年三月三十一日
逓信委員長 神沢 淨
参議院議長 河野 謙三殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本件は、放送法第三十七条第二項の規定に基づき、日本放送協会の昭和五十二年取支予算、事業計画及び資金計画について、国会の承認を求めらるものである。

これらの取支予算等によれば、事業取支は百三十七億三千万円の赤字となつており、このうち百十七億二千万円を債務償還のため資本収入に繰り入れ、残余の二十億一千万円を翌年度以降の財政安定化財源として、その使用を繰り延べることにしている。なお、沖縄地域における受信料について、昨年六月実施した本土受信料の改定と概ね同率の改定を行うこととしている。

また、事業計画においては、難視聴の解消促進、放送番組の充実刷新、広報・営業活動の強化等に重点をおいている。

これらの取支予算等は、いずれも同協会の事業運営上妥当なものと認めらる。

なお、別紙の附帯決議を行つた。

附帯決議

政府ならびに日本放送協会は、次の各項の実施につとめるべきである。

- 一、放送による表現の自由を確保し、放送の不偏不党を堅持すること。
- 一、経営委員会が、協会の最高意思決定機関として十分機能するよう、その構成について、慎重に配慮すること。
- 一、協会は、極力、業務の効率化を推進して経営

の健全化をはかるとともに、国民の意向を事業運営に反映するため不断の努力を傾注すること。

一、難視聴対策については、ミニサテの活用、SIF帯の利用等による効果的施策をいつそう推進するとともに、抜本的解決策を速やかに具体化すること。

一、放送の普及の現状、協会の財政事情等にかんがみ、受信料の免除措置について、抜本的検討を加えること。

一、協会は、受信料制度に対する国民の理解と協力をうらうよういつそう努めるとともに、国民の生活態様に即した営業活動を積極的に進めて受信契約および受信料収納の確保に万全を期すること。

一、協会は、沖縄県の区域における受信料の改定について、県民の理解が得られるよう努めると。

一、協会は、協会の業務に従事する者の待遇改善に配慮すること。

審査報告書

所得税法の一部を改正する法律案
右は全会一致をもって可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

昭和五十二年三月三十一日
大蔵委員長 安田 隆明
参議院議長 河野 謙三殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、今次の税制改正の一環として、最近における所得税負担の状況に顧み、基礎控除額、配偶者控除額、扶養控除額、障害者控除額等の引上げによりその負担の軽減を図るとともに、年齢七十歳以上の控除対象配偶者について適用される特別の配偶者控除額を定めるは

か、所要の規定の整備を図らうとするものであつて、妥当な措置と認めらる。

なお、別紙の附帯決議を行つた。

附帯決議

政府は、左記事項の推進に努めるべきである。

一、所得・物価水準の推移等に即応し、今後とも中小所得者を中心とする所得税負担の軽減合理化(配偶者控除の適用要件である配偶者の所得限度の引上げ、白色申告者の専従者控除の引上げ等を含む)に努力するとともに、税負担の一層の公平化を図ること。

一、前項の中小所得者の税負担の軽減及び公平化に資するため、現行の所得控除方法に限らず、人的控除のあり方について、税額控除方式も含め、真剣に検討すること。

一、通勤手当の非課税限度額については、通勤の実情に即応して、再検討すること。

一、寒冷地手当及び深夜労働に伴う割増賃金については、税の軽減について検討すること。

一、法人の受取配当益金不算入制度及び支払配当控除制度等を含め、法人課税の基本的あり方について、今後さらに検討すること。

一、利子・配当課税については、その総合課税への移行を検討すること。

一、社会保険診療報酬課税の特例については、その合理化の早期実現を図ること。

一、交際費支出の社会に与える影響等に留意し、課税の強化措置につき、さらに検討すること。

一、社会福祉充実の見地から、年金に係る課税の合理化を検討すること。

一、住宅取得控除については、住宅政策との関連において制度の合理化を検討すること。

とし、その適用に当たつては、納税者に対し、趣旨の徹底を図るとともに、その指導に遺漏なきを期すること。

なお、雑損控除の適用除外限度額の引下げについては、実情に適合するよう、検討すること。

附帯決議

一、医療費控除については、実情に即し適切に配慮すること。

一、変動する納税環境の下において、複雑、困難かつ高度の専門的知識を要する職務に従事している国税職員について、職員構成の特殊性等従来の経緯及び今後の財政確保の緊急かつ重要性にかんがみ、今後ともその処遇の改善、定数の増加等に、一層配慮すること。

審査報告書

租税特別措置法及び国税収納金整理資金に関する法律の一部を改正する法律案
右は国会法第五十条後段の規定に基づき、可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

昭和五十二年三月三十一日
大蔵委員長 安田 隆明
参議院議長 河野 謙三殿

要領書

一、委員会の決定の理由
本法律案は、現下の厳しい財政事情等に顧み、今次の税制改正の一環として、利子、配当課税等の適正化及び交際費課税の強化を行い、高精度工作機械等の特別償却の廃止、公害防止用設備の特別償却率の引上げ及び価格変動準備金の積立率の引下げ等既存の特別措置の整理合理化を図るほか、老年者年金特別控除制度等期限の到来するその他の特別措置について実情に応じ適用期限を延長する等所要の措置を講ずるとともに、歳入に組み入れるべき国税収納金等

の受入期間の末日が日曜日等に当たるときはその翌日を受入期間の末日とすることにより、国税収納金整理資金の経理について合理化を図ろうとするものであつて、おおむね妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行つた。

一、費用

本法施行に伴う租税の増収見込額は、昭和五十二年度約五百二十億円である。

附帯決議

政府は、左記事項の推進に努めるべきである。

一、所得・物価水準の推移等に即応し、今後とも中小所得者を中心とする所得税負担の軽減合理化(配偶者控除の適用要件である配偶者の所得限度の引上げ、白色申告者の専従者控除の引上げ等を含む)に努力するとともに、税負担の一層の公平化を図ること。

一、前項の中小所得者の税負担の軽減及び公平化に資するため、現行の所得控除方法に限らず、人的控除のあり方について、税額控除方式も含め、真剣に検討すること。

一、通勤手当の非課税限度額については、通勤の実情に即応して、再検討すること。

一、寒冷地手当及び深夜労働に伴う割増賃金については、税の軽減について検討すること。

一、法人の受取配当益金不算入制度及び支払配当控除制度等を含め、法人課税の基本的あり方について、今後さらに検討すること。

一、利子・配当課税については、その総合課税への移行を検討すること。

一、社会保険診療報酬課税の特例については、その合理化の早期実現を図ること。

一、交際費支出の社会に与える影響等に配慮し、課税の強化措置につき、さらに検討すること。

一、社会福祉充実の見地から、年金に係わる課税の合理化を検討すること。

一、住宅取得控除については、住宅政策との関連

において制度の合理化を検討すること。

一、除雪の費用が、家屋損壊を防止するための支出である場合、当該費用を雑損控除の適用対象とし、その適用に当たつては、納税者に対し、趣旨の徹底を図るとともに、その指導に遺漏なきを期すること。

なお、雑損控除の適用除外限度額の引下げについては、実情に適合するよう、検討すること。

一、医療費控除については、実情に即し適切に配慮すること。

一、変動する納税環境の下において、複雑、困難かつ高度の専門的知識を要する職務に従事している国税職員について、職員構成の特殊性等従来の経緯及び今後の財政確保の緊急かつ重要性にかんがみ、今後ともその処遇の改善、定数の増加等に、一層配慮すること。

第九号中正誤

ペシ 段行

三五 三から 終わり 係る

誤

かかる 正

昭和五十二年四月二十二日 参議院會議録第十号

明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

定価 一部三三〇円

発行所

東京都港区赤坂葵町二番地 郵便番号一〇七
大藏省印刷局
電話 東京 五八二 四四一一(大代)